

平成 2 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 3 年 9 月 6 日開会
平成 2 3 年 9 月 2 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 6 日

平成23年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成23年9月6日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成22年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第20号 平成22年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成22年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第25 認定第23号 平成22年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第26 報告第10号 平成22年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第27 報告第11号 平成22年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第28 報告第12号 平成22年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第29 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第30 議案第68号 北杜市障害者総合支援センター条例の制定について
- 日程第31 議案第69号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第70号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第71号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第72号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第73号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第74号 北杜市武川町高齢者活動センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第75号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第76号 北杜市浅川伯教・巧基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第77号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第78号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第79号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第80号 北杜市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第81号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第82号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議案第83号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議案第84号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第47 議案第85号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第48 議案第86号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第49 議案第87号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第50 議案第88号 字の区域の変更について（明野町浅尾）
- 日程第51 同意第9号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第52 同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第53 同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件

2.出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

20番	清水壽昌	22番	渡邊陽一
1番	小須田稔		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	大芝正和	会計管理者	由井秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭	明野総合支所長	堀内健二
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	浅川明男	白州総合支所長	伏見常雄
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	坂本吉彦
総務課長	菊原忍	企画課長	神宮司浩
財政課長	秋元達也	代表監査委員	入江薫

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	山内一寿
”	小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成23年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

去る9月4日に実施予定でありました、大規模地震等の災害に備えた北杜市総合防災訓練は台風の影響により残念ながら中止となりましたが、各地区におきましてはそれぞれの地域に合った実践的な訓練が行われたと伺っております。

特に今年は3月の東日本大震災や7月の新潟・福島両県の記録的な集中豪雨、このたびの台風12号による近畿地方を中心とした記録的な大雨など、全国的に大きな災害に見舞われた年でもあり、定期的な防災訓練を通した日ごろの備えの大切さを痛感したところであります。

さて国におきましては、被災地の復興や放射能汚染問題の解決に道筋をつけ退陣した菅内閣に代わり、民主党政権で3代目となる野田内閣が新たに誕生したところでありますが、依然としてねじれ国会により政権運営や政策実現が非常に困難な状況にある中で、新内閣におかれましても、財政の健全化はもとより被災地の復興や原発事故の収束と合わせ、経済対策、円高対策など国民生活の安定のため、全力で取り組まれるよう期待するものであります。

なお、今定例会には平成22年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されますが、議員各位におかれましては健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成23年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、堀内副市長はソウル国際親善協会主催の浅川巧セミナー出席による韓国出張のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告4件、認定23件、同意3件、議案21件です。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に監査委員から5月および6月実施分の例月現金出納検査および、8月実施分の随時監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 坂本静議員、報告をお願いいたします。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成23年第1回の議会臨時会が7月28日に開催され、清水進、篠原眞清、風間利子、利根川昇、千野秀一、内田俊彦、坂本治年、秋山俊和、渡邊陽一の各議員と私の10人が出席いたしました。

議案の概要について、説明いたします。

条例案件 1 件、契約案件 2 件の 3 案件であります。

まず条例案件の組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例については人事院規則の一部改正にかんがみ、東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、職員のボランティア休暇の期間について所要の改正を行うための一部改正であります。

次に、契約案件の災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結についてであります。この契約につきましては、条例で定めるところにより議会の議決を経る必要があるためのものあります。

次に、同じく契約案件の災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてであります。この契約についても、条例で定めるところにより議会の議決を経る必要があるためのものあります。

以上で、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 7 9 条の規定により、

2 0 番議員 清水壽昌君

2 2 番議員 渡邊陽一君

1 番議員 小須田稔君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 9 月 6 日から 9 月 2 9 日までの 2 4 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 9 月 2 9 日までの 2 4 日間とすることに決定いたしました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思っておりますが、ご承知おき願いたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第50 議案第88号 字の区域の変更について（明野町浅尾）までの48件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成23年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

徹底した節電への取り組みから、例年にも増して暑さを感じた今年の夏でありました。台風一過の秋晴れがしばらくは続くとの天気予報であります。このところ朝夕はだいぶ秋の気配が感じられるようになりました。わがふるさと北杜の田園もところどころに輝かしい黄金色となり、6年連続して高い評価をいただいている梨北米の収穫時期を迎え、再び活気を帯びる季節となりました。

さて、先月末に発生した台風12号は非常にゆっくりとした動きで、近畿・東海地方をはじめ、山梨県内にも河川の増水や崖崩れ、道路の陥没など甚大な被害をもたらしました。

その中で去る9月4日に直下型大地震が発生したとの想定で、市内全域で防災訓練が実施されました。白州総合運動場の会場型総合訓練は台風の影響により中止といたしましたが、各地区では消防団と自主防災組織・行政区の市民が協力し、避難訓練および消火器・消火栓による初期消火訓練、安否情報確認の白いタオル掲出訓練等が行われました。また、北杜市防災計画に基づき、市では3日間の配備体制を整え災害に備えましたが、幸いに市内の農作物や道路、河川等に大きな被害はなく安堵したところであります。改めて災害に備え、日ごろから防災意識を高めていくことの重要性を認識したところであります。

さて、3月の大震災に伴う原発事故により、放射性物質の影響が心配されるところであります。山梨県では7月から8月上旬にかけ、全県下で放射性物質に関わる検査等を実施し、北杜市内3カ所の簡易水道の放射性物質検査や市内小中学校など、いくつかの測定地点で、地上1メートルおよび地表面での空間放射線量率を測定いたしました。いずれも放射性物質は平常時の測定値の範囲内でありました。

また県が7月下旬から果樹、野菜、畜産物の検査を順次行った結果、北杜市産を含め県内の果物、野菜などの農産物や牛肉、牛乳等、畜産物からの放射性物質は検出されておられません。

なお、米につきましても県において農畜産物の放射性物質検査実施計画に基づき、9月初旬に北杜市産玄米のサンプル検査を実施し、公表していくこととなっております。これまでの結果にひと安心をしているところでありますが、引き続き国や県の状況や検査結果等を注視してまいりたいと考えております。

ところで、7月30日の八ヶ岳ホースショー in こぶちさわを皮切りに北杜ふるさと祭り、明野ふるさと納涼まつり、大泉ふるさと夏祭り、武川町ふるさと祭りや須玉甲斐源氏祭り、また尾白川の名水公園のいつにない賑わいなど市内各地で夏祭り等が開催され、多くの市民をはじめ県内外の皆さまと一流の田舎まち北杜で楽しんでいただきました。

日本一の太陽のもと、20回を数える北杜市明野サンフラワーフェスは県民1人1本あてで

蒔いた86万本のヒマワリに加え、山梨大使である片岡鶴太郎さんによりヒマワリを描いた震災復興応援メッセージ等の効果により、関東や中京圏など県内外から22万人を超える皆さまに訪れていただき、満喫をしていただきました。また、ふるさと北杜を愛していただいている方々のイベントも市内各地で数多く開催され、大変ありがたく思っております。北杜市を愛することでさらに知り、知るによりさらに愛してほしいと思います。それぞれの実行委員会等、関係者の皆さまのご尽力に改めて感謝を申し上げる次第であります。

さて、政府が発表した8月の月例経済報告では、景気の基調判断は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの持ち直しているとし、前月から上方修正こそいたしました。欧米の債務問題に端を発した急激な円高や世界景気の下振れに懸念を示しております。

このような中、8月末に誕生した野田新総理は円高・デフレ、大震災からの復旧・復興、原発事故の収束など、国難を一つひとつ解決していく実行する政治を目指して就任いたしました。

新しい内閣におかれましては国家財政の健全化を図りつつ、経済の早期な本格回復と社会保障制度の安定化等により、国民が安心して暮らせる社会の実現を期待するところであります。

ところで去る8月5日に総務省から普通交付税の額が発表され、本市では前年当初対比で若干増額し、115億4,700万円余となりました。普通交付税は国が市町村合併を進めるための特別措置として合併後10年間は手厚い配分がなされますが、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっております。

先が見えない不安定な時代でありますので、本市といたしましても国の動向を注視し、引き続き税収の確保、市債の発行抑制や経常経費の削減等を本年2月に策定いたしました第2次北杜市行政改革大綱およびアクションプランに基づき着実に進め、後世に負担を残さない持続可能な市政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に市政の状況について、申し上げます。

はじめに、昨年度から年次計画で進めております防災行政無線のデジタル化についてであります。

高根町の施設が整備できたことから、9月4日の防災訓練から放送を始めたところであり、今後も順次、子局の新設を進め機能の充実を図ってまいります。併せて長坂町、武川町、明野町の施設整備につきましても年度内に行う計画であり、現在、準備を進めているところであります。

なお、東日本大震災を受けまして、整備を進めておりましたデジタル簡易無線機につきましては、基地局12機を本庁舎および総合支所へ、ハンディ無線機64機を本庁舎、総合支所、増富出張所と市立の保育園、小中学校、病院および診療所へ設置し、先月までに関係者を対象にした取り扱いの説明を行ったところであります。

今後は無線機の通信試験を定期的に行い、災害時の情報収集および伝達に役立ててまいりたいと考えております。

次に、大学との連携事業についてであります。

本市と山梨大学との共同研究のワーキング・グループの一つである、酵母等発酵の分野において、ワイン科学研究センターの柳田藤寿教授と市内食品メーカーとの共同研究により、梨北米を主原料とした乳酸発酵飲料と、市内産大豆飲料に県内産桃果実を加えた乳酸発酵飲料を開発し、県内スーパーや道の駅等で販売しております。

また東京藝術大学との連携事業では、7月にお箸をテーマに、漆を用いた工芸の第一人者で

ある東京藝術大学の三田村有純教授に「お箸の美を考える」と題した講演をいただくとともに、漆芸研究室や大学院生の指導により漆を使ってのお箸づくり教室を行いました。参加者には日本文化の良さを再発見していただけたことと考えております。

今後も協定を締結している大学との連携を深めていくことで、地場産業の発展などによる地域力向上や本物の芸術や一流の文化に触れる機会の創出などにより、市民の皆さまとともに北杜市のグレードアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、市役所本庁舎の耐震化についてであります。

昭和41年から43年にかけて建設された本庁舎北館は、最も古い部分で築45年を経過し老朽化が進んでおり、耐震の目安となるIS値は0.37で基準値である0.6を大きく下回っています。

本市でも東日本大震災を契機に、専決処分や補正予算において各種の災害対策予算を計上し、万一に対する備えを行っておりますが、災害時の対策本部となる本庁舎の安全性を確保することが重要であることから耐震化を図っていくことが急務であると判断いたしました。そこで事務室等の配置計画等を立てた上で、12月の市議会定例会に設計費用にかかる所要の補正予算をお願いし、平成24年度に事業実施したいと考えております。

次に仮称、武川コミュニティセンター建設事業についてであります。

10名の委員で構成する施設建設検討委員会において、7月から4回にわたり検討していただきました。その結果、多目的ホールは可動イスを備えた300人規模程度とし、図書館、児童館および会議室に加え、備蓄倉庫などを備えた防災機能を有する総合施設とすることとなりました。

今後は、12月の市議会定例会にセンター建設費にかかる所要の補正予算をお願いする予定で事務を進めてまいります。

次に、武川総合支所の移転についてであります。

老朽化が著しい武川総合支所については、支所内に併設されている西部教育センターとともに耐震設備が整っている武川保健センターに移転することとし、本年11月7日から業務を開始する予定であります。

なお、総合支所移転に伴う周知、広報につきましては万全を期したいと考えております。また、解体後の武川総合支所跡地につきましては、武川小学校等の駐車場として利用する考えであります。

次に、第1次北杜市総合計画についてであります。

8つの杜づくりを施策の大綱に掲げ、平成18年度に策定された総合計画が5年を経過することから、平成24年度から平成28年度までの5年間の後期基本計画策定に向けて現在、作業を進めているところであります。

今月下旬に第1回北杜市総合計画審議会を開催し、11月を目途に審議結果の答申をいただき、12月に議会へ概要のご説明をさせていただく予定であります。そののちにパブリックコメントにより市民の皆さまから幅広くご意見をいただき、第1次北杜市総合計画の後期基本計画を策定することとなります。

次に、男女共同参画都市宣言についてであります。

市では平成18年度に北杜市男女共同参画推進委員会を設置し、支え合い、男女が共に築くまち・北杜ほほえみ夢プランの実現のために活動を重ねております。

市民の皆さまとともに男女共同参画社会のより一層の推進を目指し、本年11月1日に開催されます市制施行7周年記念式典において、家庭・職場・地域・学校・社会を柱とする男女共同参画都市宣言を行う予定であります。

次に、小規模多機能型居宅介護事業所についてであります。

この事業所は、登録された利用者を対象に通所を中心として、事業所の職員による自宅訪問や同事業所への宿泊を組み合わせサービスを提供することで、在宅生活を支援するものです。

本市では去る3月に県の介護基盤緊急整備特別対策事業を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の選定をしたところであります。選定された事業所は事業予定地の長坂町内において9月初旬に施設改修の工事を発注し、年度内の開設を目指していると聞いております。市内では、すでに塩川・釜無川地区に1カ所を小規模多機能型居宅介護事業所として指定し、順調な事業展開がなされております。

今般、2カ所目の事業所として八ヶ岳南麓地区の在宅サービスの拠点となることを期待するものであります。

次に、認知症サポーター養成講座についてであります。

市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民との協働で目指しており、その中で認知症の人や、その家族を地域で見守り支援する認知症サポーター養成講座を開催し、受講者はこれまでに1,500名を超えております。また、市内にも認知症の方の多くが入院や施設入所をせずに地域で生活しており、市役所での業務の中でも接する機会が多くなっております。

そのため本年6月に職員研修の一環として、市職員を対象に養成講座を4回開催し、375名の職員が認知症サポーターとなりました。認知症を正しく理解し、日々の業務に役立ててまいりたいと考えております。

次に、長坂町内に整備を進めている北杜市障害者総合支援センターについてであります。

障害者を支援する拠点施設となる障害者総合支援センターにつきましては、本年10月3日に開所予定であります。同センターでは、地域活動支援事業、相談支援事業、就業・生活支援センター事業等を実施することとしておりますが、これらについては関係福祉団体等にもご意見を伺いながら最終調整を行っております。また、駐車場や敷地内のゲートボール場の整備の工事はすでに完了しており、施設改修工事等につきましても完成間近であります。障害者総合支援センターは、あくまでも障害者が安心して地域で暮らせる環境づくりの第一歩でありますので、今後もこの施設を拠点として、障害者福祉施策をさらに推進させていきたいと考えております。

次に、市立保育園人材バンクについてであります。

北杜市保育園充実プランに基づき、保育園での臨時保育士等の確保のため、保育士資格を有する方などに登録していただく北杜市立保育園人材バンクを開設いたします。保育士不足の解消や子育て支援施設での人材の活用を図っていききたいと考えております。

いくつかの子育て支援策の成果の表れか、1人の女性が生涯に産む子どもの数であります合計特殊出生率が北杜市では平成22年度は1.27と、平成21年度の1.19からわずかではありますが、増加したことは大変喜ばしいところであります。

次に、明野産業廃棄物最終処分場の漏水検知システムが作動した問題についてであります。

8月30日に開催された安全管理委員会で、県環境整備事業団からシステムの異常検知の原

因およびメカニズムの説明と再発防止策が提示されました。その結果、委員会ではいろいろな意見が出されましたが、委員会としての意見を環境整備事業団に伝えることとし、今後は山梨県と環境整備事業団で対応を協議することとなりました。本市といたしましては、この状況を見守っていきたいと考えております。

次に、下水道料金統一についてであります。

今議会に条例の一部改正をお願いしてあります下水道料金の統一は、市民への説明会を7月25日の明野町を皮切りに、8月8日まで市内8地区をまわり開催してまいりました。また、大量使用者には8月18日に説明会を開催したところであります。説明会では、いくつかのご質問やご提言をいただきましたが、いずれの会場でも料金改定に対し、おおむねご理解をいただけたものと思っております。

次に、観光客の入り込み状況についてであります。

甚大な被害をもたらした東日本大震災の影響により、今年3月、4月は市内の観光事業者にも予約のキャンセルが続出するなど大きな影響があり、夏の観光シーズンが心配されたところであります。しかし市内の宿泊施設の様子は、宿泊客が前年同期を10%以上、上回っている施設が多く、中には30%を超えるところもあるなど、7月上旬から来訪者が増加し、全般的には昨年を上回っている状況にあり、大変ありがたく思っております。

このように入り込み客が増加しているのは、全国的に節電への取り組みが求められている中で、海よりも涼しい高原のリゾート地が注目を集めているものと思われます。これを機会に北杜市の素晴らしさを多くの方々に体感していただき、再び北杜市を訪れていただけることを期待しているところであります。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備についてであります。

昨年12月から本年6月まで、6回にわたる市民協議会ならびに基本構想案の市民説明会などを開催する中で、広く市民の意見をいただき基本構想を策定しました。現在、基本構想をもとに整備事業に関する基本協定締結に向け、JRと協議を重ねておりますが、基本協定締結後には駅舎および駅前広場の基本設計を進めたいと考え、今議会に所要の予算をお願いしたところであります。また国の社会資本整備総合交付金事業の導入に向け、JRおよび山梨県と基本設計段階で、さらに協議を進めてまいりたいと考えております。

次に映画「白磁の人」についてであります。

小説「白磁の人」映画製作委員会が、7月27日に県立美術館において、浅川巧を主人公とした映画「白磁の人」の製作発表を行いました。映画化にあたっては、日韓両国の映画製作委員会が中心となって協働して制作し、文化庁や山梨県などが協力・支援することとなっております。

なお、来年度には中学校社会科の歴史の教科書に浅川巧が掲載されることも決定しております。また、昨日はソウル市においてソウル国際親善協会の主催により、浅川巧セミナーが開催され、堀内副市長が出席をいたしました。日韓両国での上映により浅川巧が果たした業績を顕彰するとともに、国際観光の振興はもとより日韓両国の友好親善、北杜市のイメージアップ、青少年への教育的効果等が期待されるところであります。

市としましても広報活動をはじめ映画化にあたっての資料提供、北杜市フィルムコミッションによる支援はもとより、北杜市浅川伯教・巧基金を活用して財政的な支援をするため、今議会に北杜市浅川伯教・巧基金条例の一部改正と所要の補正予算をお願いしたところであります。

次に、国民文化祭についてであります。

平成25年1月12日から11月10日までの303日間、「文化の風とあそぶ～みつめる・こえる・つなげる」をテーマに山梨県と県内27市町村で第28回国民文化祭が開催されます。

本市では8月9日に第28回国民文化祭北杜市実行委員会を設立し、4つの主催事業の確認と今後のスケジュール、啓発活動等について協議がなされ、本格的なスタートとなりました。また9月3日、4日の両日に開催された全日本合唱コンクール関東支部県大会では、明野少年少女合唱団が素晴らしい歌声を披露し、この秋に開催される関東大会への出場権を得ることができました。少年少女合唱の祭典を市内で開催することが決定していることから、大変喜ばしいところであります。

今後は、国民文化祭の知名度アップのため積極的な啓発活動を展開し、市民への周知と機運の盛り上げに尽力するとともに、市民自らが企画実施している文化・芸術事業も国民文化祭の応援事業として推進し、北杜市の文化芸術の厚みを全国に向けて発信してまいりたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件23件、条例案件16件、補正予算案件4件、同意案件3件、その他1件であります。

はじめに、報告第10号の平成22年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件につきましては、平成21年度から2年間の継続事業で実施いたしました新山崎団地整備事業の精算の報告でございます。

次に報告第11号および報告第12号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成22年度の市の健全化判断比率および資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第13号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第23号 平成22年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第68号 北杜市障害者総合支援センター条例の制定についてであります。

障害者および障害児の自立した生活の推進をより一層充実させることを目的に、地域活動支援事業などの拠点となる北杜市障害者総合支援センターを開所するため、必要事項等を定めるものであります。

次に議案第69号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例、議案第70号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例、議案第74号 北杜市武川町高齢者活動センター条例の一部を改正する条例、議案第75号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例および議案第77号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例についてであります。

武川総合支所移転に伴い、関係各施設の位置の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第71号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例についてであります。

須玉および武川保健センターについて、補助金制度の処分制限期間が経過したことにより施設の使用用途変更を行い、有効的に活用するため所要の改正を行うものであります。

次に議案第72号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例および議案第73号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

甲陽病院療養病棟改築に伴い病床数を削減するためおよび、医療療養型個室の室料などを見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第76号 北杜市浅川伯教・巧基金条例の一部を改正する条例についてであります。

浅川伯教・巧兄弟の功績をより一層世間に知らせることを目的に、基金の設置規定等を見直し、適正かつ効果的に活用するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第78号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例および議案第79号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道等の使用料金統一に伴い料金体系を改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第80号 北杜市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例における事業対象区域を拡大し、今後は市内全域を対象とするために改正を行い、併せて滞納処分等の規定を明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第81号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例および議案第82号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

分担金徴収についてそれぞれの区域ごとに異なる基準を統一するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第83号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市まちづくり条例の施行に伴い、土地利用審議会の設置規定を変更する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第84号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

鳥獣害による農業被害の軽減のため、須玉町江草地内に鳥獣の侵入防止柵を設置することとし、所要の経費を計上しております。

次に観光振興、駅利用者の利便性向上のため、小淵沢駅舎の改築、駅前広場の整備についての基本設計費を計上しております。

次に浅川巧を顕彰し、国際交流、青少年教育等の推進を図るため、同氏を主人公とした映画製作に対し助成してまいります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億2,269万4千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ277億8,637万2千円となります。

次に議案第85号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。

過年度介護給付費の精算および繰越金による支払い準備基金への積立金など4,879万

5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,461万5千円とするものであります。

次に議案第86号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)であります。

特別教室の耐震強度不足による改修工事の設計委託料であり、284万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億981万1千円とするものであります。

次に議案第87号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)であります。

災害時の情報通信手段を確保し、緊急患者の医療行為を円滑に行うことを目的に塩川・甲陽両病院に衛星携帯電話を導入するための関係事業費など、293万1千円を追加するものであります。

次に議案第88号 字の区域の変更についてであります。

県営茅ヶ岳畑地帯総合土地改良事業の区画整理工事に伴い、区域内の土地について新たに字界を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

市長の説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第23号までの、一般会計および特別会計の決算の認定23件について補足説明を求めます。

由井会計管理者。

○会計管理者(由井秀樹君)

それでは、今議会に提出されました平成22年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして、処理を行いました。

決算の調整につきましては、各会計とも平成22年4月1日から平成23年3月31日までに実施した諸事業および収入支出において2カ月間の出納整理期間を経て、平成23年5月31日に各会計を閉鎖したものであります。

したがいまして、市長への決算書の提出は出納閉鎖後3カ月以内となっておりますので、平成23年7月27日に行ったところであります。

また監査委員による決算審査が、平成23年7月21日から8月8日までの7日間の日程で実施され、決算に対する意見書を8月19日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件の件数につきましては、平成22年度の一般会計をはじめ特別会計および病院事業特別会計を合わせて23案件であります。

まず認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出の総予算額は336億1,828万9,476円となり、歳入面では市税の69億4,700万円、地方交付税127億5,240万円をはじめ、国庫支出金の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金や公共投資臨時交付金などが23億1,327万円。また県支出金とし

て19億5,937万円などであり、総額で317億6,554万9,264円となり、予算現額に対する収入率は94.5%でありました。

また、歳出面では民生費が54億3,027万円、土木費が33億6,611万円、教育費が35億5,775万円などで、主な事業としては清里・小淵沢のまちづくり交付金事業、市営新山崎団地建設工事、北杜市小中学校太陽光発電設備設置工事などが行われ、歳出総額では307億7,300万7,551円となり、執行率は91.5%でありました。

歳入歳出差し引き残額は9億9,254万1,713円となりますが、23年度へ繰り越す事業費20億8,820万5,093円の財源として、1億7,124万5,707円を差し引きますと、実質繰越額は8億2,129万6,006円となるものであります。

次に認定第2号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は56億9,185万円となりました。

歳入は保険税の13億5,679万円、国庫支出金14億8万円などで総額は56億1,567万7,345円となり、予算現額に対する収入率は98.7%でありました。

歳出は保険給付費37億1,142万円、後期高齢者支援金6億8,147万円などが主なもので、総額は55億1,216万1,583円となり、執行率は96.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額1億351万5,762円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は287万8千円となりました。

歳入は繰越金の146万円などで総額は287万7,183円となり、予算現額に対する収入率は100%でありました。

歳出は繰出金252万円などで総額は287万7,183円となり、執行率は100%でありました。

歳入歳出差し引き残額はゼロであります。

次に認定第4号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は4億8,424万3千円となりました。

歳入は保険料3億1,015万円、一般会計からの繰入金1億6,749万円などであり、総額は4億7,945万4,626円となり、予算現額に対する収入率は99.0%でありました。

歳出は広域連合納付金の4億7,183万円などであり、総額は4億7,855万2,019円となり、執行率は98.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額90万2,607円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第5号 平成22年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は34億1,155万7千円となりました。

歳入は介護保険料の6億861万円、国庫支出金8億179万円、支払い基金交付金9億6,946万円などで総額は34億1,886万6,112円となり、予算現額に対する収入率は

100.2%でありました。

歳出面は主に保険給付費が31億8,506万円で、総額は33億7,071万1,127円となり、執行率は98.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額4,815万4,985円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第6号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1,754万9千円となりました。

歳入は主にサービス収入の1,505万円であり、総額は1,689万3,920円で、予算現額に対する収入率は96.3%でありました。

歳出は給与費などの一般管理費1,687万円であり、総額は1,687万6,281円となり、執行率は96.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額1万7,639円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第7号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は21億8,664万4,500円となりました。

歳入は水道使用料の10億4,427万円、繰入金8億881万円、市債1億4,760万円などであり、総額は21億7,796万5,493円となり、予算現額に対する収入率は99.6%でありました。

歳出は水道管理費11億3,444万円、水道施設整備費2億7,591万円、公債費7億2,401万円などで総額は21億3,506万1,829円となり、執行率は97.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額は4,290万3,664円となりますが、23年度へ繰り越す事業費1,997万円の財源としての1,409万9千円を差し引きますと、実質繰越額は2,880万4,664円となるものであります。

次に認定第8号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は28億6,281万1千円となりました。

歳入は使用料4億5,059万円、国庫支出金2億3,149万円、繰入金12億4,748万円、市債7億540万円などであり、総額は27億2,653万8,400円となり、予算現額に対する収入率は95.2%でありました。

歳出は施設管理費3億3,270万円、下水道整備事業費6億2,926万円、公債費16億4,721万円などであり、総額は27億466万9,381円となり、執行率は94.5%でありました。

歳入歳出差し引き残額は2,186万9,019円となりますが、23年度へ繰り越す事業費1億2,820万円の財源としての645万円を差し引きますと、実質繰越額は1,541万9,019円となるものであります。

次に認定第9号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は10億3,423万9千円となりました。

歳入は使用料1億2,223万円、国庫支出金9,290万円、繰入金5億1,272万円、市債2億7,500万円などであり、総額は10億2,994万2,524円となり、予算現額に対する収入率は99.6%でありました。

歳出は施設管理費1億4,112万円、整備事業費2億4,605万円、公債費5億9,331万円などで総額は10億1,433万8,302円となり、執行率は98.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,560万4,222円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第10号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は8億7,873万7,250円となりました。

歳入は国庫支出金1億2,983万円、繰入金3億3,056万円、市債3億3,010万円などで総額は8億7,822万7,223円となり、予算現額に対する収入率は99.9%でありました。

歳出は総務管理費8億1,299万円、公債費1,701万円などで総額は8億6,272万5,510円となり、執行率は98.2%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,550万1,713円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第11号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1億1,880万7千円となりました。

歳入は診療収入の1億1,089万円、繰越金2,176万円などであり、総額は1億3,509万1,466円となり、予算現額に対する収入率は113.7%でありました。

歳出は総務管理費5,804万円、医業費3,323万円、基金積立金1,734万円などで総額は1億863万1,882円となり、執行率は91.4%でありました。

歳入歳出差し引き残額2,645万9,584円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第12号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1億1,097万9千円となりました。

歳入は診療収入の9,488万円、繰越金1,014万円などで総額は1億1,038万4,426円となり、予算現額に対する収入率は99.5%でありました。

歳出は総務管理費7,233万円、医業費2,473万円などで総額が9,865万4,292円となり、執行率は88.9%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,173万134円が、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第13号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は29万1千円となりました。

歳入は繰入金26万円余で総額は32万1,349円となり、予算現額に対する収入率は110.4%でありました。

歳出は土地開発事業費が22万円余であり、総額は22万8,972円となり、執行率は78.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額9万2,377円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第14号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1,276万5千円となりました。

歳入は財産収入の825万円、繰越金385万円などで総額は1,313万1,935円でありました。

歳出は、4つの財産区管理会の管理経費などを合わせて662万8,749円でありました。

歳入歳出差し引き残額650万3,186円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第15号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は2,861万8千円となりました。

歳入は財産収入の727万円、繰越金2,283万円などで総額は3,433万803円でありました。

歳出は、8つの財産区管理会の経費などを合わせて1,626万4,950円でありました。

歳入歳出差し引き残額1,806万5,853円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第16号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1億624万6千円となりました。

歳入は県支出金4,397万円、財産収入2,787万円などで、総額は1億2,750万2,771円でありました。

歳出は8つの財産区管理会の経費などを合わせて、8,375万9,160円でありました。

歳入歳出差し引き残額4,374万3,611円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第17号 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1,459万4千円となりました。

歳入は財産収入の238万円、繰越金1,239万円などで、総額1,646万5,812円でありました。

歳出は3つの財産区管理会の経費などを合わせて、671万1,569円でありました。

歳入歳出差し引き残額975万4,243円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第18号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は496万4千円となりました。

歳入は県からの補助金134万円、財産収入296万円、繰越金143万円などで、総額574万4,304円でありました。

歳出は2つの財産区管理会の経費などを合わせて、375万3,634円でありました。

歳入歳出差し引き残額199万670円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第19号 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は452万4千円となりました。

歳入は県からの交付金239万円、繰越金207万円などで、総額で474万6,671円でありました。

歳出は3つの財産区管理会の経費などを合わせて、285万3,225円でありました。

歳入歳出差し引き残額189万3,446円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第20号 平成22年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は175万1千円となりました。

歳入は県からの交付金112万円、繰越金86万円などで、総額で199万2,455円でありました。

歳出は、5つの財産区管理会の経費などを合わせて133万5,252円でありました。

歳入歳出差し引き残額65万7,203円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第21号 平成22年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は829万円となりました。

歳入は県からの交付金116万円、繰越金422万円などで、総額で1,016万9,047円でありました。

歳出は、5つの財産区管理会の経費などを合わせて422万6,281円でありました。

歳入歳出差し引き残額594万2,766円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

次に認定第22号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は5,495万6千円となりました。

歳入では財産収入5,193万円、繰越金780万円などで、総額で6,075万1,634円でありました。

歳出は総務管理費4,587万円、事業費457万円などで、総額は5,292万6,577円でありました。

歳入歳出差し引き残額782万5,057円は、全額23年度へ繰り越すものであります。

最後に認定第23号 平成22年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

決算は塩川病院、甲陽病院、介護老人保健施設しおかわ福寿の里、訪問看護ステーションつくしんぼおよび八ヶ岳訪問看護ステーションの決算となります。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算の総額37億8,844万9千円となり、決算額は34億6,136万7,039円でありました。

内訳は病院事業収益31億22万9,674円、介護老人保健施設事業収益3億666万4,273円、訪問看護事業所収益5,447万3,092円などでありました。

支出の予算総額37億8,844万9千円に対し、決算額は34億2,585万515円となり、支出の執行率は90.4%でありました。

内訳は病院事業費用30億7,136万158円、介護老人保健施設事業費用3億734万

2,262円、訪問看護事業所費用4,714万8,095円となっております。

また資本的収入及び支出につきましては、収入予算総額が6億1,531万7千円に対し、決算額は5億5,072万8,260円でありました。一方、支出は予算総額11億2,337万1千円に対し、決算額は6億9,975万3,870円であり、執行率は62.3%となりますが、これは地方公営企業法第26条の規定により、3億144万8千円が翌年度に繰り越されることによるものであります。

以上、平成22年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

補足説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時28分

○議長（秋山俊和君）

それでは、再開をいたします。

先ほどお配りいたしました本日の議事日程の一部に誤りがありましたので、ただいま配布したとおり訂正させていただきますので、ご了承をお願いします。

次に代表監査委員から、認定第1号から認定第23号までの23件の決算審査の結果について、意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

それでは平成22年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成22年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
平成22年度北杜市病院事業特別会計決算

の23会計でございます。

この23会計の決算について、平成23年7月21日から8月8日の間、北杜市役所において、審査のために提出されました決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき、今井一夫監査委員、渡邊陽一監査委員、そして私の3人で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか、必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、昨年のがわが国経済は前半において世界経済の回復を受け、景気が持ち直す展開も見られ、後半は円高や海外経済の減速の影響に加え、エコカー補助金や家電エコポイントなどの期限切れで景気の停滞感が強まりました。

本年は補正予算による緊急総合経済対策などの効果やアジア諸国の経済、欧米の景気回復などを受け、わが国経済の回復が期待されるところであります。

これを受けて平成23年度日本経済は、停滞局面がしばらく続いたあと、穏やかに回復していくものと見込まれていますが、中東の混迷、新興国の増勢による燃料価格の高騰、経済の活動水準は需要が生産能力を下回る状態が続くため、必ずしも楽観できる状態ではありません。また3月11日に発生した東日本巨大地震による大震災の日本経済に与える影響や原子力発電所事故による二次災害の影響など、地方公共団体へ及ぼす影響は計り知れない状況です。

ところで本市の平成22年度決算においては市債残高が着実に減少し、基金残高が着実に増加しております。また実質公債費比率は18.8%で、昨年度に比べ0.3ポイント上昇しましたが、これは算定ルール上、繰上償還の一部が算入できなかったためであります。将来負担比率が昨年度より37.2ポイントと大幅な改善となり、昨年度同様に財政健全化に向けての努力が見受けられました。しかしながら実質公債費比率は依然として高い状況にあります。これからも少子高齢化、景気低迷による市税の減収や三位一体改革による普通交付税等の減額が本市の財政を圧迫することは間違いありません。このことに対応するには行政は市民のために

あるということを再認識し、財政健全化に向けて徹底した事務事業の評価や公共施設等の縮小・廃止など行政のスリム化を実現するため、努力と決断と実行が重要であります。この実現に向けた成果は見受けられますが、これからもさらなる努力等が求められているところであります。

住民の福祉の増進に努めるという自治体の基本理念を常に忘れることなく、積極的な情報公開により市民に理解を求め、市民と協働しながら、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を構築していくことを期待し、平成22年度決算審査の報告といたします。

○議長（秋山俊和君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第23号までの23件および議案第69号から議案第83号までおよび議案第88号の16件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第23号までの23件につきましては、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第23号までの23件につきましては、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において22人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時50分といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時50分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員さん・・・失礼しました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に小林忠雄君、副委員長に清水進君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第69号から議案第83号までおよび議案第88号の16件につきましては、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第26 報告第10号 平成22年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件

日程第27 報告第11号 平成22年度北杜市健全化判断比率報告の件

日程第28 報告第12号 平成22年度北杜市資金不足比率報告の件

日程第29 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

の以上4件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

報告第10号 平成22年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件についてであります。

8款土木費、4項住宅費、2目住宅建設費であります。公営住宅新山崎団地につきましては平成21年度から平成22年度の2年間にわたり、建設工事が行われてきたところであります。平成22年10月に竣工し事業がすべて完了したことから、地方自治法施行令第145号第2項の規定に基づき、精算報告を行うものでございます。

次に報告第11号 平成22年度北杜市健全化判断比率の報告の件について、ご説明をいたします。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度北杜市健全化判断比率を前年度の決算数値をもとに積算し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標について、別紙の監査委員の意見を付してご報告するものであります。

なお、自治体の財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものであります。

まず実質赤字比率ですが、一般会計、甲陵中・高等学校特別会計、白州診療所特別会計を合わせた普通会計が赤字になっておりませんので、ここには数値が入ってきておりません。

それから次に、連結実質赤字比率についてであります。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字であるかを判断するものでありますけども、北杜市は赤字でないためにここにも数値は入りません。

次の実質公債費比率であります。全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年間の平均で示すものであります。昨年度の18.5%から0.3ポイントが上昇した結

果となっておりますけども、7億円の繰上償還をしたことなどによる結果として0.3ポイント上がったものであります。この借換債の繰上償還分を再計算すると実質的には17.4%となるものでありまして、決算統計の算定ルール上で18.8%を示すものでございます。

次の将来負担比率であります。108.4%であります。全会計、一部事務組合、それから農業振興公社における費用額が、一般財源の総額に与える財政負担の割合を示すものでございます。

昨年度の145.6%から37.2ポイントの大きな改善がなされる結果となっております。これは長年にわたって繰上償還や予算の節減など、財政健全化の取り組みを行ってきた効果と判断しております。

なお、下の表の各数字の括弧書き等につきましては、上の段が危険数域を表す俗にイエローカードの数値となっております。それから下の段が財政健全化計画が義務付けられる数値ということの基準になっているものでございます。

以上で、ご報告いたします。

次に報告第12号 平成22年度北杜市資金不足利率報告の件について、ご説明申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成22年度の本市の資金不足比率を報告するものであります。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるかを示す指標となります。

本市においては、病院事業特別会計ほか4会計が対象となりますけども、赤字ではありませんので数値は入ってきません。

公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められております。その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合は、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するために、財政健全化計画と同様の内容である経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

以上、ご報告とさせていただきます。

続いて報告第13号 専決処分報告についてであります。

提案理由といたしましては、別紙の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

専決第1号であります。

専決処分を行った日付は、平成23年7月25日であります。

損害賠償額の決定について、この専決につきましては公有自動車事故に係る損害賠償額についてであります。

過失割合としては市が90%、相手方が10%ということになっております。

損害賠償の額 66万9,784円

損害賠償の相手方 明野町在住 女性

損害賠償の理由 平成22年6月25日、午前8時50分ごろ、北杜市高根町下黒澤769の4番地付近の県道八ヶ岳公園線の路上において、福祉部福祉課所管の知的障害者授産施設パル実郷の職員の運転する公有自動車が道路を横断し、駐車しようとした際、右方の確認不十分のため進行してき

た相手車両と接触し、むち打ち症のケガを負わせたことによる賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、支払われるものでございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

3ページをご覧ください。

専決第2号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成23年7月25日付けで専決処分をさせていただきました。

損 害 賠 償 の 額 7万404円

損害賠償の相手方 山梨県甲府市国母所在 株式会社

損害賠償の理由 平成23年4月21日、午後4時30分ごろ、相手方が北杜市須玉町江草3088番地1付近の市道江草・小笠原線を走行中に道路上の横断側溝と路面との段差に車輪が衝突し、左前輪タイヤが損傷したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

専決第3号につきましても、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成23年7月25日付けで専決処分をさせていただきました。

損 害 賠 償 の 額 6万4,617円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住 男性

損害賠償の理由 平成23年5月29日、午後1時ごろ、相手方が北杜市長坂町塚川278番地5付近の市道富岡・大八田線を走行中に道路上の穴に車輪が落ち込み、左前輪アルミホイールおよびタイヤが損傷したので、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

5ページをお願いします。同じく専決第4号でございます。

専決処分の日は平成23年6月17日でございます。

対物事故に係る損害賠償でございます。

損 害 賠 償 の 額 18万5,606円

損害賠償の相手方 北杜市長坂町在住 男性

損害賠償の理由 平成23年4月5日、午後2時30分ごろ、大泉町谷戸の北杜市立泉小学校的駐車場において校庭に設置しておりました防球ネットが突風に

よって倒れまして、相手方の所有する車両に接触し、左フェンダーが破損したので、これの損害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に対物賠償保険金として、全国市長会から支払われるものでございます。

6 ページをお願いしたいと思います。専決第 5 号でございます。

専決処分の日は平成 23 年 7 月 1 日でございます。

同じく対物事故に係る損賠賠償でございます。

損 害 賠 償 の 額 10 万 2 , 6 4 0 円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住 女性

損害賠償の理由 平成 23 年 6 月 4 日、午後 2 時 30 分ごろ、北杜市立甲陵高等学校の校庭において、同校野球部が練習中に部員の打ったボールがバックネットを超えまして、同校に隣接をしておりますアパートの駐車場に駐車しておりました相手方が所有する車両に落下しまして、フロントガラスが破損しましたので、これの損害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に対物賠償保険金として、全国市長会から支払われるものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第 10 号から報告第 13 号まで 4 件の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第 51 同意第 9 号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 9 号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により北杜市小淵沢町 7501 番地、有賀一、昭和 12 年 7 月 18 日生まれ。同じく小淵沢町 8360 番地、清水利和、昭和 14 年 12 月 14 日生まれ。同じく小淵沢町 5991 番地 2、進藤柏男、昭和 17 年 9 月 8 日生まれ。同じく小淵沢町 4709 番地 1、小林利洋、昭和 16 年 1 月 20 日生まれ。同じく小淵沢町 7058 番地 1、有賀輝人、昭和 16 年 5 月 11 日生まれ。同じく小淵沢町 2074 番地、宮沢長雄、昭和 13 年 11 月 17 日生まれ。同じく小淵沢町 7482 番地 1、小野隆造、昭和 12 年 2 月 11 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第52 同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町7482番地1、小野隆造、昭和12年2月11日生まれ。同じく小淵沢町7501番地、有賀一、昭和12年7月18日生まれ。同じく小淵沢町2074番地、宮沢長雄、昭和13年11月17日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第53 同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 11 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件につきましては議員が辞職したことに伴い、新たに保護組合議会議員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同約第 6 条第 1 項の規定により北杜市小淵沢町 7482 番地 1、小野隆造、昭和 12 年 2 月 11 日生まれ。同じく小淵沢町 7501 番地、有賀一、昭和 12 年 7 月 18 日生まれ。同じく小淵沢町 2074 番地、宮沢長雄、昭和 13 年 11 月 17 日生まれ。同じく小淵沢町 8360 番地、清水利和、昭和 14 年 12 月 14 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第 11 号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 11 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は 9 月 27 日、午前 10 時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 12 時 11 分

平成 2 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 7 日

平成23年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成23年9月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ 坂本 静君
市民フォーラム 野中真理子君
公明党 小尾直知君
日本共産党 清水 進君
北杜クラブ 渡邊英子君

2. 出席議員（22人）

1番	小須田 稔	2番	中山 宏樹
3番	相吉 正一	4番	清水 進
5番	野中真理子	6番	篠原 眞清
7番	風間 利子	8番	坂本 静
9番	小林 忠雄	10番	中嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利根川 昇
13番	千野 秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	大芝正和	会計管理者	由井秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭	明野総合支所長	堀内健二
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	浅川明男	白州総合支所長	伏見常雄
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	坂本吉彦
総務課長	菊原忍	企画課長	神宮司浩
財政課長	秋元達也	地域課長	高橋一成
管財課長	篠原直樹	介護支援課長	唐木美代子
福祉課長	米田隆史	子育て支援課長	浅川輝夫
環境課長	土屋裕	上水道課長	小松武彦
下水道課長	赤羽久	農政課長	梶村宗弘
林政課長	上原敏光	観光商工課長	中田二照
食と農の杜づくり課長	茅野臣恵	まちづくり推進課長	田中幸男
住宅課長	植松広	道路河川課長	武井武文
教育総務課長	岩波信司	学校給食課長	五味正

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
 議会書記 山内一寿
 " 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 明政クラブ、90分。2番 市民フォーラム、45分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 北杜クラブ、105分となります。

答弁は歯切れよく聞き取りやすくしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、8番議員、坂本静君。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

9月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問いたします。

東日本大震災から6カ月余りが過ぎましたが、復旧・復興・再生への道筋は少し見え始めたものの福島原子力発電所の事故による放射能汚染で避難生活を余儀なくされている、いまだに多数の被災者が帰宅できない状況にあります。引き続き、放射能汚染問題と原子炉の安全性の確保が大きな課題となっています。

このたびの震災の被害は計り知れず甚大であり、被災地の東北地方のみならず日本全国の国難と受け止め、復興に向けて国民一人ひとりができる努力を惜しまず、またその英知を結集して全力で取り組み、乗り越えていかなければ日本の再生はあり得ないと思っております。

こうした現状の中で先般、国民の信頼を失った菅内閣が総辞職し退陣、野田新内閣が発足しました。直後の世論調査では内閣支持率も一気に回復、60%台となり、野田総理の実直な人柄に国民全体の期待感が高まっております。

第3次補正予算や復興庁の創設、原発問題の将来に向けての課題も多い中で解決に向けて、野田首相には迅速な行動とその手腕に国民の期待は大きく、ぜひその声に応えてほしいものであります。

北杜市においても震災被災者を積極的に受け入れていることは、一定の評価をしているところであります。また放射能汚染や津波などにより農地を失った被災者に対し、本市の基幹産業である農業の復興に向けて、これからの農業者などをできる限り受け入れ、遊休農地の有効利用や併せて耕作放棄地の解消に向けて取り組むことも必要であると考えます。

それでは、質問に入ります。

まずはじめに、震災に強い安全で安心なまちづくりに向けて、災害に備えた防災・減災体制の強化について伺います。

去る3月11日に三陸沖で発生した大地震、それに伴う大津波や原子力発電所の破壊により広範囲の放射能汚染となりました。全国各地で多発しているゲリラ豪雨、また8月下旬には1週間にもわたり大雨が降り続けました。和歌山県をはじめ紀伊半島に大きな被害をもたらしました台風12号や直接、山梨県をも襲った台風15号など、予期しない災害が頻繁に発生しています。

こうした状況に鑑み、本市の被災時の危険個所、特に集中豪雨時の増水による河川の氾濫、急傾斜地などを市民に周知徹底することが必要不可欠であると考えます。一朝有事の際には被害を最小限に防ぎ、災害に強いまちづくりが求められます。今回の大震災を通じて、いつ起きても不思議ではない災害の予防に向けて、貴重な体験をしました。

以下、防災の充実に向けていくつか伺います。

1. 防災力、減災力の強化に向けての考え方は。
2. 自主防災組織の資機材整備の現状と今後は。
3. 防災教育の充実は。これは保育園、小学校など児童生徒に対する教育。また、併せて保護者等にもということでございます。
4. 東海地震などに備えた危険個所の点検は。
5. 閉庁時における災害対応は万全か。
6. 水道、下水道管などのライフライン寸断時における対応は。
7. 防災無線での災害に関する情報周知の放送基準は、どうなっているのか。

次に、行政区の充実に向けて伺います。

市民のために住みよいまちづくりをするのが行政の役割でございます。しかし行政の一方的な考えでつくるのではなく、市民と行政が役割分担を明確にすることでよりよいまちづくりができるものと考えます。まず自分たちの住んでいる地域をよくしていくためには、地域に住んでいる人たちが地域の将来を考え、話し合い、努力や協力し合うことが大切であると考えます。

昨今、少子高齢化、社会環境の変化により市民のライフスタイルと価値観が多様化してきています。地域の人と人とのつながりがよい地域と、やや希薄になってきている地域があると思います。また本市においても過疎化による限界集落問題など、行政区の存亡の危機が生じてきていると思います。大きな災害があったときに、地域社会を基盤とした人と人とのつながりの大切さが改めて認識されています。

本市も合併してまもなく7年目を迎えます。そうした中で行政指導により、1行政区をおおむね100戸以上を単位として位置づけ、250以上あった行政区を122区に再編したばかりであります。各地域は少子高齢化や核家族化により、地域での連帯感が薄れつつあります。一方で合併により行政が広域化したため、より生活に身近な行政区活動など果たす役割が大きく、また重要性が増しています。しかし最近、区に未加入世帯が増加する中で、行政としても各情報周知やゴミ問題、災害時の対応に苦慮しているのが実情であります。北杜市も県下の厳しい財政状況に対処するための1つとして実施している職員の削減は、行政サービスの低下に少なからず影響しています。今後ますます進む少子高齢化は、地域の弱体化として表れてくると思います。

これらの影響を少なくし、行政力をカバーしていくためには、各行政区を充実したものにし

ていかなければなりません。現行の組織にはたくさんの課題があり、行政指導で問題解決に向け、区組織の見直しを進めたり、住民の意識改革をする必要があると考え、以下伺います。

- 1．行政区への加入状況と未加入者の割合は。
- 2．行政区への加入促進と未加入者の解消策は。
- 3．行政が考える行政区の役割とは何か。
- 4．行政区の役割と地域密着型の活動に向けての考え方は。

次に、3番目に高齢者福祉の充実について伺います。

本市においても高齢化が急速に進む中で、高齢化は認知症をはじめ身体機能の低下や寝たきりなど介護を必要とする人が増加しています。市では健康づくりに力点を置いた元気アップ事業や地域に委嘱された349人の健康福祉推進委員とともにつつつシルバー事業、保健師による訪問指導などを行っております。

しかし先般、市内において介護をしていた親とともに自ら命を絶ってしまったという悲惨な事件がありました。寝たきりの母親を介護していた独身男性の心中には、想像もできないほどのつらい思いがあったことと推察されます。介護施設のショートステイやデイサービスを利用したり、ホームヘルパー事業も活用した上での出来事でありました。それでも救えなかった現実是非常に厳しいものであり、ほかに何か手立てがなかったのか残念でなりません。

認知症をはじめ要支援者、要介護者を抱える家族にとって、経済的なことはもとより精神的な負担はより大きなものがあり、介護をする人への支援は必要不可欠であります。高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるような介護施設や高齢者福祉の充実、また適切なサービスを提供することは喫緊の課題であります。二度とこのような悲惨な事故が起こらないようにと思いつつ、以下、本市の実情について伺います。

- 1．認知症の方への支援体制は。
- 2．認知症予防対策は。
- 3．在宅訪問サービスの実情は。
- 4．高齢者の生活支援はどんなものがあるのか。
- 5．地域包括支援センターの役割と現状について。

次に、市の基幹産業である農業振興について伺います。

北杜市の農地利用状況は山間地では長年後継者もなく放棄され、農地は山林化し、中山間地であっても担い手不足から遊休農地が多く見られるようになりました。基幹産業である農業の振興こそ北杜市にとって重要であり、また東北からの原発事故による避難者に農地を斡旋することも農業振興の一助と考えます。里山や放棄された農地には有害鳥獣が住み着き、その被害は甚大であり、その対策は喫緊の課題であります。以下、農業振興について伺います。

- 1．担い手の現状と今後の育成は。
- 2．耕作放棄地の現状と今後の活用の考え方はついて。

以下、耕作放棄地の現状は。

解消へ向けての取り組み状況は。

高齢化により遊休農地化が進む農地の振興策は。

新規就農者の育成と農地の斡旋は。

原発避難者等への農地の斡旋など支援は。

3. 鳥獣害の現状とその対策についてのうち、 市内農作物等の被害状況は。
進入防除および捕獲対策は。
生息地周辺の河川敷や里山の整備は。
猟友会などの後継者育成への取り組みは。
以上で、明政クラブ代表の質問を終わります。答弁、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害に強い安全で安心なまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに防災力、減災力の強化についてであります。

大きな災害が発生した場合、行政機関や消防、警察などが自ら被災したり、同時多発的な現場では迅速な対応ができなかったりと消火活動や救助、救出、救援活動には限界があります。災害対策の基本は自助・共助・公助であり、自らの命は自ら守り、自分たちのまちは自分たちで守ることが被害を最小限に抑える最大の防護策となります。

そこで市では災害に強いまちづくりを推進するため、住民が自主的に結成する自主防災組織の育成を推進しているところであります。本年7月には、峡北消防本部および北杜警察署のご協力をいただき、市内の自主防災組織を対象に学習会を開催いたしました。学習会では救急救命士によるAEDの実技指導や、警察官から白いタオル掲出運動等をご指導いただいたところであり、9月の防災訓練においてこの運動を実践された地区もありました。

今後も関係機関や自主防災組織との連携強化を図り、市民一丸となつての防災力、減災力の強化を行っていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の資機材整備についてであります。

市内の自主防災組織は、各町の区長会や市代表区長会等で周知に努めており、現在、行政区や班の単位での組織化で32組織、3,428世帯の登録がされております。また、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織が防災資機材を購入しようとするときに一定基準で補助金を交付しており、これまでの補助金交付実績は4つの組織に対し、82万3千円を支出しております。

なお、この補助金交付要綱は平成25年度までを期限としておりますので、期限内にご活用いただきたいと思います。

次に行政区の充実に向けてについて、いくつかご質問をいただいております。

行政が考える行政区の役割についてであります。

行政区は地域住民が自主的・自発的に参画する組織であり、地域の身近な課題を地域住民が自ら解決していきながら、個性豊かな独自のまちづくりを住民主体で進めていくための組織であります。それとともに今回の東日本大震災や台風のような大災害等を考えますと、行政区は地区公民館、集会所等の初期避難地への参集指導や安否確認、災害弱者の救援・救護など行政と連携して地域住民が安全で安心な暮らしやすい環境を実現するための重要な役割を担っている一番身近な共助組織であり、地域で活動する一番小さなコミュニティ組織であると考えています。

次に基幹産業である農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

担い手の現状と今後の育成についてであります。

市では、地域農業の担い手として農家の組織化・法人化を推進しており、現在は各地区に29の担い手組織があり、地域農業の中核として活動しております。組織の設立はもとより大型化・高騰化する農業機械設備の有効利用やコストダウンへの取り組みなど、県の担い手部門とも連携し、きめ細やかな意見・アドバイスを通じて、その育成に努めています。特に必要とされている農業機械および設備等の整備への助成については、農業の6次産業化への流れも踏まえつつ、国庫補助事業、県単独補助事業と市単独補助事業を組み合わせ、さまざまな要望に応えてまいりたいと考えています。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校の防災教育の充実についてであります。

各小中学校とも毎年策定いたします学校防災計画に基づき、年3回ないし4回の避難訓練等を実施しているところであります。その内容は火災を想定したもの、地震を想定したもの、さらに不審者侵入を想定したものなどであります。

先の東日本大震災の教訓を含め、今年度は災害時に児童生徒を安全に帰宅させるための引き渡し訓練を実施、または実施予定の学校が増加している現状でございます。また防災教育といたしまして各避難訓練を実施するにあたり、各学級において学級活動の時間等を利用して、訓練の必要性などの事前学習および事後学習を行うことによりまして、各訓練の効果を一層実効性あるものになるよう指導しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害に強い安全で安心なまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、閉庁時における災害対応についてであります。

勤務時間外、休日における非常時の職員対応につきましては、非常配備に該当する気象情報を本庁宿日直者がFAXで通知を受けたときからの連絡・伝達体制が市地域防災計画で定められております。併せて市職員携帯電話一斉メールでの情報伝達も行い、これらの連絡網で参集した職員は、配備基準に沿った対応をとっております。

なお、大規模な災害が発生した場合には職員はテレビ、ラジオ等による情報収集や周囲の状況から参集命令を待つことなく、自己判断で定められた非常配備体制に自主参集することとなります。

次に、防災無線の放送基準についてであります。

市では防災行政無線を通じ、気象情報や災害防止のための注意喚起などを状況に応じ広く市民に情報提供を行っております。

現在、市内統一のデジタル同報系による防災行政無線の整備を進めておりますので、今後、放送内容のマニュアル化も含め、災害に関する情報周知のための放送基準を定めてまいりたいと考えております。

続きまして、行政区の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政区への加入状況と未加入者の割合についてであります。

平成23年4月1日の住民基本台帳の世帯数2万167世帯に対し、同日を基準日とした行政区事務取扱交付金の世帯数は1万4,945世帯でありますので、市全体の行政区加入率は74.1％であります。

各町別の加入率では91％から51％まで地区により大きな差があり、未加入者の多くは行政区の慣習に溶け込めない、役員や当番等の役職を敬遠する、地域の煩わしさから逃れたい、また近年は二地域で居住する方も増え、年間を通して地域に居住していない等のさまざまな理由により加入が進まないのが現状で、特に都市部からの転入者が多い地区は加入率が低い傾向にあります。

次に、行政区への加入促進と未加入者の解消策についてであります。

市では行政区への加入促進のため、転入者の窓口対応において、行政区による行政情報提供や地域住民との交流のメリットをお伝えし、行政区加入のお願いをするとともに、該当行政区長、班長に行政区組織の説明やゴミステーション利用にかかる説明等を受けるよう、ご案内をしているところであります。

また未加入者への解消策として、市では地域活動や交流事業に積極的に参加できるように行政区加入者を対象とした自治会活動保険に加入し、市ホームページ、広報紙などで周知しながら安心して行政区活動に参加しやすい環境づくりのお手伝いを行っているところであります。

次に、行政区の役割と地域密着型の活動についてであります。

行政区には、市の公共サービスを補完する活動を行っている行政区長を中心に地域住民の声を聞き、意見を汲み上げ、ときには市へ要望書をあげるなど住みよい地域をつくるために市と地域のパイプ役を担っていただいております。

また、行政区は地域に密着した一番小さなコミュニティであり、河川清掃や環境美化活動、伝統文化の継承、区民のレクリエーション等、快適で豊かな生活ができるよう地域の融和を培っていく組織であります。市ではこれら密着した地域活動を支援するため、戸数を基準とした行政区事務取扱交付金を交付しています。これからも行政と地域が連携したまちづくりが行えるよう、引き続き支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢者福祉の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、認知症の方への支援体制についてであります。

市では認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、平成21年度より認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターの養成を行い、現在では2,585人のサポーターが誕生しております。また介護保険サービス事業者、医療機関、その他関係者による地域

ケア会議、研修会等を開催し、情報の共有をする中で認知症の方々の支援を行っております。

次に、認知症予防対策についてであります。

市では、介護予防事業で二次予防高齢者把握事業を行っております。

65歳以上の在宅高齢者に国で定める基本チェックリストを実施し、認知症になりやすい、うつや閉じこもり傾向の高齢者に対し、訪問指導を定期的に行いふれあい広場、運動教室への参加を促しております。また本年度より脳の健康教室をモデル的に長坂地区で開催しており、事業終了後にその評価を行い、他の地域での開催についても検討してまいります。認知症対策は日常的に人との交流が図れることが基本であるため、声かけ・見守りのできる地域づくりを目指して、多くの予防事業を実施しているところであります。

次に、在宅訪問サービスの実情についてであります。

介護保険給付サービスにおける訪問系サービスは、平成22年度実績で4万2,942件あり、予防給付・介護給付とも訪問介護サービスの利用が最も多く77%を占めております。また、地域包括支援センターでは高齢者やその家族による相談、実態把握のため、地区担当者を中心に昨年度3,960件の訪問をいたしました。

次に、高齢者の生活支援についてであります。

虚弱高齢者を対象にした緊急通報体制整備事業、外出支援事業、友愛活動訪問事業、お楽しみ給食サービス、災害時要援護者支援制度等があり、地域で暮らす高齢者の生活を支えております。

次に、地域包括支援センターについてであります。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようにするための地域の中核機関であります。地域包括支援センターは保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職で構成され、総合的な相談窓口の役割を果たしております。

平成22年度の相談件数は3,925件、予防給付ケアプランの作成件数は3,539件で年々増加をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

保育園の防災教育の充実についてであります。

保育園では地震防災応急計画、消防計画および避難訓練計画を策定し、非常災害に対する訓練を毎月1回実施しております。9月1日には防災訓練を行い、8月に整備されたデジタル無線を活用しての避難状況の報告訓練や緊急連絡網による保護者への園児の引き渡し訓練、頭巾の着用やハンカチを口にあて危険から身を守る方法や保育士の指示に従い、行動できるように訓練等を実施し、子どものときから体で覚える防災訓練により、大人になっても役立つように園児にも防災教育を実施したところです。

また、毎週月曜日にはデジタル無線を使っての本庁と保育園との通信訓練も行っており、これらの訓練や計画等により保育士への防災教育を行い、子どもたちの安全確保を図っているところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

上下水道等のライフライン寸断時の対応についてであります。

はじめに水道施設であります。水道管でいわゆる耐震管と呼ばれる管は非常にコストが高いことから、なかなか耐震化が進まない状況であります。配水池の更新の際にはトータルコストを考慮した上で、耐震性を備えた地上式のステンレス製配水池の整備を進めているところであります。

ライフラインの寸断時の対応であります。主要配水池の流出部に緊急遮断弁が設置され、大規模な地震発生時には、配水池の流出を遮断して貯留水が確保されるようになっていることから、給水車で対応を行うとともに仮設管などの応急対応を行うこととなります。

次に下水道の処理施設につきましては耐震構造となっており、震度6までは耐えられますが、機器類等につきましては、通常以上の過負荷があった場合には破損等も予想されます。

なお、下水道管につきましては、敷設地盤が良好な場所では通常震度6までは耐えられる構造とはなっておりますが、地割れや道路の崩壊、液状化が発生した場合は管の損壊やマンホールの破損が考えられます。

いずれにいたしましても寸断等が発生した場合は、災害時用簡易組み立てトイレを活用するとともに処理施設の簡易的処理、仮設管などの応急対応を図るとともに上水道と連携を図りながら早期に復旧に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市の基幹産業であります農業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに耕作放棄地の現状であります。世界農林業センサスによると2005年に約744ヘクタール、2010年に100ヘクタールほどの減少で約643ヘクタールとなっております。

今後も耕作放棄地の解消へ向け、諸施策を実施してまいりたいと考えています。

次に、解消に向けての具体的な取り組みについてであります。

国の基金事業、県の緊急雇用事業、市単独解消事業を地域の要望に即した形で活用し、耕作放棄地の解消事業を実施してまいります。今後はこれらの事業も活用しながら、桑園跡地で遊休化している畑地帯を大規模化し、ニーズに合った農業経営が可能となる畑地帯総合整備事業に重点を置いてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、高齢化による遊休農地増加への対応についてであります。

組織化・法人化した営農組織と新規就農者を受け皿に活用を考えているところでありまして、営農組織の規模拡大、新規就農者の農地の確保といった要望に応えてまいりたいと考えております。特に新規就農者につきましては、地縁や血縁がないことから就農地の確保が一番の問題であります。したがって、農業委員会や農業振興公社と連携を取りながら農地の確保を行っ

てまいります。

また東日本大震災被災者等への農地の確保につきましても、同様に農業委員会や農業振興公社と連携し、農地の確保を行った事例もあることから、今後につきましても農地の確保や斡旋については、関係機関と綿密な連携をとりながら、体制を構築していくことが有効な手立てであろうと考えておるところでございます。

なお先ごろ若年層の就農者に対しまして、交付金を支給する制度ですとか農地の提供者への助成金を交付するというような制度が、来年度の概算要求で考えているというような報道もありました。このことは農業者にとりまして、非常に有効な制度と考えられますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に鳥獣害の現状とその対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内農作物等の被害状況についてであります。

昨年度の鳥獣による農作物の被害面積は30.2ヘクタールで、被害金額は約4,053万円。また民有林における被害面積は1.97ヘクタールで、被害金額は約237万円と推計されております。

次に、侵入防除および捕獲対策についてであります。

市では侵入防除対策としまして、防護柵等の設置にかかる費用の一部を助成しております。昨年度は10団体に対して実施をいたしました。また、地域が行う追い払いにつきましても北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業によりまして、助成を行いました。昨年度は16地区で実施をいたしました。鳥獣害対策は地域が一丸となって取り組むことにより、その効果が発揮できることから、今後も事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

捕獲対策につきましては、県の特定鳥獣保護管理計画による管理捕獲や有害鳥獣捕獲を実施しており、昨年度はニホンジカ272頭、イノシシ93頭、ニホンザル102頭を捕獲しております。また本年3月には高根町、須玉町地区におきまして、長野県の南牧村、川上村と県境を挟んでニホンジカの一斉捕獲を実施したところでございます。

今後も効果が期待できることから、県の指導を仰ぎながら実施してまいりたいと考えております。

次に、生息地周辺の河川敷や里山の整備についてであります。

河川敷では樹木や草などが生い茂り、シカやイノシシ等にとって格好のすみかとなっております。特に釜無川や塩川の支流を含む河川では伐採が必要な箇所が多く、管轄しております県によって、緊急性の高い区間から順次、伐採が実施されているところでありますが、早期に事業が推進されますよう、今後も引き続き県に要望してまいりたいと思っております。

また、荒廃した里山の整備は、野生動物を集落に寄せ付けない効果も期待されておりますので、昨年度、北杜市里山整備事業による助成で169ヘクタールの森林が整備されたところであります。

今後も国・県の造林事業を積極的に活用し、森林所有者の負担軽減を図りつつ森林の整備・保全を行ってまいります。また、農地に接する里山につきましては野生動物が生息しにくく、追い払い等が行いやすい緩衝帯整備の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、猟友会等の後継者育成対策についてであります。

有害鳥獣捕獲の重要な役割を担っている猟友会につきましては、会員の減少や高齢化により、その活動の継続が危惧されておることから、本年4月に北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事

業を改正いたしまして、新たに地域内での有害鳥獣捕獲者の確保・育成を図るための助成措置を講じたところであります。

その内容でございますが、地区等で推薦された者が新規に第1種猟銃や罟猟の免許を取得する際に補助するもので、第1種猟銃につきましては補助率50%以内、限度額3万円。罟猟につきましては補助率50%以内、限度額5千円となっております。いずれも免許の取得後、猟友会に加入していただき、有害鳥獣捕獲に従事することが条件となっております。来年1月には本年度2回目の罟猟免許試験がございますので、広報ほくとやホームページ等を通じまして、事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

東海地震などに備えた危険個所の点検についてでございます。

広大な面積を有する北杜市内には急傾斜地等、多くの危険個所があり、土砂災害警戒区域につきましては毎年2回、北杜市と山梨県中北建設事務所峡北支所が合同で市内の危険個所の点検を実施しております。

なお、土砂災害警戒区域等の指定につきましては、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき山梨県が行っております。

また、市では土砂災害警戒区域を示した防災マップを地域住民へ配布するとともに、ホームページでも土砂災害警戒区域の指定に関する情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開を11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時01分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

再質問をいたします。

災害に強い安全で安心なまちづくりのうち自然防災組織の資機材整備、食料、水などの備蓄の状況と今後について伺いたいと思います。

北杜市は合併により広大な面積となり、近年は予測できない地震やゲリラ豪雨など、災害がいつどこで起こるか分かりません。そんな現況下で交通網やライフライン、食料などが途絶えた際に、必要な物資や機材を蓄えておく備蓄庫が市内にいくつか必要であると思っておりますが、そ

の対策と考えを伺います。

また広大な北杜市の中の山林には、水道配水池施設もかなり存在しております。周辺整備について伺います。

施設の周辺は急傾斜なところが多く、特に高木、背の高い木が多く、大雨や強風により倒れ、設備や接続されている電線などを壊す危険があるところが目立ってきています。周辺樹木などの状況調査をし、早急な対策が必要と考えますが、その安全対策と考えを伺います。

2点、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

坂本静議員の再質問にお答えをいたします。

本市の備蓄状況でございますが、避難所を開設した場合、当然、備蓄が必要になるということで、現在の状況でございますが、まず食料でございますが、細かい数字になるんですが、食料についてはアルファ米、パン、それから乾パン、インスタント味噌ということで、数量は確保しております。それから資機材につきましても毛布、給水車、発電機等々を備蓄しております。それから各総合支所、明野から武川まで、それから本庁ということで、先ほど申し上げました備蓄を完備しております。

ただ、これは数字が一応、避難で必要な食料ということ、ある程度、生活ができるということで想定をしまして、備蓄をしておる状況でございます。

それから、先ほども答弁をいたしました。自主防災組織でも組織の促進と備蓄用品を購入していただきたいという思いがあるわけございまして、これらの補助制度がありますので、ぜひ活用していただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

水道施設等、山の中にあるということで、そのまわりの施設整備はということですが、たしかに施設の中には倒木等、樹木等が生えているところはないわけですが、そのまわりには危険な倒木等で、災害によって停電等が起こる可能性はあるかと思っておりますので、そういう箇所については各センター、上下水道センターがありますので、その職員に調査をして、危険等がないように東電等とも、送電の関係は東電のほうになるわけですから、東電のほうとも連絡をとりながら対応をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

今の答弁で備蓄に関しては、当然、公の立場で行っておるということで、総合支所などにし

ているようでございますけども、公共施設もたくさんあるわけございまして、そのあたりも利用しながら北杜市は非常に広範囲ということ。そして山間地が多いということで、細部にわたった、ある程度、保管のきくものは届くようなところにそういうふうな備蓄庫を設けていくということをぜひお願いしたいものだなと思います。

それからやはり、今、個人がこのことをしっかり心がけようということで、家庭でもそういうふうな保存できるものは保存をしながら、お互いに協力していくというようなことを、このあたりもなかなか、一般の方々には浸透していない部分がありますので、ぜひいろいろな広報活動を通じて、地域住民一人ひとりがそういうふうなことを周知できるような、これから対策もお願いしたいなと思います。これにつきましては、答弁は結構です。

それでは、次に行政区の充実に向けてという質問をさせていただきました。この中で、行政区の加入促進と未加入世帯についてということで伺いましたが、北杜市は74.1%ほどであるということで、約4分の1は行政区に加入していないと。比率からいいますと、大変高い数字であるということをおもいます。この件に関しまして、身近な例として南アルプス市もやや、それに若干劣るくらい、73.いくつかくらいが加入しているということで、やはりこの行政区に最近加入をする人が減ってきたと。だいぶ加入率が悪くなってきたというようなことで、この地域の危機感といえましょうか、住民それぞれが協力しながら地域を、先ほど市長もおっしゃった自助、共助というような形の中で、個々の住民がしっかりとそのことを意識しなければいけないということもあらうと思います。

それで南アルプス市では昨年、未加入者の増加問題について、全区長さんに向けて状況調査、アンケート調査を実施したようでございます。その結果を踏まえて、今のところ南アルプス市では行政区がたくさんあるということで、その結果、市職員と区長さんなどで構成する検討委員会を立ち上げて、今、ちょうど中間点のようでございますけども、再来年の春には新しい形の行政組織を住民に知らせながら構成していくと。そういうことによって、やはりそれぞれの人たちが、この行政に関わっていくんだという意識の高揚を図ろうということが目的だと思います。そのような検討会をされているようでございます。

北杜市も合併前、先ほど申し上げましたけど、250以上あった行政区が今、約半数以下、122という形になっておりますが、まだまだ今の数字のように行政区に加入していない方が多いということで、やはり地域の安全・安心を確保するためにはたくさんの、そういうふうな未加入者を一人でも、1軒でも減らしていくという方向に進む必要があるのではないかと。ということで北杜市についてもアンケート調査をするのか。どのような形で促していくのか。現状をしっかりと捉えて、何かもう一度、区の見直し、そして8つの町ではかなりバラツキがあるということでございますから、そのへんのお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

再質問にお答えをいたします。

未加入世帯が増えつつあるということで、この解消策、あるいはアンケート調査をということでございますが、ご質問の南アルプス市の例を今伺いましたが、先ごろ新聞報道がされて、この内容を見ますと、どこでも皆さん問題を抱えておるんですが、市の取り組みについて、行政区が抱える課題が大変あるということで、どうしたらよい方策が見出せるかという

ことで検討会を設置するとか、そういったことで進めているようでございます。その中の検討事項の1つに、未加入者が多いという問題も抱えているということで、それに特出しのような形で新聞報道がされたと感じております。

同じ悩みではありますが、本市においても先ほど答弁をいたしましたように転入時に窓口で働きかけをすることで、区長さんを通じていろんな説明をしながら、未加入者の区への加入を促しているところではございます。しかしなかなか、先ほど答弁いたしましたように、それぞれの理由の中で加入促進が図れないということでございます。これをどう捉えるかということですが、南アルプスもアンケート調査を区長さんたちにしてということでありました。私どもも行政区長を通じまして、支所単位でこの問題を課題として取り上げまして、意見集約をしたいと思っております。それを捉えまして、代表区長会でやはりこのへんは真剣に議論していただきたいと、こんなふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

それではまた再質問をさせていただきますが、高齢者福祉の充実についてのうちでございませうけれども、在宅訪問サービス、いわゆる在宅介護ですね。在宅される方への介護の訪問はいろいろな形があると思うんですけども、その中で先般の全員協議会でもご説明が若干ありましたけれども、もうすでに実施もされているようでございますが、小規模多機能型居宅介護事業ですか、これにつきまして、この事業は主にいわゆる通いを中心として、容態やそれからご本人の希望によって随時訪問をしたり、またショートステイといいたいでしょうか、泊まりもできるというふうな状況であるようでございますけれども、この事業について、もうちょっと詳細な説明をいただければなと思っております。

またこの事業につきましては、併せて現在、そういうふうな事業がいくつ、事業所が何カ所があるのか。それからその利用状況、分かる範囲でお知らせいただきたいことと、これから非常に重要な事業になっていくと思っておりますので、これから先の方向、方針について、そのあたりのご説明をいただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護サービスの内容についてでございます。

要介護者が住み慣れた地域でサービスを受けることができるために創設されたのが地域密着型サービスでございます。この小規模多機能型居宅介護もこのサービスに含まれておりまして、市民のみが利用可能な事業でございます。

先ほど坂本議員のほうからも申し述べられましたが、サービス内容につきましては通いサービスを中心に、容態や希望によって泊まりや訪問というようなサービスを受けることができるということでございます。どのサービスを利用しましても、小規模多機能型居宅介護事業者からのサービスの提供でありまして、なじみの職員によるサービスを受けることができるもので

あります。

現在、市では須玉町に1カ所ございます。利用状況につきましては25名の定員を満たしているということでございます。また本年度中に長坂町に1カ所の事業所開設に向けて、現在、準備が進められているところであります。

また今後の状況等につきましては、この居宅介護に伴う事業等の関係も含めまして、現在、介護保険事業計画を策定中でございますので、その中で今後も検討してまいりたいというふうを考えておるところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

それでは次に、農業振興の中で先ほども答弁をいただいたわけでございますけども、1つ目の担い手の現状と今後の育成ということで、専業農家それから兼業農家、これはできれば数字をとということですが、詳細には難しいと思いますけれども、分かる範囲でその戸数と比率ですね。そしてそこに従事する人数、専業では夫婦でやっていると2人ということになるのでしょうか、できたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

坂本議員の再質問にお答えをいたします。

農家数ですとか、農業従事者数というお尋ねかと思っておりますので、手元の2010年の世界農林業センサスによりまして数字をお答えするというので、よろしゅうございましょうか。

まず農家数でございますけども、5,302戸。その内訳ですが販売農家が3,041、自給農家が2,261となっております。また販売農家のうち専業が957戸、兼業が2,084戸。割合でございますけども専業が約30%、兼業が70%という数字になっております。

それから2点目、農業従事者数でございますけども、全体で7,851。うち農業就業人口でございますが、販売農家が4,320という数字になっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

それでは再質問をさせていただきますが、これは市長にお答えをいただければありがたいと思います。

北杜市も少子高齢化が急速に進んでおりまして、過疎化、限界集落といわれるような地域も出てきたわけでございます。特に山間地と比較的人口密度が少ない地域に北杜市の場合は大別されるかなと、このように思います。

そんな中で今日は4つの質問をさせていただきました。その質問の中で共通して問題になる

ことは、やっぱり若者が定住することの大切さ、これが大変大事だなということでもありますけども、最近はなかなか、若者の定住者が少なくして少子化が進んでいるというふうな感じがいたします。

そういった中で、今、先ほど来お話に出ているように鳥獣害の被害というものが、今までは農作物、これらを直撃ということで、そちらのほうに目がいっていたわけですが、少し観点を改めていただくと、そういうふうな被害が、前は本当に山里、山間に隣接した地域に多発してはいたけれども、ここ2、3年は本当に住宅の密集地にもたくさんの獣が出てきておまして、この現象はそれなりに原因があると思うわけですが、先ほどの答弁の中にありました河川の荒廃ですね。これは雑草、雑木がもう誰が見てもご覧のとおりということで大変な状況にあります。このことは、国や県という形になるわけですが、このあたりもやはり北杜市としても力点を置いて、そしてそちら側に頼るのではなくて、当然地域住民もそのことに努力しなければならないと思っております。

そのあたりの喚起をするような施策、そしてできれば補助的な、機材を貸与するとか、それから金銭的にもできれば補助してあげるといったようなことをやっていかないと、本当にこの問題はなかなか解決につながっていかないとしますので、一気にすべてをとすることは大変だと思いますので、ぜひそのへんもしっかり見据えた中でよろしく、このへんの努力をお願いしたいと思います。

私の住んでいるのは、須玉町の穴平というところでありますけども、ここも本当につい2、3年前からイノシシ、シカ、それからサルですね。当然カラスも飛んできますので、あるわけですが、結局、農家の皆さんも作物を作ろうという意欲を失ってしまうこと。そしてそういう形になると、そこに住もうとする若者が減っていくと。このことは大変、由々しき問題だなと思っておりますので、これらのことをぜひ見据えた中で、白倉市長には指導力を発揮していただいて、これらに対するご所見をお伺いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

坂本静君に申しておきますが、再々質問になりますから市長の答弁で終了ということになりますが、よろしいですね。

（はい。の声）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどから坂本議員には防災対策から、ふるさとの農地を中心とした景観を含めて幅広くご質問いただいておりますけども、私も私なりに合併した北杜市の最大使命は、たびたび言うとおり財政の健全化が一丁目一番地。仮に一丁目二番地を挙げるとするならば、超少子高齢化社会に対するスタンスをしっかりとると、こんな思いであります。そういう意味からすれば、少子化については特效薬もないわけですが、いろいろな意味で子育て支援をはじめとして、これからも全力であたっていきたいと思っております。

そういう中で限界集落という言葉がありましたけども、これは日本中の課題といって逃げるわけではございませんけども、日本中の中山間地域を中心とした地方が限界集落。極端に言えば限界自治体も出てくるような状況であることは、たしかな状態だと思います。人のことはともかく、北杜市がそうならないように職員とも一緒に汗と知恵を出していきたいと思っております。

そういう意味で、若者が定住できるようなうんぬんというお話がありましたけども、月並みな言葉でありますけども、企業誘致をはじめとして、これからも全力で当たっていきたく思いますし、結婚できるような出会いの場、子ども対策等々はさっき言ったとおり、大変大きな課題であると思いますから全力で頑張っていきたいと思っております。

そういう中で、鳥獣害対策を特出してお話していただいておりますけども、先ほど答弁もさせていただいたわけですけども、部長のほうから河川敷が絶好の住みかになっているんじゃないかという意味からすれば、河川管理者と相談しながら、人呼んで河川林をなんとか平常な河川機能に戻すべく、その対策もしていかなければならないというふうにも思っております。

何しろ、私の率直な印象ですけども、市内を歩いて、私たちのふるさとの農村水田風景が変わってきている。電気柵だか防護柵だかは別にして、どっちがどうなっているかくらいのような状況になっているわけですから、異常な姿であります。自分の家の菜っ葉も作れないんだよというような悲鳴も聞いておりますから、なんとか鳥獣害対策を考えていかなければならないと思っております。

いずれにしても管理捕獲を含めて、本音で言えば個数を減らさなければどうにもならないという思いもしておりますから、県はもちろんですけども、猟友会の皆さんとも連絡をとりながら個数の捕獲も念頭に置きながら、鳥獣害対策に全力で取り組んでいきたいと思っております。

答弁になるかどうか分かりませんが、思いだけお話をさせていただきました。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

2項目、関連質問をさせていただきます。

最初に、災害に強い安全で安心なまちづくりについて。

先の大震災を契機に、県内外の自治体でも公共の建物等をはじめとして耐震に対する計画を前倒して工事の早期着手を行うなど、さまざまな動きが始まっています。本市においても長坂小学校をはじめ、各支所と整備を進めているところですが、耐震の取り組みに対する考え方について、お伺いします。

もう1点は、先ほど自主防災の資機材の整備について答弁があったんですが、平成25年までで資機材の補助的な、補助基金は終了するというようなお話がありました。これはやはり大震災がありました。先ほど現在の自治防の組織率は32、3、485の世帯が加入しているとの話でした。今、行政区は122区あります。班を含めると162あります。ぜひ、災害はいつ起こるか分かりません。行政指導で自主防災組織が強化できるよう、そのへんの考えを聞きます。そして、これはできれば全区に助成できるような制度にしていきたいと思いますと考えております。

次に行政区の充実に向けてでございますが、先ほどお話があったように、今、行政区の加入率が74.1%。特に本市は別荘地帯が多くて、先ほどのお話で51%から91%、行政区の格差があります。特に別荘地帯においては加入率が低いということで、例えば自治会等の設立の指導は考えられないか。先ほど各区長さん等にちょっと調査するというような答えがありま

したけども、ぜひ区に加入世帯を、解消に向けて取り組んでいただきたい。

そして限界集落、高齢化が進む中で限界集落になりつつある行政区の現状を今後、どのように行政指導していくか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

相吉議員の関連質問にお答えします。

3点かと思いますが、まず自主防災の資機材の補助でございますが、25年までということに答弁をさせていただきました。2年ちょっとあるわけですが、いずれにしても加入状況が、先ほど申し上げましたように低いということで、あらゆる機会を通じまして加入の促進をしておるわけですが、なかなか立ち上がらないということでございます。

先ほども答弁しましたが、自分たちの命は自分で守るとか、隣人も助け合うとか、先ほどの未加入の住民ということで、やはりここへきて防災という意識が高まってあって、それぞれの隣人が助け合わないと災害には耐えられないという現状がございます。そういうことも含めて、未加入者の行政区への促進も含めまして、促進をしてみたいということでございます。

次に行政区への加入指導と別荘地域の自治会の設立という課題でございますが、繰り返しのようになりますが、加入指導ということは市としましても積極的にやっております。それから行政区を通じまして、引き続き加入といいますが、加入を促していきたいと思っております。

それから別荘地等への移住者が自治会、この中には班とか組とかということでございますが、こういったことにつきましてもゴミ処理の問題、それから広報の配布など、いくつかの行政サービスを受けることが可能でございます。こういった側面からも促進をしてみたいということでございます。

それから、それと同時に隣接の行政区との話し合いによりまして、自治会、組、班でございますが、参入することも可能であると考えますので、このへんも先ほどの課題とともに区長と協議をしながら課題を出していただきながら、そういった指導とともに検討をしてみたいと考えております。

それから限界集落というお話でございますが、ご案内のとおり本市でも65歳以上の方が人口の50%を超えると、こういった定義の中でそういった集落が増えつつあります。ただ、幸いにもその定義がございしますが、集落機能が維持できないという、窮状ではないと認識しておりますが、こういったことを区の区民の話し合いにより再編が進むかということでありますが、集落同士の再編ではなんの解決にもならないのではないかと考えておりますので、増富地区でも実施しておりますが、空き家バンクあるいはNPO法人の積極的な介入といいますが、そういったことも行政指導の中で支援をしながら、地域が知恵を出していただくということでございますので、国の地域おこし協力隊あるいは田舎で働き隊とか、国もいろんな施策を出しておりますので、そのへんも導入しながら支援をして、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

相吉正一議員の関連質問にお答えしたいと思います。

公共施設の耐震化についてでありますけども、現在、耐震化、昭和56年以前に建設した施設についての耐震ということが基本的には基準になるわけですけども、有効活用をするというような方向性になったものについては、当然、段階的に耐震化を図っていかねばならないと思いますが、現段階では耐震診断を実施してみないと、その耐震の強度、そういったものが把握できません。その診断の結果によっては、その耐震補強をするという判断も当然、していかなければならないということになるかと思えます。

現在の段階でも武川の総合支所、武川の保健センターのほうに移転というふうなことで安全管理の対策をとっておりますし、すでに須玉も総合支所も保健センターのほうに移転しております。さらに次年度においては、白州の総合支所の移転も計画されているということで、段階的な状況の中でこの耐震化等には対応してまいりたいと。特に町内で公共施設の有効活用の検討委員会を立ち上げて検討しておりますので、それらの結果もふまえながら段階的な措置として耐震化を図っていくということになります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

今の公共施設等の耐震化は財政的な面もありますので、計画的に進めていただきたいと思えます。

先ほどの自治防災組織の資機材の関係ですが、25年終了ではなくて、これはぜひ補助期限を延長していただきたいと思っています。自主防災組織も全地区が入れるような行政指導をお願いしたいということです。

そしてあと行政区の関係ですが、やはり別荘地区、先ほども51%という地区があるという答弁をいただいた中で、やはり行政区はできないかもしれませんが、自治会というものを設立指導して、例えば災害等に備えていただきたい。そういう意味で、ちょっと質問させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今回の災害を踏まえて、先ほどの坂本議員の代表質問もそうであります、相吉議員の関連質問もそうありますけども、言ってみれば資機材の備蓄の問題も市民の関心が高いことは承知をいたしております。ただ、本音として行政がどれだけ備蓄資機材の配備ができるか。あるいはまた行政区やら集落ごとにどれだけの自主防災備蓄ができるかと、いろいろあると思えます。でも私どものふるさとは、北杜市は隣人愛というか、地域の絆感が深い地域であると自負しておりますので、それがまた北杜市の大きな財産だと思っています。そういう意味からすれば、いわゆる大災害、備蓄も必要な災害のときには地域の連帯感でお互いに助け合うと。いろいろ食料にしたって、水だって同じだと思えますよ。ですから統一の備蓄、あるいは資機材というこ

とは考えてみなければならぬ。例えば、とても直球でいえば白州町へ水の備蓄をしたって、あまり意味がないような感じもします。ですから、私どもはとりあえず行政としては25年度までということで線は引いておるわけでありませうけども、真に地域に必要な備蓄、あるいはまた資機材は何かということも検討しながら、24年、25年を見ながら延長も含めて、こういった時代でありますので、市民の不安を除くためにも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

お答えします。

別荘地域と移住者でございますが、そういった自治会の組織を手助けというようなことだと思いますが、定住をしていないという問題もあります。二地域居住、いろんなパターンがあると思います。これらも地域の行政区長と話し合いの中の1つのテーマとして捉えまして検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

高齢者福祉の充実について、伺います。

在宅訪問サービスの実情について、先ほどのご答弁がありました。この在宅訪問サービスは、個人のプライバシーに関するようなこともございますので、サービスすることについては難しい点もあるかと思っております。しかしながら、各家庭に密着したサービスというのが必要とされていると思っております。先ほど紹介されたような事件もあつたりすることの中で、今から大事な事業ではないかと思っておりますが、先ほどの答弁の中には件数等を教えていただきましたが、サービスの内容をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それから、あと1点。実施されている時間帯ですね。それについて、2点教えていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の関連質問でございます。

在宅訪問のサービスの内容の具体的なものでございますけども、まず要支援1、2の方々を対象とする介護予防サービスとしましても、その中に介護予防訪問サービス、一種のホームヘルプ、また介護予防、訪問入浴介護、また介護予防訪問リハビリという介護の訪問内容がございます。また要介護の1から5の方々への介護サービスという形で、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーションという介護サービスが提供されているところであります。

また主な時間帯でございますけども、食事帯を中心としたサービスの時間帯になっているのでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。

今、食事帯という部分が大きいようですが、今からのいろいろ策定も考えていらっしゃるようですが、ぜひ長期というか、食事のみではなくて、食事帯という時間ではなく、もう少し長い時間といいますか、利用者のニーズに合ったような時間帯を設定できるようなお考えがあるかどうか、お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂議員の関連質問でございます。

利用者のニーズに合った内容にしてもらいたいということでありまして。現在もそれぞれ要支援、要介護の方々のために訪問サービスをしているところでございます。時間帯につきましてはそれぞれの認定者等の状況もございますので、このへんはそれぞれの事情に合った対応になるかと思っております。

詳細等につきましては、また今後、介護事業計画の中でもこれについては議論をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

2点ばかり関連質問をしたいと思っております。

まず市の基幹産業である農業振興の中の耕作放棄地の現状についてと、くどいようですが、有害鳥獣の現状についての2点について関連質問をいたします。

まず耕作放棄地の問題であります。市でも急速に高齢化が進み、特に山付き地帯では耕作放棄地が進んでいる現状であります。先ほどの答弁でも市の対策により耕作放棄地が100ヘクタールばかり減少したと答弁がありました。しかし耕作放棄地を進めていくに対して、今まで非常に重要な対策と考えております。

県でも耕作放棄地助成制度を今回、設けました。市でもなんとか耕作放棄地を解消するという努力が認められておるわけでありまして、市でもこの制度を有効活用する考えがあるか。また、あるならば、今後その予定がどのような予定かを伺いたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

坂本議員の関連質問にお答えいたします。

まず耕作放棄地解消に向けて、県の制度をいかに活用して今後、市単独で解消に向けた制度を検討していくかというご質問だと思います。

現在、県の制度といたしまして、事業とすれば大きく2つございます。1つは企業の農業経営推進支援モデル事業というのがございます。もう1つは、耕作放棄地整備景観保全事業というのがございます。

まず先、申し上げました企業の農業経営推進支援モデル事業でございますが、これは明野町で現在取り組んでおります、21年度から取り組んでおる事業でございます。また今後の予定を申し上げますと明野町内で約13ヘクタール、小淵沢町内で約2ヘクタールの事業計画がされているところでございます。

それで2つ目に申し上げました耕作放棄地の整備景観保全事業、これは国の緊急雇用対策事業をまとめた事業でございますけれども、明野町内で2カ所ございまして、1つは3.7ヘクタール、2つ目が1.3ヘクタール。あと長坂町内におきまして、1.3ヘクタールの事業に取り組んでおるところでございます。

また今後の耕作放棄地解消に向けてでございますけれども、国も当然、担い手対策、それから耕作放棄地は重要課題と捉えておりますので、国・県で今後またいろいろな制度が出てこようかと思います。そうすれば当然、市もそれに合わせまして、国、県の制度の整合性をとりながら、より有利な制度を活用してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

耕作放棄地は努力していただきたいと思います。

次に有害鳥獣の件でございますが、過去に多くの方が有害鳥獣問題を取り上げ、議論をしてきました。またその対策を提案、実行してきたわけでありましたが、有害鳥獣の問題はくどういようですが、現実に私たちの地区でも果物、野菜等を作っていると、いざ収穫のときになると、ほとんど有害鳥獣に食べられてしまうということが実態であります。果物・野菜等を作らず、スーパーで買ったほうが便利というような現実であります。そのようなことを防ぐにはどうしたらいいか。以下、質問をしたいと思います。

多くの有害鳥獣対策事業には、多額の補助金が今まで使われてきました。有害鳥獣防止柵とか、サルテレメトリーの取り付け、獣害対策犬、サル行動調査等であります。しかし、これらの事業も半年も経つと効果が薄れてしましまして、人間と獣との知恵比へのイタチゴッコであるということが現実であります。なんとか人間の知恵が勝つには、獣と共生するのが一番と考えます。しかし、これには多くの時間をかけなければなりません。鳥獣にはむごいことですが、猟友会員による捕獲が有効であると考えて、以下伺います。

22年の4月から23年3月までの管理捕獲業務委託の有害鳥獣の種類別、委託の単価、各地区の捕獲頭数、先ほど答弁をいただきましたが、細かい数字をいただきたいと思います。その捕獲した単価による合計金額、また捕獲した有害鳥獣の捕獲したあとの処理はどのようにし

ているか、以上を伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

坂本議員の再質問をお答えいたします。

鳥獣の保護対策につきまして、3点の再質問かと思えます。

まず1点目でございます。昨年度における管理捕獲業務、委託業務ですね。有害鳥獣の種類別。あと地区別の単価ですとか、そういう数字のご質問でございました。まず地区別で、種類別で順次申し上げます。申し訳ございません、市全体でまずお答えをさせていただきます。

まずサルでございますが、89頭。ニホンジカは257頭。イノシシが86頭でございます。これをそれぞれ地区別でお答えいたしますと、明野でサルが1頭、ニホンジカが5頭、計6頭。須玉でサルが7頭、ニホンジカが17頭、イノシシが11頭、計35頭。高根でサルが1頭、ニホンジカが78頭、イノシシが8頭、計87頭。長坂でニホンジカが23頭、イノシシが16頭、計39頭。大泉でニホンジカが27頭、イノシシが1頭、計28頭。小淵沢でニホンジカが29頭、イノシシが6頭、計35頭。白州でサルが47頭、ニホンジカが68頭、イノシシが32頭、計147頭。武川でサルが33頭、ニホンジカが10頭、イノシシが12頭、計55頭でございます。

それからの捕獲の委託金額でございますけども、ちょっとお待ちください。サルが1頭2万5千円。ニホンジカが1万5千円。それからイノシシが1万5千円でございます。これは地区別にトータルの数字は出ておりませんが、市全体で申し上げますと、サルがトータル89頭でございますので22万5千円。ニホンジカが市全体で257頭でございますので、38万5千円。イノシシが市全体で86頭でございますので、129万円となっております。

そして最後のご質問でございますけども、捕獲したあとの処理はということでございますが、ほとんど埋設の処理をしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありませんか。

坂本治年議員、先ほどの再々質問になりますので、これにて終了でございますので、よろしく申し上げます。

できません。決まりごとでございますので、よろしくお願いいたします。

ほかに・・・。

全項目が終了しておりますので、これで代表質問は終了させていただきます。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開時間は、午後1時30分といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

北杜市が誇る梨北米の刈り取りが行われ、豊かな恵みの季節を迎えております。

市民フォーラムの代表質問は大きく5項目についてです。

まず、長期計画の中での公共・公用施設についてです。

市長は、今定例会の所信で市役所本庁舎の耐震化について言及されました。全員協議会では本庁舎北館の耐震補強工事にも、プレハブ庁舎建設の場合も3億円の経費がかかるとの説明でした。職員の安全のためや防災施設として本庁舎の耐震化は必要であると考えますが、3億円という経費が必要なこの事業は、北杜市総合計画の中でどのように位置づけられるのでしょうか。耐震補強工事をした場合の市庁舎北館の耐用年数とプレハブ庁舎の耐用年数は、それぞれどのくらいなのでしょう。

現市庁舎を3億円かけて耐震化すること、現在また将来にわたる北杜市の財政状況、今まさに第1次北杜市総合計画後期5年間の基本計画策定準備が進められていること等の状況の中で、市長は新庁舎建設についてどのような考えをお持ちでしょうか。

今年2月に策定された第2次北杜市行政改革大綱の施設の有効活用の項目に総合支所、生涯学習施設等の複合化の推進が掲げられていますが、新しい仮称、武川コミュニティセンター建設と武川総合支所の移転は別事業となり、複合化は図られませんでした。行政改革大綱にある施設複合化の実現を具体的にどのように考えているのでしょうか。

また行政改革大綱の類似施設等の整理統合、施設の有効活用は施設管理費の削減が主要な目的です。新規建設の施設も含め、その徹底が図られているのでしょうか。

次は、北杜市の平成22年度一般会計ならびに特別会計決算に関わる質問です。

まず平成22年度財政運営について、市の総括的見解をお聞かせください。

続いて、財政健全化計画で示された財政健全化に向けた方策である1．職員定数、人件費等の削減。2．特別会計への繰出金の削減。3．事業の廃止など歳出の徹底した削減について。平成22年度の進捗状況を伺います。

平成22年度末である23年3月調定分から新料金になった水道料金については、未納問題が発生しています。水道料金未納問題の現状と解決に向けての考え方をお聞きします。

また市が推進している小水力、太陽光発電等、新エネルギーの市財政への直接的貢献がどのくらいか伺います。

次の大項目は入札についてです。

工事、委託、物品など区分ごとの入札指名ルールはどのようになっているのでしょうか。区分何々は、いくら未満は市内業者のみとしているなど、具体的にお答え願えればと思います。

市内業者の育成をどのようにお考えでしょうか。

また、市内の業者指名の公平性をどのように実現しているのでしょうか。

市は落札率の現状をどのように評価しているのか、伺います。

現在、設計価格は事後も公表されていませんが、設計価格の公表についてのお考えを伺います。

入札時に提出された見積もり書、内訳書は業者に返却されず市として保持・保存しているのでしょうか。市の文書として保存されているのであれば、情報開示請求により住民にも入手可能となりますので伺います。

さて、首長と議会という二元代表制から生ずる問題が全国的に起こっています。そこで北杜市の市長と議会の関係についての質問をいたします。

最初に、政務調査費の収支報告書についてです。

条例施行規則では議長は毎年度、政務調査費の収支報告書の写しを市長に送付することになっていますが、昨年度まで議長が送付していなかったことが明らかになっています。ということは、市長は収支報告書の写しを受け取っておらず、見てもいないということで、予算執行権限を持つ市長が公金の支出について審査をしていなかったことになりませんが、これについての見解を伺いたいと思います。

次に、市長の政務調査費返還通知についてです。

市長が政務調査費について返還通知を出した事例がありますが、その理由はいかなるもののでしょうか。市長は公金の支出についての審査権限を持っていますが、同時に議員や議会の自立性を侵害することがないように、慎重な審査が必要と考えます。そこで返還通知に至る審査の経緯を説明していただきたいと思います。

また議会会派の会報についてですが、各支所に会派の会報が置けなくなりました。一体どのような理由によるのでしょうか。

次に、市章の使用についてです。

次の大項目にもつながることですが、北杜市章の使用に関する取り扱い要綱には、本市の市民および団体、または本市以外の者および団体が本市の市章を使用することについて必要な事項を定めるものとするあり、市の機関もこの適用を受けるのかどうか明確になっていません。そのような中で、市の機関である議会が発行する議会だより、また議員個人の名刺には市章の使用申請はいらないといわれています。しかし、会派が使用する場合には要綱で定められた申請が必要というのが市長の見解です。会派は北杜市議会の規定に基づいた正式なグループであり、条例により政務調査費の交付先ともなっているものです。

今、市章の取り扱いを巡って許可する市長と許可を受ける議会という構図になっていますが、二元代表制のもとでの市長と議会の関係、また議員個人と会派についての市長のお考えを伺いたいと思います。

また市民フォーラム会報16号を8月に発行するにあたり、市章使用申請書を提出しましたが、市長は私たちが市章を使うことを許可しませんでした。その理由は会派ごとにその主義・主張も異なっていることから、会報は市を表徴するに必要な物件とは認められないとのことです。しかし地方自治は二元代表制をとっており、独任制の市長に対して議会はさまざまな意見を持つ住民の代表である議員で構成される合議機関です。主義・主張が異なる多様性こそが議会の本質ではないでしょうか。私たち議員は市民の方が投じてくださった一票一票により、この場に立っています。それぞれが市民の方の思いを受けているのであり、市民、市の縮図が議会といえます。まさしく市を表徴するものだと考えます。そして会派も同様だと思います。この

ことも併せ、ぜひ市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

市章の問題は北杜市と議会の関係よりももっと大きな、市と市民との関係に関わる問題もはらんでいると思います。市章は誰のものなのか。そこで北杜市章使用に関する取り扱い要綱から、主にその問題について以下のことを質問いたします。

市章使用承認申請書の提出を求めています、不承認の決定に対して不服申し立ての手順も決められていないのは市民との関係において不公平であり、一方的すぎると思いませんか。

実際問題として、取り扱い要綱に基づいた厳格な市章の管理が可能なのでしょうか。

取り扱い要綱第6条で遵守を市民に求めることとなりますが、市自らの使用に関しては遵守がなされているのでしょうか。

市章規程では色、形が厳格に決められていますが、まず市役所の正面玄関の市章はメタリックなもので明らかに色の違反です。また各戸に配布されたほととガイドブックの市章の色も規定とはまったく違います。

取り扱い要綱では市外者へ使用申請も求めています、北杜市外へ北杜市の条例・規則等が一体、及ぶのでしょうか。

市は市民との協働を謳い、旧町村の枠組みを超えた新しいまちづくりを目指しています。しかし実際には旧町村意識の対応に苦慮しているのではないのでしょうか。

許認可行政の強化は、時代に逆行するものです。市章を北杜市のシンボルとして広く市民や団体に使ってもらうことこそが重要で、使いやすい環境を整えることが今、市がなすべきことではないのでしょうか。

例えば佐賀市は平成17年の合併により新佐賀市となったときに、市民の方に広くなじんでもらおうと市章デザインマニュアルを用意し、使用制限をする権利は市が持っていますが、使用申請や届け出の必要はありません。担当職員の方と電話で話をしましたが、この方法によって問題が起きたことはないそうです。市民との協働を謳うとき、北杜市のように規制を強化するのと佐賀市のように使いやすい環境を整えるのとでは、どちらがその趣旨に沿うものなのか明らかではないのでしょうか。市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

長期計画の中での公共・公用施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本庁舎耐震化の総合計画への位置づけについてであります。

3月11日に発生した東日本大震災や今後、想定される東海地震等を踏まえ、北杜市の災害対策本部が置かれる本庁舎の中で、耐震性の低い北館の耐震対策を早急に講じていく必要があると判断したことから計画したものであります。したがって、広い意味では総合計画の防災対策に位置づけられるものと考えています。

次に入札について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、区分ごとの指名ルールについてであります。

指名業者の選定につきましては、北杜市建設工事指名競争入札参加者の資格および選定要綱

により、工事の種類ごとに経営状況によるランクと工事の予定価格に応じた指名の基準等の条件を定めてあります。また、要綱の対象外となるような特殊な工事や委託業務、物品購入等にかかる指名業者の選定につきましては、入札案件の内容に応じて、過去の指名実績等を考慮しながら指名を行っております。いずれにいたしましても、地元業者優先という基本的な考え方に立ち、指名業者を選定しております。

次に、市内業者育成の考え方についてであります。

工事をはじめ委託、物品購入等においても、地元業者の育成は市民の雇用に直結し、地域経済の活性化に大きな役割を果たすとともに、災害時における迅速な対応の面からも重要な課題であると考えております。指名競争入札における市内業者の指名につきましては、これまでも原則的に市内の業者を優先してまいりましたが、来月から対象が予定価格3千万円以上の工事に拡大される一般競争入札につきましても、入札参加資格の地域要件をできる限り市内業者に限定したいと考えています。

また今後、共同企業体による工事施工を積極的に導入し、受注機会の拡大を図りながら、市内業者に大規模工事の一翼を担わせ、育成につなげていくことも必要であると考えております。

次に、市内の業者指名の公平性の確保についてであります。

指名回数につきましては、できる限り均等にと考えておりますが、選定要綱を遵守した上で地元業者の指名を優先しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

市長と議会の関係について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、政務調査費の収支報告書についてであります。

収支報告書につきましては、地方自治法第100条第15項において、会派または議員が議長へ提出する義務を課す旨、規定されております。このことについては、交付を受けた政務調査費は、議会規則である北杜市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第5条において規定された用途基準に従い、会派あるいは議員の責任において適正に支出されているものと理解しております。

一方で地方自治法上において、予算執行権限を持つ市長が交付後の支出状況を確認するため、議会規則第7条において、議長は提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとされております。昨年度まで、その写しが市長には送付されておりましたが、今後、政務調査費の適正な支出を確認するため、議会規則に基づき写しの送付を求めていきたいと思っております。

次に、政務調査費返還通知についてであります。

この件につきましては、本年5月23日に議長から送付された平成22年度政務調査費収支報告書の写しに、議長として認めることができない行為があった旨の意見書が添付されており、政務調査費の不適切な支出の事実について報告がありました。市としても、送付された収支報告書の写しにおいて不適切な支出があったことを確認し、それについては政務調査費として認

めることができず、結果的に政務調査費に残余が生じることとなりました。そのためその政務調査費について、北杜市議会政務調査費の交付に関する条例第9条の規定により、返還を求めたものであります。

今後も政務調査費については適正な支出を心掛け、透明性の確保に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、議会会派の会報についてであります。

会派は議会内において政治上の主義、理念政策を共有する議員で組織された団体であります。その会派が発行する会報は政治上の主義、理念を主張するものであり、それを公共施設で配布することは好ましいことではないと判断し、あくまでも会派自らが配布すべきものであると認識しております。

次に、市章の使用についてであります。

個人の名刺は社交生活上、用いられるものであり、公職である市議会議員の皆さまには北杜市を積極的にPRしていただき、各方面に幅広く使用していただきたいと思いますと考えております。また主義・主張が異なる多様性こそが議会の本質であることはそのとおりであります。会派こそは、まさにその多様性にに基づき組織された一つの団体であると認識しております。それゆえ、会報に市章を使用する際には、要綱に定めたとおり申請を行っていただきます。

ただし、会派ごとにその主義・主張も異なっており、それらを表現している会報は、市全体を表徴しているかということには、当てはまらないというのが現在の見解であります。

次に北杜市章使用に関する取り扱い要綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市章使用の不承認決定の処分に対する不服申し立てについてであります。

この場合は行政不服審査法の適用による手続きで対応していただくことと理解しております。

次に、要綱に基づく厳格な管理についてであります。

本来、市章は北杜市を積極的にPRしていくために、多くの方々に広範囲にわたって使用していただくためのものであり、使用に対しての制限的なことは少ない方がよいとは思っております。

ただし、市章の尊厳と品位を損なうことがないよう、また営利を目的とした使用でないよう、最低限のルールは必要であり、今後も要綱に基づく適正な管理を図ってまいります。

次に、使用に関しての遵守についてであります。

市においては作成する物件や構造、材質の関係で、視認性に配慮した縁取り等を使用している場合もありますが、北杜市章程に定める市章の尊厳と品位を損なうことのないよう使用しているものと理解しております。

次に、市外の者に対する条例等の適用についてであります。

取り扱い要綱では市章の使用に関し、市民だけを対象としておらず、各方面で幅広く使用していただくよう、市外の個人、団体も使用することを想定しております。

次に、市章を使いやすい環境に整える考えについてであります。

市章について、広く市民や団体が使用することは当然であり、使いやすい環境を整えることも当然であると考えております。しかしながら、市章は北杜市のシンボルであり、表徴するものであることから、要綱により最低限のルールを設けることは必要と考えており、そのことが使用環境に影響するものではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

長期計画の中での公共・公用施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、耐震補強工事とプレハブ庁舎の耐用年数についてであります。

本庁舎北館については築45年を経過しており、まもなく鉄筋コンクリート造りの建築物の一般的な耐用年数50年に迫っていますが、正確な判定については経年劣化の程度について詳細な調査が必要であると認識しております。これらの調査結果を踏まえ、耐震補強工事と併せて適切な改修工事を行うことにより、北館の長寿命化が図られるものと考えますが、屋根や外壁の補修、塗装等、全面的な改修工事が予想されますので、事業費の大幅な上昇が予想される場所です。一方、プレハブ庁舎の耐用年数は一般的に30年とされております。

次に、新庁舎建設の考えについてであります。

新庁舎の建設につきましては、第2次行政改革アクションプランにおいて、平成23年度から平成25年度までに本庁舎の位置の決定を行うこととしております。今年度は庁内検討会による検討を行っているところであり、来年度は外部委員による検討委員会で検討をしていただく予定でございます。

次に、施設複合化の実現についてであります。

施設の複合化につきましては、そもそも合併に伴い数多くの類似施設があり、これらの有効活用を図っていくために、第2次行政改革アクションプランに施設の有効活用という取り組み項目を位置づけたものであります。したがって、武川総合支所については、既存の武川保健センターを有効活用するため同センターに移転するものであり、正面南側に新たに建設される仮称、武川コミュニティセンターと複合的・相乗的に有効活用が図られるものと考えております。

次に、施設管理費の削減についてであります。

武川総合支所を保健センターに移転し、武川会館と武川教育福祉センターの機能を持つ仮称、武川コミュニティセンターを建設することによって、結果として1施設を建設し、3施設を廃止することになります。さらに新たに建設いたします仮称、武川コミュニティセンターでは、照明施設のLED化や太陽光発電設備の導入等を計画しております。こうした取り組みによって、施設管理費の削減が図られるものと考えております。

次に平成22年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、財政運営についての本市の総括的見解についてであります。

平成22年度における本市の一般会計と特別会計を合わせた決算総額は歳入486億円、歳出472億円、繰り越すべき財源2億円を除いた、いわゆる黒字は12億円となりました。平成21年度と比較するとほぼ同規模となっておりますが、平成22年度の一般会計決算は歳入で4億円、歳出で5億円の増となっております。

一般会計の決算規模が大きくなりましたのは、市債の繰上償還を積極的に行うとともに、峡北ふるさと市町村圏基金返還金を公共施設整備基金に積み立てるなど、各基金の積み立てについても積極的に行った結果であると考えております。さらに国が経済危機対策として創設した臨時交付金を県内市町村で一番多く獲得し、市政各般にわたる事業を懸命に展開した結果であるとも考えております。こうした取り組みによって、財産区を除く全会計の基金を前年度より

21億円積み増し、平成22年度末残高を137億円とするとともに市債残高を前年度より38億円減らし、874億円としたところであります。このように財政の健全化の成果は着実に表れており、今後もその取り組みを積極的に推進することによって、持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

次に、財政健全化に向けた方策の進捗状況についてであります。

職員定数、人件費等についてはいずれも前年度末対比で病院関係職員を除き8人の削減、人件費は2,300万円余の削減となっております。また、特別会計への繰出金については2億4千万円の削減など財政健全化へ向けた取り組みを着実に進め、その成果を出しております。さらに歳出については、平成22年度当初予算編成時に公共事業費の前年度当初予算の97%の範囲内とするなどの予算要求シーリングを設定するなど、歳出の徹底した削減等の取り組みを進めてきたところであります。

次に入札について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、落札率の現状についての評価についてであります。

平成22年度の工事の平均落札率は、94.1%となっております。不況の長期化により全国的に企業の倒産等が増える中で、予定価格と実勢価格の差が少なくなっているものかと感じております。

次に、設計価格の公表についてであります。

工事や委託業務の設計金額の積算は、入札参加業者の能力を把握する重要な要素であり、公共工事の品質を確保する上でも必要不可欠なものであります。公表することにより、積算能力の欠如している不良・不適格な業者が落札するおそれがあることや、企業努力が行われなくなること、技術的競争が損なわれるおそれがあること。また、県内の他の市町村においても公開の事例がないことなどにより、原則として非公開としております。

次に、見積書・内訳書の保存についてであります。

工事の入札の際には、入札書に記載された金額が適正に積算されたものであるか確認するための参考資料として、入札書とともに工事内訳書の提出を義務付けており、確認後は各業者に返却しております。確認した時点でその目的をすでに果たしておりますので、それを保存する必要性はないものと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成22年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道料金未納問題の現状と解決に向けての考え方についてであります。

平成23年1月からの料金改定になんらかの不服があり、料金を支払わないとする方に対し、これまで督促状および催告書を送り、納付を促してきました。その結果、10数名の方が納付を行っております。

また解決に向けた考え方についてありますが、水道料金の未納者については、北杜市簡易水道給水条例および北杜市水道料金未納整理事務取扱要綱に基づき、督促状等の送付を継続するとともに、市民の公平性の面からも理解を求めていく考えであります。

次に、新エネルギーの市財政への直接的貢献についてであります。

新エネルギー設備に伴う収入は、受給電力料および余剰電力の売電収入となりますが、昨年度決算における金額は2,400万円余となります。それに対しまして管理費等の支出が1,200万円ほどとなっております。このほかに小中学校等、太陽光パネルを設置した施設における電気料の削減効果が約50万円でございますので、1,200万円余が直接的な貢献といえるかと考えております。

ただし、施設によっては昨年度2月からのものもあるなど、通年での数値を用いておりませんので、整備事業費を含めた算定につきましては、本年度より運営を開始した北杜サイトなどと併せて、実施してまいりたいと考えております。

なお、新エネルギーの導入促進は市財政への貢献のみならず、地球温暖化対策、環境教育の推進、環境観光への展開など、地域活性化の点からも今後も市の施策として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、長期計画の中での公共・公用施設について再質問をいたします。

今のご答弁の中で、今回の耐震化はあくまでも耐震対策としての位置づけだということが言われました。しかし、この本庁舎の耐震性能が低いことは合併当初から分かっていた事実であり、行政改革大綱、それから総合計画も当初からその項目が掲げられているものです。要するに合併当初からのことが放置されている大問題だと私は思います。北杜市の財政は大変厳しいですし、合併特例がなくなる平成27年度からは交付税が段階的に減額され、さらに厳しくなります。

平成21年9月の提出の一般会計補正予算で、すでに東館のプレハブ庁舎については6千万円近い経費が投入されております。そして今回、また3億円の耐震化の投資です。第1次北杜市総合計画後期5年間の基本計画が今、策定されている、準備が進められている今、新庁舎建設について明確な方針を出す最大のチャンス、その中に位置づけるべきこそ大事なことではないかと思えます。市民フォーラムとして、総合計画後期5年間の基本計画では新庁舎建設を凍結し、第2次総合計画策定時に財政状況を見極め、平成29年度からの10年間の中で位置づけを改めて審議すべきと私たちは考えます。厳しい市財政の中の新庁舎建設が市民の理解を得られるとは思えませんので、この耐震化を長期計画の中で明確に位置づけることが市としてあるべき姿だと私たちは考えます。

また維持管理費についてですが、例えば小淵沢中学校は市内で最も新しい校舎ですけども、暖房用灯油代というのは90万円。規模の大きい長坂中や高根中よりも20万円。また光熱水費に至っては約500万円かかっている、やはり長坂中や高根中よりも150万円も経費が上乗せでかかっております。これはたぶん、建設時に導入されたOMソーラーの影響もあるかと思えますが、私は設計当初からの問題を抱えているのではないかと思います。それですから、これから設計されるもの、それから修繕が加えられるものに関しては維持管理費の減額という

ことを前面に押し出して、私は設計なりをするべきだと考えますが、このへんについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本庁舎の問題をお話ししてみたいと思いますけども、基本的には一日も早く新庁舎がいいというふうに私も考えています。そういう意味で、市役所の庁内にも新庁舎検討委員会を位置づけて議論をしていただいておりますけども、率直に言えば、まだ機が熟していないのかなと、こんな思いであります。ですから庁舎に限らず、一日も早く市民が等しく、ふるさととは北杜市だという団結を醸成することがまず当面、大切なことではないかなというふうに庁舎問題を含めて位置づけておるところであります。

もう1つは、仮庁舎はあくまでも、言ってみれば暫定であります。ですからそれを即、北杜市の長期計画の中へ明文化することがいいのかどうかという問題はあるかと思えます。そういう意味で、東北の震災といわず、いろいろな意味で、今、北館を考えたときに一日も早い仮庁舎、プレハブでというのが今、私どもの本庁舎に対する位置づけでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

総合計画の中に明確に位置づけられていない、後期の計画を策定中であるので、そういったところに位置づけるべきではないかというアドバイス、大変ありがたく思います。

新庁舎の問題につきましては、総合計画の中に謳ってあるとかということでは直接的にはないんですが、これは合併時の合併協定の中の4番目の協定として、新市の事務所の位置という協定がなされております。内容的には将来の新市の事務所の位置については、新市建設計画期間内に、10年間ということですが、交通の事情、その他、官公署との関係など市民の利便性を考慮し、市民の意見を踏まえ検討すると。また併せて、新市において速やかに庁舎建設基金を創設するということが合併協定項目の中に謳われたものでありまして、原則的には総合計画という位置づけというよりも、合併協定の中での約束事として進めているということでありまして。特に耐震化ということにつきましては、これは当初合併の時点で、この大きな災害ということまで実は想定されていなかったと。しかしながら3.11を踏まえた中で大きくクローズアップされた状態として、耐震ということを考えなければならない状況が出たということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今のご答弁の中で、合併時の約束だとおっしゃいましたけれども、第1次総合計画、要するに平成19年3月に確定された項目の中に、新庁舎建設の検討というのがしっかり入っている

んです。そして、それから今、ご答弁の中で3月11日の震災を受けてということですが、北杜市は東海地震の強化指定地域になっているんですよ。そんな対応でいいの。私は今のご答弁、大変不思議というか不安に思ったんですけども、当然、耐震化については当初から考えなければいけなかったことでしょうし、プレハブの耐用年数が30年ということは長い計画を立てられるということですので、この場というか、この今の後期計画を立てる段階でしっかりとそこを考えるべきだというのが、私たちが主張することです。

それともう1点、指摘したいことは、市庁舎のプレハブ建設についてもまた、地域の拠点施設の建設についても、多くは当初予算ではなく補正予算に計上されています。やはり、それも長期計画、計画のなさを一つ、表していることになるのではないかと常々思っていたんですけども、そこも含めてご答弁を願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

仮庁舎である暫定的なプレハブが30年もつから、北杜市の長期計画の中にこれを市役所として位置付けるべきだみたいな、違いますか。だけど、いずれにしても政治は丸かバツだけでは語れないと思います。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

総合計画の中での位置づけということでありますが、先ほど市長答弁の中にもありましたけども、広い意味では総合計画の防災対策に位置づけられるものと考えておりますということで、総合計画の中で庁舎の関係も謳っておりますが、具体的な内容につきましては防災計画の中での防災対策という位置づけの中でも、そのへんについては謳われているということで、より総合計画の中にそれを詳細に位置づけたものではないということであることは事実であります。

それから、今回の補正予算対応ということですが、これはやっぱり緊急というふうな対応の中で、本庁舎についての建設についてはご提案させていただいたものであります。

実際には設計費等につきましては、また12月等の補正対応ということになりますが、本体については新年度の当初予算でお願いする予定であります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

公用施設についての質問回数が制限ありますので、次に平成22年度決算についての項目に移ります。

市債の残高が減少し、基金が増加している。要するに北杜市の最重要課題である財政健全化に向けた市の努力を評価しているところであります。ただ、基金の積み立て先ですけれども、庁舎建設基金に22年度4億円、21年度も4億円、積み上げました。要するに、それも先ほどの話と関係あることですが、総合計画、長期計画の中で、こういう見通しの上でここに基金を

積み立てるとというのが、本来あるべきなのではないかと思しますので、そこのお考えを伺いたいのと、それから北杜市は多くの公共施設を抱えて老朽化も激しく、修繕費にお金がかかる。今年度は国からのきめ細やかな交付金などで、それをうまく利用して施設修繕等を行うことができたと思います。・・・22年度、すみません。22年度、そういうことができたと思います。しかし、これからもずっと継続して修繕もかかるわけで、やはりこれらも長期計画の中でどのようにこれが位置づけられたのか。例えばこういう長期計画があって、今年度はこの交付金があったから、これが前倒しできたというようなものがなければいけないのではないかと思います、そのへんを22年度決算の中で伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

基金の4億円の積み立てということですが、現在15億円ほど庁舎建設基金が積み立てられております。あと4年くらいのちに30億円をということで、今後の先ほどの関連もあります。新庁舎の建設に向けて、おおむね30億円を目途に積み立てをするという目的で年間4億円という形で積み立てをさせていただいている状況であります。

それらについての総合計画への明確な位置づけということですが、ご意見を参考にさせていただきながら、後期計画の策定中でありますので、そのへんについてもまた調整なり、検討をしてみたいと思います。

それから国の経済対策等によって、公共施設の修繕費に充てられるということで、これは非常に北杜市としてはありがたいタイミングでの交付金でありました。今回の震災を契機として、今後、そういったことが続くかという期待はたぶん持てないのではないかということで、若干危機感的なものも感じておりますが、財源の確保に努めながら、非常に他市に比べて北杜市の公共施設は大変多い数でありますので、たしかに今の段階から今後に向けて修繕がかかってくるということが想定されますので、また創意工夫の中で対応してみたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、続いて入札についての項目の再質問に移りたいと思います。

指名のルールについてご説明があったわけですが、私も今回、22年度の入札、全般について分析を行いまして、ある程度のルール、工事において地域性をもって指名がされているということはたしかに分かりました。ただ、その分析をしていく過程で、やはり不思議に思ったというか、ここは指摘しておかなければいけないなと思ったところが何点あります。

それは工事、例えば土木、舗装、建築についてですけれども、指名回数の地域の偏りは、やはり大きいと思います。旧8町村の単位でいけば、一番多く指名されたところはこの業者、延べ回数は229回、私の試算ではそういうふうになりました。あと11回という特殊に少ないところがありますけれども、57回というところもありました。やはり地域によって偏りがあるということは明らかですので、このへんはどういうふうにお考えかということと、あといくつ

か特徴的な工事の種類があったんですけども、1つは消火栓とかポンプなどの消防関係の物品の入札についてです。これはすべて市外業者が指名されたものです。だから指名業者が入るといことは特殊なものであるとか、それからそれが入ることによって競争性が高められるということであると思いますけども、この消防の関係の物品については、全部で9件の指名がありましたけども、うち6件は同じ4業者の指名ですべて行われています。グループで。落札率はすべて95%以上です。特にここで不思議だと思ったのは、1回目のこの消防関係の入札では8社が指名されて、そのうち1社が落札して、その落札率は84.8%という低いものでした。ところがその業者は、その後はずっと指名されずに、あとはほかの4社がずっと6件、同じように指名されて、落札率は95%だったという結果が出ています。

だからやはり指名のやり方というもので、競争性が高められるかどうかというのは、すごく顕著に表れることだと思いますので、そこはやはり市の指名権というか、指名のあり方が問題になるところだと思いますので、ぜひご見解を伺いたいと思います。

また設計価格の公表については、消極的というか、それは行わない考えだというご答弁でしたけれども、またそれから見積書、内訳書は返却しているし、今後も保持する考えはないというお考えでしたけども、私は住民としていろいろな分析をし、裁判もして、今のところ高裁までいって、私たちの主張が認められているんですけども、その過程で行ったことはやはりデータの分析です。設計価格とか、それから内訳書、見積書があれば、そういうものを分析することによって、住民が監視することができるんです。ですから、市の側が必要ないものだからというので返却するというのではなく、住民が必要なきにはいつでも情報提供ができるような形にしておくのが私はこれからのあるべき姿だと思いますので、そこについてもご答弁を願えたらと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

野中真理子議員の再質問について、入札のことについてご答弁を申し上げます。

まず入札の指名の回数等の不公平というか、そういうふうなご質問だと思いますけども、これにつきましては市長も答弁しております要綱の中に業者の点数、また職種、ランク等で、嚴重な中でわれわれも指名の選定をしているわけですけども、なかなか工事の季節、それから時期等によって、工事個所が偏るということも考えられます。そういうようなときには他の地域、隣接する地域の方も考慮しながら、また工事の職種等も考慮しながらやっておりますけども、われわれとしても、執行側としても平等な中で公平にやりたいというふうなことで細心の注意を払っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから消防関係の物品の入札ということですけども、機械、それから消防の制服等、物品等ありますけども、特殊なものについては市内の業者については、非常に無理があるかなというふうに思いながらも、今、業者の選定をしております。物品の衣類だとか品物についてのものについては、できるだけ市内の業者もというふうな中で指名をしておりますけども、どうしても業界の中でも非常に難しい問題がありますので、なるべく市内の業者の中でできるものは1、2社というふうな形の中で指名をしていくように今年度はしておりますけども、結果的に先ほど言ったようなケースも見受けられるということですから、それについては業者側のこと

ですから、執行側でいろいろ言うことでもありませんけども、そのような対応の中でなるべく地元業者を入札の中に入れていくという基本姿勢は、今後も変わらないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

見積もり書、内訳書の保持・保存する考え方ということについての再質問でありますけども、現段階では業者が競争性という意味で、正確に入札金額を積算しているかどうかということを確認する意味で、当然この見積書、内訳書を提出していただいておりますけども、入札し終わった段階で、その金額と中の見積もりの内容が、ある程度、適正な金額であるということが確認できた段階で返却をしているという状況であります。これらについては確認行為をするということの中での今の段階では処理をしておいておりますけども、先ほどのご意見の中で住民への情報というような観点も含めて、今後これらについてもちょっと検討を内部的にしていきたいと申します。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

また入札についての再々質問になりますけども、指名について地域を尊重するというので、たしかに公平性をなるべく保つということで、入札回数を考慮されているというのは分析でも、私も分かっています。ただ不思議なのは、業者数が多いところの工事、業者数が多い少ないというのがありますね、地域によって。ですから指名回数が大体同じだと、要するに業者数が多いところは述べの指名回数が増える。だけでも業者数が多いところの工事と、それから北杜市が市の全体として考えたときに、工事として必要になるものとは必ずしも一緒、本当はならないんではないかと思ひます。ちょっと分かりにくいかもしれないんですけど、要するに北杜市として必要な工事というのは、必ずしも業者数が多いところの工事だけではないはずなので、そのへんがこの指名のあり方がどうなっているのかなと、ちょっと指名というか、工事の発注のあり方がどうなっているのかなというのが不思議なところですよ。

それと副市長の答弁の中に、消防の物品について市内業者というようなことが言及されましたけども、この消防の物品の入札はすべて市外の業者のことです。市内の業者は入っていません。ですからこれは特殊なものですから、市外の業者しか入れなかったということだと思ひます。それはそれでいいんです、この場合は特殊なものだから。ただし市外の業者が、4つの業者が6件、まったく同じ組み合わせで指名に入っていて落札率が非常に高くなっているということは指名のあり方、それは業者のあり方ではなくて指名のあり方として、市の問題なんではないかということをお申し上げているんです。

そこについて、もう一度、ご答弁を願ひたいのと、今、見積書、内訳書については今後、検討される可能性もあるのかなというご答弁でしたけども、設計価格の公表については、これは公表しない限り、例えば落札率がどこまで適正なのかというのはまったく分からないと思ひま

す。設計価格から予定価格を考えると、大きくそこが離れていれば、落札率が多少高くても、その設計価格と予定価格の間での金額があるのかなと思いますけども、例えば設計価格と予定価格が完全に隣接、または同じような場合は落札率が高いということは、本当に遊びの余地がまったくない中で高くなっているということですので、その判断が設計価格が公表されなければならないということなんです。ですから、住民のいろいろな監視を受ける意味でも設計価格の公表が必要なのではないかとというのが私の思うところですので、そのへんも含めてご答弁をいただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

野中真理子議員の再々質問についてお答えをいたしますけれども、先ほどの業者選定の件でございますけども、地区によっては業者数がかかり多い地区もございます。また全然、われわれの予定している工事の中にゼロという地区もございます。そうした中での指名をするときに、その中で1社を除いて全部を指名するとかということではできませんので、そのランクに入っている業者さんはすべて指名をしなければならないということになりますと、おのずからその工事によっては業者的にも10社くらいになったり、あるいは6社くらい、5社くらいというようなケースも多々あります。これについては、その基準を今後も守っていきたいと。要するに除外をするという言い方もおかしいですけども、地区の中をまだ細分化するというようなことは考えておりませんし、そのへんは今までの踏襲の中で平等性を保っていきたいというふうに考えております。

それから先ほどの消防の件でございますけども、消防の件については、機器については非常に特別な部分がございます。それは十分、承知をしております。それは22年度の分析だと思っておりますけども、今後23年度からは物品については市内の業者も入れたようなケースも実施をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問の設計価格の公表についてということですが、1つの考え方として設計価格を公表することによって、競争性が高まってくるという解釈の仕方もあろうかと思えます。しかしながら、逆の意味でいきますと、その業者が入札の段階で設計価格が公表されるということによって、その積算をしようという、そういう努力、積算能力というふうな部分からすると、そういったことを逆の意味では、怠ってしまうようなことも考えられるのではないかとというようなこともありまして、それぞれの企業努力という点からすると、あまりにもその設計価格としてのストレートな数字が出ることによって、そういった競争性が逆の意味で失われ、損なわれてしまうというようなことも懸念する中で、現段階では公表するという時点には捉えておりませんが、このへんについても、いろんな入札という方式はいろんな意味でどういう方法をとれば、一番これがベストだというやり方というのはなかなか見えない部分もありますので、これも今後の検討課題としては捉えていきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、次の市長と議会の関係について再質問いたします。

ご答弁の中で、昨年度までは政務調査費の収支報告書を受け取っていなかったということは認められ、要するに執行権者として支出についての審査をしていなかったということを明確に認められているということでしょうか。

その確認と、昨年度までそういった中で今年度、その市長が政務調査費の返還通知を出されて、23年度になってから出されているわけですがけれども、その審査過程が私たちのフォーラムで情報開示請求した中では議長の見解、意見書が出されてから3日後には通知が出されていたように思います。そのように私たちは情報開示で入手しておりますけれども、本来、二元代表制の議会と市長という関係の中で、私たちは独立して執行側がやっていることをチェックいたしますし、それから執行側は執行側で議会とは別の観点からの調査が必要だと私は思います。議長の意見書をそのまま鵜呑みにする。鵜呑みというのが適正かどうか分かりませんが、議長の意見書が出たからそういうことを、返還通知を出したというのでは、二元代表制の意味というものが大変疑われる。要するにその考え方が疑われるものでありますし、またその返還通知が法令とか条例とかに明らかに規則違反しているから、その返還通知が出されたということになれば、やはり議会や議員の調査権というものは最大限に尊重されなければいけないと思いますので、そこには慎重な配慮が必要だと思いますけれども、そこについてのご見解を伺いたいと思います。

また、それから会派についてですけども、議会における会派というのは、一昔前ですね、政務調査費の規定がなかったときに、補助金としての交付を適法化するために、会派活動には議会を活性化し、住民意思を反映させる点で公益性があるとして会派への交付を正当化してきた歴史がある。そういうことを踏まえた中で、もう一度、会派についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

野中真理子議員の再質問でございますが、昨年まで政務調査費の収支報告書の写しが送付されていなかったと。それはお答えしたとおりでございます。調査権と申しますか、私どもがどういった確認かというふうなことで、双方とももちろん確認の義務はあるわけですが、先ほど申し上げましたように、この関係につきましては地方自治法によりまして、議員あるいは会派が収支報告書を議長に提出することとなっていると、こういうことでございます。その写しについても交付したあとの支出状況の確認のためのものであり、議会規則に基づき送付されているということでございます。もちろん私どもは執行側として財務上の権限、それから予算執行上の権限を持っておりますので、そういったものが送付されるというふうに思っております。

先ほどのご質問ですが、議長に提出されて事実関係はすでに調査されたものと私どもは判断し、議長から送付された意見書に基づき返還を求めたものであり、この私どもが返還命令をす

るというのは先ほど規則にないということでしたが、いろんな判例等を見まして、やはり財務上の権限を持っているということで、返還命令は措置できるというふうに理解しております。

会派の問題でございますが、会派はもちろん、会派をおつくりになるということは議会のほうでお決めになっておりまして、それは当然でございますが、市章の問題といろいろ入り組んでおりますが、当然、それぞれ理念、主義を持っていただいてやっているものでありますから、それは当然であると思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

予算執行権者として、その審査を行うのは当然、それは平成16年の仙台高裁などでも政務調査費の送付を受けた長として、政務調査費が使途基準に従って正しく使用されているか否かを調査するべき職務上の義務があるということは、高裁の判決でも出ております。ですから、その使途基準に従って正しく使用されているか否かを調査する権限はあるんです。同時にやはり議会や議員の調査権を侵してはいけないということも大事なところでありますので、その関係を私どもは聞いているわけです。

あと会派についてですけども、これは要するに公益性があるとして、その政務調査費なりの支給がされているわけですから、そこについての見解をもう一度伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

議長からの送付によりまして、これは明らかに違反であったという意見書をいただいております。私どもも前例を見て、今回の会派の政務調査費の使途については違法であると、こういうふうに判断したためでございます。

それから公益性があるということで、これは市章に絡んででしょうか。ちょっと。ご質問の意味がよく。公益性のある会派が政務調査費を、市章とちょっと私、一緒になってしまったんですが、どういうご質問ですか。もう一度、すみません。

○議長（秋山俊和君）

再度、野中真理子君、説明をしてください。

○5番議員（野中真理子君）

これは会派の位置づけを伺っているんです。本来は市長と議会の関係なので、市長の口から伺いたいところでもありますけども、会派の位置づけをどう考えているかということです。私どもは政務調査費、また補助金としていろいろな調査費が交付されている時代から、会派というものには議会を活性化し、住民意思を反映させる点で公益性があるとして会派への交付を正当化してきた歴史があるということを調べておりますので、要するに公益性があるということは認められている。そういう中で会派の位置づけをどう北杜市は考えているかということも、もう一度伺いたいということです。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私は私なりに会派は議会内において政治上の主義だとか理念だとか、極めて政策を共有する団体が一緒になっているのが会派だと思います。ですからときに、今、野中議員が指摘しているような公益性の強い部分もとてもあるけども、主義主張の政治性もとても強いものがあると思います。だから要綱によって位置づけて、全国の市町村でもそのように位置づけて、今回のような措置を私どももとっているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

この件については質問回数がきていますので、要するに市章は会派には使わせないというのが市長の見解でしたので、それが変わっていないということだと理解します。ただ北杜市章について、最後の質問にいきますけども、これは先ほど、もうすでにさまざまな問題点を指摘、私はしたつもりです。本当に遵守ができるのかとか、管理が可能なのかとか、本来そうすべきなのかということをお願いしましたが、ここではっきり1つさせておきたいことがあります。まず、北杜市章には著作権はないということを私は聞いていますが、それでは一体どういう財産として、市はこれを扱っているのか。どういうことに基づいて、この要綱が使われているのかをぜひ明確にお答え願いたいと思います。

例えば公有財産であるとする、地方自治法に決められたものがありますので、そういうものの中でどういうものに当てはまるのか。ぜひ明確なお答えを願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いわゆる一般市民というか北杜市民、あるいは市外の人も北杜市の市章を使うことは問題ないですよ。いろんな意味で使うことは、ところが今回、今、野中議員が質問をしている内容については、さっき言ったとおりですけど、議会の中でも公益性が強い部分もあるけども、政治性の強い部分もある。政治性の強い部分については市の許可を、申請をしてくださいということが要綱にもそういうふうに謳ってあるはずでありますよ。ですから、一方的に市長、では駄目ということですね、議会が使うことはなんて言っているつもりはありませんよ。曲解しないでくださいよ。だから政治性の強いものについてはそうです。だから全国的にもそうですよ。全国的にも。私ども北杜市だけが使っていない、使わせないではないんですよ。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

今回の市章に対しまして、著作権あるいは商法上の登録等はありません。市章が無断で使われたとか、こういったことが発端なんでございますが、もちろん市章徽章だけの問題ではなく、個人の誹謗中傷があれば、もちろん私どもは名誉毀損で、民法上の訴えを起こします。今回の市章の無断使用の謝罪を求めることは当然でありまして、こういった問題は著作権私的財産権

はないというのが私どもの、北杜市の市章の現状はそうでございます。

例えば北杜市の名を借りてセールスを行ったとか、商法上の行為を行ったというのは民法上の不法行為というふうに捉えておりますので、そちらのほうでそういった市の対応は行うということでございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

まず市長がおっしゃったことについてなんですけども、要するに政治性があるから、これには認められない。要するに市民とか、ほかの団体については広く認めたいけれども認められない。あと、ここで矛盾があるのは、例えば日本国の法律が日本でしか、範囲が定められないように、条例も北杜市外には及ばないはずです。例えば東京の中で、北杜市出身の人たちが集まって、東京の中でプラカードを作って北杜市章を使う分にはこの条例は及ばないので、使えると思います。ところがそういう方たちがふるさと北杜市を訪ねようと。ここに入った途端に、属地主義がありますので、市章の申請が必要となりますよね。そういう、申請については非常に矛盾みたいなものが私はあると思いますし、それと今、総務部長がおっしゃった著作権、また知的財産権はない。そのほかのことはいいんです。知的財産権とか所有権がないものに対して、この規則はつくれるんですか。

こうやって、この要綱でいろいろと定めていますけども、拠りどころがないものに対して、この市章を市民にあしろうしろということが一体できるんでしょうか。そこは明確にお答え願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

私どもは、今回こういった問題がクローズアップされまして、市章に関していろんな市町村の例も見させていただきました。もちろん佐賀市の例もありましたよね、フリーでということ。通告書にあった例、佐賀市も見させてもらいました。それぞれみな違って、そのシンボルを定める規定しかないところもありまして、私どものようにたしかに管理する上で、こういった要綱を定めているところもあります。県内でもさまざまでございます。この取り扱い要綱を見ていただきますと、もちろん私どもの根底にあるのは広く北杜市をPRしていただきたいと。なるべく縛りはしないと思っています。いろんな方々がこの市章を使っていただいて、結構でございます。

ですから、たまたま今回では申請行為がなかったということで問題がクローズアップされたんですが、申請行為をしていただいて、私どももこういうことに使っているということも承知しておきたいし、それは大変ありがたいことであると。そこが指導上の、前回から申し上げてありますように、指導力不足だったと。こういうことは否めないと思っています。

したがって、この要綱を遵守していただいて、幅広く使っていただいて、繰り返しになりますが、市民の皆さま、それからもちろん県、市外もそうです。こういった形で使われているかということも大変、私どもとしては参考になりますので、これからの諸施策にもいろいろ反映できていると。そういう意味で、誤解のないようお願いしたいんです。縛っているわけ

ではございません。ですから権利も、著作権あるいは知的財産権、商標というような問題を考えておりません。幅広く使っていただくというのが根底にありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

野中議員の代表質問に関連して、質問させていただきます。

まず今、議論されています市章に関してですが、今回、私ども市民フォーラムが市章を申請なく使ったということでご指摘をいただいておりますが、先ほど来お話がされていますように、その根拠となるのは要綱違反というご指摘をいただいているんですが、この問題を分かりやすくするために、具体的な例でお尋ねをしたいんですが、北杜市の市議会が会報を出しております。その会報にも市章を使っております。それから先ほど野中議員が言いますように、私どもも名刺も市章を使わせていただいております。これは当然、申請はなしでやっているというふうに私は理解をしているんですが、この取り扱い要綱上、これはどういう位置づけになるんでしょうか。例えば、第1条で本市の市民および団体、または本市以外うんぬんというふうな形になっておりますが、要綱上で議会だよりの市章に関する使用、それから議員に対する、名刺に対する使用、そのことはこの要綱との整合性の中でなぜ許されるのか、分かりやすくご説明をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

篠原議員の関連質問でございますが、いわゆる市章に関する取り扱い要綱には、例えば名刺だとか広報等々、記載はないということですが、北杜市の市章規程というのがございまして、これはシンボルを定めるときに、合併時につくったものですが、先ほども申し上げましたが、市章は市旗、市吏員の徽章のほか市を表徴するに必要な物件に使用することができると、ということが第2条に明記されてございまして、私ども担当としましては、これらに該当するものは何かということを考えますと、職員の名刺、あるいは議員の皆さまの名刺、広報、もちろん議会広報も含めます。この4つ程度が、いわゆる申請行為を省略してもいいのではないかと、こういうふうに基本的には思っています。

したがいまして、これら以外のものについては使用申請をしていただいて、先ほど言いました承認申請に合致しているかということだけは私どもが審査をして、当然、違反しなければ承認をさせていただくということで、基本的にそういう考えでやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほどの総務部長の答弁の中で、会派あるいは会報に関しては市全体を表徴していないとい

う答弁がありました。ということは、一部は表徴しているというふうな理解と受け止めてよろしいのでしょうか。であるとするならば、会派は言うように市を表徴するものの一部分を構成するという理解にもなると思いますし、もう1点、会派に関する理解が、私どもの会派が今回、この市長と議会の関係ということで、やはり二元代表制ということの中で、この問題は大きく、やっぱり理解が執行側と私どもで違っているということで、ここはこれからの私たちの議会活動にも大きく関与してくることで、明確に共通認識していかないといけないということで、あえて今回、こういうテーマを設けさせていただいた経緯がございます。

自治法で、先ほど来ありますように従来、議会に対しては、議会の調査に関する経費の一部というものは補助金ということで、従来、平成12年以前は支給されておりました。しかし平成12年、いうならば地方分権の一括法以降、改めて自治法の100条の4項ならびに15項に政務調査費の項目で議会活動の調査、議員の調査研究に資する経費の一部を明確に自治法で会派にということを確認して自治法の中へ謳って、そしてこの制度が今、運用されているわけがあります。そういう会派が発行する会報、先ほど来、野中議員が言いますように、議会の多様性をしっかりと担保する。それこそが一番求められている、今の時代に求められているものでありながら、会報というものに対する認識が私は執行の皆さんは、今の実情を理解されていないのではないかなど。二元代表制を理解されていないのではないかなと思えるぐらいの、今回の対応であったというふうに思っております。

会報は私たちの政治活動をするための、周知する手段ではありません。議会の情報公開、議会の中身をしっかりと伝える部分にもなっているわけであり、それがすべてとは言いませんが、大きく議会の情報公開に資する、議会を構成する議員で構成される会派、その考え方がそこでしっかりと市民の皆さんに伝えられるという大きな役割を担っている。そこに対して執行の皆さんがどう考えるか。法的にも100条で位置づけられていることを考えれば、私はこれは、先ほどの総務部長の答弁、私はそのとおりだと思う。一部表徴しているという理解に立ってもいいものだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

関連質問にお答えをいたします。

もちろん会報についてはそのとおりでございます、会派の調査活動、議会活動を広く市民にお知らせするというので、当然、政務調査費の使途が認められております。

それで先ほど議員と個人というような話、会派ということでございますが、議員個人については北杜市議会議員としまして、いわゆる公職の個人として北杜市を表徴する名刺などを活用して積極的に北杜市を周知していただきたいと思っております。

なお、会派につきましてはそれぞれの主義・主張が異なる政策集団であり、1つの団体としての市章の使用については、申請が必要であると考えております。また会報の内容についても、表現の自由とはいえ主義・主張を表現したものであり、これが北杜市全体あるいは北杜市議会を表徴しているかといえ言えないというのが、私どもの現在の見解でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかの項目ですか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

長期計画の中での公共・公用施設に関する部分で関連質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど来、今回の耐震のプレハブの庁舎建設のことで、私どもはこの庁舎の問題が申し上げるまでもなく、北杜市にとっては大変大きな課題であるということの中で、先ほどご答弁の中にもありましたように、合併協定の中でもそういうふうに謳われているということではありますが、私どもがこの問題で質問させていただいているのは、だからこそ市民の皆さんが一番関心を持っていることだからこそ、明確に総合計画、北杜市の政策の指標となる総合計画の中でしっかりと位置づけた中でやっていかななくてはいけない。そのことで市民の皆さんの理解が得られると。さらに総合計画は、決して新市建設計画とは別個のものでももちろんございません。市長が従来からご答弁されているように、その今の第1次の総合計画は、新市の建設計画を踏まえて総合計画をやられているわけですから、もうすでに平成16年からこの庁舎の問題を掲げている以上は、先ほど野中議員が言うように明確にそのへんとの関連を持って、今回のことも検討していくことによって、市民の理解が得られるというふうに私たちは考えているところであります。

私たちの市政は、その寄って立つところは総合計画です。総合計画に掲げられたものを実践していくこと。そのことが市民の皆さんが北杜市の行く末を、どういう市になっていくかを見るときに大きな指標になるわけですから。さまざまな、今、行われている政策もそれに則って行われていくのが原則であります。ただし時代の変遷、あるいはさまざまな政治情勢、経済情勢の中で、総合計画には謳われないような事業が行われるときも出てくるでしょう。そのときこそ、しっかりと市民の皆さんに説明をして、総合計画に謳われていないことを、内容について理解を求めるといふ、そういう真摯な執行者の明確な意思表示があって、はじめて市民の皆さんの理解が得られる形になっていく。そういう観点から、今回のことに関しては重ねての指摘をさせていただきます。ご見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

本庁舎の耐震化に伴う建設でありますけども、ご指摘いただきましたように総合計画の中の位置づけという、中に表記すべきであるということをご参考になしながら、後期の基本計画の実施計画の中に含めた対応の中で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほどの政務調査費の件で関連の質問をさせていただきたいと思いますが、今回、政務調査費が本来、議会から市長のところへコピーがいかななくてはいけないものが昨年までいっていなかったという事実が判明して、このことは私ども議会の議員としても大変申し訳ないことだと

いうふうに強く思っているところではありますが、そのことと、それから今回、返還通知を市のほうで出された件に関して、先ほど来、その返還に至る経緯の説明がございました。ご答弁の中では、議会の意思を尊重して返還をされたというふうな趣旨のご答弁だと思いますが、私は本来は、この件に関しては私ども議会がしっかりと指摘をし、その指摘によって、その指摘された会派がそのことをどう受け止めて、そしてそれに対してどう対応していくことの、要するに議会の自浄能力というか、議会の責任ある対応がこの問題では一番ポイントであったと。私どもが聞く中では、その該当する会派はその指摘を議長から受けたときに返還をしたいという話をされていたというふうに承知をしておりますが、その点を執行側は今回、返還通知を出す経緯の中では、どんなふうに受け止めていらっしゃるのでしょうか。そのへんの話聞いていらっしゃるのでしょうか。どんな状況なんのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

この件につきましては、繰り返しになりますが、地方自治法により収支報告書は議長に提出をされました。事実関係はすでに調査されたものと判断し、議長から送付された意見等に基づき、報告書の内容を確認いたし返還を求めたものであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今のご答弁ですと、ある意味、議長の意見書を、それを尊重するというか、それを当然責任あるものと受け止めて、それに従って返還命令を出したということのようですが、本来は議会が先ほど私が申し上げるように、議会の自浄能力の中で解決すべき問題であったというふうに私どもは感じております。

このことはこれ以上、執行の皆さんに申し上げても仕方がないことかは分かりませんが、そこは私たちがまた議会の中で、そのことを検討していかなくはいけません。しかし、先ほど来、申し上げていますように、議会も責任ある機関としての対応をしていくということで、市とともに両輪でやっていかなくはいけないということの中で、そのへんも含めた私は審査の必要があったのではないかなというふうに思います。その点だけ、お答えください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

議会側のお考えもあると思います。繰り返しになりますが、議長から送付された意見書に基づきまして、返還命令措置をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

(な し)

以上で、市民フォーラムの会派代表質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩を行います。

再開を3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時11分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

公明党の代表質問をいたします。

はじめに、学校図書館について質問します。

今年度から言語力の育成を謳った新しい学習指導要領がスタートし、学校図書館の役割がこれまで以上に増してきました。児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割です。近年、生活環境の変化やさまざまなメディアの発達・普及などを背景とした読書離れ、活字離れが指摘されています。読書することは考える力、感じる力、表す力などを育てるとともに、豊かな情操を育みすべての活動の基盤となる価値、教養、感性を生涯を通じて涵養していく上でも極めて重要である。

特に変化の激しい現代社会の中、自らの責任で主体的に判断を行い、自立して生きていくためには必要な情報を収集し、取捨選択する能力を誰もが身につけていかなければならない。すなわち、これからの時代において読み調べることの意義は増すことがあっても、決して減ることはない。そのためには学校教育においても家庭や地域と連携しながら読書の習慣づけを図る効果的な指導を展開していく必要がある。とりわけ学校図書館が、その機能を従前に発揮していくことが求められている。

こうした中、文部科学省においては平成19年度から子どもの読む調べる習慣の確立に向けた実践研究事業を開始し、その一環として子どもの読書サポーターズ会議を設置して、読書活動の推進に向けた社会への発信や学校図書館の活性化を図ってきました。この会議の議論の中では、学校図書館はその本来の役割の大きさ、重要さにもかかわらず、必ずしも十分な活用がなされていない。また活用に至っても整理されていないことが、たびたび指摘されてきました。

子どもの読書活動などの推進を図る上ではもとより、学校図書館の人的・物的体制の充実を図ることが必要不可欠であり、さらなる条件整備を進めていくことが大事であります。また学校図書館の位置づけと機能、役割の中では子どもたちの居場所の提供として、昼休みや放課後の図書館は教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が自分だけの時間を過ごしたり、年齢の異なるさまざまな人々との関わりを持つことができる場となり、校内における心の居場所としていたり、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる場となっている。

また家庭、地域における読書活動の支援としては図書館を児童生徒や教員だけでなく、地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにするべきとする要請も多くあります。

このような要請のもと、例えば家庭と連携して読書活動を進めるため、親子貸し出しの実施など保護者などの利用を可能とする取り組みや、地域住民全体の文化施設と位置づけ、放課後や週末に児童生徒や地域の大人へも開放する取り組みなどを通じ、地域における読書活動の核として図書館の施設等や、その機能の活用を図っている例もあります。また学校の読書活動の状況は、学校による違いはあるが、全校一斉読書や読み聞かせ、ブックトークなどの取り組みは多くの学校で行われており、実績もできつつあると感じています。

ただし、これまでの学校教育の読書指導について、本を読むこと自体が楽しいという読み方を教えることに失敗しているのではないかとの指摘もある。例えば、読書感想文を書くこと自体は国語力を向上させる有効な方策の1つとなるが、日常的な読書指導をせずに感想文を書くためにのみ読書活動をさせるようなことをすれば、子どもたちは過度の負担を感じ、本の内容に入り込めず、読書を楽しめないともいわれております。

そこで3点について、質問をいたします。

1. 各学校の図書館司書と蔵書数。
2. 全国平均と比較しての蔵書数は。
3. 子どもの利用状況は。

次に、地方自治体におけるPRE戦略の導入についての質問です。

市の庁舎、学校、公民館などの公的不動産はPREと称され、地方自治体は地域振興のための不動産を所有、管理しています。人口減少と少子高齢化、地域間競争の激化といった環境変化に柔軟に対応するため、地方自治体は経済成長期にその領域と規模を拡大してきました。これまでは特に高度成長期における公共施設に対する需要の拡大を背景に、施設の建設を進めてきましたが、公的不動産については中長期的な視点からの維持管理コストについての把握、分析の必要性が指摘され、さらなる効率化、市民の利便性向上に向けた活用が求められています。

特に人口減少、少子高齢化へと社会情勢が変化していく中で、公共施設に対する住民ニーズも変化していくと考えられ、それに伴い資産過剰や用途のミスマッチが起こることも予想されます。

一方、わが国の長引く景気低迷の影響などにより、地方自治体の財政状況を取り巻く環境も厳しい状況にあり、公的不動産の取り扱いに対する社会の関心度が高まっている。そうした中であって地方自治体が財政健全化に向け、自治体が有する資産の適切な選択と集中を行うために公的不動産を経営的な観点から捉え、賃貸運用や売却などを含めた有効活用や最適化を図っていく必要があり、それがPRE戦略と呼ばれるものです。それは国や地方自治体が所有する公的不動産を戦略的な観点からマネジメントし、長期的や全体最適などの視点に基づき、その利用形態を合理化していこうという戦略で、検討導入が求められています。

以上の観点から3点、質問いたします。

1. 学校の統廃合に伴う空き施設の有効活用は。
2. その処分方法はどのように考えているか。
3. 中長期的な視点からの所有、利用形態の合理化を考えているか。

次に介護保険について、いくつか質問します。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立、6月22日に公布されました。今回の介護保険法改正は、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現

に向けた取り組みを進めることが根底にあります。より重要な視点は来年度から26年度までの第5期介護保険事業計画における介護保険料の決定について、特例が設けられたことです。この背景には第4期は第1号保険料の水準が全国平均で月額4,160円となっているが、厚生労働省は第5期には5,200円程度になるとの試算を示し、25%も引き上がる見込みです。そこで今回の改正により特例的に平成24年度に限り、都道府県に設置されている財政安定化基金の一部を取り崩して、第1号保険料の軽減に充てることを可能にしました。介護保険の現場においては第1号被保険者、いわゆる高齢者の負担は5千円が限界との声が強く、介護保険制度の財政の抜本的な対策が見通せない以上、こうした措置は必要です。

市の現在の介護保険料は3,595円で13市の中では11番目であり、28市町村の中では23番目と比較的に保険料は安定的な運営ができています。しかし高齢化を見てみると平成22年度は30.14%、65歳以上の方は1万4,700人となっている。今後は高齢化が進行し、介護給付費の増や保険料の上昇がどうなっていくのかが懸念されます。今現在では北杜市は幸いにも元気な高齢者が多数を占めていますが、要支援や要介護にしないことであり、その意味では予防事業は非常に重要であり、大切な取り組みです。

私たち公明党が提案し、取り組みが始まった介護支援ボランティアポイント制度の導入などへの参加者が増えれば、効果はさらに高まると期待します。これまでも地域包括支援センターを中心に介護予防事業やその普及、また日常生活支援事業などを熱心に取り組んでいることは十分承知しています。本当にご苦労さまですと申し上げます。

しかし現在、行われている介護予防事業の多くは単独での活動に見受けられ、それぞれの事業が有機的に作用し合うような面的広がりを持った、もっと言えば点から線、線から面へきめ細かな施策が必要ではないかと考えます。現状分析をしっかりと行うことが重要です。

第5期計画の策定にあたり、現在行われている事業の充実と新たな取り組みは誰もが安心して生活を送ることができるような仕組みの計画、また在宅生活における介護と医療の連携の仕組みづくりが重要と考えます。

一方で現に施設への入所待ちをしている方も含め、在宅の要介護者を支える支援の充実もぜひ計画に入れていただきたい。このように考えると、現在、地域包括支援センターの人員は13名ですが、これでいいのかとの疑問があります。

以上の観点から3点、質問します。

1. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みは。
2. 第1号被保険者、高齢者の今後3年間の推移は。
3. 市の介護給付準備基金の今後3年間の状況は。

以上で質問を終わります。答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地方自治体におけるPRE戦略導入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校の統廃合に伴う空き施設についてであります。

学校の統廃合による空き施設の有効利用については、公共施設有効活用庁内検討会を組織し、

現在、耐震化の状況を踏まえた上で、市の利用計画の有無を検討しております。

次に、処分方法についてであります。

空き施設について市の利用が見込めない場合は、貸し付けまたは売却処分を行うこととなりますが、原則的に貸し付けを行う場合は公募とし、売却する場合は一般競争入札とする予定です。しかし、学校施設はそれぞれの地域の中心にあり、広い面積を有していることからその用地取得の経過等、複雑な地域感情があると考えられますので、貸し付けまたは売却にあたっては、地元の意見が反映されるよう努力してまいります。

次に所有・利用形態の合理化についてであります。

8町村が合併し誕生した北杜市は類似した公共施設も多く、その整理統合が大きな課題となっています。また売却可能な未利用土地も多く、積極的に売却するよう努めております。公有財産の管理について、中長期的な視点に立った場合、明らかに資産過剰の状況に陥るものと考えられます。このため財政の健全化に向け、市が所有する資産の適切な管理と処分により、その所有・利用形態の合理化を進めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

学校図書について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、学校図書館司書の配置状況と蔵書数についてであります。

全校児童数5人のため、教員が図書館司書を兼ねております増富小学校を除いて、市内小中学校23校でございますが、市内23校に23人の学校図書館司書を配置しております。

学校司書は図書の貸し出し、読書案内、図書の入れ替えなどを行い、児童生徒が読書意欲を高めるための工夫や授業で使う図書を集めたり、授業に役立つような資料収集に努めております。

蔵書数であります。今年の9月1日現在で小学校15校には13万3,280冊、中学校9校には10万2,638冊を蔵書しております。

次に、全国平均との比較についてであります。

文部科学省が全国の3万2千校余りの小中学校を対象に実施いたしました、平成22年度学校図書館の現状に関する調査によりますと、専任の学校図書館司書を配置している小学校の割合は44.8%、中学校は46.2%であり、本市は増富小学校を除きますと小中学校とも100%であります。また1校当たりの蔵書数は、21年度末の全国平均で、小学校は全国平均の8,018冊に対しまして本市では8,885冊。中学校は9,805冊に対して1万1,404冊となっております。小学校では約870冊、中学校では1,600冊ほど全国平均を上回っている現状でございます。

次に、利用状況であります。

本市における平成22年度の1日当たりの利用状況については小学校が約60人、中学校が約40人の利用があります。また図書の貸し出し数は小学生が年間1人当たり104冊、中学生が32冊となっております。

利用の多い時間帯は、小学校は10時半前後からの中休み、あるいは昼休み。中学校は昼休

みでありまして、図書の貸し出し、読書だけでなく、友だちとの交流の場、憩いの場としても図書室が利用されております。また、司書が児童生徒の悩み相談も受け入れたりするなど、子どもたちの気分転換の場としても利用されているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

介護保険について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域包括ケアシステムの実現についてであります。

市では、平成23年度に地域における高齢者等の支援を行うNPO等の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備を行い、これにより配食や見守りなど多様な生活支援サービスと高齢者等の交流場所の確保を目指しております。現在、平成24年度から26年度の介護保険事業計画を策定しており、この計画の中で検討してまいります。

次に、第1号被保険者の今後3年間の推移についてであります。

市においてはここ数年来、人口は減少傾向にありますが、第1号被保険者となる65歳以上の高齢者は年々増加しており、今後もこの傾向は続くものと考えております。

次に市の介護給付費準備基金の、今後3年間の状況についてであります。

市の介護保険準備基金の平成22年度末残高は約2億600万円となり、平成23年度末には増加が見込まれます。将来の人口、介護サービス量や給付費の推計を考慮し、介護保険料を決めますので、計画策定の過程において、介護保険料と併せて介護給付費準備基金の扱いについても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

まずはじめに、図書館について再質問をいたします。

学校については、先ほども前段で述べましたが、今後さらなる活用をどういうふうにしていくかということで、さっき例題で出しましたが、家庭との連携をして親子貸し出しとか、それから地域住民全体の文化的な交流施設と位置づけるということも考えられると思うんですが、そのへんについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ。これは直接的にはどうこうではないんですが、各学校でも一般紙をとられていると思うんですが、一般紙、読売、朝日、毎日、そういう新聞ですけども、それはどの程度の購読状況になっているんでしょうか。そこをちょっと、この2点についてお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

小尾議員の再質問にお答えをしたいと思います。

はじめに今後の活用ということですが、北杜市の総合計画にも図書館の活性化ということで、学校も含めた図書館のネットワーク化というものが位置づけられております。市立図書館とも連携をしながら図書の貸し出しですとか、いろんなイベントとかを市立図書館と連携をしながら学校図書館の活性化も図っていききたいというふうに考えております。

2点目の一般紙の学校への配布状況ですが、小学校には現在、一般紙、図書室には配備をされていません。中学校では武川中学校を除く各学校に平均1紙から3紙が配備をされております。今後は新聞の授業への活用などについて、学校とも相談をする中で検討をしてみたいというふうに考えております。学校によっては職員室の新聞を1日遅れとか2日遅れで図書館に置いているというふうな学校もございますので、このようなことも入れた中で校長会等とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

学校について、もう1つ。

授業でもいろいろな活用がなされていると思うんですが、そのへんの状況について、今やられていることがあれば、やられていること。それから今後、なんかそういうことを考えているか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

新聞のことでよろしいでしょうか。図書のほうですね。図書につきましては、学校の中で例えば先ほどのご質問にもありましたように、読書感想文を書くですとか、そういった面で司書がこんな本がいいんじゃないかなということで連携を図っています。もちろん、学校図書の全体の中での集まり、それから市立図書館の図書館司書も交えて、それぞれ意見交換をする中で、この授業にも役立てるような図書を学校の図書館なり、市立図書館のほうにも連携をしながら整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

次にPRE戦略についてお聞きしたいんですが、いずれにしても最適を目指して整備をしていかなければならないということは承知していますが、なかなか売却といてもすぐにはいかない。それは分かります。ですけども、ある意味、賃貸のような方法もあるんじゃないか。この点について1点。

それから土地の権利関係ですね。これは非常に複雑な部分があるということは聞いていますが、このへんの整理関係、整理がどういうふうになされているのか。またある程度、進んでいるのか、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

小尾直知議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の賃貸の問題点はということでございますけれども、普通財産の建物の賃貸につきましては借地借家法の適用を受けるということでもあります。この場合に借り手側に対して、権利保護の色合いが強い契約となってきます。この場合、貸主として建物の修繕義務が発生するということも考えられます。その場合、建物の老朽化の程度を見定めた上で貸し付けを行う必要があると考えております。特に貸付収入に見合わない、大規模な修繕が発生してしまうという施設があるのかなどを慎重に検討しながら、貸し付けを行うこととしてまいりたいと考えております。

2点目の土地の権利関係の整理状況ということでもありますけれども、公共施設用地の中でも特に廃校となる予定の4つの小学校の用地の権利関係につきましては、一部に地区の所有する土地が含まれていたり、筆界未定があると権利関係の調整を必要とするものがありますので、現在、調整と解決に向けて事務を進めている状況であります。

いずれにいたしましても、公的不動産につきましては今後も調査・計画・実行のPREの戦略を基本として、売却や有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

なかなか難しい部分があると思われませんが、いずれにしても、やっぱり一步一步積み重ねていく以外ないかと、こういう思いはしております。だからしっかり計画をつくって、それが導入の目的ですから、それをしっかり実行していくということが大事ですので、この点は指摘だけにしておきたいと思っております。

あと介護保険についてですが、先ほどもちょっとふれましたけれども、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み、現在やっているものの事業のほかに、これは今後、24年度から3年間で、今よりも増やしていくと、こういう理解でよろしいんですか。答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

小尾議員の再質問にお答えをいたします。

今回、法改正がある関係で地域包括ケアシステムをさらに充実しろということでございます。現在もそれに見合って、北杜市の地域支え合い体制づくり事業とか、地域密着型介護サービス事業給付費を展開しているところでございます。ですから、今すでに先行的な形で事業を実施しているものもありますので、また新たに計画づくりというものはあまり考えられないと。現在、充実した内容で取り組む中で、さらに要望・要求等があれば、それに付け加えていくとい

う考え方でおります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

いずれにしても、先ほど前段の中でもふれましたけども、なかなか個人情報とか、そういういろいろな関係があって把握はしづらい。けども、地域包括支援センターはかなりの情報量を持っているということがいえると思います。ですからそれらを有効に生かすためにも、やっぱりこの人的なバックアップ体制、どうもこの一覧表を見ると1事業1人ないし2人いるかどうかのような感じです。ですから先ほど今、13人でやっていると言いましたけれども、どうもそのへんが人的に、どうももう少し充実をさせる必要があるんじゃないかなと、こう思いますけれども、このへんの見解について、私は増やしたほうがいいと思うんですが、見解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

小尾議員の再質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターにつきましては、もうすでにご存じのことと思いますけども、高齢者とその家族の総合相談窓口のほかに介護予防のための事業運営、在宅療養者や家族支援、要支援1、2の方のケアマネジメント、高齢者実態把握のための訪問調査等々を担当している部署でございます。このような状況の中で、地域包括ケアシステムの実現を目指した活動を今まで以上に展開するためには、地域包括支援センター職員の資質の向上はもちろんのこと、体制強化が必要と考えます。

人員については今後事業量、予防プランの作成件数等を見ながら検討していかなければならないというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

関連質問を1項目させていただきます。

介護予防事業についてでございますが、地域包括支援センターにおきましては、非常に職員の皆さんが頑張っておられるということは重々承知でございます。その中で人員等も、人件費等のこともございまして、なかなか増やすのが難しい状況にあるというのが今の状況下ではないかというふうに考えているところでございます。

記憶に新しいところで、介護疲れによる事故も北杜市内においても、悲しいことではござい

ますが、起きてしまったという事実もございます。やはりこういった時代の中では、どうしても地域の中で人と人が支え合う社会の構築をしていかなければ、なかなか行政だけの公助では難しい環境があるというふうに考えているところでございます。

そんなこともございまして、介護ボランティア制度という制度を本年より導入しているわけですが、やはり地域の皆さまにある程度の支援をお願いする、協力をさせていただくというシステムを、これからは介護ボランティア制度については、これは今、施設ボランティアでございます。

在宅ケアを国も今、望んでいるところでございますし、やはりこの北杜市においても多くの施設をたくさん抱えていくことはまだまだ非常に難しいという考えの中から、やはり地域で支え合うということで、この質問の中の説明の中にもありましたが、介護ボランティア制度という考え方がありますが、そういった中で地域の皆さまにやはり情報提供を、個人情報法の問題がございますけども、情報提供をいただきながら、地域包括支援センターの皆さまがケアしやすいというシステムを実現していけば、仕事も楽になるのではないかなという思いがございしますが、その件についてどういうお考えか、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田議員の関連質問にお答えいたします。

やはり地域で支え合うことが基本となっておりますので、やはり介護制度自体も地域の中で、地域の皆さま方に気配り、見守りがある中で推進していかなければならないというふうに考えております。ですから、それぞれそのような個人的な情報収集も当然、介護包括支援センターの職員も中心になって訪問したり、こちらのほうに来られた場合には、そこでいろいろご質問を受けたりして、介護者の把握に努めながら安全な暮らしができるように、これからは推進していくとともに、これからは地域介護計画の中でもこのような明確な支え合いの内容についても協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

台風被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

最初に9月2日、野田連立内閣が発足しました。組閣前に経済連詣でを行い、自民・公明両党と党首会談を行ったのは野田首相が初めてです。民主党の政権公約の目玉だった子ども手当

の廃止を約束した3党合意を推進する姿勢を示しています。

野田新体制のもとで、民主・自民・公明党の翼賛体制というべき動きが加速しています。この体制で狙うのは消費税増税、原発再稼働と原発への固執、米軍普天間基地の辺野古移設など、国民の暮らし、平和、民主主義に危険な道です。日本共産党はアメリカ言いなり、財界中心という古い政治と対決し、国民が主人公の新しい政治を進めてまいります。

質問の第1項目で、介護保険に係る課題について質問を行います。

施行後10年を経た介護保険制度は「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように、高すぎる保険料・利用料負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用制限によって利用できる介護が制限されるなど多くの問題があります。6月15日、改定介護保険法は民主、自民、公明、みんなの党の各党の賛成で成立しました。今回の改定はこうした問題の解決には手をつけず、新たな給付抑制政策を持ち込むなど利用者・家族に重大な影響を与えるものです。

今回の改定により、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業を創設できることとなります。総合事業は要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支援するとしています。

総合事業を実施する市町村は要支援者について、従来の予防給付を受けるか、総合事業に移行させるか、一人ひとり判断することとなります。総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなくなります。市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村の判断で行うこととなります。

第1に、市は地域支援事業を今後作成していくのか伺います。

次に地域支援事業で、今までと同様のサービスの質が保たれるのかの課題が出てきます。介護保険で実施されている訪問介護やデイサービスは、その質を担保させるために人員や施設、運営など全国一律の基準がありますが、総合事業には適用されていません。具体的な例ではヘルパーさんの家事援助がボランティアの手伝いにならないか。ヘルパーさん支援で食事を作ってもらっていた方が、有料の配食サービスに変更になってしまわないか。こうした例であります。

2点目に、サービスの内容も利用料金も今までと同様なサービスが受けられる計画となるのか、伺います。

次に利用者の意に反して、それまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性が生まれます。利用者が従来どおりの介護保険による訪問介護やデイサービスを望んでも、尊重はするが、最終的には地域包括支援センターがケアマネジメントを行い判断することとなります。

3点目に、本人・家族の意思を尊重していくのか伺います。

次に、総合事業を行う地域支援事業はその事業費が介護給付費の3%以内と制限されています。要介護認定で自立とされた人に対する介護予防事業では介護予防教室、筋トレ、給食サービスなどを実施しています。介護給付費の3%以内では、必要なサービス提供が不可能となります。

4点目に、この3%以内の制限を取り払い引き上げていくのか、市の見解を伺います。

次に24時間地域巡回訪問サービスへの対応はどのように計画し、実施していくか伺います。

厚生労働省は医療から介護へ、入院から在宅へ流れを強めてまいりました。24時間地域巡回訪問サービスの導入は、地域包括ケアシステムの実現を目指すものですが、市での計画策定について見解を求めます。

次に、この間の市の行っている事業について質問を行います。

6点目に今年度、単年度で地域支え合い体制づくり事業が実施されています。NPOや地域の主婦の皆さんが手作りで一人ぼっちの老人をなくそうと、ボランティアで話し相手やお茶を楽しんでおります。こうした団体に24時間緊急対応を求めています。医療など専門職でない方々に緊急対応の内容はどの範囲まで求めているのか伺います。

7点目に、介護慰労金は家族の申請によって支給されます。認知症や在宅寝たきりの方の介護を抱え、申請を怠れば支給を受けられなくなってしまいます。今年度忘れてしまった、手続きができなかった方の年度を超えてからの申請は可能か伺います。

8点目に、お楽しみ給食は年間、市では4回です。今まで食事を作っていた妻が病気となり、それができなくなり、夫が毎日食事を作らなければならない。こういった事例がたくさん生まれています。他市では社会福祉協議会の事業として、月曜日から金曜日まで食事サービスが行われております。これは住み慣れた地域で安心して過ごしたい、こうした願いに応えるために市での給食サービスを週5日に増やすことが重要です。抜本的に改善することが必要ですが市の見解を伺います。

9点目に、認知症対応型共同生活介護・予防認知症対応型共同施設について伺います。

この施設、グループホームの増設の考えはありませんか。この施設は地域密着で市内に住所を有する人が市内の施設を利用することになります。認知症の方の増加があり、施設の増設を行っていくのか伺います。

10点目に、介護保険の利用申請について伺います。

介護申請の場で担当者より「今まで家族でみてきたのだから、もう少し頑張ってみたらどうですか。介護慰労金がもらえますよ」このように言われた。介護保険申請をしておりません。介護慰労金がもらえるのは介護認定を受け、1年間介護保険などを利用しなかった場合に受給できます。家族が申し込んでも受け付けを抑制しているのではないかと、見解を求めます。

第2項目として、災害に強い北杜市について伺います。

災害対策の基本は、災害から住民の命と暮らしを守ることです。災害対策基本法にもその目的第1条に明記された最優先の課題です。今年は東日本大震災や台風12号、15号の被害を受け、防災計画の見直しが進んでいます。そこで具体的な事例について質問を行います。

1点目に市防災マップが配布されましたが、見てがっかりしたとの感想・意見が寄せられました。避難所まで行くのに安全に気をつけ、どの道を通っていけばよいのか。避難所の収容人数は何人か。避難所に救急薬品が備えられているのか。毛布や食料などの備蓄はあるのか。自炊ができるのか。給食設備は整っているのか。また避難勧告が出たら、まず公民館へといわれていますが、いつの時点で指定避難所へ移るのか。地域によっては大武川を渡り移動しなければなりません。安全に誘導するのか。こうしたことが記載されていないことが原因です。

防災マップは市全域を示すのではなく、自治組織の区単位などの小さな単位に必要なことを伝えていくこと、避難所ごとの食料・医薬品などの備蓄品の有無などの記載が必要ではないでしょうか。

今後、住民の協力の中で防災マップの再度の作成は検討していくのか。また、自治会加入世帯だけでなく、全市民に配布が必要と考えますが伺います。

2点目に、地域防災組織の訓練と日常からの防災意識の啓蒙はどのように検討しているのか伺います。

赤十字白州分団の活動を紹介します。白州町では1.集落ごとに淡路島、北淡町の地域防災の取り組みのビデオを鑑賞する。2.被災から3日間生き延びるため、最低必要物資のリストアップ、備蓄の呼びかけを行う。3.防災アンケートを各集落全戸に配布し、回収を実施したとのことです。市として備えておく備蓄品は、また行政区単位での防災啓蒙活動の推進は、避難所運営訓練・実践的訓練の具体化は、どのようにしていきますか。また、こうした取り組みを強化していく上でも専任職員の配置が必要だと考えます。また、地区自治会に加入していない世帯がありますが、同じ地域であれば訓練に参加することが必要だと考えます。見解を求めます。

3点目に市の防災計画によれば市内には地滑り危険1カ所、急傾斜地崩壊危険箇所70カ所があります。土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命を守るために土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制等のソフト対策を推進することを目的としています。しかし、発生地域だけをとりあえず明確にするだけで、地域への周知徹底などの対策はとられておりません。対策を急ぐべきです。危険個所の住民への周知徹底はどのように行っているのか、伺います。

4点目に、市の防災計画の地震被害では建物の倒壊が多く被害をつくりますと指摘しています。しかし、個人住宅の耐震改修が遅れています。市内建物の4分の1の建物が1950年以前の木造住宅であり、その数は県下第1位であるとし、地震による揺れ・液状化による被害棟数は全壊18戸、半壊1,332戸、4.6%の想定です。発生後の復旧や復興にかかるコストを考えれば、耐震改修の補助を増額して個人住宅の耐震改修を強力に進めるべきです。耐震改修の補助を増額し、個人住宅の耐震改修を行っていく考えはありますか、伺います。

5点目にライフライン被害、上水道について伺います。

同じ防災計画で配水管延長683.5キロメートルで被害は10.1カ所、地震発生直後の断水戸数は約435戸、2.5%としています。配水管、水道管の耐震が行われているのか。国が示した基準では、耐震を満たしている配水管、水道管は何%になるのか伺います。併せて今後の水道管、配水管の耐震化計画について伺います。

第3項目として、子どもの医療費窓口無料を中学3年生まで拡大することについて、見解を求めます。

格差社会の拡大の中、全国的にも子どもの貧困問題が取り上げられています。子どもは社会の宝であり、子育て支援は自治体の重要な施策になっています。その1つである子どもの医療費窓口無料化制度は、県内27市町村において中学3年生まで外来無料化15市町村、入院では18市町村となっています。民主党のマニフェストの重要な柱であった子ども手当がなくなります。北杜市においても中学3年生まで拡大することは市内の若い世帯が定着し、また市外から戻ってくる魅力にもなります。市の見解を求め、これで終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険関係について、いくつかご質問をいただいております。

地域支援事業の計画策定とサービス内容、利用料についてであります。

現在、市では地域支援事業等の内容を盛り込んだ第5期介護保険事業計画を策定しております。地域支援事業で実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、利用が想定される対象や利用方法は、介護保険で提供する訪問介護等と異なるものとなります。そのため、サービス内容や利用料金が今までの介護保険サービスと同様になることはないと考えております。

次に災害に強い北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

市防災マップの再発行についてであります。

北杜市防災マップは市で指定している避難地、避難所および土砂災害警戒区域等を市民へ分かりやすく周知することを目的に平成22年度に作成し、行政区組織および各総合支所の窓口での配布を行いました。掲載の土砂災害警戒区域等は県において指定し、決定次第、逐次追加されますので、改めて周知する考えであります。また今後は、地震防災等のデータも掲載したハザードマップの作成も検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

地域防災組織の実践的訓練と専任職員についてであります。

これまで9月の防災週間に併せて、市では行政区や市民に防災訓練の実施を呼びかけてまいり、この訓練を通じまして市民の防災意識の高揚に努めてきたところでございます。併せて災害に強いまちづくりの一環として、行政区および班単位等で自主的に結成する自主防災組織の育成を推進しております。これら自主防災組織の活動を通し、より実践的な訓練が実施されることを期待しております。

また、地域防災への取り組み強化のための専任職員の配置については、現在は考えておりませんが、自主防災組織の研修会を重ねることで地域防災リーダーの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険関係について、いくつかご質問をいただいております。

はじめにサービス利用時の本人、家族の意思尊重についてであります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、適切なケアマネジメントに基づき提供をいたしますが、利用については本人、家族の意思が尊重されるものであります。

次に、介護給付費の制限についてであります。

現在、国において検討中であり、市といたしましては国の方針が示されましたら、その方針に準じて計画に反映する予定であります。

次に、24時間地域巡回訪問サービスについてであります。

短時間の巡回訪問を実現するためには、基本的にある程度の範囲の中にサービス提供を希望する要介護者がいることが必要であります。広大な面積と点在した集落が特徴の本市において

は、利用者確保ならびに事業の採算性確保に課題がありますので、今後サービス事業所等の意見を聞くこととしております。また今までも夜間の訪問介護についてはケアプランに基づき、訪問介護事業所において対応しているところであります。

次に、今年度の地域支え合い体制づくり事業についてであります。

地域支え合い体制づくり事業で、本市が取り組む事業は日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を目的としています。24時間の緊急対応を行う事業とは異なるものとなっております。

次に、介護慰労金の遡り支給についてであります。

介護慰労金の支給については、北杜市寝たきり老人・認知症老人介護慰労金支給規則の支給基準日に合わせて支給決定しており、遡及申請、決定は行わないこととしております。

今後も規則に従い、適正に事務処理を行うとともに市民の皆さまへの慰労金制度の周知に努めてまいります。

次に、お楽しみ給食を増やすことについてであります。

お楽しみ給食を毎日型にしていくことは主旨にそぐわないと考えますが、今後、独居高齢者や高齢者世帯の増加により必要性は高まるが見込まれるため、配食サービスのニーズ調査をしてみたいと考えております。

次に、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の増設についてであります。

現在、本市には認知症対応型共同生活介護事業所、通称グループホームが1カ所、9床分あります。介護保険事業計画の策定過程において、増設についても検討してまいります。

次に、介護保険の利用申請についてであります。

市では、介護保険申請時に地域包括支援センターで相談を受け付けております。必要な場合は、地区担当者が家庭訪問を行うなど対応をしております。また将来を心配し、事前に申請を希望する方については、介護保険制度の説明を行うと同時に介護予防事業等の紹介を行っております。今後も、介護保険制度の適切な利用の推進を図ってまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子ども医療費の窓口無料化についてであります。

市では、平成21年4月から少子化対策の一環として、小学校3年生まで医療費の窓口無料化に加えて、全国的にも珍しい保育料の第2子以降無料化を行うなど、子育ての経済的な負担の軽減に努めてきました。さらに昨年度から子育て支援サービスの充実のため、ファミリー・サポート・センターを設置し、本年度から利用料の補助を行っており、またデマンドバスを使った小学生交通サポート事業のモデル事業を実施し、本年10月から市内全域へ拡大して実施することとしています。

少子化対策の推進、子育て支援の強化につきましては、子育て世代の経済的な負担の軽減だけでなく、子育て支援サービスの充実など、さまざまな方面からバランスよく取り組みを行うことが必要であり、市ではそのような観点から事業を実施しております。この中で、子ども医療費の無料化の範囲を拡大することについては、今後、市の財政状況も考慮する中で慎重に検

討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道配水管の耐震化対策についてであります。

本市の水道管は導水管、送水管および配水管を合わせて総延長約1千キロメートルとなっており、そのうちいわゆる耐震管と呼ばれる水道管は約13キロメートル程度で、耐震化率は極めて低い状況にあります。耐震管と呼ばれるダクタイル鋳鉄管等は非常に高額であるため、耐震管を敷設していくことは財政的に困難な状況ではありますが、水道管の老朽化等に伴う布設替えの際は、耐震性に優れた管の採用を十分検討した上で事業を進めていく考えであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

災害に強い北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地滑り危険個所についてであります。

地滑り、崖崩れなどの土砂災害につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、山梨県が土砂災害警戒区域の指定を行っております。特に災害弱者関連施設が含まれる地域などにつきましては、急傾斜地崩壊対策地域に指定され、県営事業として防災工事が実施されております。

なお、市ホームページにおいて、土砂災害警戒区域の指定に関する情報提供を行っているところでございます。

次に、個人住宅の耐震改修事業についてであります。

木造住宅耐震改修支援事業を利用した件数につきましては、平成18年度から22年度までに5件、本年度1件、計6件が実施されております。補助金額につきましては、県の補助金交付要綱に準じ、60万円を限度として経費の2分の1の補助金を、また高齢者等世帯が実施する場合は80万円を限度として、経費の3分の2の補助金を交付している状況です。

平成23年度の木造住宅耐震支援事業費の補助金につきましては、732万円を予算計上しております。事業の推進については、市職員と県職員による建築物防災の出張講座や耐震啓発ローラー作戦を行っておりますが、引き続き安心・安全な住宅改修を推進すべく支援事業のPR活動に積極的に取り組みたいと考えております。

なお、耐震改修に対する補助金の増額につきましては、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を4時20分といたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時22分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

あらかじめお断りしておきますが、本日の会議は延長したいと思います。

それでは、清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

それでは、再質問を行います。

最初に、介護保険に関して。

利用者の1世帯の方から、こうした苦情がありました。ケアマネージャーの担当者が代わっても事後の連絡だけで終わっている。またケアプランの見直しについても、本人宅を訪問せずに電話連絡だけで済ませている。またオムツ支給の要件がそろっていたので、申請しても手続きを忘れていた。最初の月はそのためにもらえなくなったと。これは同じ方の苦情ですけども、こうした苦情があります。高齢者が尊厳を持って過ごすことができる北杜市であってほしい。こうしたことがこの人の願いであります。

質問の中身は、介護保険申請は希望者は受け付ける、そのことを原則にすべきですが、見解を求めます。

もう1点、お楽しみ給食という名称ですが、介護を必要とする高齢者だけの世帯だけでは、安心して食事があることは、安心してこの地域に住み続けられる条件ともなります。今後、必要との今、お話でしたが、どのように検討していくのか伺います。

2点目、防災に関してです。

1995年の阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割は倒れた建物や家具などによる圧死、窒息死でした。家屋の倒壊防止は生死を分ける課題です。市でも平成16年から22年の7年間、耐震診断を370棟受け、そのうち耐震補強が必要とした診断が306棟あります。実際、補強工事を済ませているのは本当に少ないと考えます。その理由は、耐震改修工事の自己負担の重さがあります。古い木造住宅に住む高齢世帯や障害者がいる世帯には厳しい負担となります。そこで耐震工事費補助の増額が必要と考えますが、再度見解を求めます。

最後に、子どもの医療費についてであります。

この4月で外来、小学3年生までの実施は、北杜市だけであります。小学6年生まで実施が11市町村。中学3年生までが15市町村あります。県内で一番低い実施です。中学3年生までに実施に必要な金額はいくらと予測しますか。また年齢の引き上げの検討をしているか、再度伺って終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

最初に介護利用の申請のため、希望者の受け付けということでございます。介護保険の申請

時には、先ほども申し上げましたけども、地域包括支援センターで相談を受け付けております。必要な場合については、家庭訪問などをして対応をしているところでもあります。事前に申請を希望する方については、介護保険制度の内容等をよく説明をすると同時に、介護予防の事業についても紹介を行っているところでもあります。

またお楽しみ給食の内容等でございますけども、今後、先ほども申し上げましたけども、独居の高齢者や高齢者世帯の増加が高まるということが考えられるということでございますので、今後、配食サービスのニーズ調査をして、今後の介護の事業計画の中にも反映できるものは反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

たしかに耐震改修の実績を見ますと、ご指摘ごもっともというふうな感じはするんですけども、ただ件数が少ないから補助金額を増額するという考え方、たしかに効果は上がるのかもしれませんが、果たしてこれが市民全体に理解が得られるのかどうか、それは注意深く、ちょっと検討する必要があるんだろうというふうに思います。

いずれにしましても、当面は事業の周知徹底といったところに、やはり力を入れて、さらに実施件数が増加するように努力をしてみたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

中学3年生までに拡大した場合の市の負担はいくらかという、ご質問でございます。

粗い試算でございますけれども、7,600万円ほどというふうな試算をもってございます。

それから、中学3年生まで拡大する考えはあるかという再度のご質問でございます。

市では子育て支援サービスにつきましては、バランスよくいろいろな方面から支援をしていきたいというふうに考えております。無料化につきましては、慎重に検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

これで、清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

北杜クラブを代表して、代表質問をいたします。

いよいよ最後になりました。大変お疲れのようですが、精一杯質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず財政健全化について、お尋ねいたします。

北杜市では合併直後より第1次行政改革大綱、行政改革アクションプラン、第1次総合計画、財政健全化計画等を作成し、機構改革に努め財政基盤の強化を図ってきたところであります。またベンチャー自治体をスローガンに企業誘致、自然エネルギー対策、まちづくり対策、子育て支援対策など斬新的な施策を展開し、県内外から注目の的となっております。

さらに最も心配されていた合併時1,010億円にものぼる市債残高についても、市民の皆さまをはじめ多くの方々の協力を得ながら、22年度末には874億円と合併後6年で135億円余りを減少させるとともに基金残高も増加しております。県下13市の中では笛吹市、甲府市に次いで3番目の残高となっております。

特に財政調整基金については他市に比べ群を抜いた残高であり、財政での危機管理が最も備わっているといっても過言ではなく、財政健全化の取り組み、努力が着実に成果を上げていることがうかがえます。一方で起債残高は依然高額であり、また予算に占める自主財源の割合は低く、今後の財政運営の厳しさが見てとれます。

それに加えて長坂統合小学校の建設、高根町内小学校の統合、市内中学校の統合、武川コミュニティセンターの建設、老朽化した公共施設対策、本庁舎対策など多額な予算を必要とする大型プロジェクトが想定されています。地方交付税、国や県からの補助金、近年、交付された臨時交付金を有効活用した施策の展開がされているところでありますが、年間300億円を超える財政規模は、甲府市に次いで大きな財政規模となっております。

また平成27年度からは、合併特例による普通交付金が5年間で35億円削減されるとともに、国の財政が逼迫する中で、今後補助金の多くは東日本大震災復興事業へ向けられることも想定されています。それを受け、以下3点について質問をいたします。

1. 北杜市財政健全化計画の進捗状況および対策について、お伺いいたします。
2. 自主財源比率の低い中で、大型プロジェクトが計画されていますが、市債の削減をどのように図っていくのかお伺いいたします。
3. 国からの補助金等が今後、期待できないと考えますが、この状況下の中でどのように財源を確保し、事業を進めていくのかお伺いいたします。

2つ目といたしまして、地域主権推進一括法についてお尋ねいたします。

本年4月1日に施行された地域主権改革関連3法案、いわゆる第1次一括法において42法律が8月26日に可決され、来年4月から施行されます地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により188法律が整備されることとなり、市町村等基礎的自治体が主体となった行政運営が可能になったことはご承知のとおりです。

これらの一括法の施行により、これまで続いてきた国の義務付け、枠付けが見直されるとともに自治体の条例制定権が拡大され、基準設定の面においても法律での拘束から条例への委任

が多岐にわたり、なされることとなりました。

具体的には1.従うべき基準。2.標準。3.参酌すべき基準に分類され、地域実情と政策背景に鑑みながら、市としての自主的な基準設定が求められることとなりますが、以下4点について伺いいたします。

- 1.一括法は第1次がすでに公布され、第2次も法案が可決・成立され、第3次も準備中と聞きますが、市としてどのくらいの条例設定・改正が見込まれているのか、お尋ねいたします。
- 2.条例制定に関する基準の中に参酌すべき基準には3種類の基準がありますが、政策にどこまで反映していくのか、方向性をお示ください。
- 3.一括法関係に対応するためには、条例制定に合わせた組織づくりと、職員の高い政策能力が求められますが、具体的な対応方法をお伺いいたします。
- 4番目といたしまして、第2次一括法は施行から1年間の猶予期間の経過措置がされることとなっておりますが、今後の取り組みのタイムスケジュールをお示ください。
- 3番目といたしまして、新エネルギーについてお尋ねいたします。

東日本大震災による福島第一原発事故を契機に、原発に依存しない太陽光や風力、水力など自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換がより一層注目されております。国においては先ごろ再生エネルギー特別措置法が成立し、来年1月の施行に向けて動き出したところであります。

わが北杜市では、すでに平成18年3月に北杜市地域新エネルギービジョンを作成し、市の地域特性を生かした新エネルギーへの取り組みに着手し、さらに昨年2月には北杜市次世代エネルギーパーク構想を制定し、それに基づく計画が本年2月に国から認定されたところであります。

それによりますと、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方に関する理解の増進を図るため、北杜サイトを拠点とし、市内の関連施設と連携を図り、新エネルギーの導入や環境教育、学習、体験ツアー等を行い、持続可能な地域社会と地域環境を守るアクションエリアを目指すとされています。まさに今、環境行政が進むべき方向性を的確に捉えたものと思います。

具体的な施策として村山六ヶ村水力発電、愛称、クリーンでんでんですが、また北杜サイト太陽光発電所、官民パートナーシップによる小水力発電、スクールニューディールによる小中学校への太陽光発電設備など、自然エネルギーのトップランナーとして脚光を浴び、走り続けていることを高く評価しているところであります。トップランナーとは常に追われる立場にあると言えます。常に先へ先へと施策を繰り出してこそ、ベンチャー自治体を謳う北杜市としての道があるのではないかと思います。

これをふまえ、次の4点について質問いたします。

- 1.先月成立した再生エネルギー特別措置法を受け、今後の市の再生可能エネルギー導入のトップランナーとしての促進方策について、伺いいたします。
- 2.国認定の次世代エネルギーパーク計画の進捗状況および、この計画における北杜サイトの活用方針をお伺いいたします。
- 3.3月11日の東日本大震災の折、本市においても12時間以上の停電がありました。市内には先ほど示したような村山六ヶ村堰水力発電所、北杜サイト、太陽光発電所、小中学校の太陽光発電設備があります。このような非常時にこれらの施設を利用して、市内に電

気を送電して使用することはできないのか。また、非常時に小中学校の太陽光発電設備や一般住宅に設置されている太陽光発電システムを利用できないかどうか、市民から多くの声が聞かれました。実際に使用が可能になるのか、お伺いいたします。

4．住宅用太陽光発電システムの普及が進んでいますが、市補助金の交付状況、また今後さらなる普及拡大を図るためには、適切に施工できる技術者の育成が必要と考えますが、市の取り組みについて、お伺いいたします。

4番目といたしまして、指定管理についてお尋ねいたします。

平成15年6月の地方自治法一部改正に伴い、指定管理者制度が平成18年度から導入され、公共施設の運営方法や維持管理等が検討され、施設設計が行われてきました。今年は3回目の更新が行われ、業者団体による民間のアイデアが取り入れられ、サービスの向上が図られている一方で、市民から不満の声が聞こえてくるなど、サービスに格差があるようにお聞きしている中で質問をいたします。

1．指定管理施設の事務一元化を図るといわれていますが、管財課と所管課との連携はどのように図られているのか、お伺いいたします。

2．緊急時における連絡体制について、お伺いいたします。

3．指定管理施設の防災マニュアル、防災訓練、避難場所などの設定を指定管理者と相談の上、決定すべきと考えますが、現状を踏まえた中でお答えください。

4．協定の取り組みの修繕と災害時における破産等の対応について、お伺いいたします。

5．監査委員からも指摘されている老朽化施設の今後のあり方について、お伺いいたします。

5番目といたしまして、ふるさと雇用、緊急雇用創出事業についてお尋ねいたします。

失業者対策として打ち出された、ふるさと雇用や緊急雇用創出基金については、3年間の補助事業として、平成23年度をもって終了となります。ふるさと雇用は地域における継続的雇用を目的とし、緊急雇用創出基金は短期的な雇用を目的とした事業であり、北杜市においてはこれらの事業を積極的に活用し、地域の雇用対策に取り組んできたことは高く評価するところであります。特にふるさと雇用については制度を最大限に活用し、市の政策に基づき福祉や観光振興など特色を反映させた事業として、積極的に取り組んできたことは承知しているところであります。

平成23年度をもって補助事業が終了するにあたり、政策に及ぼす影響および今後の取り組みについて、お伺いいたします。

1．現在までに実施された事業の内容および成果について、お伺いいたします。

2．両事業が平成23年度をもって終了しますが、今後の事業取り組みについてどのように考えてられるのか、お伺いいたします。

6番目といたしまして、学校給食の今後についてお尋ねいたします。

北杜市学校給食では、地域に根ざした学校給食をテーマに地域経済の活性化と地産地消推奨のため、平成22年度における学校教育の地産地消割合を重量ベースで40%にすることを目標に掲げ、取り組んできました。市内流通体系を整え、業種別に組合等を組織し、給食事業を確立していくことが課題とされていますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

1．学校給食の地場農産物の割合と今後の目標について、お尋ねいたします。

2．地産地消の補助金の効果的活用について、お尋ねいたします。

3. 地域商業のローカルマーケティングの構築と、エコひいき地産地消協力店事業との連携について、お伺いいたします。

4. 食育条例の制定は、併せて今、生活の中で不安視されている放射能対策、遺伝子組み換え作物対策などをどのように条例の中に取り入れていくのか、お伺いいたします。

最後の質問になりましたが、障害者支援センターにカウンセリング室を。

一般的に小学校高学年から思春期の入り口に差し掛かり、心理的・身体的変化に伴い、思春期特有の葛藤や悩みが生じ、本人も親も対処の仕方が難しく、専門家のアドバイスが必要となります。

現在もスクールカウンセラーや青少年育成カウンセラーなど配置されており、充実した相談体制があることは承知しているところではありますが、学校内に配置されていたり、教員OBや地域の顔見知りがカウンセリングを行っていたりと、本音で話しにくいという現状もお聞きしているところでもあります。

専門のカウンセラーや児童精神科医などのカウンセリングを通じ、家庭や学校とは違った第三者的立場から悩みを聞いてもらい、共感してもらうことで各々の問題に対応していくことができると思います。

その点を踏まえ、以下2点についてお伺いいたします。

1. 担当部署間での連携を図りながら、障害者支援センターにカウンセリング室を設置し、精神科医や専門のカウンセラーを配置し、総合的施設とするお考えはないか、お尋ねいたします。

2. この施設を親しみやすく、夢あふれるものにするためにネーミング募集をお考えになるか、お伺いいたします。

以上7点について、質問をいたしました。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

9月の代表質問の結びにふさわしく、私もしっかり、さわやかにお答えしたいと思います。

北杜市の財政について、いくつかご質問をいただいております。

財政健全化計画の進捗状況および対策についてであります。

本市では平成21年6月に財政健全化計画を策定し、今後、予測される厳しい財政状況に対処していくこととし、これまでの財政健全化の取り組みにより、基金という貯金を大幅に増やし、市債という借金を大幅に減らしてきたところであります。

これらの取り組みにかかる数値目標の設定については、昨今の激変する社会経済情勢を踏まえ、当初予算時の予算編成方針において、行財政改革アクションプランを基本に、予算要求シーリングとして具体的な数値目標を示してきましたが、昨年度、第2次行政改革アクションプランにおいて、公共事業費や経常経費などの平成25年度までの具体的な削減数値目標を定めたところであります。

したがって、当面、第2次行政改革アクションプランに基づく取り組みを進めるとともに、今般、小淵沢駅舎や武川コミュニティ施設など、今後予定される大型プロジェクトの概要

が明らかになってきたことから、総合計画後期基本計画の策定作業も踏まえる中で、財政健全化計画の改定作業も進めてまいりたいと考えております。

次に地域主権推進一括法について、いくつかご質問をいただいております。

この一括法は、地域の自主性と自立性を高めるための法改正で、地域主権改革といわれております。地域のことは、その地域の中で自ら決定すべきという趣旨から、事務を執行する権限の一部を国・県から市町村に委譲されるほか、法令における義務づけや枠付けを縮小し、地方自治体の条例制定権を拡大することを目的に進められます。法律という全国一律の制度ではなく、条例というその地域に最適な施策によって地域の課題を解決していくもので、国、都道府県、市町村の関係を上下主従の関係から対等協力関係に改革されるものと考えております。

はじめに、どれくらいの条例制定や改正が見込まれるかについてであります。

一括法は第1次で42件、第2次では188件の関係法律が整備され、現在準備中の第3次が施行されると、最終的には500件を超える法律が整備される予定です。市が整備を予定する条例につきましては、第1次一括法では10件の条例の整備を予定しており、第2次一括法は法案が可決成立され、去る8月30日に公布されましたが、国および県との調整が済んでいないため、詳細の件数は現時点でははっきりしておりません。しかし、第2次以降に整備が必要となる条例等については、膨大な量となると予想しております。

次に、参酌すべき基準の反映についてであります。

この一括法では、基本的に国では直接基準を定めない方向であります。整備する条例の中には国の基準に従うもの、国の基準を標準とするものおよび参酌するものの3類型から政策形成を決定しなければならないものがあります。国の基準を参酌するものについては、今後、本市の実情に応じ、適切に政策立案をしなければなりません。関係機関と協議の上、法律が規定する枠組みを解釈し、本市の自主性と自立性を確立していきたいと思っております。

次に新エネルギーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、再生可能エネルギーの促進方策についてであります。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓とした、原発に依存しない社会の実現を目指し、太陽光、水力発電などの普及を目指す再生エネルギー特別措置法が先月26日に成立し、来年7月の施行に向けて動き出したところであります。これまで太陽光発電や小水力発電など、北杜市の恵まれた自然環境を生かした新エネルギーの普及促進に努めてまいったところであります。今後もこれまでの経験を生かしながら、再生可能エネルギーのトップランナーとして、北杜市を世界に向けて発信していきたいと考えております。

今年度も三峰川電力との官民パートナーシップによる小水力発電、NTTファシリティーズによる仮称、Fソーラーテクノパークの構築、東京工業大学との連携による太陽熱エネルギー研究、バイオマスエネルギーの新たな可能性の検討などを行っております。また北杜市の自然や地域性を愛し、市の理念をご理解いただいている企業・団体も市内に数多くあることから、その取り組みについても期待しているところであります。

次に、次世代エネルギーパーク計画の進捗状況と北杜サイトの活用方針についてであります。

本年2月に国の認定を受けた北杜市次世代エネルギーパーク計画については、本年度中に計画の具現化を図るための基本計画の策定をいたします。

北杜サイトは、北杜市次世代エネルギーパークの中心施設として位置付けており、次世代エネルギーパーク構想で示された地域密着型の利用、企業や大学等との連携による研究開発拠点

などとして、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、国内外から年間5千人を超える視察者が訪れており、環境観光の実践の場としても期待されていることから、北杜サイトのポテンシャルティーを最大限引き出し、北杜市の環境ブランドを広くPRしてまいりたいと考えております。

次に学校給食の今後について、いくつかご質問をいただいております。

食育条例の制定についてであります。

近年の社会情勢は目まぐるしく変化し、日々の忙しい生活の中で栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病など、さまざまな食に関する問題が生じております。食育条例には基本理念と市、市民および事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働のもと、市民一人ひとりが北杜市の自然の恵みから学び、この環境から育まれる食に関心を持ち生涯にわたり健康に暮らし、地域の絆を大切にす北杜市の健康な姿を志す食育条例としたいと考えております。

今後は北杜市食育・地産地消推進協議会の皆さまのご意見を伺いながら、本年度中に制定したいと考えております。

なお、放射性物質による環境汚染対策や遺伝子組み換えの作物の使用といった環境施策および農業施策に及ぶ問題につきましては、国・県の施策の動向を注視してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

学校給食の今後について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、学校給食の地場農産物の割合と今後の目標についてであります。

平成20年度から重量ベースでの割合で40%を目標に、地場農産物の利用に努めてまいりました。平成22年度実績は米とジャガイモ、タマネギなどの主要野菜10品目において42.8%でございまして、対前年度比3.4%の伸びとなり、また米につきましては100%地場農産物となっております。

今後は、季節による食材の安定供給や地域商店と生産者との連携などの課題解決に向けて、商工会やJA梨北、市内の生産グループ、エコひいき地産地消協力店、食と農の杜づくり課などと連携し、生産・流通システムを拡充することにより、主要野菜などの割合を高め、平成25年度には45%を目指していきたいと考えております。

次に、地産地消の補助金の効果的活用についてであります。

現在、市では学校給食への地産地消給食事業として、食材の賄材料費に上乗せする方法で年間約1千万円、児童生徒1人当たりになりますと2,800円余りを地場農産物の購入に充てています。学校給食では、毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日、1月には学校給食週間がございまして、これに合わせ各施設において、積極的に旬の地場農産物を献立に取り入れているところでございます。給食の時間に給食委員等が行う献立説明の中で、地元産の食材が使われていることを伝えますと、子どもたちは食材に興味を持ち、食べ方も変わり残食が少なくなったという報告を学校や栄養士の皆さんから聞いているところでございます。

また、学校給食を支える生産者等の方々との交流から食や農の大切さや、そこに関わる人た

ちの思いや苦勞を知ることで、心豊かな子どもの育成や北杜市を愛し、誇りに思う子どもの育成につなげることを目的に、昨年度から地域に根ざした学校給食感謝祭を開催しています。このように食育推進の上からも、地産地消給食事業は有効かつ効果的に活用されていると考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域主権推進一括法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員の政策法務能力の向上についてであります。

来月6日に山梨県市町村職員研修所の協力をいただく中で、全職員を対象に研修を実施し、地域主権一括法についての概要の理解と、組織として改革に対する意識向上を図る予定であります。その後も県内市町村の法務担当職員で組織する法務研究会において内容を検討し、各担当部署においても県との協議を重ねるなど、県の動向把握や周辺自治体との調整および協力を行うなどして、職員の法務能力および政策立案力の向上に努めてまいります。

次に今後の取り組みについてであります。現段階においては、一括法の公布直後であるということから施行内容が完全に把握できていません。見通しが立たない状況であります。また、整備が必要となる条例等の件数も膨大となることが予想され、特定の部署だけの問題ではなく、改革後の行政運営については職員全体で意識を共有し取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の財政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市債の削減策についてであります。

市債削減の取り組みにつきましては、行政改革アクションプランで市債の発行を各年度の元金償還額の範囲内と定め、これを達成してまいりました。さらに平成19年度から平成21年度まで、延べ10億3千万円の国が認めたすべての公的資金の繰上償還を実施するとともに、平成21年度に3億円、平成22年度に13億1千万円、今年度に3億4千万円の民間金融機関からの借入資金の繰上償還を実施、ないし実施することとしております。こうした取り組みの成果により、平成22年度末の市債残高が874億円にまで縮減されてきたものと認識しております。

今後も国に対して引き続き、公的資金の繰上償還の承認を求めていくとともに、民間金融機関からの借入資金についても繰上償還をお願いしていくことにより、市債残高の削減に努めてまいります。

次に、事業推進のための財源確保についてであります。

これまで本市に対する国の臨時交付金は、平成20年度から平成22年度に至るまで、実に総額33億円余の交付および交付決定がなされ、市内の公共施設への太陽光発電設備の設置、

大規模修繕、備品購入などその恩恵により、極めて広範囲で多くの事業を展開することができました。しかしながら今後は、これまでのように国からの大きな支援は期待できない状況にあると考えます。

したがって、昨年度策定した第2次行政改革アクションプランに定めた取り組み等を着実に進めることによって、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。具体的には、市税等の収納率の向上の取り組みや普通財産の積極的な処分など、収入確保の徹底を図るとともに、歳出の削減についても事務事業の見直しや公共事業費の段階的な縮減などを進め、今後の行政需要に対応していきたいと考えております。

次に指定管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理事務における管財課と所管課の連携についてであります。

指定管理者制度を導入する公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために市が設けた施設であり、施設の設置目的に沿った活用が図れるよう、施設所管課と連携して指定管理者制度による適切な施設運営に努めているところであります。

このことから、施設所管課は公の施設の所管課として基本的な財産管理や施設の設置目的に沿った取り組みが図れるよう、施設の状況把握や指定管理者との連携に努めております。また管財課では、指定管理者制度の適切な運用が図られるよう、総合窓口としての役割を担うとともに、指定管理者との基本協定や年度協定等に基づく業務を、施設所管課と情報を共有しながら対応しておるところであります。

なお、本年度において指定管理者制度マニュアルを作成し、指定管理者制度に関する総合窓口を管財課が担っていることを指定管理者へ周知するとともに、指定管理者が業務を進める上で必要となる対応方法や様式等を示し、指定管理者制度に関する事務の一元化に努めているところでもあります。

次に、緊急時における連絡体制についてであります。

事故や災害など不測の事態が生じた場合の対応として、速やかな市への報告を義務付けており、報告先を指定管理担当とすることを指定管理者へ周知しております。しかし、状況によっては施設所管課への連絡や報告もあることから、庁内での連絡を密にし、迅速かつ適正な対応に努めることを施設所管課と申し合わせているところであります。

また、市から指定管理者への緊急連絡等については、指定管理業務に関する連絡等は管財課が施設所管課との調整を図っており、施設所管課は公の施設としての施策を進める上で必要な連絡や情報交換にあたっております。

次に、指定管理施設の防災マニュアルについてであります。

指定管理者は基本協定書に基づく管理業務仕様書で防災等にかかる業務として、防災、防犯、避難その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、従業員に周知徹底することを義務付けております。

また防犯、防災等への取り組み状況については、毎年度、事業報告書により報告を求めているところではありますが、施設ごとのマニュアル内容を再度確認し、施設を安心・安全にご利用いただけるよう、指定管理者との調整に努めてまいります。

次に、協定の取り組みの修繕と災害時における破損等の対応についてであります。

指定管理施設の修繕については原則、市が行うものとしておりますが、基本協定書で定める額以下の修繕については、指定管理者の責任と費用において行うものと規定しております。こ

のことから、指定管理者には日ごろより適正な管理に努め、小規模な修繕については積極的な対応をお願いしているところであります。

また、指定管理者および市では施設の状況把握に努め、施設所管課による計画的な修繕も行っておりますけども、突発的に発生する修繕については、その緊急性を判断する中で管財課に計上されている緊急修繕費で対応しております。

なお、指定管理者は、地震や洪水など災害等に迅速に必要な対応にあたり、発生する損害・損失等、最小限にするよう努力しなければなりません。災害等で発生した被害の原状回復につきましては、原則、市が対応にあたるものと基本協定書に定められております。

次に、老朽化施設の今後の在り方についてであります。

多くの指定管理施設は老朽化が進んでおり、施設の修繕等に多額な財政負担が生じています。このため類似施設の統廃合は、市の重要課題の一つであると認識しております。第2次行政改革アクションプランにおいて、平成23年度から平成25年度までに、市の施設の統廃合や民営化について検討することとしております。

今年度、温泉施設や道の駅等の直売施設について、施設の状況把握と管理運営費等にかかる将来的な見通しを明らかにするため、公共施設マネジメント調査をコンサルタントに委託し、客観的なデータの収集を行っており、今後の検討に役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

障害者総合支援センターについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、カウンセリング室の設置についてであります。

本年10月3日に開所を予定している障害者総合支援センターは、障害者やそのご家族からの相談に応じたり、障害者の方の日中活動の機会や居場所を提供する施設です。このため、障害者やそのご家族の方が自由に出入りできるようになっております。一方で、事業に支障が生じない場合は、障害のない方の利用も可能としているため、悩みを抱える子どもが来所することも想定しているところでございます。こうしたことから障害者総合支援センターの開所後、利用の実態やニーズを踏まえながら、カウンセリング室の設置やカウンセラーの配置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、愛称の募集についてであります。

障害者総合支援センターは障害者をはじめ、さまざまな方が気軽に立ち寄れる場として設置するものであり、親しみやすい愛称を付けることは、施設の目的にも沿ったものと考えられます。このため、今後、開所後の状況やタイミングを見ながら、愛称の募集を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新エネルギーについて、いくつかご質問をいただいております。

停電時における発電施設の使用についてであります。

北杜サイト、クリーンでんでん、各小中学校等の発電設備については、発電した直流の電気を交流に変換して電気を送るための装置に、自動運転装置や保護装置などの設備は付いていないため、停電した時点で運転を停止し施設等への送電を行うことができません。また、東京電力の送電網も停電時には停止となるため、施設外への送電もできないこととなります。解消のためには新たなシステムの構築を必要としますが、現状では多額の経費が想定されるため、実用化には至っていない現状であります。

各家庭での住宅用太陽光発電システムにつきましては、自立運転機能が備わっているシステムが多くなってきていますので、システムによっては設定を切り替えることで、制限はあるものの電気使用は可能となります。

東日本大震災の教訓を受け、国や各企業においても助成制度の検討や太陽光発電システム、家庭用蓄電装置の開発研究など、停電時の対応策の強化を図っているところでもあります。

次に、住宅用太陽光発電システム補助金の交付状況と技術者の育成についてであります。

6月の定例市議会で150件分に増額のご議決をいただきました、住宅用太陽光発電システム補助金につきましては9月15日現在92件、940万円余の交付申請をいただいております。これは昨年度の件数、補助金額を現時点において上回るものであり、自然エネルギーに注目が集まったことが要因と思われまます。今後も周知に努めまして、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

また、技術者の育成についてであります。市内の施工業者に各種講習会等の情報を提供するとともに、それらの講習会等への参加を呼び掛けるなどして技術者の育成を図り、太陽光発電システムのさらなる普及拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

渡邊英子議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ふるさと雇用、緊急雇用創出事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在までに実施された事業の内容および成果についてであります。

平成20年秋の世界同時不況の影響により大量の解雇者が発生したため、国において雇用機会の創出を目的に本事業等が創設されたところであります。

これを受け、市では平成21年度からこれらの事業に取り組んでまいりました。今年度までの3年間で、まずふるさと雇用では医療や農林業、商工、観光等の12事業に延べ57名が雇用されております。また緊急雇用創出事業では子育て関連、地産地消や鳥獣害対策、教育施設的环境整備など、さまざまな業務に延べ333名の雇用が創出されたところでございます。

次に、事業終了後の取り組みについてであります。

まず、緊急雇用創出事業は離職を余儀なくされた方々に対し、次の雇用までの一時的な雇用を創出する事業であります。したがって、雇用期間は原則6カ月、更新は1回を限度といたしまして、最長12カ月の短期間となっております。これらのことから事業の終了とともに雇用も終了するものと考えておるところでございます。

また、ふるさと雇用再生事業につきましては、民間法人等に委託して雇用の創出を図るものであり、事業終了後も委託先の正規職員として継続して採用されることが望まれます。

こうしたことから、市といたしましては求職者のより一層の就業促進を図るため、ハローワークや商工会等と連携しながら、就職ガイダンスなどの面接会を充実強化するなど、今後とも雇用の安定化に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、地域商業のローカルマーケティングの構築とエコひいき地産地消協力店事業との連携についてであります。

まずローカルマーケティングにつきましては、農業の6次産業化や農商工連携を進めることによって、地域の産業、経済の底上げを図ろうということだと考えます。このため、市では昨年9月から長坂給食センターをモデルとしまして、JA梨北の長坂支店内に設置した地産地消ステーションに担い手組織等が地元野菜を集荷し地元商業者が配送する、そういった学校給食マーケティングという生産流通システムづくりにJA梨北、北杜市商工会と協働で取り組んでおります。

また、市内で生産されました農林畜産物や加工品を積極的に取り扱い、環境にやさしい取り組みを行う店舗等をエコひいき地産地消協力店として登録する制度を本年度立ち上げまして、現在49の事業者の登録をいただいております。

市ではこれらの登録業者に向け農林畜産物等に関する情報を提供したり、また事業者同士のマッチングを働きかけておりまして、これにより新商品の開発にもつながった成功事例も出てきておるところでございます。

今後もこのローカルマーケティングとエコひいき地産地消協力店事業の充実を図り、地域の産業・経済の活性化につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を5時半といたします。

休憩 午後 5時21分

再開 午後 5時31分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡邊英子君の再質問を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

再質問をさせていただきます。

まず財政健全化について、お尋ねいたします。

第2次行政改革大綱、行政改革アクションプランが本年3月に策定され、広報ほくとのシリーズに掲載されています。その中の第1次行政改革大綱の改革の基本目標の3項目には、互いに関係し合っている未達成の項目と財政への影響について、お尋ねいたします。

2つ目として、歳出の削減、特に人件費削減については市役所の根本的な機構改革が必要で

ありますが、大綱では簡素で効率的な組織機構が確立しとありますが、具体的にはどのようにされようとしているのか、お尋ねします。

3つ目として、団体の自主運営を推進するということですが、特に観光事業や地域活性化のために行政が主体となって実施してきているものがあります。行政が行うものと協会が行うものとをすみ分けする必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

2点について、まず財政健全化について質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、渡邊英子議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうから行革プランで、簡素で効率的な組織機構改革ということで、人件費削減等がございますが、具体的にというご質問かと思えます。

行革プランが23年をスタートに3年間ということでございます。それから私ども総務課で行っております第2次定員適正化計画がご存じのとおり、23年から27年の周期ということで5年間、これについても37名の削減ということで、目標年次28年4月ということで計画の推進を図ってまいります。スタートが同じということで、これを目標に相まって進めてまいります。

しかしながら、行政サービスの低下を招かないということ。それから組織ということでは、本庁支所のあり方論も企画のほうで今後、同時に検討してまいると。その他、その反面、やはり職員のモチベーションが低下してはいけないということで、組織のあり方は大変重要であると思っております、地域主権の問題等、いろいろ相まって重要と考えておりますので、検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

財政健全化計画の中において、未達成のものについての取り扱いはどうするのかというご質問だと思われませんが、現在、行政改革アクションプランの中において未達成という状況に判断されているものが27%ほどあるわけですが、これらにつきましては第2次の行政改革アクションプラン、あるいは財政健全化計画の中において、これらの改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

全国的に人件費の削減ということは大変問題になっておりますけれども、先ほども職員数の削減ということで、職員の負担増ということも大きな問題となってくるのではないかと思います。行政サービスの低下を招かない中でどのような取り組みをしていくのか、お尋ねをいた

します。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

職員の負担と申されますのは、事務上のいわゆる負担増ということでしょうか。それも先ほど申し上げました地域主権推進一括法の問題もあります。もちろん行政能力を向上させるとか、いろいろな課題が投げかけられると思います。いろんな研修等も活用しながら、やはり能力の向上、あるいは繰り返しになりますが、やはり組織も簡素化していかなければ対応できないということもあろうかと思えます。そのへんも総合的に検討して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

地域主権推進一括法について、これはまだ本当に動き出すには、ちょっと大変な部分もありますが、その前に政策立案が職員からの提案ということになってくると思うんですね。日々の業務に追われている状態では市独自の政策展開、大変厳しいものがあると考えます。そういう中で、それぞれの政策の中で重要課題と位置づける課題に対して、政策専門員を置くというような考えはないか、1つお尋ねいたします。

それから非常に独自性、職員の中に大変能力を持たれている方も多くあると思えます。その方たちの意見を取り入れていく政策提案を市長にプレゼンし、それを最優秀とした場合には勤勉手当などに加算をして、ともに政策を実行する部署にその最優秀に選ばれた方を積極的に配置するなど、職員の自発的な提案を活用する施策を制度化することが職員の提案に対して意欲を持たせる1つの方法ではないかと思えますが、その点についても提案したいと思えますが、ご意見をお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、渡邊英子議員の再質問にお答えします。

2点でございます。まず1点目でございますが、推進法、一括法をこれから整備に基づきまして、条例等を整備するわけでございますが、これを進める上で、組織全体として対応する必要性は十分認識しております。各部署の対応についても法制面で、ある意味、専門的な知識が必要だと思えます。それからそれぞれの各部門の専門員も必要かということで、そういったものを充実させていかないと、この一括法にはたえられないのではないかと、こう思っております。

現在は北杜市人材育成基本方針に基づきまして、各種研修を積極的に受講し、専門的な知識の習得など人材育成を図っておりますが、民間からのというご提案でございますが、国からは現在やっておるということで、民間についてもこの中には盛り込まれておりますので、こういったことも検討しながら、エネルギーあるいは福祉環境等々ありますが、これらも検討しながら

充実を図ってまいりたいと考えております。

もう1点であります。条例を整備する上で職員の積極的な提案、あるいは能力を生かした取り組みということではありますが、現在、北杜市職員の提案制度というのがございます。これは住民サービスの向上という側面的なものがありますが、もっと踏み込んで政策的なことだと思っておりますが、これも手当の加算とか具体的なものはともかくとしまして、本年度人事評価の試行も行います。そういったサイドからも考えながら、職員のやる気を起こすとか、能力を生かすということも十分考えながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、渡邊議員のご質問を聞きながら思ったわけですが、いずれにしても地域主権推進一括法は1つの流れとして、あるいはまた明日にも私どもの地方にもくるわけでありまして、その法律に関係なくも、よく言うところメニュー型から提案型の時代に、時代背景としてあると。先ほど説明しましたとおり、地域のことは地域でみずからが決定していただくか、いろいろの流れがあるわけでありまして。私も本当にそういう意味からすれば、北杜市の職員もそのへんの意識チェンジをいち早くして、どこの市よりも職員が頑張っているというふうに、私の口から言うのもおかしいですけども、そう思っています。

ただ、この地方一括法の影に、地方でできるのは地方ですが、地方でできないのをどうするのかという議論も非常に大切な時代だと思っております。そのへんもううちの職員はスタンスを構えておりますので、変な意味ではなくて期待もいたしたいと思っております。

参考まででありますけども、よく職員を激励するんですけども、自分の仕事、組織が、役所がしますから、自分の仕事があるけども、自分の仕事プラスアルファのこともやろうよというふうな激励もしながら一括法に備えたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

職員がすごく頑張っていることも承知しております。その上に能力を持った職員が、さらに能力を発揮する場があったらいいなということで、提案をさせていただきました。

次に新エネルギーについて、お尋ねいたします。

いよいよ北杜サイトの太陽光発電所が北杜市のものになりました。という中で、前から私は提案をさせていただいておりましたけれども、地域との連携を図るということでございましたけれども、あそこへ行っても施設があるだけで、ほかに楽しみがなんにもないわけです。ということで地域の特産品、例えば郷土食、それから今、ワイン特区を取って、いろいろなところで北杜市のワインを作って評判がいいと聞いています。そのような特産品を販売する。それから交流の場を持つというふうな、それからいろいろなカタログというものを置くところもないというふうな中で、地域と連携しながら、そのような場所を設ける必要があるのではないかと

思います。その点について、お尋ねします。

それと南信州の観光公社、飯田市にありますけれども、ここは今、12月いっぱい、視察が
いっぱい入れません。そういう中で、ここでは資料代として1万円、1人にあたり取って
います。この北杜市の視察に対して5千人ということですが、こういうふうな、案内をする
方に対して、経費を出すというふうな中で、視察料というふうな言い方をしたらおかしいでし
ょうけども、そういうふうなものを取っていくことも必要ではないかと考えます。その2点につ
いて、お尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

渡邊英子議員の再質問にお答えいたします。

北杜サイトの活用方法について、農産物とか、あと視察者のための休憩所施設はというご質
問かと思えますけども、昨年度ご承知のように国内外から5千人。また今年も震災以降、自然
エネルギーの関心が非常に高いということで、今まで水曜日だけの受け入れなんですけども、
すでに1,800名の方が視察に訪れています。

先ほどもエネルギーパーク構想の話が出たわけなんですけども、その中にあるように環境観
光の中核施設としての位置づけもありますので、活用方法、地域の皆さんとも協議しながら、
地域の方からもそういった議員のおっしゃられたような特産品を置きたいとかという意見もあ
りますので、今後、積極的に検討していきたいと思えます。

2番目の南信州では1万円取っているということなんですけども、私どもまだ、今年、そういう
視察料みたいなものは取っておりませんが、あまりに多いようでしたら、そんなことも考えて
みたいなのというように思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

地域との連携は必要だと考えておりますので、強力に進めていただくことを望みます。

ふるさと雇用、緊急雇用創出事業についてお尋ねいたします。

ふるさと雇用は、北杜市の政策の中で考えられたところに人員派遣をしているように考えて
います。例えば観光協会であるとか、それから体協であるとか、リトリートの杜事業は市長の
長期滞在型というふうな宣言の中でつくられたリトリートの杜の事業であります。そのような
自主運営が3年、ようやく図られてきているところであります。そういう中で、今、ふるさと
雇用の23年度をもって終了しますが、その後の事業、それから人員配置というものは、簡単
に終わりましたのでということにはいかならないと思えます。せっかく軌道に乗りつつある事業、
これから本格的に取り組むためにはその人材が必要と考えますが、その点についてどのように
お考えかお尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

渡邊議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどふるさと雇用再生事業につきましては、事業の終了とともにという答弁をさせていただいたんですが、その前提といたしましたのはこの財源が100%、国からきているということで、まず1点ご理解をいただきたいと思います。

そして今後の雇用の継続についてでございますけども、それぞれ委託先の団体の財務事情等あるかと思えます。また必要性がこれから予算論議とかでされていくわけでございますけども、国の財源の振り替えとして、おそらく市で一般財源を100%充当しなければいけないだろうということでございます。

したがって、事業の重要性と財源措置ということの兼ね合いの中で、今後、個々の事業についての必要性をそれぞれ検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

この財源が国から100%きていることは、重々承知であります。どうしてもここで先ほど、一般財源の中でというふうな答弁もいただきましたが、ぜひそのへんの重要性を考えながら、何を残すというふうなことはこれから検討されると思えますけれども、この事業が終了する前にしっかりとした考え方をお聞きしたいと思います。そのような、今、取り組みをなさられていられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

本事業は、当初から3年という限定でございましたので、市はもちろんのこと、委託先の団体におきましても、今年度限りで財源がなくなるということは当然、承知をしているところでございます。したがって、今年度を迎えるにあたり最終年度を終わったあとどうするか。それぞれ各団体で自主事業をどのように充実していくか。また新たな事業を掘り起こすことによって、自主財源をどのように確保するかというような検討はそれぞれされておるところと承知しておりますので、今後また当初予算の編成に向けまして、再度、各団体と市で十分な検討を重ねてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

指定管理について、お尋ねをいたします。

先ほどの防災マニュアルについてですけれども、指定管理の中には集客、お客さまをもてなす場所があると思えますけれども、その防災マニュアルの中にお客さまに対しての防災の方法、

それからその方たちを最終的に受け入れる避難場所というふうなものが、先ほどは指定管理者の中で防災のマニュアルを構築しているといわれておりましたけども、それでは間に合わない部分があるわけですね。ですので、その最終的な避難場所とか、そういうふうなものがきちっと制定されているのか、協定の中できちっと結ばれているのか、そういうふうなことを、それをお答えください。それから緊急時の指揮系統がしっかりされているのか。その2点について、質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

渡邊英子議員の再質問にお答えしたいと思います。

災害といっても小規模なもの、それから大規模なものが想定されるわけでありましてけれども、基本的には防災マニュアルを指定管理者がまず作成していただくということになっております。当然、お客さまもいたりするわけですから、従業員も含めて、それぞれそのマニュアルに沿った形でのお客さまの誘導であったり、避難であったりというようなことを防災訓練として定期的実施していただくこととなっております。これは当然、施設を管理する上では当然、もう現段階でそういった対応はするべきものだというふうに考えております。

もう1点、大きな例えば災害が発生した場合についてでありますけれども、これはこれから作業を進めていく予定であります。指定管理者と市において災害協定を結んでいこうという準備を現在、進めているところであります。

大きな災害がこういった段階で、市の防災対策本部の設置による避難となった場合には、当然、その避難所への誘導が必要な場合ということで、市の防災計画に定められた対応に準じていただくこととなります。

緊急時のそういったときの指揮系統でありますけれども、今現在、考えていますのは、当然、その指定管理施設である場合には、指定管理施設の代表者がそこで指揮系統になっていただく。まず、その施設から避難誘導をさせるにしても判断基準としての誘導等を行っていただくということになるかと思えます。これにつきましては、当然、市の所管も含めた対応の中で協力し合いながら、連携し合いながらということになってこようかと思えますが、まずはその災害が発生したということの状況からしますと、その施設にいらっしゃる施設管理者のほうで、まずはその判断をしながらそれなりの対応をしていただく、指揮系統の対応をしていただく。その連絡を受けてから、市も加わりながらの連携した対策を講じていくという状況になるかと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

今の指揮系統について、ちょっと納得がいかないんですけども、指定管理の方たちがやったあと、市からの連絡がというふうなことで、逆ではないかなというふうに感じます。それと観光に来ている客に対しては、備蓄品とかそういうものはきちっと指定管理の中で整備されて

いるのか。そのへんの客に対する、その後の、避難をしたあとのことまで考えられているのか、その点についてもお尋ねします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

先ほど私が申し上げましたのは、まず災害の状況が一番、その時点で把握できているのは施設管理者であるということから、どうしてもその指揮系統としては、第1段階としては指定管理者のほうで指揮をとっていただくということで、これはやむを得ない状況だと思います。その連絡を受け、被害状況の連絡を受けたその第2段階として、市のほうとの対応がそこに加わっていくという状況に考えています。

それから備蓄品等の関係については、現段階ではその指定管理者のほうでの備蓄品という定めはございませんけれども、今後の災害協定をする中においてその必要性を含めた中で、こういった項目についても確認しておく必要があるかというふうにも考えております。

いずれにしても、指定管理施設がその被害の状況に応じては、避難所となり得る場合となり得ない部分というものが、どうしてもその規模により違ってくると思います。それらの災害の発生状況に応じて、それなりの判断をしなければならないという状況になろうかと思しますので、ケース・バイ・ケースの中でそのへんは対応ができるように、今後の災害協定の中でも確認し合っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

大変長くなりまして、最後の質問にしたいと思います。

学校給食の今後について、お尋ねいたします。

まず1点目でありますけれども、この地産地消の補助金の効果的活用についてでありますけれども、市の、国でもそうですけれども、学校給食の中に有機農産物を取り入れるということがございます。その中で有機農産物に対する補助金が普通の農産物と違うような、補助金の金額が違っているということを承知しているところでありますけれども、この地産地消の補助金の運用についてのマニュアルがあるのか。

それからその補助金が農家にいく金額、それから学校給食で支払う金額というのは相当違っているように現在の中では感じておりますけれども、その運用の仕方によって、農家に支払う金額、その上に学校給食で支払う金額の差がなくなると感じておりますけれども、その点についてお答えください。

それから最後の4番目として、遺伝子組み換え作物対策についてでございます。

特に北杜市は肥沃な土地で昼夜の温度差があり、それから水、空気がきれいで自然環境に恵まれているということで、北杜市を求めて有機農産物を作るために新規就農として農業に頑張っている方がたくさんいます。そういう中で、遺伝子組み換えがもし北杜市に入ってしまった場合、この有機農産物の出荷はできなくなってしまうという現実もあります。そういう中で

北杜市が人と自然と文化が躍動する環境創造都市として、この遺伝子組み換え作物に対して対策を練っていくことは大切なことではないかと考えます。

農業振興を考えた上でも、今、実際にこの新規就農者の有機無農薬をやっている方たちが自主的にこの遺伝子組み換えについて考えながら、今166人の賛同者を集めています。団体と個人ですね。そういう中で、市としてもこの遺伝子組み換え作物の対策についての考え方をもっていかなければならないのではないかと考えますが、この食育条例の制定には国や県の動きを見てという答弁でした。今、一括法からいわれても、ちょっと国や県の動きを見てからということの答弁に対しては少々、物足りないものを感じていますが、ご答弁を2点について求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

それでは渡邊英子議員の再質問の、まず2点目のほうでございますけども、今から制定しようとする本市の食育条例におきまして、遺伝子組み換え作物の対策をどのように取り組んでいくかというお尋ねかと思えます。

先ほど市長より答弁いたしましたけども、放射性物質ですとか、それから遺伝子組み換えの作物の使用につきまして、これ環境施策とか農業施策に及ぶ非常に幅広く、また大きな課題だと捉えております。したがって、今回の市の食育条例におきましては、なかなか取り組むのは難しいのかなという気は、現段階ではしております。

いずれにいたしましても、この食育条例の制定には北杜市の食育地産地消推進協議会という会がございますので、そこで今後、議論を深めていただければと思っております。その協議会の担当事務の中に条例の制定とは別に、食育および地産地消推進のための計画策定に関することというのがございます。あるいは、この計画のほうでこういった遺伝子組み換え作物の対策に関する計画ですとか、また一方で現在、国で第2次食育推進基本計画というのが、この3月に策定をされました。それを受けまして、8月に県で第2次山梨食育推進計画というのも策定をされまして、その中で市町村でも食育推進計画の策定を促進しろというふうな位置づけになっておりますので、この協議会の中で条例と合わせて計画の策定に向けて、いろいろご論議をいただく計画でございます。したがって、協議会の検討の中で条例とか計画、それぞれの整合性を考えて、今後、議論を深めていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

学校給食への地場農産物ということで、先ほどご答弁をさせていただきましたけども、教育委員会としましては、地産地消の給食事業として約1千万円を年間、この地場農産物の購入に充てているという形になっております。したがって、有機農産物等の補助金の関係につきましては、市長部局のほうの対応になるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁は・・・はい。

○15番議員（渡邊英子君）

通告していなかったの、またこのことについては、のちほどお知らせしていただくということによろしいでしょうか。時間もかかりますし。できるでしょうか。取り下げではなくて。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

申し訳ございません。

お尋ねの1点目でございますけども、ちょっと制度としていかなうなものか、教育委員会とちょっとよく協議をいたしまして、またお答えをしたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

これは今、実際に給食センターで支払っているものと、それから一般のものとのちょっとしたやり方によって金額が違ってくるので、検討をしていただきたいということでお尋ねをいたしました。

遺伝子組み換えについては大変難しい問題でありますけども、市の農業政策の中でもしっかり位置づけていくことも必要だと思っておりますので、考え方をしっかり位置づけていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この遺伝子組み換えという問題は、私の頭ではちょっと答弁できませんが、でも少なからず食べることも、食べただけ食べればよいということではなくて、自分の健康を維持するには摂生、制約があると思いますね。だからある面というならば、エネルギーも使うからどんどん電気をつくればよいというのは、今度の原子力発電の影響もないとはいえないと思うんです。同じように、これから食の問題が大変、人口が増えて不足感もある中で、やたら作ればよいやという時代でもないようが気がする。そういう意味で、ただいまのご指摘は執行としても、なんといっても国がそういう動きをしてくれればよいわけですけども、国・県の動きを見た上でどうしても並行していきたいとは思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

6番目の、今の給食の関係なんです、このエコひいき地産地消協力店事業というものは、

この給食とはちょっとずれるかもしれませんが、3番目で質問しているということは、これは要するに流通のことだというふうに私は理解しているんですが、そういう点の中でちょっとお聞きしたいということを感じます。

このエコひいき地産地消事業、この関係、49業者の中の一人としてお聞きしたいことがあって、すみません。要するに、私どもは個人営業であって、ほとんどといいますか、地場産品を当然使いたいというふうに願っているわけですが、この流通のほう为抓手がしっかり確立していかないと、結局10品目ほしければ10カ所へ行くということは、オーバーに言えば10カ所へ行くということが現実な話、できないわけです。それで10品目が1カ所でそろそろころは現実ないわけで、そんなようなことを考えていただきますと、先ほどは両方とも充実を図るといふような返答でしたけども、その流通ということを考えていただく上で、何か方策が今のところないでしょうかということで、返事をいただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

利根川議員の関連質問にお答えをいたします。

エコひいき地産地消協力店が今後どういうふうに活性化といいますか、活用されていくかという方策について、すでに現在、具体的な方策があるかというお尋ねだと思います。

エコひいき地産地消でございますので、文字どおり地元の食材を使ったり、地元の野菜を使って何か加工品を作るといふようなところを対象に、先ほど申し上げましたように49店舗の登録をいただいております。エコひいきをしたからどうなるかという、お尋ねでございますけども、それを流通の流れの中でどういうふうに有利に導いていくか。例えばの話、消費者からすれば流通段階は少なければ少ないほど安い。価格の話だけをすれば、そこへあえて地産地消ということで、エコひいき特産品店舗の方々の商品を持ち込んで、若干コストはかかるかもしれないけども、そういうものを優先的に例えば学校給食で使っていくとか、地域の皆さまが普段から消費をそういうところへ向けていただくとか、そういうような関連的なことでございますけども、今後そういうふうに啓発ですとか啓蒙、言ってみれば市民運動みたいな格好で取り組んで、当面はいかなければいけないのかなと。あまり制度として枠をはめて強制することはなかなか難しいのかなと思っております。結論から言いますと、具体的に何をするというような施策は今のところ、残念ながらまだ持ってございません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

私の伺っていることは、この協力店事業者がそれを仕入れてどうこうするとか、そういう質問ではないんです。仕入れたいんだけど、流通過程の充実はどうなっていますかということをお聞きしたいわけで、仕入れた店がどうしようという話ではないです。そこをちょっとお答えが、私の申し上げ方が違ったのかなというふうに思いますが、そのへんいかがですか。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

仕入れるための流通経路ということでございますね。流通経路の中で、優先的に地産地消産品を流通させるというところは、例えば民間市場の流通経路としては、ちょっと存在していないのかなと思います。先ほど例に出しました長坂の給食センター、ここを中心にして、あえてそういう地産地消産品を1回、センターへ集荷して、そこへ業者が納品をします。業者が品物を取りに来て学校へ納品すると。そういう、言ってみればモデル事業的な小規模ではございますが、そういう取り組みをしておると。それがローカルマーケティングということで、先ほど答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

1回目の答弁が的を射た答弁でなかったということですね。もう一度、許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

二度目のお話のように、今ないから、今からなんとかありませんかという話ですから、そのことを、もしあれば答えていただきたいと、こういってございませぬ。ないと言っているわけですから。ないから、今からなんとかありませんかという話なんです。そういうことです。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

二度目に答弁いたしましたとおり、現状では具体的な施策は考えておりませんので、今後いろいろな方策を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。申し訳ございません。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

新エネルギーのところの関連質問をいたします。

再生可能エネルギー特別法案が施行されたことで、影響についてお伺いいたします。

北杜市は太陽光にしても、小水力にしても非常に恵まれております。法案では、買い取りにかかる費用は国民が負担することとなっているようですが、事業者にも有利に働けば、国民の負担は増えるわけで、そうかといって事業者が投資しないと、この法案は絵に描いた餅になってしまうと思います。それで本市としては、この再生可能エネルギーは初期投資が非常に大きいわけですから、投資を呼び込む施策、PRをする必要があるかと思いますが、その点をお伺いいたします。

もう1点、3月11日の東日本大震災で北杜市も朝の5時までという長時間において停電を強いられて電力の重要性を思い知らされましたが、発電機があったらとか、蓄電装置があったらと思うところがございます。

その緊急時の非常用電源も含めまして、日産自動車と三菱自動車より充電して、そこから給電ができるという自動車が来年の春発売されると発表されております。一般家庭の普通の使い

方ならば、2日間は電気の利用が可能ということでございます。自動車が蓄電池として利用できるというのは画期的なことではないかと思えます。夜間の安い深夜電気で充電してしまうとか、また北杜市の太陽光と組み合わせれば、自給エネルギーで生活ができることとなります。このような最先端の技術を導入することは、環境政策のトップランナーとしても重要ではないかと思えますが、蓄電装置を備えた電気自動車の導入の考えをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

中山宏樹議員の関連質問にお答えいたします。

まず1つ目のご質問ですが、再生可能エネルギー法案の施行に期待されること、企業の導入についての考え方等でございますが、この再生可能エネルギー法案の施行により、売電収入の安定化につながるということで、メガソーラー等の発電事業への民間事業者等がビジネスとして参入してくる、そのビジネスチャンスは広がってきていると思えます。それとともに、各家庭でも住宅用太陽光発電の導入拡大が期待できるものと思っております。

先ほどの買い取り価格のことで、企業に有利になるのか、家庭への負担が増えるのかというのは、これは来年の7月に向けて、国会等で審議される価格の設定によって、だいぶ変わってくる、今から論議されることだと思えますが、その買い取り価格や対象施設などの制度の詳細が決定されて、来年7月より施行されるということでありますので、市としての制度を活用したエネルギー自給率の向上や、市民の自然エネルギー意識の高揚に向けた地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

2番目の質問ですが、蓄電装置を備えた電気自動車の導入ということでありますけども、今、盛んにテレビ等でも宣伝されておりますが、できれば自動車を使って電気を引っ張るようなことがないことが一番望まれるわけですけれども、電気自動車は走行時のCO₂やその他、排気ガスを排出しないということから環境にやさしい自動車として注目されておまして、本市においても平成22年度に1台、購入したところであります。

導入した電気自動車は公用車として利用しておりますが、機会のあるごとに環境教育等にも活用して、普及促進を図っているところでもあります。現在、電気自動車への期待も高まっており、蓄電機能を備えた車両も開発がかなり進んでいるということから、すでに導入している電気自動車の走行情報も参考にしながら、新規導入に向けても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございませんか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

5番目のふるさと雇用の今後の取り組みについて、先ほど答弁がありましたけども、100%

国補助の事業でありまして、いよいよ満期を迎えるということなんですけども、その後、今いる方々の処遇といたしますか、立場についての質問で答弁の中で、その重要性を考えながら今後どういうふうに雇用を継続していくかというふうな答弁があったと思うんですけども、その場合の身分はどういうふうな、どのような身分を考えているかをちょっとご答弁お願いします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

千野議員の関連質問にお答えをいたします。

ふるさと雇用事業終了後の継続、仮にされた場合のその方の身分はというご質問でよろしいでしょうか。

身分そのものは委託先の団体におきまして、すでに正規職員の方であれば正規職員として引き続き雇用がされると思います。特に財源が変わったから身分が変わるとか、そういう話ではなからうかと思しますので、それについては個々の団体の事情によるものと想定されます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

その該当する方が先ほどの説明ですと、体協ですとかリトリートとか、そういうところに雇用されているという方ですね。その方は今現在の身分というのは、市の職員とはまったく違った身分でしょうか。それをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

当然、委託先の社員なり職員でございますので、当然、市の職員ではございません。したがって、例えば委託先で、社員でなんとか係長であればなんとか係長のままであろうかと。そういうことでございます。質問の趣旨はそういうことによろしゅうございますか。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかにはございませんか。関連質問。

（ な し ）

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして・・・清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

動議。

今日の代表質問の中で、字句の訂正を求めるものでございます。と申しますのは、市民フォーラムの野中真理子議員の質問で、市長と議会の関係についてという項目の中で2番の政務調査費返還通知についてという項目で、篠原眞清議員が関連質問をしているわけなんですけども、その中で議長は政務調査費の還付を断ったという発言だったと記憶しております。今までの、全員協議会、あるいは政治倫理審査会等の中では、議長は政務調査費の収支報告書の差し替えを断っ

たと訂正するのが正確ではないかというように思います。

と申しますのは、5月20日付けの秋山議長への政務調査費の意見書の件についての回答というところで、その真ん中あたりに速やかにこの研修部分にかかる政務調査費については全額を返済し、改めて収支報告書を提出いたしますので、ご理解いただきたいと書いてございます。いわゆるこれは、議長には自分たちが政務調査費を返すから収支報告書の提出、いわゆる差し替えをお願いしたいという文書だというふうに、これは解釈できます。それで、ここで議長は一度受理し、公文書となった書類の差し替えについては事実と異なるのでできない。政務調査費の還付の許認可の権限は、私にはまったくないという見解が述べられておりますので、いわゆる字句の訂正が必要ではなからうかというふうに思います。これは動議ですので、成立をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

ただいま清水壽昌君から、発言の訂正を求める動議が提出されました。

ただいまの動議に賛成者はありますか。

（はい。の声）

所定の賛成者がおりますので、この動議は成立いたしました。

それでは今、清水壽昌君から発言の訂正を求める動議が提出されましたが、篠原眞清議員はその発言について、いかがでございますか。

篠原眞清議員。

○6番議員（篠原眞清君）

今、突然に私の発言の中でそういう発言があったということで、急に動議が出たわけですけど、私もちょっと今、頭の中がどういう表現をしたかということが明確に、今ここでは答えられないんですが、ただ私が趣旨として質問をさせていただいたのは、その会派が返還する意思がある。そのことを総務のほうでは、要するに予算執行権者として市長がチェックをしたときに、そのことを承知しておりましたかという形で総務のほうへ問いかけをさせていただきました。それに対する直接的な答えはなかったと。そのときにそういう言葉を、言い回しを使った記憶はあるんですが、議長が返還命令という、よくそのへんが分からない。議長に当然、返還命令を出す権限はありませんから。あるとすれば、言い回しとすれば返還をしたいといっているその会派の意向を受けて、返還の手続きを進めるということはできるかもしれませんが、当然、議長は予算執行者ではありませんから、返還命令を出すわけにはいきませんから、そんな趣旨のことを私は発言したつもりはないんですが、ちょっとそこが明確になっていなくて申し訳ないんですが、今、指名をされましたので、私の答えとしてはそんな形ですので。でき得れば、内容をちょっと精査させていただくことができたならというふうに思いますが、申し訳ありません。

○議長（秋山俊和君）

了解しました。

暫時休憩をいたします。

ちょっと内容確認をしていただきたいと思いますので。

再開時間を6時45分といたします。

休憩 午後 6時28分

再開 午後 6時45分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

篠原眞清議員が発言について説明をするそうですので、発言を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

ただいま、暫時休憩の時間帯の中で議会事務局におきまして、議長、事務局長お二方、それにリーダー立会いの中で、先ほどの私のやりとりのテープを聞かせていただきました。その中で、私はその会派が2つの、私の承知している中で2つのお願いを議長にお願いしたと。1つは返還をしたいという申し入れ。それから、もう1つは収支報告書を差し替えたいと。その2つの申し入れをしたという事実があることを承知しておりますが、私は質問の中で、先ほども説明しましたように執行側のほうでこの審査をするときに、この政務調査費の用途に関する調査をするときに、その会派が議長に返還の申し入れをした事実があることを承知していましたかということを知りたかった。審査の過程で、そのことを承知しての審査がされたかを知りたいために、その旨を発言させていただきました。

壽昌議員の動議は、そのもう1つのほうの収支報告書の差し替えの部分のことをおっしゃったんだと思います。それも事実だと思いますが、私が発言したのはあくまでも返還の申し入れのことについて触れただけでございますので、事実と反するところはまったくございませんので、今の動議で字句の訂正ということにはあたらないというふうに思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

訂正する意思がないということですので、本件はこれで終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月28日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時47分

平成 2 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 8 日

平成23年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成23年9月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 小須田稔君 |
| 7番 | 風間利子君 |
| 10番 | 中嶋 新君 |
| 13番 | 千野秀一君 |
| 11番 | 保坂多枝子君 |
| 3番 | 相吉正一君 |
| 6番 | 篠原眞清君 |
| 19番 | 中村隆一君 |

2. 出席議員（22人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 小須田 稔 | 2番 | 中山 宏樹 |
| 3番 | 相吉 正一 | 4番 | 清水 進 |
| 5番 | 野中真理子 | 6番 | 篠原 眞清 |
| 7番 | 風間 利子 | 8番 | 坂本 静 |
| 9番 | 小林 忠雄 | 10番 | 中嶋 新 |
| 11番 | 保坂多枝子 | 12番 | 利根川 昇 |
| 13番 | 千野 秀一 | 14番 | 小尾 直知 |
| 15番 | 渡邊 英子 | 16番 | 内田 俊彦 |
| 17番 | 坂本 治年 | 18番 | 秋山 九一 |
| 19番 | 中村 隆一 | 20番 | 清水 壽昌 |
| 21番 | 秋山 俊和 | 22番 | 渡邊 陽一 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(38人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	大芝正和	会計管理者	由井秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭	明野総合支所長	堀内健二
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	浅川明男	白州総合支所長	伏見常雄
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	坂本吉彦
総務課長	菊原忍	企画課長	神宮司浩
財政課長	秋元達也	地域課長	高橋一成
市民課長	平井光	健康増進課長	山田武男
福祉課長	米田隆史	子育て支援課長	浅川輝夫
環境課長	土屋裕	上水道課長	小松武彦
下水道課長	赤羽久	農政課長	梶村宗弘
食と農の杜づくり課長	茅野臣恵	住宅課長	植松広
道路河川課長	武井武文	用地課長	早川昌三

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
 議会書記 山内一寿
 " 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

本日の日程に先立ち、昨日の市民フォーラムの代表質問の関連質問に対する答弁について、名取総務部長から補足説明を行いたいとの申し出がありましたので、発言を許します。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

昨日の市民フォーラムの代表質問の中で、篠原眞清議員からの政務調査費の返還についての関連質問における私の2回目の答弁の中で、一部答弁漏れがありましたので補足をさせていただきたいと思います。

収支報告書は議長に提出され、事実関係はすでに調査されたものと判断し、議長から送付された意見書等に基づき、この次が補足でございますが、報告書の内容を確認いたし、返還を求めたものであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無会派の小須田稔議員、15分。次に風間利子議員、15分。次に北杜クラブ、64分。次に明政クラブ、49分。次に市民フォーラム、4分。最後に日本共産党、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

1番議員、小須田稔君。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

改めまして、おはようございます。今回も原稿がありませんので、ぜひ皆さまも下を見ないで、こっちのほうをよろしくお願いいたします。

一般質問の前に、実は沖縄にBEGINというフォークグループがあります。その人たちの歌う歌の中に「島人の宝」という歌があります。たぶん何人の方はご存じだと思います。その出だしに「僕が生まれた この島の空を 僕はどのくらい知っているだろう」という詩から始まります。これは私たち議員も、また執行の皆さんも市民のために精一杯やろうと、そういう心がけで普段動いています。でも実際、私たちがどのくらい市民のことを、市の中のことを分かっているんだと。これは非常に普段から私自身も疑問に思っています。果たして、本当に市

民のためにやっているのか。それが実際、こととして形になって、将来に向けてのいい形が動き出しているのか、非常に疑問です。

実は、私は今日は素直に心のままでやらせていただきたいなと思ったのは、一生懸命やっても通らないと。なかなか理解されない。それがこういう行政との関係なのかなと。それは一体どういうことなのか。よく考えてみると、考えていろいろ実行に、計画して実行していく。でも実際、一番足元の市民の、また現場のことをもしかして的を射ていない部分があるんじゃないかと、非常に普段から思っています。たぶん担当の部署、また担当の方たちはよく調べています。話は聞いていますということが、比較的、なまでは出るかもしれませんが。でもどうでしょう。おそらく、そこにはたぶん伝わっていない、またそうは聞いていない、非常に単純なことから将来のことが動き出さない、また問題が発生するというのは実際、非常に多くあるような気がします。

実は私、今日、質問としてはわずか3点のことです。でもそれはすべて、人の心の問題ですね。心の中にどうあって、それがどう動くかということをお今日は問いかけていきたいと、質問に出させていただきました。

おそらく執行の皆さん、普段を見ていると非常によく動かれます。また市の対応、いろいろな部分で、市の若い方たちへも電話をつないでいただいて対応してもらって、非常に積極的に正しく対応していただいています。冗談でいうとホテルのフロントかと思えるぐらいに対応のうまさを持たれた若い方たち、たくさんあります。でもこの方たちが、何かやっぱり将来の設計をしていく中で、昨日もいくつかの代表質問の中にありました。今後は地方行政、変わっていくという中で、ぜひその若い方たちを伸ばしていただきたい。

そんな部分も含めて、今日の質問として、私、3項目のことで内容は、それだけは間違えないようにちょっとメモしておいたもので、確実に目を通して言いますが、一応、今日の項目の3つは、まず市道の垂れ下がる木についてということと、水道の水圧の件と3つ目が実は今日の一番のポイントになります。

頭からもう一度まとめて言いますと、実際その市道を、私たち観光地では今、大型バスが農村体験、体験というような部分で案外細かい道に入り込みます。どうしても屋根を、垂れ下がってきて擦ると。バスの屋根にはGPS機能が乗っています。このために非常に運転手さんは嫌がって、目的地よりも若干手前で学生をおろすというような場面がいくつか見られました。これは観光地として、人を迎え入れる環境であるにもかかわらず、果たしていいのかなと。非常に、むしろ単純なことかもしれないですけども、大切な、忘れてはいけない基本だと思います。これが1点ですね。その中でも過去の苦情、要望はあったのか。2つ目として、どのくらい年間にその整備には予算をつけているのか。3つ目として、国道、県道との連携はどのようになっているのか。これがまず、市道の樹木の件です。

2つ目の上水道の水圧の状況についてという件ですが、実は私たちの地域に、あるタンクに非常に近いところの方が、水圧がないために2階にも十分な水が上がらないということが出ていました。これは市の、ここの3番目に上質の水道事業を進めるためにという表現を使わせていただいたのは、良質という、その水の質が良いという問題ではないです。やっぱり水道事業というのは料金の統一、いろいろ市民の方たちにはご迷惑も掛けたのは正直なところだと思います。この方たちにできるだけ失礼のないように、また市の構造がはっきり理解されるためにも、いろんな細やかなサービス面をしていかなければいけないと思っています。

そんな中の水圧も1つで若干我慢してほしいとか、それは個人でやってほしいという部分が出るかもしれないですけども、同じお金を協力してもらって運営していくのであれば、できるだけ皆さんに使いやすい水道体制をとるとというのが行政の仕事だと思っています。この点が2つ目です。

3つ目として、ここは訳の分からないような表現に聞こえるかもしれないですけども、各地区地域における「守るべき」「守りたい」環境、空間の調査についてという表現をしています。おそらく、私たちここで生まれ育って人間には見えない。分かっているようでいて、よく理解していないという部分、またこの地域が気に入って移り住んだ方たち、本来そこには手をつけてしまうと、どうにもならない大切なものがいっぱいあると思います。その守ることも守れないで、いい将来はないと思っています。その守ること、どのくらい、私たち議員も、また執行側もつかんでいるのか、調査をしているのか。おそらくしていかないと、いずれ壊してから、例えば道路の計画、または市の、いろんな予定の中で手を入れるということが、ときとしてはしないほうがいいという場合が生まれているような気がします。

先日、全員協議会でたまたま、建設の深沢部長が言っていました。あるところで、非常に予定よりもスムーズにいろいろ動いたと。そこで変な話、若干お礼みたいな気持ちで、ではこの道路を舗装しますから、アスファルトにしますからといったら「とんでもない。余計なことをするな」と。それが大事だと思います。結局、人の心というのは目に見える形、そればかりではないですね。おそらく私たち、この市を運営していく立場にいるものは、その大切なもの、守られなければいけないものと一度調査して、しっかり市として把握していく。そういうことをしないと、10年20年50年100年といったときに失われたものは絶対戻りません。そんなことを今、この市議会でやっては絶対にいけないと、そう思っています。

ですから、私の3番目の質問のそういうことに対する調査をしているか。当然、していないという答えを期待しています。していないほうがいいと思います。だからこそ、今からやればいいし、決してそれを事前に、十分な体制をとる必要はないと思います。おそらく、これから全国がいろいろ変わってくると思います。この北杜市がこれだけ自然環境、日照時間、それから湧水、いろんな面でその日本の中でも名が通っている。なのに行ってみたら、市の人間は全然、自分のことが分かっていないと。あの人というのは、非常に自分たちのところなんて大事にしていないというような市であったら、どんなきれいな湧水も、また太陽の光もなんら、これは光らなくなって、いずれこの北杜市という名前を越す行政地区が出てくると思います。そうならないためにも、ぜひ大切なものを守るような部分があってほしいと。そんな部分で、私は3番目にちょっと意味合いとしては、非常に複雑で分かりづらい表現だったんですけども、各地区、地域において「守るべき」「守りたい」環境空間の調査についてという表現をしました。これは各行政区を通じるのか。これは地域委員会だとか、そういうレベルではないと思います。もっと足元の隣の家の話ぐらいから始まっていいと思います。大切なものを大切にできる、そういう機関であってほしいということをおまえて、今日はこの3つの質問をさせていただきます。ですから、ぜひ市長には一般的な答弁ではなくて、ぜひ心を表現していただきたいと思っております。ぜひ心ある答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

1番、小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

各地区、地域において「守るべき」「守りたい」環境空間調査についてであります。

北杜市における山並みや稜線は地形の骨格をなし、ふるさとの風景を捉える際の基盤的な拠りどころであります。また森は水や命の源であり、風景においても潤いや安らぎを感じさせるものであります。さらに小川のせせらぎ、道ばたの石積みなど、情緒あふれるこれらの風景は、その地域の歴史や風土、そこに暮らす人々の営為が形になったものとして、今後も守るべきものであると理解しております。

たしかに手をつけないほうがよい、そんなところもあります。ご質問にありますような調査について、過去の実施の有無は定かではありませんが、市内には200を超える指定文化財が存在し、また数多くのその地に伝わる古くからのならわしも多数あり、それらを活用した市民向けの学習を通して、後世に伝えるべき取り組みを行っているところであります。

各種の計画や事業を推進する中で地域の特性を踏まえ、長期的な視点に立ったとき、守るべきもの、守りたいものについては重要な要素として位置づけるものであり、今後も市民の心を大切にしていきたいと思っております。それは有形無形にあると思っております。真心のある諸施策を推進していく体制づくりが重要であると考えておりますので、小須田議員のご指摘も大きな指摘として位置づけていきたいと思っております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

1番、小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

安全な水、快適な水が供給されること、そしていつまでも使えるように供給されること、また将来も変わらず安定した供給がなされること、これは水道の事業の使命であり、また課題であると思っております。

先ほどご質問のありました上水道水圧状況について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、一般家庭での水圧状況の把握についてであります。

水圧については、水道法および水道施設設計指針で基準が示されておりまして、配水管から給水管に分岐する個所での最小動水圧は約1.5キロ以上を確保するということとなっております。市では、2階建て建物への直結直圧式の給水を確保するために同基準をサービス水準と考えておりまして、水道新規加入者の完成検査の際に確認を行っているところであります。地形等の状況によりまして、基準に満たない個所があることは承知しております。

次に、水圧が十分ない場合の対処についてであります。

地形条件等から局所的に十分な水圧が確保できない個所については、宅内給水ポンプを設置していただくようにしております。

なお、水圧のある隣接する別水系からの供給が可能な個所については、切り替え工事をするなどの対応を行っているところであります。

次に、上質な水道事業の計画についてであります。

水道事業に対しましては公共サービスのあり方が問われ、公営企業としての経営の効率化が

求められております。このような状況の中、本市の水道の現状と将来の見通しを踏まえ、目指すべき方向性と施策を示した地域水道ビジョンを、平成22年に策定したところであります。

地域水道ビジョンでは、安全な水の安定的な供給を行うためのさまざまな指針が示されており、本ビジョンに沿って事業を進め、利用者サービスの向上に努めているところであります。以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

1番、小須田稔議員のご質問にお答えいたします。

市道を覆う樹木の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市当局への苦情、要望の有無状況についてであります。

毎年、数件の伐採等の要望書が行政区から提出されております。市としては枯れ木や倒木等、緊急を要するものについては伐採等の対応を行っておりますが、木が大きくなり市道を覆っているような場合は、原則として土地の所有者にお願いしております。

次に、樹木整備の予算および実績についてであります。

特に樹木整備ということでなく道路の維持・補修費ということで、年間予算として4千万円を計上しております。実績としましては、緊急を要する個所については随時、職員および道路維持作業員等が伐採等を行い、状況に応じて業者委託により対応しております。

具体的な数字ですと、平成22年度の実績といたしまして、業者に委託した件数が35件。それから職員が、あるいはシルバーへの委託というものも含んでおりますけれども、これが約100件、金額にして486万4千円余という実績の数字が出てございます。

次に国道、県道との連携体制についてであります。

市では住民からの通報も含め、パトロール等を実施した際に国道、県道に危険箇所等を発見した場合には、速やかに国・県の担当者へ通報するなどの対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小須田稔君の再質問を許します。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

では、最初にこれは市長にあえてお願いします。3番目の「守るべき」「守りたい」点です。

これはたぶん、おそらく忙しく動いている私たちの世代よりも子どもたち、ある面で年配の、人生の先輩の方たちのほうが大切なものが見えているような気がしますね。また、そういう方たちがこの市に対して、なかなか意見を通ずる環境というのは、年齢的には比較的少ない層でもあると思います。この方たちの意見把握というものをできる体制を、なんとかこれからとって、やっぱり先生の言葉、見えない、よく地元で動いている子どもたちこそ、的確な表現があるように思っております。ここらへの何か体制づくりを、これは学校とかではないと思うんですね。ぜひ、これは地域になるのかもしれないですけども、体制づくりをできないのか。そのへんをちょっと、お気持ちで結構です。ちょっとお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私ども北杜市民、まったく生まれてから今日まで同じような環境で育ってきたわけですから、きっと等しく、みんなそんな思いだと思います。守りたい、守るべきものは守る、そんな思いだと思います。私もトータル的な話として、右肩上がりの時代は東京経済を真似するようなイメージで生きてきた。そんな政治活動もしてきました。でも今、市長になっていろいろな意味で、今、小須田議員と同じように守るもの、守りたいものたくさんある中であって、北杜市の目指す市像として、一流の田舎町、これもある面でいうならば守るものは守っていくという姿勢だと思います。

そしてまた、ある面では原っぱ教育を推進するのも、若い、これからの北杜市を背負って立つ皆さんもそんな原っぱ教育という理念の中で育っていただければ、必ずや今、小須田議員が指摘するような、言ってみれば「守るべき」「守りたいもの」、そんなものが持続的にでき得るものと思っております。それは先ほど答弁いたしましたとおり、ハード、ソフト、有形無形、いろいろあると思いますけども、ご指摘をご指摘としながら、今後、市政の舵取りに生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

では水道の水圧の件で、1点お願いします。

先ほど部長の答弁では、その水圧がないところには、宅内ポンプの設置をと。これについては補助体制というのはありますか。そのへんはどうでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

あくまでも個人で付けていただくということで、補助の対象はありません。

○議長（秋山俊和君）

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

これは2点目ですので、これ以上は聞けないもので、ということは水圧はありません、どうぞ自分でやってくださいという体制ですよね。これというのは、水道料金をいただく仕事の中で、一般的に、これは全国的にそういうものですか。自分からすると、先ほど上質の上水事業と表現したのは、できるだけ市民平等であるべきだと思っています。このへんが個人負担だと。まったくそれはそちら持ちにせよという、この体制はちょっと検討すべきと思いますが、そのへんどうでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

水道を設置する際に、先ほど申し上げましたように、1.5キロ以上という水圧を確保することが大原則でありまして、その原則に従いまして、ただ地形によって、どうしても水圧が低くなってしまふところに対しては、個々にセンターなり上水道課に相談していただいて、その水圧がもともと低ければ上げるような措置を講じて、平等にいくような施策を講じているところです。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

今の項目は終わりにします。最後に市道の件です。

やはりこれ一般車両も、景観上もそうですけども、これは決して市民だけが通るではない。また外部も決して観光客だけが、バスだけの問題ではないと。特にこういう災害が起きた、台風のあとだと、これはどうにも、これは予定できないことですが、しょうがないとして、これは市のほうで見回るといふととても大変で、でき切れるものではないもので、ぜひそこらへんの道路管理は、普段その各行政区にもそのへんの管理はお願いする体制があるでしょうか、ないでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

特別、地元の区長さんをお願いしたということも最近ではないわけですが、ただ昔から旧来より地元の区長さんのほうから道路の不具合については、市のほうに、あるいは旧町村のころから役場へ、どここの道路には木が覆いかぶさっていて、非常に通行に支障があるというふうな、そういう苦情をいただく中で、その都度、対応してきているというのが実情でございます。

それで今、小須田議員がおっしゃったように、たしかにこの時代とともに、その道路の整備状況に苦情を言ってくる方というのは、なんか変化しているようにも思われます。昔はどうも、地元に住んでいる方たちが通行するのに不都合なところを言うてくるというような状況ではありましたが、小須田議員がおっしゃるように、観光客の方たちも大変多くなってあって、非常に高い位置の樹木が必要になるというふうな、時代とともに内容も変化しているというあたりを捉えまして、今後はさらにまた地元の行政区の区長さんは当然のことですけども、いろんな方たちに声を掛けまして、不都合な箇所があったら市にどうぞ申し出てくださいと。教えてくださいというふうなお願いを今後、していかなければならないのかなというふうな思います。

いずれにしても、いろんな方たちが北杜市に見えるわけですから、それぞれの方に不自由のないような道路整備というものを心がけたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

では最後に、同じ深沢部長にお尋ねします。

これは地方の田舎の文化かもしれないですけども、残念ながら、この市道の範囲ぐらいから農道、農道の管理というのはまた別になるのかもしれないですけども、田んぼから出る石を、まだ道へ出す方がいると。昔、農道は、特に田んぼから出た石はどんどん投げて、道ですから。そうやって道に雑草だとか石を、変な話、放り出す習慣があるようで、これは非常に市が補償しろなんていわれて、どうこの部分ではないはずですので、ここらへのなんか1回、体制をとられたほうがいいようなところが見受けられます。部長さん自身は、まだ見たことはないかもしれないですけども、昔は農道へどんどん石を出したんですね。田んぼから。今でも平気でやってしまう地区があるんですね。ですから、ここらへの道路管理の、道路使用の指導も若干していかないと、これはたぶん、一般の車の補償の問題だとか、そういうものにつながるような気がしますので、もしそこらへの体制が今後とれるようであれば、道路管理の1つとして、市道また農道の、常識なことですけども、どうもまだそういうことが見られるという点を1回、頭に置く中でご指導をしていく体制をとってもらいたいと思います。その点をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

道路へ田んぼから出た、あるいは畑から出た石を道路へ出すというのは、通常ではあんまり考えられません。昔からの、例えば砂利道であるとかということへ出すというのは、これはままあったんですけども、それもごくごく小さい石で、通行に必要なにならない程度のものをちょっとイメージ、私しているんですけども、それ以上の石が舗装道路に出ているということが仮にあるとすれば、これは大変、道路上の管理瑕疵というふうな話にもなるわけですから、強くまた広報等を通じて、そこらへの啓発もしてまいりたいというふうに思います。

いずれにしましても、決してこの地域の人たちのモラルが低下しているということではないはずで、何気なくそんな状況が出てしまっているということだろうと思いますので、これはまた私どもしっかりと周知し、そのあたりの対応をまた地元の区長さんにもご協力を願う中で広く周知徹底をしてまいりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、小須田稔君の一般質問を終わります。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今議会にて、2件質問させていただきます。

まず最初に米の戸別所得補償の加入実態について。

平成22年度から国のモデル事業として始まった米の戸別所得補償の加入者が、22年度と23年度の動きにだいぶ異常があるようですが、以下、質問させていただきます。

まず1点目として北杜市の米戸別所得補償の加入者が激減したようですが、その原因は何か。

2点目としまして、22年度の配分方法から23年度の配分方法の違いは何か。

3点目としまして、22年度と23年度の加入面積と補償金額はどうかということです。

2番目に、アメリカシロヒトリの駆除についてです。

今年は天候のせいかな異常にアメリカシロヒトリの発生が多く見られ、被害の拡大を防ぐためには早期発見と駆除が大切で、皆さん非常に苦慮されているようです。アメリカシロヒトリは場所によっては年2回から3回孵化するようですが、行政ではこの状況を把握していますでしょうか。

私たちの地域でも3回も消毒をしておりますが、今、桜の木には葉が1枚もないような状態であります。次々に拡大し、これだけ発生すると行政でも指導する必要があるのではないかと思います。どのように考えておりますか。

以上2点について、質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

アメリカシロヒトリの駆除についてであります。

北杜市内においてもアメリカシロヒトリが例年以上に発生し、樹木の葉を食い荒らす被害が広がっております。研究機関によりますと、昨年夏は記録的猛暑で越冬個体が増えたことが例年以上に発生した要因であるとのことであります。

山梨県では幼虫は年2回発生し、樹木の葉を食い荒らすといわれています。市では、このような被害から北杜市の美しい緑を守るよう、地域やご家庭での早期の駆除をお願いしているところであります。また公共施設などは、各所管において可能な限り早期の駆除を行うとともに施設管理者などに対しても周知等、図っております。

市のホームページに、アメリカシロヒトリの駆除についての掲載を行い、具体的な駆除の方法等について市民の皆さまにお知らせしておりますが、今後も市民の皆さまと協働により、地域の環境保全を推進してまいります。

来年のことを言えば鬼が笑うかもしれませんが、今年の発生状況からして幼虫等々が心配されますので、来年はできるだけ早く手を打ちたいなと思っているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

米の戸別所得補償の加入実態について、2点ご質問をいただいております。

まず農業者戸別所得補償制度でございますけども、平成21年度に制定をされまして、平成22年度よりモデル対策として実施に移され、本年度が本格実施の年となっております。

制度の内容でございますけども、従来の転作作物に対する補償に加えまして、米の作付けにつきましても生産数量達成農家に対して所得補償するというものであります。

はじめに、加入者が激減した原因と配分方法の違いについて、ご質問をいただいております。

平成22年度モデル対策の実施にあたりまして、国の方針決定がかなり遅れたことから、市といたしましては、事前に農家へ意向調査を行いました。その結果、実際に本市に割り当てられた生産目標面積と比べて、市全体で20ヘクタールの作付け超過となりました。この結果、国や県等の関係機関と協議いたしまして、意向調査面積に一律2%減じた目標面積といたしまして、多くの農家に制度へ加入していただいたということでございます。

また、平成23年度につきましても、一律配分での目標面積に課題があったという経緯を踏まえまして、転作協力者の対応策など市の方針を1月には、今回は決定することができました。したがって、全農家一律に34.1%の転作率によって面積配分を行ったところでございます。その結果、前年度、平成22年度の加入戸数3,089戸に対しまして、平成23年度の本格実施にあたりましては、1,502戸に半減したものと考えております。

次に、制度への加入面積と補助金額についてのご質問でございます。

まず面積につきましては平成22年度が1,459ヘクタール、平成23年度は958ヘクタールとなっております。補助金額で見ますと平成22年度は約1億6千万円、平成23年度では、これはまだ今からでございますので、約8,200万円を見込んでおります。今後も生産目標面積達成のため、制度の周知等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

ただいま説明していただきましたけども、私は米戸別所得補償について、農業に携わっている多くの方からお話がありまして、昨年と申請の仕方がだいぶ違うということで、農政事務所で調べさせていただきました。23年度の米戸別所得補償については、農業委員会の説明では今年度は各戸、今申されたように34.1%の調整面積といわれ、大口農家の方々はなんの指導もなく地域間調整もできなくて、そんなことができるわけがないといって、投げやりになっているようです。

ただいま説明にもありましたが、加入面積は平成22年度、1,929ヘクタール。平成23年度が664ヘクタールで、昨年の51.4%、628ヘクタール余りも減少して、また申請件数にしましても、22年度が2,151件、今年度が53%で110件も減少しているようです。その全体の補償金額の試算については、22年度の補償額は3億9千万円余と聞いております。調べがなっておりますし、今年の補償額は一応2億円余ということで、23年度におきましては1億9千万円余が、補償が得られなくなっているようです。北杜市の全体の水稻栽培面積は昨年度よりは若干増えているようですが、そのことが生かされていないのではないかと

思います。

また県全体の23年度の概要を見ますと、申請件数の減少は県では1,937件、そのうち北杜市が1,010件、52.1%。申請面積では県は761ヘクタールのうち、北杜市が628ヘクタールで82.5%を占めており、県減少率の70%を北杜市が占めているようです。韮崎市、甲斐市でも昨年の80%は確保しておりますのに、北杜市が51%ということはあまりにも少なく、農政事務所でも北杜市のリスクはだいぶ大きいと言っておりました。北杜市は梨北米で結構有名ですので、米を作るのはよいことですが、作れない人たちが転作により収入が得られることへの指導なんかも必要ではないかと思えます。

昨年は、私たち経済環境におりましたときに説明を受けました。そのときには各町で面積を割り当て、その中で調整したようですが、今年は一律53.1%となると、大口の人たちはもう1町歩やっていると3反5畝ですよ。そんなことができるわけがないと、私、2、3人の方から言われまして質問しているんですが、このことは市担当者が去年調査して、皆さんに減反の指導をしたように、今年もすべきだったのではないかと思えますが、この件についてどのように考えていますでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

風間利子議員の再質問にお答えをいたします。

県全体の実績も、今年度はかなり下がっており。その中で北杜市がかなりの部分を占めておると。調整はどのようにされているのかというようなお話だと思えます。

転作作物以外につきまして、新たに米について生産数量の達成農家については所得を補償するという制度でございまして、この配分の方法につきましては、あくまで農家間での総体での調整が基本となっております。したがって、市がその調整に入っていくということは制限されておりますので、そういう制度上での結果ということでご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

また昨年の米戸別所得補償は、耕作するのに大変なお年寄りが結構申請したようですが、今年の補償面積が35%に、一律に決められたことから大規模農家の申請は本当に少なくなりまして、小規模農家ではしたくてもできないので、件数が減ったのではないかと思えます。食料自給率を高めるための戦略作物、そば、大豆、花豆、米粉への転作への取り組みなど補償面積が決められていることにより、できない農家もあるのではないかと思えます。

また先ほど調整には入れないという答弁だったと思うんですけど、去年は各町に割り当てを決めて、その中で調整してくださいと。その中の人たちで調整したようなのですが、そのところがちょっと理解できません。また、大規模農家と小規模農家のそれぞれの米戸別補償の対象件数、面積、転作面積など、昨年との比較がもし分かりましたら、お願いしたいと思います。

また来年度は今年度のことを踏まえ、農家の人たちが少しでも多く補償がもらえるように指

導をお願いしたいと思いますが、お答え願います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

風間議員の再度のご質問にお答えいたします。

初年度、市がある程度、調整に入って、町ごとの生産調整に入ったのではないかというお話でございましたけども、それはおそらく制度の周知等を含めてのことだと思います。個別に具体的な数字を、市が調整したということはおそらくないと思われれます。

それから2つ目の大規模、小規模農家、いろいろございますが、申し訳ございません。手元に非常に細かい数値ですので、まだ持ち合わせておりません。ご了承いただきたいと思ひます。

それから3つ目のご質問でございますけども、今後また国の方針も現在のところは22、23、23の変動補填部分については24年度ということまで決まっておりますけども、24年度以降、おそらくは現在の制度を踏襲されるという見込みになっておりますので、引き続き市いたしましても、こういう計画に則りまして、農家の皆さんをはじめ関係機関には周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

では、次はアメリカシロヒトリの駆除について質問させていただきます。

アメリカシロヒトリは桜の木に多く見られるようです。特に武川には神代ザクラもありますので心配しておりますが、農薬を使うのにも農作物や住宅などにもよほど気をつけなければならないと思ひますし、長野県の須坂市ではこの間、先ほど答弁でもホームページ、ネットということで私も調べさせていただきました。たしか北杜市のホームページのほうにも財源がうんぬんでできないというようなことが載っておりましたけども、長野県の須坂市では各自治体で苦慮する場合には防除用器具などを貸し出しているようですが、市としての取り組みはどのように考えているか。またアメリカシロヒトリの拡大を防ぐには、早期発見と駆除が一番だそうです。来年に向けて指導をぜひお願いしたいと思ひますが、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

風間利子議員の再質問にお答えいたします。

アメリカシロヒトリの駆除は5月から6月の1回目の発生期、卵の状態の時期に駆除するのが一番効果的であるといわれております。幼虫、成虫、要するに蛾の段階においては薬剤散布も必要となってきます。この場合は地域で行う共同の防除につきましても、薬剤等の支給などの措置を来年に向かって講じていきたいと思ひます。

しかし、議員さんもおっしゃられたように薬剤の散布については極力、最小限にしたい

いて、環境に配慮した駆除の方法を検討してまいりたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

なんか北杜市で薬剤を無料配布して、自治体にしているようですが、それはいつごろしているのか。それは市民に徹底して周知しているのか。私の部落では、区でその薬剤を買って散布しているようなのですが、薬剤の配布についてどのような形をとっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

再々質問にお答えいたします。

薬剤の配布につきましては今回、異常発生ということがこの夏に起きまして、環境課におきましてもいくつかの相談等がありまして、相談があった場合には各支所あるいは環境課で、その自治体等で行う場合には薬剤を配布したところであります。

ただし、薬剤につきましても、その樹木の種類とか場所とかによって、いろんなものがありまして、一概にどれがいいというわけにはいきませんので、その実施する自治体が農協ですとか業者に相談していただいて、薬品を買っていただいて請求して、支所あるいは環境課に請求して、請求書をいただくと。そんなような形で試験的にやっておりました。来年からはそういったものを、要綱をつくって体制をつくっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

今回、通告に従いまして一般質問を1項目させていただきます。

質問の項目は、次世代育成支援行動計画についてお聞きいたします。

まずはこの次世代の育成の支援行動計画、前期17年から5年計画ということで昨年、終了。また本年、22年から後期の計画に入っているわけですが、この点について何点かお聞きしたいと思います。次世代育成ということで、保育また小学校、中学校に質問が及ぶとは思いますが、よろしくお聞きいたします。

まず国では次世代育成の入り口としまして、子育て支援策を加味しました待機児童、都市部の意見も多いかと思えますけども、乳児の教育、文部科学省の所管の教育、また厚生労働省の所管であります保育事業を一元化、一本化する施策を進めたいというふうにお聞きしております。本市においては一部、私立の保育園が2園あり、また各小学校区域にはそれぞれ保育園があります。小淵沢は2園ということですけども。今般、国の施策に移行といいますが、動いていく中で、一連の過程で中長期的な保育園の運営の方法を中心に聞きしたいと思います。市の取り組みの状況について、以下、具体的にお聞きします。

1点目としまして、基本的には国は平成25年ですか、子ども園の導入を考えている。また本市においては昨年12月に保育園充実プランを作成し、その中で現在ある保育園を検討した結果、高根地区においては現在のさくら保育園、北小に隣接しているさくら保育園をしらかば保育園の分園とするという方針を、平成25年から実施したいという方針を明らかにしております。また併せて長坂地区においては、現在、長坂小学校が統合小学校ということで建設が進められております。長坂については、保育園は長坂保育園を本園として秋田、日野春、小泉の保育園を分園化するというふうにお聞きしております。

この分園化するにあたり、1点目として、今後、保育園の運営や安全管理に対する考えをお聞きします。保護者、地域の皆さんからすれば分園して内容は、事業を共同して事業したいと。本園に準ずる、その事業というのは入園式か卒園式か運動会というような共同の事業になるのかと思えますが、そういった運営の方法や、それに対する安全管理といいますが、園児の移動も行われると思えます。そういったことについての現在の考え方をお聞きします。

また2点目としまして、後期次世代育成支援行動計画の重点プランとしまして、地域重点プランの理念ですね。基本的には地域また安心、また魅力を3つの視点から形成されております。こういった点から地域を核とした小学校の統合計画、これは喫緊では高根地区になるかと思えます。この点も一応、教育委員会の発表では高根地区は27年を統合小学校の開設ということでお聞きしておりますが、そういった高根地区の小学校と保育園のあり方の検討をなされていらっしゃるでしょうか。その点について、お聞きします。

さらに3点目としまして、冒頭申し上げました国の施策としましては幼保一体化、また保育園事業に対する財政的な、財源的な担保が平成16年に遡りますけども、三位一体改革で保育園事業運営費等々、一般財源化されて、市で自治体で賄うと。また後年、交付税措置がされるという形に変わっております。今後、懸念といいますが、国の施策の動向等、十分な交付税措置が受けられるかといった点も重要な視点になるかと思えます。

市長も昨日の代表質問の中で、北杜市の大きな課題を2つ上げれば、財政の健全化と子育て支援といいますが、少子化対策だと申しておりました。たしかにそのとおりだと思います。またそれを着実に実行していると理解しておりますが、3点目としまして、その財源的なこともあります。充実した、これからの子育て支援体制をつくるために民間の活用策、これは一部ファミリーサポートセンターですね。保育園に通っていない子が、ちょっとした保護者の都合で一時的預かり、そういったことも大切になさっております。また一部、保育園充実プランには財政

的な点から、民間の力ということで指定管理者の導入も検討していくというようなことが謳っております。そういった点について、長期的な展望をお聞きしたいと思います。

以上3点について、お聞きします。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

次世代育成支援行動計画について、いくつかご質問をいただいております。

保育園の分園化と安全管理についてであります。

昨年12月に、平成23年度から27年度までの5カ年を計画期間とする北杜市保育園充実プランを策定しました。分園化につきましては、少子化に伴う入園者数の減少が予想される中、平成25年度から長坂地区では秋田、小泉、日野春の3つの保育園を長坂保育園の分園とし、高根地区ではさくら保育園をしらかば保育園の分園とすることとしています。また、分園の運営は本園と一体的な運営を行えるということで、本園と分園の距離は車で30分以内、規模は30名程度としています。

なお、分園の安全管理につきましては本園の園長が管理を行い、経験豊富な職員を副園長として配置し、現在の保育園と基本的な管理運営は変わりませんので、本園と分園で同様な安全管理に努めたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

次世代育成支援行動計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域を核とした小学校の統合計画と保育園についてであります。

保育園充実プランでは、公立保育園は当面、各町に最低1園が存在するような形で配置し、見直しに際しては、小学校の配置を十分に踏まえるものとされております。

保育園としましては長坂地区の3園、高根地区の1園を分園化しますが、当面、現状の15園で運営を行います。その後の保育園のあり方については、国の子ども・子育て新システムへの制度改正や小学校の統合の動向を踏まえながら、平成25年度中に保育園の中間評価を行い、園児数の動向を見ながら検討していくこととなっております。

次に、子育て支援体制づくりへの民間活用と展望についてであります。

市では民間の活用の1つとして、2つの私立保育園が運営を行っております。明野地区のみつば保育園、高根地区のヨハネ保育園でございます。国では7月末に子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめを行い、幼稚園、保育園を一体化した仮称、こども園に安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を持つ学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能としております。このことから、国の制度改正を見ながら民間の活用策等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

質問の2点目に関わりますけども、地域を核とするという中で、今の福祉部長から答弁がありましたように、小学校の統合の計画に十分に配慮しながら、保育園のあり方も検討していくという考え方ですね。小中学校の統廃合といいますが、適正規模配置については、もう答申もなされ、広報ほくとですね、本年からシリーズ化で、市民の皆さんにもこの内容について周知を努めていらっしゃると思います。特に高根地区については、先ほどお話、ちょっとしましたが、27年開校をめぐり高根北小学校、東小学校、西小学校の3校を統合の方向とお聞きしております。

これについて、地域の声といいますが、過日、この9月は運動会ということで、小学校の保護者、関係者ともちょっとお話をしたところ、これから長坂にならって、今までの答弁の中でも各学校適正配置を考える場合には今後、既存の施設の調査、関係調査ですね、それを実施し、適地を選定し、施設の整備にかかるということだとは思いますが、一部、これはあれですけども、市民の中にはせっかくですから、長坂の事例ではございませんが、改めて高根統合小学校を高根中学校の近くに新設でできたらどうなんだというような、一部の意見もありました。これはかなり極端な話であります。私、個人的にも過去に小中学校の統合については、既存の施設を利用するというのが原則だと思いますが、そういった点について、今後の教育委員会の小学校の高根地区ですけども、スケジュールといいたまいますか、考え方を1点お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、学校の統合につきましては平成22年の5月に私立小中学校の適正配置実施計画を定めたところです。学校の統合につきましては、基本的には子どもたちのためということで、ある一定の規模での集団で活動することによって、子どもたちに確かな学力とか豊かな心、心と体の健康、体力の向上というものを身に付けさせて、自立した社会人を育てていくということを目的にしているのが教育の現場だというふうな認識で、この計画をつくったところです。これに基づきますのはもちろん人口減少、少子高齢化ということですけども、この計画は策定をしました。しかしながら、市民の皆さまのご理解をいただくには、まず学校が今、児童数がどうなっているのかとか、クラブ活動がどういう状態なのかということ、まず市民に周知をしていくことが必要であろうというふうな考え方に基きまして、今年の4月からシリーズで一応、市民の皆さまに学校の現状をお知らせしているという段階でございます。

この段階が終わりましたならば、教育委員会のほうで高根地区の小学校につきましても、基本的に27年度の開設を目指して努力していきたいというふうに考えておりますけども、なかなか地域性とか、やはり小学校を地域に残してほしいというふうなご意見も伺っておりますので、これらはよく教育委員会の中でいろいろなご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

今、次長のお答えの中で地域の声をよく聞きながらということ、どのような段取りで、形で聞くような方策を考えておられますか。要するに学校関係者、地域、区長さんはもちろん、そういった中で意見を聴取して、前へ進めていくことだとは考えますけども、そういった今まで実施した、そういった意見の聴取の仕方と、また今後の多少、具体的なことをお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

地域への説明ということですけども、まず計画では清里小学校を除いて高根東、高根西、北小学校3校を統合するという形にはなっております。しかしながら、先ほど議員ご指摘のとおり、高根の地区につきましては東と西というふうな形で、まったく、町でいいますと東と西と北にあるというふうな形で、それぞれの統合の仕方基本的にはしっかり練って、その案を持って、しっかり説明をする必要があるかなというふうに思います。

今、長坂の統合小学校につきましても、通学方法をどうするんですかとか、いろいろな課題が実際には出てきますので、これをしっかり方針を出した中で、地域の説明に行くことが重要だろうというふうに考えておりますので、ある程度の案を出しながら説明に行きたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

民生・児童委員の適正配置についてと題して、お伺いいたします。

去る8月7日、皆さんも記憶にある方もおられると思いますが、大泉の吐竜の滝付近で急な増水により小学生11人と大人7人が中州や道のない対岸に取り残され、県の防災ヘリコプターで救出されたことがありました。当事者の話によりますと、約50メートル先に大量の泥水が来るのを確認しましたが、10秒ほどで身動きがとれないほどの状態になったと。県内の大学教授らでつくる野外教育研究会の主催する活動中であり、それなりのプロでもある方々が思いもよらない状況だったとの発言であり、このことにより大きな事故にならなかったことが誠に幸いでありました。台風とか長雨による増水はそれなりの注意もできますが、昨今のゲリラ豪雨なる状況は想像をはるかに超え、50年前の武川の水害以来、あまり耳にしなかった水のおそろしさを考えさせられました。

併せて3月11日以降、災害の少ない北杜市とばかり言うてはいられず、いつ自分の身のまわりにと多くの市民も考えることと思っております。そしてそれらに備えて、自主防災組織の

設置は急を要するものとなってまいりました。しかし現状は、まだその緒についたばかりであり、昨日の質問でも市の強力な指導が望まれました。組織づくりには住民の危機意識がまず必要ですが、それをとりまとめる区長、民生委員、消防団等の地域の牽引力となる立場の人たちも重要と思われまます。

合併から7年、これまでに行政区、消防団の組織の改編はなされてまいりましたが、市内民生委員の状況は合併前のままであり、各町ごとの定数など大きな格差があります。この格差の是正は市民の公平性の立場からして適正にすべきと思われ、以下お伺いいたします。

市として、この民生委員さんの定数の変更はできませんが、現状の町別定数とその格差はどうなっているか。また各町の中、地区別の格差もあろうと思います。それも分かれば教えていただきたいと思います。

2番目に適正配置をぜひお願いするわけですが、その場合、事前に周知が必要と思われまますが、その方策とそのタイムスケジュールをお伺いいたします。

次に職員による行政力の向上についてと題して、お伺いいたします。

本市では職員の定数適正化計画により、その削減に取り組んでいます。しかし地方分権も相まって仕事量の削減は難しく、臨時職員で補完しているのが現状と思われまます。したがって、臨時職員は重要な行政力の担い手ですが、市民から求められる責任も公務員としての義務も正職員と同等であります。しかしながら、雇用条件については半年ごとの契約、補償、年金、給与等については正職員とは大きな隔たりがあります。そこで長年勤続の臨時職員で現行の年齢要件を逸してしまっている人に対し、職員採用の受験資格を与えることができないか。このことは臨時職員にとっては大きな励みとなり、ひいては行政力の向上にもなると考えられます。お考えをお伺いします。併せて臨時職員の数、5年以上、勤続をされている職員の数もお伺いいたします。

次に幼児・児童施設に男性職員の配置をとということで、お伺いをいたします。

本市の保育料、二子から無料化の効果現象として入園児の低年齢化がうかがえます。保育園で初めて立ち上がり、一步の歩みをした未満児が卒園までの長い時間を過ごす中では、ほとんどが大人の女性と接しているということになります。男性職員の場合は、女性とは異なる特性により子どもの情緒、社会性への対応、そして防災・防犯など、より好ましい施設環境になるものと考えられます。そのためにも男性が安心して働けるよう、受験資格についても門戸を開いた取り組みが必要と思われまますが、お考えをお伺いいたします。

以上3点について、ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

民生・児童委員の適正配置について、いくつかご質問をいただいております。

事前周知による改配とタイムスケジュールについてであります。

1人の民生・児童委員が受け持つ世帯数の町間格差については、市といたしましても是正すべきものと考えております。このため、本年中にも町ごとの世帯数や面積、年齢構成等を勘案しながら定数是正の素案を作成し、各町の民生・児童委員の代表によって組織される北杜市民

生委員児童委員協議会理事会にお諮りしたいと考えております。

その後、各町の定数は正案がとりまとまった段階で行政区など地域のご意見を聞きながら、それぞれの町において、平成24年度の早期に民生・児童委員の配置について決定していただく予定であります。

民生・児童委員の定数の変更については、市民の皆さまの生活にも大きな影響を及ぼすことから、周知を徹底した上で平成25年12月の改選に備えたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

臨時職員への受験資格についてであります。

現在、臨時職員数は病院関係部署を除きますと397人であり、勤続5年以上の職員数は150人です。本市では事務職員、保育士等の正規職員については、各年度の職員採用試験によりまして合格した者を採用しております。そのため、臨時職員が正規職員になることを希望する場合は受験資格を確認の上、受験することはなんら問題ないところであります。

なお、募集要項で年齢要件等の受験資格を設けておりますが、本市の場合は職員の年齢構成に偏りがあり、若手職員が極端に少ないという状況にあります。したがって、年齢要件については今後も設ける必要があると考えておりますが、受験資格全般については、他市の状況なども参考にしまして、引き続き検討を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

民生・児童委員の適正配置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに民生・児童委員の市内町別定数と格差、各町地区別格差についてであります。

現在、北杜市の民生・児童委員の定数は171人であり、町ごとの内訳は明野町17人、須玉町39人、高根町25人、長坂町29人、大泉町11人、小淵沢町23人、白州町16人、武川町11人となっております。

これらの数は、合併・編入当時の町村ごとの民生・児童委員の定数をそのまま移行させたものでございます。また現在、1人の民生・児童委員が受け持っている平均世帯数を各町別に見た場合、明野町114世帯、須玉町69世帯、高根町156世帯、長坂町139世帯、大泉町200世帯、小淵沢町109世帯、白州町106世帯、武川町118世帯であり、最も多い大泉町と最も少ない須玉町では、およそ2.9倍の開きがあります。

また、各町それぞれの中でも1人の民生・児童委員が受け持っている世帯数に差が生じております。例えば、受け持つ世帯数が最も多い委員と最も少ない委員の差を見た場合、須玉町の約5.5倍が最大、大泉町の約3.3倍が最小となっております。

次に、幼児・児童施設への男性職員の配置についてであります。

現在、15カ所の公立保育園の男性職員は保育士3名、臨時保育士4名、調理員1名が勤務

しております。13カ所の放課後児童クラブ、5カ所の児童館および4カ所のつどいの広場は、施設ごとに2名から3名の臨時職員で対応しており、現在のところ男性職員は勤務しておりません。幼児・児童施設は男女を問わず勤務することができるため、状況に応じて男性職員の配置を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

まず民生・児童委員さんのことにつきましては、市長の答弁の内容について、よろしく進めをお願いしたいと思っております。特に大泉が極端に人数が少ない。それはそれなりの経過があつてのことだと思いますから、それは致し方ないと思うんですけども、早速そういう意味で数字が表われたからには、対応してもらいたいと思います。

そのタイムスケジュールのことを申し上げたわけですけども、長い間その地域、地区の中で民生委員さんが選任をされてきたという長い歴史があるものを配置替え、改配をするわけですから、その地域のご理解をいただくことがまず大切だと思うんですよ。そういう意味で、少し早い時期にご理解をいただくべく、行動を起こしてもらいたいなというお願いです。そうしないと、なかなか思うようにいかないのかなということがありますものですから、これも合併よつての適正配置ということでもありますから、ぜひぜひそのへんのところの取り組みをよろしくお願ひをしたいと思います、質問させてもらいました。

もう1つは職員による行政力の問題でありますけども、397名の臨時職員さんということで、北杜市の770何人でしたか、今、正職員さんと合わせて1,100何十人いるわけですけども、大変大きなウエイトを臨時職員さんが占めているという現状を考えた場合に、それなりの理由があつて、臨時職員をされていると思うんですよ。そういう中で当然、市の正職員になるためには、市の対応の規定がありまして年齢の部分があると思うんですけども、ちょっと機を逸してしまったというふうな場面、あるいは年齢が他の職業から転職をして市の正職員になりたいというふうな場合に、完全にその門戸を閉ざしているというのが今の市の職員の制度かと思うんですよ。そういうことを考えた場合には、年齢の要件というふうなものは、もう少し柔軟にできないのかなと。そういう素朴な疑問で、今のような提案をしました。地方公務員法の22条の6というところに、臨時職員に対しては正職員に任用する際には、一切の優先権を認めない、与えないとかというふうな文言があるわけですけども、正職員さんになるには、当然、試験を受けて、正職員の試験を受けて正職員になるわけですけども、ただ試験を受ける資格については、そのへんの裁量はどういうふうになっているのかなということで、今のような質問をしたわけですけども、そのへんのご答弁をもう一度、分かりやすくお願ひしたいと思います。

もう1つは市の臨時職員をされている場合、年齢にもよると思うんです。いろんな家庭環境の中で、生活環境の中で臨時職員をされている方があると思うんですけども、一生の仕事として市の職員を続けていきたいというふうな場合には、今の臨時職員さんと正職員さんの待遇の隔たり、これはちょっと、この前、調べさせてもらったんですけども、例えば28歳の場合で

すと、正職員さんが340万円の年収に対して、臨時職員さんは日給6,400円の日給制で年収に比べると170万円対340万円、ちょうど28歳で倍の開きがあるんですね。そうなりますと、臨時職員として例えば技能を持っている方も含めて、あるいは意欲を持っている方も含めて、このままで臨時職員を一生続けるということはできないだろうというふうに失望してしまうのではないかというふうな気もしています。そういう意味で年齢要件の見直しができないかという質問であります。そのへんのところをもう一度、細かくご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

千野議員の再質問にお答えいたしますが、先ほども申し上げましたが、年齢要件については職員の構成上、今後も設ける必要があると、基本的には考えております。

ただし全般については、検討していく必要があるとは思っておりますが、いずれにいたしましても、年齢要件の、ただいま行政職が上級が28歳、初級が24歳、それから保育士が26歳と、こういった要件の中で進めていくことには変わりございません。

他町村でも、これは実は懸案事項になっておりまして、具体的な解決策が見当たらないと。それぞれ事情はあると思いますが、現状でございます。

千野議員がおっしゃいますように、長期の臨時職員は経験が豊富であると。豊かな経験もあると。貴重なものであるとは思っております。たしかに、その部署にとっても必要性が高いというふうには考えております。しかし、これはルールはルールでございまして、正規職員として採用するには当然、採用試験を受けてもらうということになっております。

したがって、繰り返しであります。年齢要件がございまして、臨時職員でも受験は可能でございますので受験をしていただきたいと、こういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

民生委員の定数のタイムスケジュールというふうなことでございます。

民生委員の推薦にあたりましては、国への推薦というふうなことになります。事務作業的におきましても、25年の12月の改選の時期にはもう4月から、すでにその作業が始まるというふうな内容もございまして。そして何より大事なことは、やはり地域の組み替え等も出てくるということでございまして、地域の理解を得ることが本当に重要なことだと思っておりますので、早期に示して、そして決定をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

ここで、報告をいたします。

保坂多枝子議員から、本日の一般質問の一部を取り下げる旨の届け出がされていますので報告いたします。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

ただいま議長よりお話がございました、3項目通告しておりましたが、3項目めのアメリカシロヒトリの発生防除については、先ほどの質問が駁除でございまして、私のは防除という違いというわけにもまいりませんので、重複ということで取り下げをさせていただきました。よろしくお願いたします。

2点、質問をさせていただきます。

まず安心な食品の確保について、お伺いたします。

放射能による食品の汚染が懸念されております。全国的に農産物への影響は被災地から遠く離れたところでも放射能汚染が報告されています。放射能は地形や風向き、温度や降雨など気象条件にかなり影響され何キ口圏内が安全なのか、地域が不透明であります。原発地に近いから遠いからという互換性はなく、距離にはあまり問題がありません。また外国と比較した場合に、国の示す安全な基準値が高いともいわれ、果たして本当に安全なのか、不安を感じてしまうことも多々あります。

県や市では放射能の検査を随時行っていますが、報告された結果では今のところ問題は出ていません。北杜市は農業を基幹産業としており、耕作放棄地の解消策や新規就農者の受け入れなど、農業の担い手の育成にも力を注いでおり、積極的な農業政策を打ち出しています。

昼夜の温度差の大きい本市の農産物は、消費者からも好評で米の品質も5年連続特Aの評価をもらっている中で、放射能汚染がないということは農業振興の上で大きな要因となっていくはずであります。しかし、本市の気候では冬場の野菜は栽培が難しく、他県からのものに頼らざるを得ません。ハウス栽培や耐寒性のある品質の改良、生産者の意識の高揚、安価な価格など高い知識や広域にわたる施策が必要であります。1年中を通して野菜が提供できる環境づくりは重要な課題であると考えます。また、給食に使う食材は一度に大量な材料が必要となり、価格も安定していることが大切であります。

放射能による外部被曝は、除染や長袖の服を着ること。またマスクや帽子を被る。メガネを掛けることなどでかなりの予防ができますが、食物を介して体内に入った放射能は体内を直撃し、被曝障害を起こしてしまいます。子どもたちの健康には大きな影響があり、将来の生活に不安を感じているところです。安心で安全な食べ物は以前にも増して、いまや急激に求められている課題であります。放射能の汚染が報告されていない北杜市、だからこそ生産の増大を図り、通年作物の栽培できる施策を考えていくべきではないかと思い、以下、質問をいたします。

1点目、年間を通しての生産が可能となるような指導と対策。

2点目、安全な給食食材の確保について、お伺いたします。

次に認定企業の推進について、お伺いたします。

経済の発展により、労働力不足が問題になってきました。足りなくなった労働力を女性に求め、経済の安定を図る中で育児中の家庭の就労支援として、保育園の整備が進められてきました。本市では全国に先駆け、第二子以降の保育料の無料化や保育時間の延長をはじめ、ファミ

リーサポートセンターの充実を図っておりますが、親と子どもが関わる時間が少なくなっていく状況が推進されていくことも懸念されております。外でしっかり働いてきたあとの家事や育児はつらいものと捉えることが多くなり、男性にとっても女性にとってもゆとりを持って子どもと向き合う家族の関係が必要であると考えています。

ここに3歳と5歳の幼児のつぶやいた言葉を書き留めた文章を紹介いたします。

お父さん、遊んでくれてありがとう。助かるわ。子どもはお父さんが遊んでくれたことがとてもうれしかったのです。助かったのはお母さんですが、常日ごろ、お母さんが口に出して感謝していたんだと思います。大人の言葉をよく聞いていたと思います。

お父さん、また来たよ。よく来るね。子どもはお父さんの帰りを待っていました。帰ってきたのがうれしくてうれしくて、でも言葉のボキャブラリーが足りないばかりに、こんな表現をしています。

市の条例についても育児休業等の取得について定められましたが、休暇を取りやすい環境づくりも大切であると考えております。

先般、県のいきいき輝き宣言をした企業の訪問をいたしました。認定された企業では、普段から職員の生活環境の状況を把握し、仕事に支障のないような年次計画や月次計画を立てています。ジョブローテーションにより仕事の共有を図っており、育児休暇や産休が取りやすい環境になっていました。

入社して仕事の内容を覚え、企業にとっていざ戦力となったときに結婚や育児により女性が職場を去ることは、大きな痛手となる場合が多々あります。結婚願望が少なくなった原因の1つには仕事と家庭の両立の難しさもいわれており、子育てをしながら仕事ができる環境づくりは、企業にとっても、働く親にとってもよい結果をもたらすものではないかと思われま

す。宣言をした企業では30代から40代の女性が就労していることが多く、離職もしないで職場復帰もしやすいとの効果もあって、子育てにお金のかかる世代の大きな支えともなっています。企業を認定することによって表われる効果は、大きなものがあると考えられます。市でも認定制度を取り入れるお考えのようではありますが、現状と今後の方針について伺います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

安心な食品の確保について、ご質問をいただいております。

安全な給食食材の確保についてであります。

学校給食では野菜、果物は地元産食材を取り入れる地産地消に取り組んでおり、牛乳や米は八ヶ岳周辺や北杜市産の特別栽培米を使用し、重量ベースで42.8%の地場農産物を利用しているところでございます。

学校給食食材につきましては放射性物質の問題もあり、安全がさらに求められていることから、今後ますます地場農産物の割合を高めていくことが重要となっております。しかしながら食材によりましては、季節により学校給食に取り入れることが難しい時期もありますので、年間を通じての安定供給と旬の野菜をそのときどきで給食に使用できるよう、関係機関と連携し

ながら努力をしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援に、積極的に取り組む企業の認定についてであります。

市では子育て世代に魅力あるまちづくりを推進し、子育て世代を定着させるため、子育て支援に積極的に取り組む企業・事業所に対し、表彰制度を設け、表彰された企業やその内容を広報等で紹介するとともに、子育て応援認定マークを付与して企業のイメージアップを図り、市全体として子育てを応援することいたしました。このため、現在、表彰制度および認定マークの付与基準等を検討しており、商工会への説明と協力要請を行ったところであります。

今後、広報等で子育て支援に積極的に取り組む企業等の募集を行い、認定企業を決定し、企業等と連携して子育て支援を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

年間を通じて生産が可能となる指導と対策についてでございます。

ハウス等、施設野菜を除き通年で収穫できる作物は限られておりますので、適地栽培となる作物の情報収集を行うとともにJ A 梨北と関係機関と今後、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

先ほどの安心な食品の確保について、お伺いいたします。

やはり北杜市、今、本当に安全だという、そしてまた食品の味がいいという好評を得ています。なかなか営農指導とか品質の改良とかという部分は難しいと思いますが、ぜひこの部分を推し進めていただきまして、市の農業政策にもプラスになることだと思っております。その点について、もう一度ご検討をいただけるかどうか。今のお話の中では推し進めるというふうなお話でございましたが、計画的に何か考えられることがございましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂議員のただいまの再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、非常に通年で栽培できる野菜というのは限られておるものがございます。また北杜市の気候風土等を考慮いたしますと、おそらく葉ものが一番通年には向いているのかなと。あと根菜類につきましては、長期保存も可能でございます。そのようなさまざまな要素を考えまして、先ほど営農指導とかございましたけども、例えばハウスとかの購入にあたっての助成制度、そういうものがどういうものがあるとか、そういったことをいろいろ含めまして、今後、JA梨北等と関係機関等と検討してまいりたいというお答えをさせていただきました。

具体的に、今現在、ここの地区はこういう作物を作ってくださいとか、そういう計画というのは、ちょっとただいま考えてございません。あくまで現状そうだとということで、先ほど答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今の点ですね。現状の把握をしていただいているという中で、ぜひこのことについては推し進めていきたい、推進をお願いしたいというふうに思っております。営農指導も含めて、適地適作、そして通年を通した作物の生産ということに、ぜひご尽力いただきたいと思います。

それからこれは、まだまだ先の話になりますし、難しい点もあるとは思いますが、市民からの要望が多いというので、あえて質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、現在、北杜市は安全な食品が提供できるという環境にあります。販売店、それから販売する食品に安心・安全な表示ができるということが大きな農業戦略として考えられます。全国に先駆けましてベクレル表示だとか、それから安全であるとかという表示ができるような推進をしていくお考えを伺いたいと思います。

本当にこの質問は実現が難しいことだと思います。生産段階での農地の検査だとか、それから流通の過程のこと、それから販売者とか販売店の協力等、また国の方針というふうなことも考えていかなければならないとは思いますが、先ほど来、要望が大きいということでございますので、将来の展望として質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂議員のご質問にお答えをいたします。

とりあえず農産物に限ってお話をさせていただきたいと思いますが、例えば市内の農産物につきましては、それぞれ安心だとか、それからベクレル数値の表示というお話でございますけども、農産物に限って話をさせていただきますと、ご案内のとおり7月の末からだったと思いますが、茶葉に始まりまして、今、山梨県におきまして、主要な農産物については調査を行っております。それは遅くても翌日、早ければ即日で結果が公表されておるところでございます。

農産物に限らず、現在、市場に流通しております食材につきましては、基本的にといいますか、当然、基準値以下のものがございますので、流通している食品の安全性ということについては、安全だという認識であります。したがって、現時点で市内産の農産物を独自に調査して、先ほどおっしゃられたような表示をするということは、関連する諸法律でございますので、現状では直ちには無理かと。そういうふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今のご答弁のように大変難しいとは思いますが、ぜひ要望も多いということもお考えいただいた中で検討をしていただきたいというふうに思っております。

それから今度は2点目ですが、認定企業の推進に関することですが、市の職員の方が庁舎内に遅くまで残って、仕事をなさっている姿はよく見受けられます。非常に私も感謝し、頑張っているということも承知しております。職員の方の働きやすい環境づくりということも非常に大事なことでありと思っております。

市では育児休業とか産休についての条例が条例化されておまして、市の職員の方の状況を教えていただけたらと思います。というのは、産休とか育休とかについてですね。どんなふうになっているかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

保坂議員の再質問にお答えをします。

現在、市職員の育児休業の数でございますが、今日現在で23名でございます。それから分娩休暇でございますが、7名ということになっております。育児休業、休暇などの取得については、積極的に活用するよう働きをかけております。仕事と家庭の両立ということで、環境整備を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

9月定例議会にあたり、2項目質問いたします。

最初に行政区から要望のある事業の実施について。

例年、各地域の行政区から市に対して各種要望書が提出されていると思いますが、事業の実施状況について伺います。

各行政区から年度初めの5月に緊急性の高い場合にはその都度、市に要望書を提出していただいていることと思います。市では要望書に基づき、各担当部局で要望箇所や現場の状況を調査確認し、緊急性や必要性があるかどうか精査検討した上で、最終的な判断を示して実施できるもの、できないものを区分し、その結果を各行政区に回答していると思います。

緊急性・緊急度に基づき事業計画を立て、既定の予算の範囲内のできる事業は実施していると思いますが、各行政区から提出された要望書のとりまとめから要望書に対する回答に至るまでの流れと実施状況について、以下伺います。

各行政区から提出された要望書の取り扱いについて。要望書の收受から回答実施までの流れについて。昨年の行政区の要望件数と実施件数について。各行政区からの要望書はどんなものが多くあったのか。各行政区の要望を予算にどう反映させているのか。

次に、国民健康保険事業について伺います。

国保事業の医療費の伸びは著しく、収納率は低迷する中で財政調整基金を取り崩して対応してきました。今後、基金の安定的な確保が厳しく国保会計の維持ができないので、過般やむなく税率改定をせざるを得なかったことは理解できます。しかし、長く厳しい経済不況が続く中で、国民健康保険税を払いたくても払えない方が1割以上、実際には15.5%以上になっている現状について大変心配をし、危惧をしているところであります。

本市においても少子高齢化が急激に進む中で、今後の医療費上昇の抑制・軽減に向け、どのように対処していくのか、以下伺います。

医療費上昇の原因をどう分析しているのか。医療費軽減に向けての取り組みは何か必要なのか。減免を受けている人は現在何人いるのか。資格証明書の交付件数と短期保険証交付件数について伺い、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

行政区から要望のある事業の実施状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各行政区からの要望書についてであります。

要望書につきましては各総合支所において取りまとめ、総務部総務課において收受し、要望内容を精査したのち、各担当部局に振り分けております。ただし、総合支所において対応できる事業につきましては支所担当課で実施の判断を行い、回答しております。

また、本庁各担当部局での要望書の取り扱いにつきましては、それぞれ要望個所の状況を調査確認し、緊急性などを考慮の上、実施の可否について行政区に回答しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

行政区から要望のある事業の実施状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに昨年の要望件数、実施件数および要望内容についてということであります。

平成22年度に本庁各担当部局に提出されました要望書の件数は323件で、内訳としましては国・県道および市道の整備・改修などが169件と最も多く、河川整備・管理が44件、それから交通安全対策が34件、用水路整備・管理が25件、消防・防犯対策19件、その他が32件となっております。

なお、国道、県道、河川および交通安全対策についての要望事項は、維持・管理上からそれぞれの関係機関に上申しております。さらに緊急性が低く、次年度以降に実施予定としたものを除いた件数は約160件となり、そのうち実施件数は約40件ほどでありました。

次に、要望事項の予算への反映についてであります。

これらの要望については、担当部局において要望個所の状況を調査確認した上で喫緊のもの、必要性の高いもの等を検討し、優先順位を付けるなどして対応しております。

限られた予算の中で、国県補助金や交付税措置等がある有利な起債を活用しながら、地域の要望に答えていくように努めるとともに、国・県道、河川の整備・改修など、国あるいは県が主体となって行うものについては、引き続き早急に実施できるよう、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、医療費上昇の原因分析についてであります。

医療費が増える主な要因については生活習慣病をはじめとし、治療に長い期間を要する慢性疾患の患者の増加と被保険者の高齢化による入院患者および外来患者の増加などが要因と思われます。また、医療機器の高度化や新しい治療法の開発により、これまで治療が難しかった病気も治療ができるようになった反面、治療にかかる費用も増えていることなどが挙げられます。

次に、医療費軽減に向けての取り組みについてであります。

国保事業の中で、年々増加している医療費をいかに抑えるかが保険者として最重要課題であります。生活習慣病の予防が医療費の削減には大きな要因であることから、特定健康診査を実施し、病気の早期発見とともに生活習慣病予備軍の特定保健指導を行い、病気の予防に心がけてもらうよう努めております。さらに健康増進課、介護支援課と協力し、健康教室・食生活改善事業・転倒防止事業等を開催することにより、一人ひとりが健康管理に関心を持っていただ

き医療費の抑制につなげたいと考えております。

次に減免を受けている人数についてであります。保険税の減額を受けている人は124人で、そのうち会社の倒産、解雇、雇い止めなどによる非自発的失業者が96人になります。

次に資格証明書と短期保険証の交付件数についてですが、北杜市においては資格証明書の発行は行っておりません。短期保険証は、6月現在で146世帯になっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

最初に行政区から要望のある事業の実施状況について、再質問をさせていただきます。

要望書の内容、かなり323件という昨年の実績がありますけども、要望書の内容により緊急性があり、速やかに対応しなければならないものと事業費が多く見積もられ、国や県の補助金を活用して実施しなければならない事業もあると思いますが、それらの取り扱いについてはどのように対処していくのか伺います。

また特に市の単独事業、これは3分の2事業で、地元3分の1負担の関係ですが、これはすぐ行政区の要望が多いと聞いております。どの程度の事業費までの要望に、現時点で答えているのか、お聞きします。

また市単独事業で緊急性があり、他地区において事業要望がない場合には企業地区に事業費をまわすなど弾力的に執行しているか、伺います。

また、もう1点ですが、今回、制度が新設された水・環境保全管理事業は、平成23年から平成27年までの5年間の事業で水路改修、農道改修に100%充当できる事業であると聞いています。事業説明会など、今後の予定について伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

まず農政関係の要望ということでお答えをさせていただきますけども、3点あるかと思えます。

1つ目でございますが、国や県の事業の活用はいかがかというお尋ねだと思います。多額の事業費が見込まれるものにつきましては、可能な限り、国や県の事業を取り込むようにしております。具体的に申し上げますと、県営事業で実施できるものは県営事業であると。当然でございますけども、あと国の補助による団体営事業、それから県の補助によります県単事業というようなものを活用して、国・県に要望しておるところでございます。当然、緊急性の高いものにつきましては、合わせて迅速な対応を要望しております。

そして2つ目でございますが、市単独の事業の執行状況でございます。市の単独事業といたしましては土地改良補助金というものがございまして、これはご指摘のとおり各地区からの要望が大変多うございました。執行にあたりましては支所ごとに予算を配分し、あと地域バラ

スですとか緊急性等、総合的に勘案して執行しておるところでございます。

交付規定に基づきまして、執行しているわけでございますけども、大体1つの事業に対しまして、事業規模とすれば100万円以内。というのは、あくまでも原則でございます、事案によっては100万円を超えるものもございますので、そういう事業につきましては継続的な実施も行っておるところでございます。

そして3つ目でございますが、今回の新しい制度、農地・水保全管理事業支払い交付金でございます。今年度分につきましては、すでに7月に地区ごとに区長さんとか、中山間の集落協定の代表者の方々にお集まりいただいて、説明を行っております。来年度に向けましては10月の末からの受け付けでございますので、今後も各支所と連携をとりながら、説明やとりまとめを行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

今、今度の新しい水環境保全管理事業、たぶん今まで市営の保全事業というのが行政区129あって12地区しか、まだ導入というか取り組んでいないと思います。ぜひ、これは原因としては、高齢化により事業に取り組めない地区に対して、今後、当初の申請や実績報告、サポート的な行政支援、事務的な支援ができないか。そうした意味で、やはり100%充当事業ですから、市の単独事業と違って、有効活用していただきたいと思うんですよ。そのへんについての考え方を聞きたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

相吉議員の、ただいまのご質問にお答えをいたします。

地域の高齢化が進んでおるために、なかなか事業に取り組めないではないかと。その中でも、特に書類の申請ですとか報告書の作成、それが非常に高齢者の方々には手間がかかって難しいだろうと。それに対して、どういうサポートができるかということでございますけども、まず1つは土地改良連合会、これは有償でございますけども、土地改良連合会でも書類の作成はサポートしていただけます。併せまして市でも支所とか本所におきまして、資料の作成につきましては行政サービスの一環ということで、可能な限り指導助言をしております。こういう体制をもちまして、今後この制度の整備拡充に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に国民健康保険事業について、再質問いたします。

先ほど、ちょっと滞納者の全体に占める割合が昨年の実績だと、国保の加入世帯数9，

428世帯のうち滞納世帯が1,457世帯。約1,500近くなって、15.5%、これは長引く不況のために納税できない方が増えていると思います。

滞納者を少なくするために、取り組みについて定期的な訪問、滞納者の生活実態に応じた納税、分納指導を含めて大切だと思います。生活が厳しい方には納期を本来8期ですが、12カ月とか、1年半とかするなど経済状況に応じた納税指導が必要であると考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

もう1つは、生活困窮者に対して減免制度があります。そういう周知を十分にさせていただきたいと思いますが、その点の考え方についてもお聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

最初の生活状況に応じた納税指導が必要だという、ご質問だと思います。

現在も未納者を減らすための対応を数多く講じているわけですが、納期限までに納めることができない場合は分納納付なども含めまして、納税相談に応じた対応をしているところであります。また昨年度からコンビニでも納めることができるようにすることになっておりますので、納税者の便宜を図っているところもございます。

また生活困窮者に対する減免制度の周知という、ご質問でございます。特に周知というものは行っておりませんが、窓口で相談に来られた際には該当する手続きをとってもらっているところであります。真に生活に困窮している方々に対して、適切な納税指導を現在も行っておりますので、これからも適切な指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

厳しい経済状況の中で本当に困っている方がいます。そういう方にはやはり国民健康保険税の減免措置があります。市長が認めた場合にはできるという場合があります。それを有効活用していただきたいと思います。

次に現在、賦課方式について、現在、本市では4方式、被保険者の均等割、世帯平等割、所得割、資産割となっています。これは従来から旧8町村全体が4方式だったと思っておりますが、現在3方式、これは2方式もありますが、私は固定資産割、これは税の二重課税という解釈もありますけれども、例えば若い人が家を建ててローンを払っている中で、固定資産を掛けると保険税は厳しいのではないかと。そのへんですね。3方式。固定資産割を除いた被保険者均等割、世帯平等割、所得割、そういう方式も検討すべき時期にきているのではないだろうかと思っております。そのへんについても、国保運営協議会とかいろいろな中で検討した中で取り組んでいただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

資産割を除いた3方式という考え方でございますけども、現在、県内の13の市の中で4市が3方式という方法をとっているところでございます。すぐに3方式にすることはできませんけども、他市の状況も見ながら今後、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

市民フォーラムの一般質問を行います。持ち時間4分であります。一生懸命頑張ります。ぜひ、ご答弁よろしくお願ひいたします。

今回は2項目につきまして、質問をさせていただきます。

まず1番目は、防災対策についてでございます。

ご案内のとおり東日本大震災以降、北杜市におきましても当然のこととして防災に対するさまざまな考え方、意見、それから取り組み、意識の高揚等が出てきているわけでございます。もちろん本市は東海地震エリアにも入っていますし、それから当然、今回もありましたような台風、あるいはゲリラ豪雨等もございまして、それらを踏まえた防災対策の一環として、以下2点についてお伺いしたいと思います。

東日本大震災以後の北杜市における自主防災組織の設置状況と、設置に向けての市の具体的な対策について、改めてお伺いをいたします。

それから2つ目でございますが、市道以外の生活道路、これは農道、林道、それから法定外公共物という、法的には位置づけになっているものであったとしても、生活道路として実態として使用されているものがございまして、それらがこういう思わぬ雨、台風等の影響を受けて、普段、非常に不便を窮しているというふうな状況も見受けられますが、これらのものに対する要望、あるいは考え方等について、さまざま、先ほどの相吉議員の中でもありました地域要望の中でも出てきているかと思うんですが、それ以外、行政区へ入っていない方たちの部分も多様な部分の要望があるかと思いますが、それらに対する市の考え方、あるいは市としての対応、あるいは支援策等につきまして、お伺いいたします。

2つ目の項目でございます。下水道事業についてでございます。

下水道事業につきましては、公共下水である北杜市の河川、湖沼の水質悪化によりまして、そこに生息する生物のみならず、市民にとって深刻な課題となってきた部分がございます。良好な水環境の確保が強く求められているわけでございますが、このような中で北杜市は平成20年の2月に北杜市一般廃棄物処理基本計画を策定し、その中で生活排水処理基本計画も策定し、生活排水に関する環境維持のための政策をうたれております。それらの中で以下2点、下水道処理計画区域に隣接する区域での合併処理浄化槽設置促進事業の進捗状況について、お尋ねいたします。

それから、これらの事業を推進するために、環境保全効果を高めるための合併浄化槽の利用者に対する参加を求める政策等、あるいは単独槽を設置している方々に対する、この事業の参画を求める推進策等について、お伺いいたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

市道以外の生活道路の整備に対する考え方と支援策についてであります。

市道以外の生活道路の整備に関しましては、基本的には利用者の皆さまにも一定の負担をお願いしながら、補修等が必要な場合は、申請に基づき原材料の支給や補助金を交付するなどして、整備をお願いしております。

また市道以外の道路において、台風などによる災害が発生した際には緊急性や現場の状況等を考慮して市が復旧工事を実施する場合がありますが、通常は市道と同様に維持管理することは極めて困難であります。このため地域のご理解をいただきながら、今後も旧来からの道つくりといった、地域の共同作業を後押しする形での助成措置を継続したいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の設置状況と設置に向けての対策についてであります。

本年3月11日の東日本大震災以降に、自主防災組織の結成届の提出があった組織は2つの組織、230世帯であり、この組織を含め現在、市内には32組織、3,428世帯が登録されております。

これまでも広報やCATVなどを活用しまして組織の結成を呼びかけるとともに、行政区長等からの要請を受け、地区公民館へ職員が出向きまして、結成の働きかけを行ってきました。また東日本大震災以降も同様に行政区長会および市代表区長会等の会議におきまして、自主防災組織の必要性を説明してきたところでございます。

自主防災組織は、実際に災害が発生したときに地域住民が即時に協力して、助け合う組織でございます。災害により自分自身や家族に危害が及ぶという危機管理意識を地域住民が相互に共有しまして、自分たちのまちは自分たちで守るという理念のもと、組織の結成を図っていただきたいと考えております。また市でも災害に強いまちづくりを推進するため、引き続き機会あるごとに自主防災組織の結成および育成に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

下水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、合併浄化槽設置促進事業の進捗状況であります。

市では、下水道エリア以外の下水道施策としまして浄化槽設置整備事業を活用し、生活排水による公共用水域の水質汚濁および地下水の汚染を防止することを目的に、合併浄化槽の設置を行う者に対し、その設置および改築に要する経費の一部を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付しています。合併以降の補助金交付設置基数は1,028基となっており、本年度は当初160基を想定しましたが、すでに156基の補助金交付がされている状況であります。補助金交付希望は年々増加傾向にありますので、環境保全のためにも推進していかなければならないと考えております。

なお、本事業は別荘や新築、改築に対して補助金を交付しているため、進捗については把握できておりませんが、平成22年度末の定住人口に対する合併浄化槽の普及率は、おおむね63%程度になるかと思われま。

次に、単独浄化槽等の使用者に対する推進策についてであります。

国の資料によれば、全国で平成20年度末で約545万基の単独浄化槽が残っているとされております。単独浄化槽はトイレの排水は処理され、放流されますが、トイレ以外の台所やお風呂などの生活雑排水は未処理のまま放流されており、公共用水域の水質汚濁の原因の一つになっております。

このようなことから平成12年に浄化槽法が改正され、単独浄化槽の新設は原則禁止、すでに設置されている単独浄化槽は、早期に合併浄化槽への転換に努めるものとされました。

市では、今後も県ならびに関係機関と連携を図る中で、合併浄化槽への切り替えや現行の合併浄化槽設置整備事業の活用方法等について周知を図るとともに指導等を行い、適正な生活排水処理の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

生活排水処理基本計画の中で、北杜市は計画をつくった時点では排水衛生処理率が65.3%、25年までにこれを85%、そして最終年度の33年度までに90.06%にもっていくという計画を立てられているわけですが、現状どのくらいの排水衛生処理率になっているかを教えてください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

平成22年度の生活排水処理施設整備の23年3月31日現在の、生活排水クリーン処理率ということで表現させていただきますと、94.7%に今はなっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

7秒ございますが、よろしいですか。

（「結構です。」の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

4項目について、質問いたします。

質問の第1は、福島第一原発事故による放射能汚染から子どもと国民の健康を守る対策を求めることです。

東京電力福島原発事故によって、大量かつ広範囲に放射性物質、死の灰が放出され、国民の放射能への不安が広がっています。とりわけ、放射能への感受性が高い子どもの健康を守ることは日本社会の大問題であります。

放射能汚染の実態を正確に把握し、その実態とリスクを国民に正直に明らかにし、その被害から国民の命と健康を守るために可能なあらゆる対策をとるのか。放射能汚染の深刻な現状を国民から覆い隠すという態度をとるのか。政治の姿勢が問われています。

放射能による健康被害は急性障害だけではなく、晩発性障害があります。放射線被曝は少量であっても将来、発ガンなどの健康被害が起きる危険性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全という数値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の原則であります。

国立環境研究所のホームページで、福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の大気輸送沈着シミュレーションを見ることができます。それによると放射性物質の影響は、福島県以外に宮城県や山形県、岩手県、関東1都6県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県など広域に及んでいることが明らかになりました。以上を踏まえて、以下、何点が質問します。

- 1．市独自で測定器を購入し、子どもが集まる場所を測定することを求めます。学校や保育園、通学路、公園など子どもが近づく場所、側溝などホットスポットになりやすい場所を集中的に調査すること。
- 2．食品を通した内部被曝の影響を受けることを重視して、学校、保育園などの給食の食材の放射能検査等、給食の安全対策を求めます。現状はどんな対応をしているのでしょうか。
- 3．新米の安全確保対策および放射能検査について、万全の対策をとるよう政府に要請し、市独自の対策をとることも求めます。
- 4．肉類、野菜、魚介類、牛乳、水、土壌などの放射能測定ができる検査機器および専門職員を増員することを県に求めるとともに、検査結果を市民に知らせることを求めます。
- 5．母乳や子どもの尿中のセシウム含有量の測定について、希望する市民の要望に応えることができるよう、体制整備などの対策を実施することを求めます。

質問の第2は、仕事おこし効果のある住宅リフォーム助成制度の創設を求めることです。

この制度は、仕事おこし効果があると全国的に急速に広がっている制度です。少し家の一部を修理したいという住民に対し、県または市町村が補助金を出して住宅のリフォームをしたいと考えている人々の背中をポンと押してあげる制度です。

住宅建築業界は不況と住宅の形式が変化したために大工さん、左官さん、建具屋さん、塗装屋さんなど職人の仕事が激減しています。その一方で大規模な耐震工事は経済的に困難だが、少し家を直したいという人も多いと思います。そういう住民へ補助金を出して、住宅リフォームのお手伝いをすると同時に建築業者の仕事おこしができるという制度です。

県内で初めて、この4月から住宅リフォーム助成制度が実施された市川三郷町の内容を紹介します。

対象になる住宅リフォームは30万円以上の工事である。請負業者は町内の小規模工事等契約希望者登録している業者であること。助成額はリフォームにかかった費用の10%で、上限10万円であること。当初予算に300万円計上した。町に登録された業者は4月1日、42社だったけれども、その後増えて6月末には56社になっているそうです。6月末までのリフォーム助成の申請件数は23件で、対象工事費は3,718万7千円。町が助成する額は178万7千円で21.16倍の経済効果が生まれているそうです。修理する個所としては台所が8件、トイレが6件、屋根が6件、風呂が6件、外壁の修理等だそうです。担当業者は建設、塗装、給排水設備、屋根、板金業者などです。

以上踏まえて、質問します。

1. 県内初めての住宅リフォーム助成制度を創設した市川三郷町の実績等、現場でどんな工夫をして実施に踏み切ったのか、北杜市の職員も学ぶ必要があると考えますが、いかがですか。
2. 北杜市でも仕事おこし効果抜群、市内でお金がまわるシステムの住宅リフォーム助成制度を創設することを求めます。

質問の第3は、デマンドバスの予約について、当日予約にする改善を求めます。

障害を抱えている人や高齢者にとって、買い物や病院の通院など出掛ける際にその日の天候は重要な要素です。前もって予約をしても、急に天候が悪くなれば出掛けられなくなります。以下、質問します。

1. どうして当日予約にする改善ができないのか。システム上の問題なのか。市当局とタクシー業者との約束事なのか。
2. 障害者手帳を持っている人、一定年齢以上の高齢者は当日予約でも可とする方法もあるのではないかと思います。その点をお伺いします。

質問の第4は、台風12号に伴う豪雨で壊れた生活道路の早急な改修を求めることです。

台風12号に伴う豪雨で側溝のない道路が川になり、水の流れたあとが深い大きな溝になっています。これらの壊れた道路は近くに住んでいる人たちの生活道路で、車の通行に支障を来しています。各町の総合支所には、住民から現場を見て改修してくれとの声が届いているものもあると思いますが、早急に調査し改修を求めます。

市長の答弁を求めて、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

台風12号に伴う、豪雨で壊れた生活道路の早急な改修についてであります。

市道においても未舗装の道路が相当数あり、台風等の際には洗掘されてしまう箇所も数多くあります。また台風12号に伴う被害として、道路・河川関係では軽微なものを含め24カ所を確認し、応急処理等を行うとともに今議会において災害復旧のための所要額を追加補正させていただきました。

一般的に未舗装道路は水路も未整備なものが多く、事業的に大規模なものとなるため、下流域から順次、計画的に改良工事を実施しているのが実情でございます。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

学校給食食材の安全対策の現状についてであります。午前のお答えと若干、重なる面があるかもしれませんが、ご質問にお答えを申し上げます。

学校給食では、地元産食材を取り入れる地産地消に取り組んでおりまして、牛乳は八ヶ岳南麓・北麓の酪農家から出荷される牛乳を年間契約で購入しています。米につきましては、北杜市産の特別栽培米をJA梨北より購入しております。

学校給食食材の納入にあたりまして、山梨県の測定結果を参考にするとともに、市場からの食材は国の監視において暫定規制値を下回り、安全な食材が流通しているという認識であります。県外からの食材に関係します納入業者に対しては、検査証明書等の提出をお願いしているところでございます。

今後も食材の安全について注視し、安全・安心な給食を子どもたちに提供してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバスの当日予約についてであります。

当日予約につきましては、今までの実証運行等の検証により乗り継ぎの問題、運行計画の変更に伴う運転手への連絡、運行確認方法など解決しなければならない問題が数多くあります。したがって、当日予約の可能性について引き続き調査・研究を行い、公共交通活性化協議会において論議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

中村隆一議員のご質問にお答えをいたします。

母乳や子どもの尿中のセシウム含有量測定についてであります。

現在、山梨県では大気中の放射線量について毎日測定しており、原発事故発生以前の数値と同レベルとなっております。母乳および尿中の放射線量の測定は内部被曝の検査とされ、被曝は空気を吸う、汚染している食べ物を食べることなどから体内に吸収されると言われておりま

す。県内においてはすでに大気検査および食物などの検査も行われており、安全と思われま

す。内部被爆の検査については福島県内で始まっておりますが、検査機器の不足のため進んでいないようでありま

す。以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

保育園の給食食材の安全対策の現状についてであります。

市の公立保育園15園の給食は共通の献立にて自園調理しており、食材の購入については園ごとに市場を通じて調達しています。食材については、国の監視において暫定規制値を下回っている食材が市場に流通しているという認識ではありますが、原子力災害対策本部の発表する出荷制限についても注視してまいります。

市といたしましては、食材納入に際しての安全確認の徹底や地産地消を推進することによる安心・安全な給食の提供を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

放射能汚染から子どもと国民の健康を守る対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに放射能測定器を購入し、測定することについてであります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以来、市では国および県が実施しております各種の放射線にかかる調査結果等、注視しているところであります。現在のところ、山梨県内および県が実施した市内小中学校等10カ所における測定値は、原発事故発生以前の数値と同レベルとなっております。これらのことから市で測定器等を購入し、測定することは現在のところ考えておりません。

次に、放射能測定機器および専門職員の増員要望と検査結果の周知についてであります。

山梨県では、甲府市内に設置しておりますモニタリングポストを新たに峡北地区ほか3カ所への設置、携帯式測定器3台およびゲルマニウム半導体検出器1台を増設するための予算を9月県議会に提出し、検査体制を強化する方針であります。

検査結果等につきましては、県のホームページにより広報するとともに新聞、テレビ等、報道機関を通じて広くお知らせしているところであります。

市におきましてもこれらの情報を活用し、市民の皆さまからの問い合わせ等に対応してまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

19番、中村隆一議員のご質問についてお答えいたします。
新米の安全確保対策および放射能検査についてであります。

新米の安全確保対策および放射能検査につきましては、すでに県において国の検査指針に基づき県内で米を作付けした全市町村で検査を進めており、北杜市におきましては9月13日に実施され、放射能は検出されておられません。このことから特に政府への要請、市独自の対策は考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

19番、中村隆一議員のご質問についてお答えいたします。
住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

市川三郷町では住宅リフォームを実施する者に対して、安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上および地域経済の活性化を図ることを目的に、今年度から2年間の期限で助成制度が創設いたしました。9月9日現在で31件の申し込みがあったと聞いておりますが、どの程度の経済効果があるかなど、今後の状況を注意深く見守る必要があると考えております。

市が現在、実施しているリフォーム関係などへの助成として木造住宅耐震改修支援事業、木造住宅耐震化建て替え支援事業、木造住宅耐震シェルター設置事業などの制度を設けており、介護保険制度の住宅改修や住宅用太陽光発電システム設置費用へも助成いたしております。

改修、設置内容によりましては地元業者の対応が困難な場合もございますが、市への申請の際には、なるべく地元業者に発注するようお願いしているところでもございます。

市では東日本大震災の教訓も踏まえる中で、市民の安心・安全な暮らしに直結する制度こそが優先課題であるという認識に立って、いくつかの助成を実施しておりますので、現在のところ新たな制度の創設は考えておりません。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、仕事おこしの効果のある住宅リフォーム助成制度について、経済効果がどんなようなものかというふうな話がありましたけれども、市川三郷町の話を紹介しましたけれども、21倍の経済効果があったと。今度、韮崎市でも9月の議会で市長が来年4月から住宅リフォーム助成制度を実施すると、こういう答弁をしたわけですね。そうしたら市内の大工さんたちは、仕事がなくて職人はみんな困っている。助成制度で少しでも仕事が増えれば本当に助かる。みんな喜ぶよと、そういうふうには話しているわけです。

北杜市では住宅課は耐震の助成をしているから、そちらに振り向けようとしていますけれども、耐震にはお金が非常にかかる。ところがこれは経済対策として、中小企業の振興という点でどの町も取り組んでいるわけですから、そういうところに着目をして、この北杜市でも考えて

いくべきではないかと思えますけれども、そのへんのことをお伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村議員の再質問にお答えをいたします。

経済効果については、市川三郷町で2.1倍ほどの経済効果があったというふうなことでございます。それらにつきましては、今後その状況も見ながらということですから、十分それらも検討する中で、市として、また検討していきたいと思うんですが、ただ地域の産業おこしといった部分で、私どもの住宅課が今の状況の中で、そこらの施策を展開する必要があるのかというふうに考えますと、実はこれも、やはりかなり検討しなければならないだろうというふうに思っております。近隣に新たにこの制度を導入した市が出たわけですから、その声も聞きながら、現実の声を、また検討もしてみたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、住宅課の答弁はそのようなもので、いつも変わらないんですけども、中小企業の振興ということを考えれば、産業観光部のほうで検討してもいいではないかと思えますけども、そのへんどんなものかを考えているか、答弁を願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

中村隆一議員の再質問について、お答えをいたします。

たしかに産業といえますと、すそのは広うございまして、その一部門として、今、たまたま住宅リフォームのほうで、建設部でお答えをさせていただきました。今の答弁にもありましたように、果たしてそれが直ちに地域産業の活性化に結びつくかどうかというのは、また近隣市ですとか、先進県等の状況を見ながら、また必要に応じて今後検討をするのかなと、そういう認識でございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

次にデマンドバスの予約についてということで、質問をいたします。

8月26日、第2回北杜市地域公共交通活性化協議会がありまして、その資料の4のところ、デマンドバス実証運行の検証について、問題点として挙げていることがあるわけですが、これは利用者の声もそのとおりですけども、乗りたいけれども予約が取れないのが最大の問題だと、こういう指摘があります。先に予約した人の出発時間と到着時間が、分単位で告げられてルートが決まってしまう。そうすると、そのあと予約の電話をした人は満員ではない

けれども、少しまわり道をすれば乗れる可能性がある人たちも乗れないと、コンピューターが表示するのではないかと思います。このようなことであれば早いもの勝ちで、本来のデマンドバス、乗り合いバスの状況にならない。そういうことで、出発時間と到着時間の幅を持たせるようなことはできないのか。そして乗り合い率を高めていく。そういうことができないのかと。それを今、利用者の声として出ているわけですがけれども、そういう予約ができないというのであれば、東大のこのシステムに変更を求めるといことがなされているのかどうか。そのへんもお答え願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えしたいと思います。

デマンドバスの関係で予約がとりにくいとかという問題も含めて、課題がございます。今の実証運行期間、3月31日までの実証運行期間につきましては、東大の開発したデマンドのシステムを活用しながら、実施しているところであります。このシステムそのものを変えるということになりますと、カスタマイズという形の中で内容を変更するということになる、相当の費用がかかるということが現段階では想定されております。来年の4月1日からの本格稼働に向けて、現実には今の運行形態では乗り合い率が非常に低いと。タクシーと同じように、1人が専用的な機能としての役割を今、果たしているような状況の中で乗り合い率をどういうふうにも高めるかということの中での議論をしているところであります。

今現在、北杜市がこのデマンドバスの運行に関しては、フルデマンドという体系ではなく、路線型としてのデマンドバスの運行にしております。乗り合い率を高めるための方法としては、前回の協議会の中でもお話をしたところでありますが、今のところ予定しているのは、ある程度、始発の時間と到着の時間、それにその時間内の中でおおよそ、この地域には大体3ブロックか4ブロックくらいに、その路線の中のおおよそエリアを分けた中で、到着時間はその時間帯の中のおおよそ、このくらいの時間帯の中で目安として、そちらにまいますというような形態で運行することによって、乗り合い率も高めていけるだろうと。

それからドア・ツー・ドアのフルデマンドというふうなことに對しては、なかなかその都会型の部分と山岳地域におけるそのへんの条件的な問題がありますので、1,040力所ぐらいに現在、停留所が定められてありますが、若干、最寄りの停留所まで出いただくような形の乗り合いになるかと思いますが、そんな方向で現段階では検討しているところでありますが、いずれにしても実証研究期間中でありまして、そのへんについて十分にまた検討をしながら改善策を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

このほど新しくデマンドバスを導入した甲州市の塩山では、1時間前に予約をすればよろしいと、こういうふうになっているわけですね。それがどうして北杜市では前日予約なのかな

と、こういうことを非常に疑問に思っています。そして来年4月から本格運行をするわけですが、この東大のシステムにシステム使用料として400万円余、支払いをしているわけですが、このへんが改善できないというのはおかしいではないかと思えますけれども、そのへんについての見解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

当日予約ができないということですが、現段階では公共交通の活性化協議会にお願いする形の中で、オペレーター2人が対応しております。その中で受け付け後の運行計画をチェックし、それから乗り継ぎなどの確認をしたあと、運行業者に現段階ではFAX等でその計画表をお渡ししている状況であります。前日の夕方にその情報をそれぞれタクシー業者、デマンドの運行業者のほうにお渡しをし、当日朝8時45分からの始発の業務に合わせた情報としてFAX等で流しておるところであります。

その場合にどうしても当日の変更予約ということになりますと、乗り継ぎというケースが出てきたときに、もうすでにその乗り継ぎをする予定地に次のバスが赴いていってしまっているというふうなケースが出てきたときに、それぞれのまだ、現段階ではそういった部分が急に取っ消しになった場合とか、変更になった場合の対応ということの接合が非常に難しい状況だということに判断もしております。

それから現実に例えば病院へ行った方が当初の予約、帰りの予約をしていたんだけど、診察が遅れたことによって、どうしても1便遅らせなければならないということでの切実なる、そういった変更を必要とするケースということも、われわれも十分に承知をしております。しかしながら現段階においては、今のこのシステム上の中で、途中の試験的な運行をしている段階で、これを切り替えるということは逆に複雑な要素を招いてしまうということから、大いにこれは今後の検討課題であるということで協議を重ねていくつもりではありますが、来年の4月に向けては改善できる方向も見出ししながら、長い時間がかかったにしても、そういった方向は見出していきたいということで、前向きに考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、1分17秒の残時間ですので、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○19番議員（中村隆一君）

台風12号に伴う豪雨で壊れた生活道路の早急な改修をということで、これは毎年雨が降ると道路が川となって溝ができてしまうと。そういうことで、私も先日、現場を見てきましたが、業者にも土を入れていただいて、流しておくというわけですから、また大雨が降ると、そういう状態になると。そういうことで非常にお金がかかるわけですね。

そういうことで、大泉の西井出地内の市道41号線。これは市道に格上げされた道路なんですけれども、もう昔から合併以前から地元の人たちが舗装をしてくれ、側溝をつくってくれというふうなことの要望はずっと出しているんだけど、これが実現されていないと。これを前

倒しでできないか、お答え願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

市道41号線、これにつきましては地区の要望がたしかに、かなり古く、合併前から出ておる路線であります。市道認定が平成21年にされまして、その21年度から実は私も整備着手をいたしております。要望が出ましたら、すぐ現場に入れるということではもちろんございません。測量をしたり、さまざまな調査をしたり、そして現地へ入っていくということでありますので、一向に現地に手が入らないということはありません。現に平成20年度ですね、流末の河川改修というようなことで1千万円余り。それから21年度では2,800万円。22年度には3,100万円というふうなことで、順次、整備をしておる、そんな状況にあります。

このことは、先ほど市長の答弁の中にもございましたように、往々にしてこういう未舗装の道路、特にその道路沿線に別荘がたくさんあるというふうなところにつきましては、幹線からかなり奥まったところに住宅があるというのが一般的であります。したがって、この長い路線を一気に、道路だけ、路面だけを舗装すればいいのかといいますと、その舗装した路面を流れる水の処理は一体どうするのかと。そしてまた、そういうところに限って、実は河川もないということですから、道路整備等の側道、河川の整備というものを並行して進まなければ、また人災というような形になって跳ね返ってしまうという現実がございます。順次、計画的に下流域から整備しているという状況でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

お話を聞いていてということではありませんけど、私なりに思うんですけども、この災害が起きたときには、道を直せ、舗装しろ、日ごろはこの砂利道がいいから、ここへ住んでいるんだと、こういう複雑な意見もあることも確かなんですよ。ただ、そうも言っていられないのが実情だと思います。だから立道はどうしても、私が今ここで申すまでもなく、砂利道だと掘れてしまう。横道はある程度、キープできると、こんなこともあると思いますので、いずれにしても、立道を中心にとまでは言えませんが、そういう実態も承知しながら、舗装も道路改良もしていかなければならないのかなというのは、率直の思いであるわけであります。

もう一つ、この議会中に、いろいろ議論が出た中に行政区に入るというような問題もありましたけども、午前中の小須田議員の質問でいうならば「守りたい」「守るべき」という意味からすれば、道づくりなるものもこの地域独特のコミュニティであり、ふるさと連帯感であり、絆だと思います。ですからそういう意味でも、いろいろな意味で行政区に入ってそういう道も、生活インフラ整備も含めて、ともに仲間ということで議論していただければ、ある面では早いのかなと率直に思ったところでありまして、参考までに答弁させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですね。

(はい。の声)

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月29日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時41分

平成 2 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 9 日

平成23年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成23年9月29日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|--------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成22年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成22年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成22年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成22年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成22年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成22年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成22年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成22年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第23 | 認定第23号 | 平成22年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 追加日程第1 | 発議第5号 | 秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案 |

追加日程第2 副議長不信任の件

- 日程第24 議案第69号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第70号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第71号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第72号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第73号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第74号 北杜市武川町高齢者活動センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第75号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第76号 北杜市浅川伯教・巧基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第77号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第78号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第79号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第80号 北杜市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第81号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第82号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第83号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第88号 字の区域の変更について（明野町浅尾）
- 日程第40 議案第68号 北杜市障害者総合支援センター条例の制定について
- 日程第41 議案第84号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第42 議案第85号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第86号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第44 議案第87号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第45 議案第89号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第46 同意第12号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第47 選挙第5号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第48 選挙第6号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第49 議員派遣の件
- 日程第50 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	大芝正和	会計管理者	由井秀樹
監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭	明野総合支所長	堀内健二
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	浅川明男	白州総合支所長	伏見常雄
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	坂本吉彦
総務課長	菊原忍	企画課長	神宮司浩
財政課長	秋元達也	下水道課長	赤羽久

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3人)

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	山内 一寿
”	小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに市長から本定例会に追加する議案として、議案1件および同意1件が提出されました。

次に、閉会中に開催されました峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 秋山九一議員、報告をお願いします。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

峡北地域広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。朗読させていただきます。

平成23年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が9月2日、金曜日、午前10時から企業団事務所議場において開催されました。出席議員は相吉正一議員、小林忠雄議員、小尾直知議員、渡邊英子議員、中村隆一議員、清水壽昌議員、そして私の7名でございます。

今回の定例会に提出された議案は認定案件1件、報告案件1件の計2件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず、認定案件についてであります。

認定第1号 平成22年度峡北地域広域水道用水供給事業会計決算についてですが、平成22年度の水道事業収益の決算額は10億9,754万6,236円です。その主なものは給水収益である営農収益の10億7,311万9,100円です。

なお、年間総供給量は717万204立方メートルです。そのうち北杜市では年間389万1,247立方メートルを供給し、供給料金は6億8,026万8,750円となりました。

また北杜市の基本水量に対する使用率は約60.1%であり、昨年度と比較いたしますと総供給量は20万4,949立方メートル。使用率で5.0%の減少となりました。

一方、水道事業費用は決算額7億9,280万9,989円であり、その主なものは営業費用の6億6,399万952円です。これらの状況から平成22年度の将来計算によると当年度未処理利益剰余金は2億9,812万7,913円となります。この剰余金の処分につきましては、減債積立金および建設改良積立金として、次年度以降の企業債償還金および建設改良費に充当するものであります。

次に資本的収支につきましては収入が6,870万5千円であり、これは企業債元金償還金の出資金でございます。支出は5億953万7,346円です。その内容につきましては大門浄水場中央監視機能更新工事、大門系場外施設TM/TC監視装置更新工事、大門浄水場沈殿池排泥コントローラー更新工事などの建設改良費であり、2億748万円および民間等資金の償還分を含めた企業債償還金3億205万7,346円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、減債積立金および建設改良積立金ならびに当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に報告第1号 平成22年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてですが、これにつきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成22年度決算に基づく資本不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告されました。

以上2議案につきまして、いずれも原案のとおり認定・可決されましたことを報告いたします。

これで、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第23 認定第23号 平成22年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

決算特別委員長、小林忠雄君。

小林忠雄。

○決算特別委員長（小林忠雄君）

決算特別委員会委員長の報告を申し上げます。

平成23年9月29日

北杜市議会議長 秋山俊和様

決算特別委員会委員長 小林忠雄

北杜市議会決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月6日の平成23年第3回北杜市議会定例会において付託された事件審査を9月7日、9日、12日、15日、22日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成22年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 8 号 平成 22 年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 9 号 平成 22 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 10 号 平成 22 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 11 号 平成 22 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 12 号 平成 22 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 13 号 平成 22 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 14 号 平成 22 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 15 号 平成 22 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 16 号 平成 22 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 17 号 平成 22 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 18 号 平成 22 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 19 号 平成 22 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 20 号 平成 22 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 21 号 平成 22 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 22 号 平成 22 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 23 号 平成 22 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上 23 件であります。

2 番の出席委員、それから 3 番の出席説明者、それから 4 番の会議書記につきましては省略させていただきます。

5 番、審査結果。

その審査の過程における、主な質疑と審査結果を申し上げます。

まず認定第 1 号 平成 22 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「地方交付税について、前年度比また最近の傾向から増加にあるがその要因は」との質疑に対し、「円高デフレの緊急経済対策に基づく追加交付が大きな要因である。また、交付税の積算にかかる単位費用面での増額等もあり、平成 22 年度は総体的に増加している」との答弁がありました。

次に「臨時財政対策債について、当初、国から提示された額は 20 億円であったが、市は借入限度額を 15 億円減額し、5 億円の借り入れとした。その財政効果は」との質疑に対し、「臨時財政対策債は借り入れの実態に関わらず、交付税に措置される特殊な起債である。15 億円を元利均等 20 年償還 3 年据え置き、政府資金の利率で借り入れた場合、償還額は元金と利子を合わせて 20 億円程度になる。借り入れしない場合、元金と利子の償還が生じないので、その分、年間 1 億円ほどの一般財源が出てくると見込んでいる」との答弁がありました。

次に「不納欠損額が 1 億 700 万円強、5,295 件と大幅に増加している、その要因は」との質疑に対し、「執行停止によるもの、614 件、2,705 万 3,060 円。時効によるもの、4,681 件、8,040 万 537 円である。平成 22 年度に収納課が設置され、裁判所の破産事件、競売事件の終結案件、生活保護の対象者にかかる財産の有無、外国人原票の閉鎖等に伴う調査がしっかりできる体制となったため」との答弁がありました。

次に「救急患者の休日、夜間の受け入れ体制はしっかりしているのか」との質疑に対し、「一次救急については、北巨摩医師会に委託している。また 2 次救急は市立塩川・甲陽病院のほか、韮崎市立病院と韮崎相互病院で対応している。しかし、専門医が必ずしも待機しているとは限

らないので、他地区の病院に搬送される場合もある。救急車と管内の医療機関との連携が必要であり、適切な受け入れができるよう改善を図っている。なお、塩川・甲陽病院については当番にかかわらず救急等の連絡を受けた場合、患者の状況を確認した上で可能な限り受け入れる体制である」との答弁がありました。

次に「第2子以上の保育料の無料化について、対象となった園児の数は、また未満児の割合と免じられた保育料の額は」との質疑に対し、「平成22年度4月の時点では公立・私立を含めた園児の数は1,211人、うち第2子以降は731人である。また、全園児のうち未満児は292人、うち第2子以降園児は204人である。また、第2子以降の保育料の免除にかかる試算額は8,400万円ほどで、うち未満児にかかる額は1,800万円ほどである」との答弁がありました。

次に「太陽光発電システム設置可能地点調査等業務委託事業の目的と調査結果については」との質疑に対し、「まるごとメガワットソーラー事業の関連で、市内の設置可能な公共施設について試験調査したもので、須玉ふれあい館、須玉保育園が設置可能な施設であるとの結果が出された。今後、国の助成制度を見ながらこの調査結果を生かしていく」との答弁がありました。

次に「北杜市地下水観測井戸設置計画策定業務委託事業の財源は、またその成果については」との質疑に対し、「環境保全協力金を充当して、観測井戸の候補、位置を含めたモニタリング計画、既存の井戸の調査、水源台帳の作成、既存の市営水道水源位置測定を実施した。地下水の賦存状況、地形等に鑑みて市内を9つの地下水区に分け、取水実態および取水の特徴等から観測体制の整備が必要な地下水区として、白州地区に2カ所の整備案が示された。来年度以降、観測井戸を掘ってモニタリングを行い、地下水の状態を把握し指導にあたっていく」との答弁がありました。

次に「市内の小中学校に交付された原っぱ教育創生事業補助金の目的は、また、学校の教育目標に従って、この補助金を自由に使うことができるものなのか」との質疑に対し、「この補助金は確かな学力の育成事業、すこやかな心とたくましい体の育成事業、未来を切り拓く力の育成事業において、各学校でこれらの事業の中で自由に使えることになっている」との答弁がありました。

次に「議会費において、市章の使用認可を受けずに政務調査費を充当して会派の会報が発行されている。北杜市市章使用に関する取扱要綱に違反した行為に対し、政務調査費が充当されたことは公費の不適切な支出ではないか」との質疑に対し、「政務調査費を充当して発行した会報と承認なしで使用された市章との関係は別々に考える。会報については、会派の調査研究活動、議会活動などを市民に報告するために発行するものであり、今回のケースにおいても所期の目的を達成しており、それに充当した政務調査費についても、市政に関する調査研究に資するため必要な経費として認められており、適正に支出されているものと判断した。また、政務調査費は議会規則において規定された用途基準に従い、会派あるいは議員の責任において適正に支出されているものと理解しており、執行側としては公金を管理するという立場から、今後も適正な支出状況の確認に努めていく。また、市章が承認なしで使用されたことに対しては、取り扱い要綱に基づく使用申請を行っておらず、このことは大変遺憾なことであると思う。今回の市民フォーラムの件については、文書により注意を行う。また、会報の内容について、平成22年度に発行された4回分の会報については、再度内容の検証を行うよう、関係部署に依頼した。その結果、損害を被るような重大な記載はないと判断した。同様に市の信用を失墜す

るような記載もない。ただし、今後明らかに事実を反し、損害を被るような記載などがある場合には適正な対応をする」との答弁がありました。

質疑終結後、「庁舎建設基金に4億400万円を積み立てている。また、一般会計から簡易水道事業特別会計へ繰り出し、責任買い取り制ということで、未使用の水道料金2億7千万円余が支出されている。これらの支出がなければ、国保税の引き下げや子ども医療費の中学3年までの窓口無料化の実現が可能であると考えるので反対」、一方「収納課の設置によりコンビニ収納の実施など市税の徴収率の向上が図られ、繰り上げ償還を積極的に行うとともに、臨時財政特例債の借入額を抑制するなど、財政の健全化に努められたことを評価する。また、国の緊急経済対策事業による雇用創出に積極的に取り組むとともに、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、安心・安全な学校づくり交付金等により学校施設および公共施設に太陽光パネルを設置したことは、人と自然と文化が躍動する環境創造都市にふさわしい取り組みであった。さらに指定管理施設、公共施設の長寿命化を図るため、きめ細やかな臨時交付金等を修繕費の財源に充てたことは、将来の財政負担を軽減するものと評価する。ほかにも原っぱ教育創生事業、生涯スポーツ推進事業、ため池安全対策事業、地域おこし協力隊支援事業、地産地消推進事業、ファミリーサポートセンター設置運営事業、防災無線整備事業、まちづくり交付金事業、地域公共交通活性化事業、まるごとメガワットソーラー事業、省エネ改修事業、姉妹都市交流事業、ベビーズ・ヴァカスタウン事業など、特色がありかつバランスの取れた事業が執行されていた。また3月11日に発生した震災に対しても、予備費の充当をいち早く行い対応したことは、今後の北杜市の市政に希望を感じた。しかし、市民フォーラム発行の会報において、北杜市の象徴である市章を無許可で掲載したことは要綱違反であり、その会報に政務調査費を充て市民の税金を使用したことは、市民の代表である議員としてあるまじき行為であり自主的に返還すべきと考える。政務調査費は歳出全体のごく一部であり、決算の認定においては、過去の執行に対して行うもので、将来に向かって予算の執行を拘束および、なんら効力を有するものではないと考える。一般会計全体を振り返ると、歳入歳出とも執行部ならびに職員の努力は高く評価するものである。政務調査費については、議会の今後の自浄能力に期待し、賛成」との討論があり、起立多数の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第5号 平成22年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「介護予防一般高齢者施策事業の、はつらつシルバー事業とふれあい広場事業の効果については」との質疑に対し、「これらの事業により、介護給付費の増加と介護認定率の上昇を抑制する効果が図られている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第7号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。

「水道使用料の滞納分にかかる徴収はどのように対応したのか」との質疑に対し、「滞納対策の方法としては督促状、催告書を送付するとともに、年度末には上水道課と各上下水道センターとで戸別訪問による滞納整理を実施している。また各上下水道センターでは、定期的に電話による納入指導、分納による徴収のほか、滞納者に対する戸別訪問を行っている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
次に認定第8号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「公共下水道整備事業の進捗状況は。また、北杜市全体の下水道事業において公共下水がどのくらいカバーするのか」との質疑に対し、「全体の整備可能面積は1,805.5ヘクタールで、平成22年度末までの整備面積は1,662.8ヘクタール、92.1%の進捗率である。また公共下水は市内全体の7割を占めており、残りの2割が農業集落排水、1割がエリア外の浄化槽区域となっている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
次に認定第9号 平成22年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「汚泥引き抜き処理はどのようにされているのか」との質疑に対し、「北部ふるさと公苑に運搬し処理を行っている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
次に認定第10号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「甲陵高等学校部活動助成事業補助金は、どのように使われているのか。また、部活動に伴うコーチへの報酬等はどのように支払われているのか。また、大会に参加するコーチの身分はどのように扱われているのか」との質疑に対し、「部活動のコーチに対する報酬は1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費の1節報酬から支払われている。また、県代表としてコーチが生徒を引率する場合の経費についても市が補助している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
次に認定第13号 平成22年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「みずきタウン8区画、城山団地3区画が残っており、年々路線価が下落する中で販売価格を値下げする考えはあるのか」との質疑に対し、「平成23年度に近傍の下落率に合わせ販売価格を見直す予定である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
次に認定第16号 平成22年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「平成22年11月28日から12月1日に、中国西安において実施した熱見財産区の研修は観光的要素が強く財産区の研修としては内容がかけ離れており、適切であったのか疑問である。この研修の目的と成果は」との質疑に対し、「西安の歴史文化を学ぶとともに、地域の森林の状況を学ぶことで財産区の目的である森林の保護、育成に努めることを目的とした研修であった。研修場所に観光地が入っており、研修の根本的な目的から離れるところもあるが、中国の歴史を知ることは財産区の委員としても必要なことであり、知識を広めることにより地域での活動に活かしてもらいたいということで場所を選定した。研修の報告書の作成を怠ってしまい、大変申し訳ない。研修の成果を書類に残すべきであり、これから作成する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成22年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成22年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成22年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成22年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成22年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成22年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成22年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第23号 平成22年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の15件については質疑・討論ともになく、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

4点にわたって、反対理由を述べます。

第1は、庁舎建設基金積立金が4億4千万円積み立てられたことです。また財政調整基金が1,456万円積み立てられ、合計4億3,200万円にもなっていることです。

第2は、一般会計から簡易水道事業特別会計に7億6千万円余を繰り出していますが、そのうち2億7千万円余は使っていないダム水の代金として、峡北広域水道企業団に支払っています。使った水量を買い取る制度に改めることが求められます。

第3は人事院勧告により北杜市職員給与条例が改定され、4月遡及による減額分、約580万円。給料表の改定による減額分、約50万円。期末勤勉手当の減額分、約5,260万円。住宅手当の減額分、約210万円。合わせて、6,110万円がカットされたことです。公務員労働者の暮らしや権利を守ることは、公務員に準拠する民間の労働者の暮らしや権利を守ることに繋がりますので大切なことです。

日本の今の現状は公務員の賃金を下げ、それによって民間の賃金を下げる。また公務員の賃金を下げるといふ悪循環に陥っています。このように労働者の所得の減少は、広く国民の家計

や暮らしに大きな影響を与え、景気低迷の悪循環を加速させるものとして、私たち日本共産党の議員2人は反対しました。

第4は、北部ふるさと公苑地域対策補償料450万円が支払われていることです。今では北杜ふるさと公苑ができ、合併前の長坂町の時代と違います。それなのに長坂町の4地区に毎年補償料450万円が支払われ、もう20年も続けられているのです。もうこの地域に補償する役割は終わったものと考え、廃止すべきものと考えます。

今、述べてきたようにお金はあるのです。市民の暮らしを支えるために使っていくことが求められます。高くても払いたくても払えない国保税を1世帯1万円引き下げると、約9千万円あればできます。また現在、子どもの医療費、窓口無料は小学校3年生までですが、約7,600万円あれば中学3年生まで拡大できます。県下の状況はどうなっているのか。山梨県社会保障協議会の調査によれば、今年4月1日現在、県下27市町村で小学校6年生までの医療費無料の自治体は11市町、中学3年生まで医療費無料の自治体は15市町村です。隣の韮崎市も今年の4月から小学校6年生から中学3年生まで医療費窓口無料になりました。小学校3年生までは、北杜市だけになってしまいました。子育ての手立てはいろいろバランスよく進めることは大切ですが、医療費窓口無料は子育て世帯にとっては、お金の心配なく医者にかかると大変好評なものです。ぜひとも来年4月から実現してもらいたいものです。

本来なら医療費無料は、国の社会保障政策としてやるべき仕事です。先進国では大人も子どもも無料が当たり前になっています。今、市民の暮らしが大変です。市民の暮らしを支えるための市政を願っています。

以上を述べて、認定第1号の反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入総額317億6,555万9,264円、歳出総額307億7,300万7,551円について、歳入については収納課の設置によりコンビニ収納の実施および市税の徴収に努め、現年度課税97.7%、滞納繰越17.3%、トータルで89.1%の収納率となり、前年度比0.8%の増となり、単純な試算で6,200万円の効果が表れ、特に滞納繰越については21年度決算と比較すると5%以上の伸びとなり、その努力がうかがえる。繰上償還を積極的に行い、その結果、実質公債費比率は18.8%で、繰上償還の一部については参入が認められず、0.3%上昇した。しかし将来負担費比率は108.4%となり、大幅に将来への負担を減らすことができた。臨時財政対策債についても、予算額が20億円のところを5億円の借り入れとし、いずれも財政の健全化に努められたことは高く評価したい。

国の緊急対策事業については雇用創出にも積極的に取り組み、ふるさと雇用19名、緊急雇用事業131名、総額2億1千万円を国から山梨県へ積み立てられた基金からの歳入により事業実施をされた。

学校施設および公共施設においての太陽光パネル施設の設置は、人と自然と文化が躍動する環境創造都市としてふさわしく、約9億6千万円の事業内訳は経済危機臨時交付金、公共投資

臨時交付金、安心・安全な学校づくり交付金等で事業実施については2エリアプロポーザル方式を採用、太陽光パネル設置について地元業者育成を図られたと考えられる。

指定管理者施設公共施設においても、きめ細やかな臨時交付金等を財源に長寿命化を図り、将来の負担を減らすために修繕費に充てたことは賢明であると考えます。

事業内容については原っぱ教育創生事業、生涯スポーツ推進事業、ため池安全対策事業、地域おこし協力隊支援事業、地産地消推進事業、ファミリーサポートセンター設置運営事業、防災無線整備事業、まちづくり交付金事業、地域公共交通活性化事業、まるごとメガワットソーラー事業、省エネ改修事業、姉妹都市交流事業、ベビーズ・ヴァカスタウン事業などそれぞれに特色があり、なおかつバランスの取れた事業執行であったと考えます。

また3月11日に発生した震災に対しても予備費の充当をいち早く行い、対応したことは今後の北杜市の市政に対し希望を感じた。しかし、支所費の事業執行にあたっては本庁との連携不足がうかがえ、また補助金等については統一的な見解に立っての助成が必要であると考えます。

また誠に遺憾なことでありますが、議会会派市民フォーラム発行の会報において、北杜市の象徴である市の市章を無許可で掲載したことは要綱違反であり、この要綱違反の会報に政務調査費を充て、市民の税金を使用したことは市民の代表である議員としてあるまじき行為であり、自主的に返還すべきと考えます。しかし、この政務調査費は歳出全体のごく一部であり、決算の認定については過去の執行に対して行うものであり、将来に向かって予算の執行を拘束および、なんら効力を有するものではないと考えます。

一般会計全体を振り返ると、歳入歳出とも執行部ならびに職員の皆さんの努力は高く評価するものであります。政務調査費については議会の今後の自浄能力に期待し、認定第1号 平成22年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

（ な し ）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

平成22年度決算報告に対し、賛成討論を行います。

認定第1号 平成22年度北杜市一般会計決算について、賛成討論をいたします。

地方自治体を取り巻く厳しい状況下にあって、歳入にあっては各種の臨時対策交付金の獲得に事業提案を行い、鋭意努力したことによって財政健全化の底上げにつながり、繰上償還の実施および基金への積み立てを行い、将来への財政負担の軽減につながることを考える。

事業の取り組みについては国および県の交付金・補助金を充当し、市税からの歳出を抑え、事業によってはほぼ国からの交付金で成果を挙げた事業が多く見受けられたのは、22年度の特色であると考えます。

しかし誠に悲しい事実ではありますが、市民フォーラム発行の会報に北杜市の象徴である市章が無断で使用され、なおかつ市民の税金が100%財源とされている議会費の中の政務調査費が充てられていたことは遺憾であり、即刻、自主返納すべきと考えます。市章の取り扱いについては北杜市の要綱においては申請を行い許可が必要とされており、一般的には意匠と同等の扱いと解釈すれば、無断使用においてはその程度に応じて厳しい罰則が適用されます。この問題

は議会の自浄能力が試されるところであります。市民への説明責任をはじめ、議会の対応が必要と考えるところであります。

決算についてはおおむね良好と判断し、本案に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、認定第1号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第23号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第23号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

○議長(秋山俊和君)

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林忠雄君。

○9番議員(小林忠雄君)

先ほど決算特別委員長の報告の中で字句が、起立採決とあるところを起立多数というような個所があるそうです。またほかにも若干あるかと思いますが、この原案のとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

今、委員長の報告のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

先ほどの賛成討論の中、最後のほうで歳入歳出とも執行部ならびに議員の皆さまというふうな発言をしてしまいました。職員の皆さまの誤りであります。大変失礼をいたしました。訂正をお願いします。

○議長(秋山俊和君)

字句の訂正でございますね。よろしく願いします。

(「議長。」の声)

坂本治年君。

(「動議。の声」)

暫時休憩します。

議会運営委員会を開催してください。

議運の委員長は招集してください。

再開時間を11時40分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時40分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

坂本治年君、発言を許します。

坂本治年君。

○17番議員(坂本治年君)

秋山俊和議長の議長の辞職勧告決議案を提出いたします。

○議長(秋山俊和君)

ただいまの動議に賛成の方は。

(はい。の声)

所定の賛成がありますので、動議は成立しております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○議長(秋山俊和君)

再開します。

辞職勧告決議案ということですので書面でいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議案に取り上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長(秋山俊和君)

再開します。

坂本治年議員、決議案を書面でお願いします。

案件に取り上げたいと思いますので、決議案でございますのでよろしく申し上げます。

坂本治年君。

○17番議員(坂本治年君)

休憩をお願いします。

○議長(秋山俊和君)

では、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午前 11時42分

○議長（秋山俊和君）

それでは、再開いたします。

坂本治年君、休憩の時間はどれだけいらいますか。

○17番議員（坂本治年君）

今40分ですから、12時ごろまでお願いしたいんですが。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

議事進行の動議を提案いたします。

12時ということになりますと、お昼ということもございますので、お昼の休憩時間を挟んでの再開ということでお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

坂本治年議員、いかがでございますかね。決議案等の作成時間とか、そういったものがあるでしょうから、お時間があつたほうがよろしいんじゃないですか。

○17番議員（坂本治年君）

よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

それでは内田俊彦君の動議を認めて、再開時間を1時半といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま坂本治年君ほか3人から、議長辞職勧告決議案が提出されました。

暫時休憩をいたします。

議会運営委員会を開催してください。

その場で暫時休憩をお願いします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時41分

○議長（秋山俊和君）

それでは、再開いたします。

お諮りいたします。

議長辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって議長辞職勧告決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

私の一身上に関する問題でありますので、副議長に議事進行をお願いいたします。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○副議長（内田俊彦君）

再開いたします。

これから議長に代わりまして、私が議長を務めさせていただきます。

追加日程第1 発議第5号 秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案を議題といたします。

議長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により議長 秋山俊和君の退席を求めます。

（退席）

提出者の説明を求めます。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

文書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

発議第5号

北杜市議会議長 秋山俊和様

平成23年9月29日

提出者

北杜市議会議員 坂本治年

賛成者

北杜市議会議員 坂本 静

〃 篠原眞清

〃 小林忠雄

決議案の提出について

地方自治法第112条第1項および北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、下記の議案を提出する。

議案 秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案

提案理由

本年3月の定例会で秋山俊和議長の不信任が賛成多数で可決されたにもかかわらず、議長職に留まるという異常な事態が続いている。法的な拘束力がないとはいえ、議会の議決を軽視したことは議会の権威を失墜させ、議会の信頼関係を裏切る行為であるといえる。

また、北杜市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則7条で定められた収支報告書の写しを市長に送付することを怠った行為は、明らかな条例施行規則違反である。

以上を提案理由とする。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論の方の挙手をお願いいたします。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

議長辞職勧告決議案に反対の立場で討論をいたします。

平成23年3月11日、本会議において議長の議会改革への指導力の欠如と偏った議会対応との理由で不信任動議が出され、それが可決されました。しかし議長は、この状況を真摯に受け止め職に務めると述べ、議会の会議の進行を続行いたしました。以来、議長は真剣に議会改革に取り組むべき全員協議会を開き、すすめとして著名な講師を招いての勉強会を開催。まず議員全体の共通認識の構築に段階を進めてきました。

しかしそんな矢先、会派明政クラブの政務調査費を使っての北海道先進地視察研修の報告書に、ときの保坂多枝子代表者の夫が欠席者の代理参加という不適切な取り扱いがあることを議長が指摘。市長に報告。市長は政務調査費の返還を求め、その後、明政クラブが返還したことが明らかになりました。後日このことが山日新聞で報じられ、市民・県民の知るところとなっております。

しかしこの間、議長が指摘したその直後に、あろうことか坂本治年現会派代表が報告書の差し替えを再三申し出、議長は正式に受け付けたものであり、受理した以上は公文書となっている。差し替えは隠蔽行為となり、差し替えすることはできないと断ると、あたかも議長の対応が悪かったかのごとく対応されたとのことでありました。

そのことを十分承知しておられるだろう提案者、その提案者である坂本治年議員は市章の取り扱いについても市民フォーラムの要綱を違反した事件とは別に、明政クラブの先般の会報の中で無届使用を行い、あたかも総務課の指導不足かのように、提案者はそういう主張を行いました。その提案者の今回の言い分に対し、私は到底、理解はできません。北杜市議会の名を汚し、市民の信頼を失うことを極力回避すべく心を砕いてこられた議長に対して、辞職勧告はまさに暴挙であり、断固反対するものであります。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

次に賛成討論の方、ございますか。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

秋山俊和議長辞職勧告決議案について、賛成の立場で討論いたします。

3月11日に秋山議長不信任案が議決されたにもかかわらず議長の職に留まり続け、この間の全員協議会等の進め方を見ると中立性を欠き、このままでは議会改革はおろか議会運営に大きな支障を来し、到底市民の負託に応えることはできないものと判断せざるを得ない。

1つ目として、経済環境常任委員会の委員会構成を巡り、再三空転して委員会構成が非常に遅れたことに対する責任であります。本来はこの局面を打開し、收拾すべき立場にあるにもかかわらず、中立性に著しく欠け、議会を代表する議長の職務を果たしたとは言えません。一方

に偏ることなく、公平・公正な議会づくりの役目が果たされていないこと。

2つ目。7月29日、毎日新聞に掲載された「政治倫理審査会における会派對立 子どものケンカ」は県下の多くの県民に知られるところになり、北杜市民からも議員は一体何をしているんだといった批判が繰り返し聞かれ、市民に返す言葉もありません。このままでは市民から議員が見放されてしまう。早く正常化されなければならないと思っております。

3つ目は、議会活動を市民の皆さんに知ってもらうことが大切であります。そのために全国各地に視察研修にも行っています。大いにこれらを参考に、北杜の議会はよくやっているとの市民の声が必要なんです。議会改革に手が付けられていない現状は大変、残念であります。

以上の理由により、秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案に賛成いたします。

○副議長（内田俊彦君）

次に、反対の方の討論はございますか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

反対の立場で討論いたします。

私は今、行われている政治倫理審査会の中で、立場上でもこのことに今日、今この場で触れないわけにはいきません。

23年5月20日、明政クラブ代表 坂本治年議員の出した議長への意見書の回答についてでございます。ここには、長くなるといけませんので端折りますが、ご理解ください。会派の一人である議員が研修の直前に体調不良で急きょ不参加になりました。一般の方を運転手として参加させました。議員研修の趣旨に反し、市民に誤解を与える行為であったとの結論に至りました。明政クラブ代表として、今後このような基本的な過ちがないよう、議員として自覚を新たにし、議会活動をしてまいる所存であります。議長をはじめ北杜市議会に大変、ご迷惑をお掛けしたことに對し、心からお詫び申し上げます。これが1つ目です。

2つ目に、全文は省略しますが、一般人を急きょ参加させたことが不適切であり、政務調査費として共通経費に計上すべきではありませんでした。私たちの政務調査費に対する基本的な認識不足が根底にあったことを深く反省しています。こういう文書を、坂本議員は5月の時点を出しているわけですよ。この政治倫理審査会が始まった、一番のものはここから始まっているんですよ。このときに一言、議員の前で申し訳なかったといえば、今のこのケンカはないではないですか。今ここで議長の指導力不足を指摘し問題にしているわけで、まったく言うことが違います。議長に対する辞職勧告決議など、到底、私には考えられません。

もう1つ、追加させていただきます。

今の小林議員の賛成討論の中で、経済環境常任委員会構成のことが出ました。これが遅れたときに、当時の代表、あなた、ここにおられました。こんなことがよく平気で言えましたねと私は感じています。これは追加です。

いずれにしても議長に対するこの決議案など考えられませんので、私は反対討論いたします。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

次に賛成討論はございますか。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

秋山俊和議長の辞職勧告決議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

議長は、議会を構成する議員の総意をまとめている立場にあると考えます。会派や個々の議員の意見や主張が分かれたときは中立・公正を保ち、それぞれの考えや思いを尊重し、議会の良好な運営や議会の充実を図ることも重要な職務の1つであると考えます。

そこで賛成理由として、秋山議長は3月議会で不信任決議を議会で議決されました。また常任委員会構成を巡り、昨年12月から今年の2月まで約3カ月余りの間、その決着が見られず空転した際も、議長としてその指導や努力が見られなかったと私は感じております。

以上の理由により、秋山議長の辞職勧告決議案に賛成の討論といたします。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

反対の方の討論はございますか。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

反対の立場で討論をいたします。

議長の辞職勧告決議案を出された方々を見ると、明政クラブの方、市民フォーラムの方がここに名前を連ねておりますが、まさにこの下に書いてある政務調査費の使途の件について、今日、午前中も話題になりました市章の件、それから北海道研修の件、非常にこれは遺憾であり、即刻、これはこの会派の方々は結論を出すべきであります。特に市章については即刻、返還、返金すべきだと私は考えております。

明政クラブに対しては坂本代表をはじめ、特に坂本代表が書いた文書については、その都度その都度、言うことが変わってくる。二転三転してしまう。政治倫理審査会が今、開かれておりますが、では何をわれわれは信用すればいいんだと。今、こういう状態であります。こういう方々が出されている、この辞職勧告決議案、これはちょっと、私としては納得がいかないです。このことが通るんだったら、北杜市議会の常識というのはなんなんでしょうか。決まったことをひっくり返す、ルールも守れない、そういうことでもいいんでしょうか。私はそうではないと思うし、もっと紳士的に議員同士が政策議論して、よりよい市を目指すべきではないでしょうか。私はこういうことを思って、それぞれがお互いに反省するところは反省して、悪いものは悪いと認めて、そこからスタートではないんですか。今日のこの辞職勧告決議案だって、時間の空転ですよ。

以上をもって、反対討論とします。

○副議長（内田俊彦君）

賛成の方の討論はございますか。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

私は、議長の辞職勧告に賛成の立場で討論したいと思います。

3月定例議会で議長の不信任が議決されましたが、議長は辞職することなく、そのまま議長職に就任しており、議会がますます混乱しています。今の混乱は誰から見ても明白であり、議長のリーダーシップが問われています。早速にも辞任をし、議会が正常化することを求めまして、以上の理由で議長の辞職勧告に賛成の立場で討論します。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

反対の方の討論はございますか。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

反対の立場で討論をいたします。

議長辞職勧告とのことですが、議長は誠心誠意、議会改革にまい進しておられます。それに引き換え、明政クラブ代表の坂本議員の方々は間違っていることがたくさんあるのに謝ろうとしません。そのような方が秋山議長と交代することがふさわしいでしょうか。

その1つに、北海道への会派研修があります。この問題は決算特別委員会でも取り上げられ、市でも不適切と判断されて返還命令が出されております。議長に提出した書類の差し替えを求めるとか、お金を返したからいいという、そういう問題ではないと思います。

2つ目に政倫審、委員選任で個人名を出して非難しております。個人の名誉に関わる問題であり、事実と違っております。直ちに陳謝して取り下げてほしいものです。数の力で正しいことを否定されることは絶対に許されないと思います。

以上で終わります。

○副議長（内田俊彦君）

賛成の方の討論はございますか。

渡邊陽一君。

○2番議員（渡邊陽一君）

秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案の賛成の立場から、お話をさせていただきます。

公平・中立な議会運営ができず、指導力を発揮できず、議会の取り組みもまとめもできず、混乱を直すこともできない。そんなことでもって、この議会が運営できないと思いますので、議長辞職勧告決議案に賛成の立場で討論を終わります。

○副議長（内田俊彦君）

反対の方の討論はございますか。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

反対の立場で討論をさせていただきます。

本来、不信任という言葉は信用できない、任せられないということになります。では誰に任すのか。やはりそこらへんを議員一人ひとりがここ半年余りの動きを見れば、正常な考えをお持ちの方であれば分かると思います。私は議長に何か問題点があったのかと、ここに若干書かれていますけども、議会運営または言動、態度、行動ですね。今たぶん、北杜市議会を代表して、議員の代表であったり、市民の代表としての人間性でいうと一番適格だと思っています。その議長に対して不適格というような意味合いでの不信任、これはちょっと値しない言葉だと思います。ぜひ議員がこの地域での、皆さんも大勢の市民の負託を受けて議員になられた立場であれば、よくそのへんを胸に手を当てて考えてもらいたいと思います。その判断がちゃんとできないような、私たち議員であったならば大変寂しいと思っています。

そんなところをもって、決議案に対しては反対の立場で討論させていただきました。

○副議長（内田俊彦君）

賛成の方の討論はございますか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案に、賛成の立場で討論いたします。

議長は特定の会派に所属しております。2期目の議会がスタートしたとき、議員全員が合意したことであり、私もこれに反対する立場にはありませんし、反対するものでもありません。しかし、議長としての公平・公正さを保つには、それに対して細心の注意と全議員からの信頼が必要であると思います。

今のこの決議案に反対する討論を聞いてみましても、また3月の不信任案に対する反対の討論の中でも、例えば議長はことごとく個々の議員を尊重し、議員の意見を聞くという態度を今日まで貫いてまいりました。また私見を廃し、公明正大に辛抱強く議会運営に努めてこられました。常に公平性と全議員の立場を考え、市民のことを考え、立派にやってきました。極めて中立・公正でございます。これらはみな、議長が所属する北杜クラブのメンバーの方から出されたご意見です。

中立・公正というのは、自分の所属会派を離れて他会派から言われてはじめて意味があり、価値が出るものだと私は考えます。現に今回の提案理由の扱いにしても、昨年12月に委員会委員の辞職勧告の決議案が出されましたが、それは北杜クラブの千野秀一議員から出されたものですが、それに対しては文書の提出を求めておりません。また、政務調査費の返還も認められた例がありますが、明政クラブが自主返還をしたいと申し出たことに対しては、議長は頑と受け付けなかったと聞いております。

このように特定の会派にとってはあれですが、全体から見れば中立・公平な議会運営をしているとは私は到底考えられませんので、この秋山俊和議長、議長辞職勧告決議案に賛成いたします。

○副議長（内田俊彦君）

反対の方の討論はございますか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

私は、議長の辞職勧告決議案に反対の立場で討論をいたします。

ただいま賛成者の皆さんがおっしゃっていましたが、北杜市議会は何をしている、これは市民の大きな声です。それは確かです。しかも委員会構成を横柄・不公平、リーダーシップをとらない。そのもとになっていたのは、小林忠雄議員が委員長でした。

それから子どものケンカといわれている政務調査費の問題についても、これは政務調査費の正しい用途については、今、非常に大きな議論を呼んでいるところです。それが文書を差し替えてください、議長に最初に言ってきたのはこのように言われたといわれています。しかし、いつのまにか自主返還を断られたという言い方をしております。自主返還は会派の考え方の中で自らできるものなんです。公文書を差し替えるということは、大きな問題になることなんです。そのへんの言いまわしが、もう変わってきています。

市章についても同じです。いつでも正しいことが正しいと通らない議会。しかも自分たちの都合のいいように、いつでも言いまわしが変わってきます。議長は公正・公平ではないと言わ

れていますけども、この正しいことを正しいと市民の負託を受け議会運営をしている中で、常に開かれた議会、公正・公平な議会運営のために努力をしてきています。3.11以降の東日本大震災に対しても、すぐに議会として災害対策検討会を立ち上げて各委員会の中で、議会として防災についてどのような対策が練られるか、そのように努力をしてきています。正しいことが正しいと通らない議会運営、ご苦労が多いと心中お察し申し上げます。私は先ほど、議会運営を充実させるために、日々努力している議長の辞職勧告決議案に強く強く反対するものがあります。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

賛成討論はございますか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

秋山俊和議長の、議長辞職勧告決議案に賛成の立場で討論します。

政務調査費を私たちは自主的に返還を求めたにもかかわらず、議会をとりまとめるべき立場にある議長は会派明政クラブの政務調査費の件に対して、重大な過失があるとして意見書で指摘し、回答を求めました。会派としては配慮に欠いた行為であったことを認め、全額返還の意思を回答しましたが、それを認めず、執行に事実を隠蔽しているとの意見書を送付して、市長から不適切であるとして返還された行為は、議長として本来あり得ないことを議長が自ら行ったことであります。

議長は市議会の代表者であります。議会の中に相反する意見、意思があるならば双方の意見を尊重することが極めて大切だと思います。議長は議会を構成する議員22人の総意をまとめる立場にあります。その総意をまとめるには、個々の議員の意見が分かれたときは中立性を守ることが基本的に求められています。しかし議長にはその姿勢が見られず、公正な議会運営ができないものと判断せざるを得ません。

以上の理由により、議長の辞職勧告決議案に賛成するものであります。

○副議長（内田俊彦君）

反対討論の方はございますか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案に対して、反対の立場で討論いたします。

先ほどの賛成討論の中に、今般の明政クラブの22年度の政務調査費収支報告書、その扱いについて、何か議長が議長でないような不適切な処理をしたような賛成討論がありましたが、あくまでもですね、私も一言申し上げます。今般のこの政務調査費の収支について、政治倫理審査会の設置を請求した議員の一人でもあります。本来、政務調査報告書を提出し、それをもって議会の責務を果たすところが、内容について議長が問い質したところ、それでは差し替えていただきたい。そんな話があるんでしょうか。この点については、内容を精査していただきたい。そして、また議会として政務調査費の使い方、また市民に対しての説明を広く周知していきたいと、議会のあり方を検討したいという意味もありまして請求をした一人でございます。そういった中でもしっかりと、秋山議長は議会の代表をなされていると私は考えております。

また一部、先ほどの賛成討論の中で会派の方々の意見だけを注視といいますか、重要視してというような賛成討論がありました。この議会、とんでもございません。基本的に全員協議会においても秋山議長は終始、すべての議員の意見を聞き、その中で判断をしまいたたものでございます。その中に当然、賛成・反対があるわけですよ。そういったことも公平・中正に今まで議事をリードしてきたと私は考えております。

3月の不信任案のその提案の理由も、言ってみれば提案した方々の一方的な理由のように感じて、私はその点でも反対を申し上げました。何より秋山議長、非常に議会改革にも取り組んでおります。議会の審議の内容も、質問以外にも議案審議、すべてを放送するように、市民に伝えるようにと努力しております。

以上、秋山俊和議長、議長職を真摯にまっとうしております、努力しております。以上の理由をもちまして、この決議案に反対いたします。

以上です。

○副議長（内田俊彦君）

賛成討論はございますか。

（なし）

ほかに討論はございますか。

反対討論ですね。

（はい。の声）

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私は、議長の辞職勧告決議案に反対の立場で討論をいたします。

3月11日に不信任案が提出され、可決されました。その理由が公平・公正でない、議会改革に真摯に取り組んでいないという理由で提案され、可決されました。その公平・公正でないという理由が先ほどから言われております、経済環境常任委員会の構成の件が強く取り上げられました。私も当事者でありました。委員会構成が混乱したのは、議長の指導によって混乱したのでありません。委員会の中の問題です。当然これは議員として、委員会構成については自主性を持ってやるべきことでございます。議長に口を挟んでもらって、そしてその議会構成ができる。これは議員として、私は恥ずかしいことだと思います。自らが自らの自浄能力の中で解決すべき問題。幸い秋山九一議員が回を重ねているということで総務常任委員会に異動してくださいました。それで構成ができたわけでございます。これはいわゆる、この経済環境常任委員会の中で、時間をかけて協議した、検討した結果でございます。議長がなんら責任を持っているところではありません。

議会改革につきましても、先ほど来、賛成討論の中で話がされております。開かれた議会にするために日夜努力してまいりました。実績も残しております。この案を提出した坂本治年議員も会派の、北海道研修についての政務調査費の報告書につきましても論議がされてございます。これは政治倫理審査会で今、審査中でございます。これが5月20日の明政クラブの代表、坂本治年議員からの議長への政務調査費の意見書の件について回答ということで、その中に記載してございます。会派として検討した結果、議員研修の趣旨に反し、市民に誤解を与える行為であったとの結論に至りました。中略。速やかに、この研修に関わる政務調査費については、全額を返還して改めて収支報告書を提出いたしますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

ますと。中略でございます。それから議員研修に運転手として一般人を急きよ参加させたことが不適切であり、政務調査費として共通経費に計上すべきではありませんでしたという回答が議長に文書でされました。しかし政治倫理審査会の中で、現在ではと云ってよろしいかと思えます。政務調査費を全額返したので、法的になんら問題ないという姿勢をとっております。このような見解の中で、議長の不信任が法的に拘束されていないということを承知しながら、自分たちのはいいんだよという姿勢がとられていることは、これはまた遺憾でございます。

議長自身が議会改革には公正・公平というところで、議会改革について提案されました議会の報告会、これについても9月の定例会以後、真摯に検討するという方向も出されております。市民の負託に応えるべく、議会をあげて取り組むべきときでございます。このように一生懸命、北杜市民のため、また議会のために一生懸命努力している、この秋山議長に対する辞職勧告決議案、これには強く反対をいたします。

○副議長（内田俊彦君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

本動議のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

したがって、発議第5号 秋山俊和議長の議長辞職勧告決議案は可決されました。

議長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○副議長（内田俊彦君）

再開いたします。

議長を交代いたします。

暫時休憩。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

ただいま、私の議長辞職勧告決議案が可決されたということでございます。それを受けまして、私は自治法で決められている任期は議員任期と同じく4年であります。北杜市議会では議

長の任期途中での交代等は決められておりません。

本市議会を考察してみますと、間違いを正当化しようという方々が多くいらっしゃるよう
に考察されます。そのような数の暴挙に屈することなく、市民の皆さまの負託に応えるべく市議
会の正常化を図りつつ、まい進努力する覚悟でございます。

(「議長、動議。」の声)

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

内田俊彦副議長不信任の動議を提出いたします。

○議長(秋山俊和君)

賛成者は。

(「賛成。」の声)

所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時32分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

ただいま篠原眞清君から副議長不信任の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので動議
は成立いたしました。

お諮りいたします。

副議長不信任の動議を日程に追加し、副議長不信任の件を追加日程第2として日程の順序を
変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、副議長不信任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

追加日程第2 副議長不信任の件を議題といたします。

副議長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により副議長 内
田俊彦君の退席を求めます。

暫時休憩。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

渡邊英子君。

○15番議員(渡邊英子君)

休憩を求めます。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩をしたいと思います。

再開時間を3時といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時01分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

提出者の説明を求めます。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

ただいま追加日程となりました、内田俊彦副議長不信任について提案理由を申し上げます。

ご案内のように、地方行政は首長と議会による二元代表制のもと運営されてまいりました。また昨今の地方分権、さらに一歩進んで地方主権の流れの中で、特に議会は数次にわたる地方自治法の改正により、その重要性を増すとともに権能が高められてきました。この流れを受け、市民の議会を見つめる視線も期待とともに厳しさが増してきております。

このような中、全国的にも地方議会が課せられた職責を果たし、市民のニーズに応えるために市民の懐に議会自らが飛び込み、また市民の議会への参加を促す議会改革に積極的に取り組んでおります。

ところで私どもの議会も合併後2期目を迎え、さまざまな課題を抱えた北杜市の将来を切り開くことを求められております。一日も早く開かれた議会を実現し、市民と一体となり、市民の信頼のもと具体的施策の実現に努めなければならない大事な任期でありながら、現実には遅々として、その議会改革が進んでおりません。その要因は議会改革の実現に率先垂範すべき秋山議長のリーダーシップ欠如であり、また秋山議長の強い要請により議長と一体となり議会運営に当たってきた内田副議長の責任も大きいと私は考えております。

また内田副議長は北杜市議会の議決事項を率先して遵守し、他の議員にも遵守を求める立場にありながら、3月定例会で北杜市議会が議会の意思として示した秋山議長の不信任決議の遵守に基づく議長辞職の実現が果たせず、議会の混乱の一因となっており、その責任は重いものがあります。

よって、今、北杜市民が求める議会改革の実現と議会の正常化のため、内田副議長の不信任を求めます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

同じ会派ということで、最初にやらせていただきます。反対の立場で討論をさせていただきます。

1つ例に挙げてみます。今回の決算特別委員会でも問題となった市民フォーラム市章使用の件についても、特別委員長である小林委員長が市民フォーラムに属していることを考えると、本来であれば委員長報告は副委員長が行うべきであります。しかし、内田副議長の提案で副委員長が作成して小林委員長が報告するというので、ある意味、委員長を守ったこととなります。こういった場面がこれまで数多くあったと皆さん承知をしていると思います。このように議員一人ひとりの立場を守って、現実、議会を議長と一緒に運営しているというのが今の現実であると思います。

これを理由に反対の討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

賛成者の発言を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

内田副議長の不信任に、賛成の立場で討論をいたします。

内田副議長が所属されている公明党は、地方議会の改革に大変熱心に取り組まれていると私も存じ上げております。ホームページを見させていただきましたが、例えば最初にある議会基本条例の制定、それについては市民フォーラムも当初から掲げている目標であり、喜んで話し合いに応じるつもりでおります。また議会改革委員会にしても、議会報告会にしても、北杜市議会はその芽を大いに持っているとは私は考えます。それは平成22年9月に提案された議会改革特別委員会設置の動議であり、また共産党が提出された要望書や申し入れでも明らかであります。

しかしこの間、議長と一体となって議会運営にあたり、議会改革を推進すべき立場にあった内田副議長のもとでも、私は議会改革は一向に進んでいないと思っております。議会改革の具体化をする話し合いの場は、ほとんど持たれておりません。現実問題として議会基本条例の制定も、議会改革委員会の設置も、議会報告会も北杜市議会では行われておりません。このように議会改革が進んでいないということをもちまして、私は内田副議長の不信任案に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

反対者は。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

内田副議長の不信任案について、反対の立場で討論をいたします。

副議長は常に自治法、北杜市条例、会議規則に精通し、議会を円滑に運営するよう議長を補佐し取り組んでいます。副議長の危機管理、これは非常に厳しく、また高いものがありまして、震災のとき、台風のとき、また大雪が降ったとき、それぞれおのおのいろいろな災害、いろいろな問題が起きたときには一番先にその現場に立ち、常に議会として何をすべきか。委員会としてできることは何か、議長と相談し、それぞれの委員長を生かすべく提案を議長とし合っています。

今、議会改革が進まないということを言われましたが、議会改革が進まないのは全議員の責任であります。議会改革をすべく話し合いをする。このようにことごとく、いろんな問題が起きている中で、一つひとつきちんと解決すべく取り組んでいるのは、議会改革の大きいもので

はないでしょうか。議会改革のために議論をする、そのことが議会改革ではないと思います。

今、北杜市議会は、先ほども議長のときに言いましたけれども、正しいことが正しいと判断されない。そのような議会の中で、副議長は常に全議員を生かすべく行動をしています。ときには言葉も激しく、きついときがありますけども、その中でも議員一人ひとりがその役の中でしっかりとことを運べるように、常に議長と相談しながら手を差し伸べているはずです。そのような、副議長、今、北杜市議会は大きな岐路に立っています。その中で、私は副議長が北杜市議会にとっては大変、必要な人材であると考え、不信任案に反対をするものであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

賛成の方の討論はございますか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

内田俊彦副議長の不信任動議に賛成の立場で討論します。

内田副議長は秋山議長と一体となり、北杜市議会を構成する議員22名の総意をまとめる立場にあります。仮に議会の中に相反する意見があるとするならば、双方の意見を尊重することが極めて大切であります。議会のリーダーとして、その総意をまとめるには、個々の議員の意見が分かれたとき、常に中立性を保ち、とりまとめていくことが基本的に求められています。しかし、内田副議長には議長とともに収拾する姿勢が見られず、公正な議会運営ができないものと判断をせざるを得ません。

以上の理由により、副議長の不信任案に賛成するものであります。

○議長（秋山俊和君）

反対の方の討論はございますか。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

私が議員になってから、まず基本的に反対討論ということで討論させていただきます。ため池での小学生の事故がありました。その1年後、その子の命日に内田副議長は行かれています。たぶん議員、皆さま市民のことを思ってと口々には出していますけども、心を持っての行動というのはどうでしょうか。書き物で何か表現したり、上手に立派に表現すること、これも一つ、議員では見せ場かもしれません。私はいつも、昨日の一般質問でも出させていただきました、心ある人たちであってほしいなど。副議長そういう面で、非常に心を持つがためにすべてに対して本気になっています。そのことこそ、ものすごく議員としては大事なことであって、私たちはときに場を与えられているのではないはずです。今後の将来にわたっての子どもたちの生きる地域づくりのために、今、本気でやるというのが私たちに課せられた立場だと思います。

そういう面からしても、私は多くの先輩議員の方たちを前に、大変失礼かもしれませんが、一番、今、参考になっているのは副議長です。ぜひそういう面では、心ある議員の姿勢を表現する意味からしても、この不信任案に対しては真っ向反対とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございますか。賛成の方の討論はございますか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

私は、副議長の不信任案決議賛成の立場で討論をいたします。

副議長は議長に事故あるとき、また欠けたとき議長の職務を行うとあり、病気療養、旅行、除斥等により会議に出席できない、また出席しても視力、聴力、言語障害のため議長の職務が執行できない場合、副議長が行うとされております。しかし、わが議会において議長と副議長はまったく同じ立場のように発言し、権限を振るうような状況が見られるわけであります。このようなことは認めるわけにはいきません。

以上の理由によって、不信任決議案に賛成の討論をいたします。

○議長（秋山俊和君）

反対の方の討論はございますか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

誠に残念であります。このような不信任案が出ることを誠に残念に思います。内田副議長は、これまで北杜市議会の機能と権威を誰よりも重んじており、たぐい稀な識見のもと議員一人ひとりの立場を守り、その意見を聞く中で円滑な議会運営に努めてきました。今の北杜市議会がこれまで自由活発な発言ができていたのも、すべて内田副議長の目指す議会の形だというふうに思っております。そういう意味で、この不信任決議案には心から反対いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

賛成の方の討論はございますか。

（ な し ）

ほかに。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

反対討論をさせていただきます。

内田副議長の不信任決議案に反対の立場で討論いたします。

まずもって、先ほどの不信任案の提案理由に3月の議長の不信任が議決されて、それに基づいて副議長が何か努力なさっていないみたいないように私は聞こえておりますが、そもそも議長不信任案これについても、議長の職責また職務は4年間保障されております。その意思を尊重することは当然のことであります。

それから内田副議長におかれましては、副議長就任以来、よく議長を補佐し、必要に応じて意見を申し上げ、それで議会運営に尽力をしていただいております。私も認めるところでございます。

また、先ほど議会改革の点について遅々として進んでいないではないかというようなご発言がありました。そもそも議会基本条例、その他議会改革に対して、必要があれば議会運営委員会がございまして、そういった会派を超えて話し合い、また議会運営委員会に諮るように議長に提言をすとか、そういった方法はございまして。

以上、内田副議長就任以来、議会運営よくよく議長を補佐して努力し、懸命に市民のために働いていると私は認めておりますので、この不信任案に反対いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございますか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

賛成討論がないようですので、反対討論をさせていただきます。

先ほど来、話が反対討論の中で出てございます。内田副議長は議長をしっかり補佐しております。法令にも精通し、また議会のあるべき姿、これをしっかり持ってください。議会改革が進んでいないのは議長・副議長の責任だと言われておりますけれども、先ほど来、全員の責任であるということを言われております。

昨年の9月に、議会改革についての特別委員会の設置についての提案がございました。これに厳しい指摘も彼はしてございます。しかし、それは議会としてどうあるべきかということを実際に考えて、そしてその中で議会改革がどのようにするべきなのかということを追求め、またそれに沿っていくべきという考えのもとに提案者の考えを聞いておりました。最終的には提案者が取り下げたというような経緯もございますけれども、それも最後に決して提案者が傷つかないような方法で收拾もしてございます。

また、決算特別委員会の中で審議中に監査委員事務局に議員が行って、どのような話をしたか私には分かりませんが、あのかのときの報告の中で説明がされましたけれども、やはり自分たちの立場をしっかりとわきまえていけば、そういうことはしなかったはずでございます。そのところを指摘しておりました。しかし、それも最終的にはその人たちが傷つかないような方法での收拾も提案してございます。

非常に厳しい点もございます。しかし、先ほど小須田議員からも話がありましたけれども、非常に心のやさしい副議長でございます。議長経験者として、内田副議長は素晴らしい副議長であると私は評価をしてございます。

よって、この不信任案には反対をいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

申し訳ありません。私も反対の立場で討論させていただきます。

副議長は各種法令、条例に精通し、議長をよく補佐しております。立派に職責を果たしていると思います。3月11日の東日本大震災でも各方面に配慮し、職員と遅くまで残り、市のことを心配しておりました。

議会改革が進まないと言いますが、それでは私も一刻も早く議会報告会を開いていただいて、大勢の市民の前で北海道研修問題、中国研修問題、政倫審問題、市章問題を含めて市の課題等を議論したいと思っております。

以上をもちまして、反対理由といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これから、採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
本動議のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。
したがって、副議長不信任の件は可決されました。
副議長の入場を許可します。
暫時休憩。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

弁明の発言の許可を願います。

○議長（秋山俊和君）

許可いたします。

○16番議員（内田俊彦君）

許可いただき、ありがとうございます。

ただいまの不信任案可決に対しまして、弁明の発言をさせていただきます。

私は議員になって以来、一貫して正義を叫び、市民のために、地域のために、住民のために力強い意見を市にもつなげ、そして議員の皆さまにも間違っていることは間違っていると強く主張し、それをただしてまいった自負がございます。

今回の諸問題につきましてもいろいろな方面から調査をし、そして私なりの意見を持ち発言をしてまいりましたし、対応もしてまいりました。常に現場を大切に、議員としての職責、そして副議長としての職責を果たすべく、まい進してきた所存でございます。

議会改革につきましては、私どもの議会におきましては決まりごと等がしっかりと守れない経緯もありまして、先ほど中山議員の反対討論の中にもございましたが、これをこのまま市民の皆さまに報告するのは、あまりにも議会の恥ずかしい面を露呈してしまうというふうを考えております。一つの方向性、決着をみてから、しっかりとした骨組みのもとに議会改革を進め、そして市民の負託を受けながら議会を運営していく気持ちでございます。

副議長として、まだ職務をまっとうしていく決意でございますので、よろしく願い申し上げて、弁明といたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

日程第24 議案第69号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてから日程第39 議案第88号 字の区域の変更について（明野町浅尾）までの16件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から、議案第69号および議案第70号について報告を求めます。

総務常任委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○総務常任委員長（保坂多枝子君）

北杜市議会総務常任委員会委員長報告をいたします。

総務常任委員会は、9月6日の本会議において付託されました事件の審査を9月16日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第69号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について

議案第70号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について

以上2件であります。

審査結果について、ご報告いたします。

この審査過程における概要を申し上げます。

まず議案第69号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

武川総合支所移転に伴い、北杜市防災行政無線通信施設における同報無線親局および移動無線基地局の位置について所要の改正を行うもので質疑・討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第70号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

老朽化が激しい武川総合支所を武川保健センターへ移転することから、総合支所の位置について所要の改正を行うもので質疑・討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第71号から議案第77号までについて報告を求めます。

文教厚生常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○文教厚生常任委員長（中嶋新君）

文教厚生常任委員会委員長報告を、朗読をもってさせていただきます。

平成 23 年 9 月 29 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 中嶋新

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、9月6日の本会議において付託されました事件の審査を9月20日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第71号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例について

議案第72号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第74号 北杜市武川町高齢者活動センター条例の一部を改正する条例について

議案第75号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第76号 北杜市浅川伯教・巧基金条例の一部を改正する条例について

議案第77号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例について

以上7件であります。

審査結果について、ご報告申し上げます。

この審査過程における主な質疑を申し上げます。

まず議案第71号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例については、質疑、討論ともなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第72号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「療養病床数を10%削減する根拠は。また、削減による病床数に不足が生じないか」との質疑に対し、「山梨県医療施設耐震化臨時特例基金事業の採択を受けて工事を実施しており、その補助金交付要綱で10%の削減が規定されている。また現在、病床の利用状況はおおよそ25人から30人で、70%から74%の利用率であるので削減しても病床数は充足する」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第73号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

「医療療養型個室について塩川病院に合わせた室料の改正となっているが、部屋の構造も塩川病院と整合がとれているのか。また、料金の値上げに対する見解は」との質疑に対し、「規模と設備とも塩川病院とほぼ同じ内容になっている。療養型病床の利用者は、一般的には室料がかからない4人部屋を利用させていただいており、個室は医師の指示がある方や希望する方が使う特殊なケースである。また、同じ市立病院で部屋の条件も同じであるため、料金は統一化すべきものであり、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

質疑終了後、「大幅な料金の値上げとなり、患者や家族の負担が大きくなるため反対」「療養病棟改築に伴う個室料の値上げである。一般的には大部屋を利用する方が多いので、特段、料

金値上げには差し支えないと判断する。塩川病院との料金のすり合わせであり、公平な観点から賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第74号 北杜市武川町高齢者活動センター条例の一部を改正する条例についてであります。

「現住所が違っていた経緯と見解は」との質疑に対し、「昭和47年に実施した国土調査のときからの誤りであり、条例上の住所が実際と異なっていたことは行政として反省すべきところである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第75号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「武川総合支所の移転で当該体育施設の住所が変わることはないと思うのだが」との質疑に対し、「総合支所の移転に伴い、武川町内の体育施設等の調査を行ったところ、その番地に誤りがあったため、改正するものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第76号 北杜市浅川伯教・巧基金条例の一部を改正する条例について、議案第77号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正する条例の2件については質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第78号から議案第88号までについて報告を求めます。

経済環境常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長（小尾直知君）

平成23年9月29日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 小尾直知

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月6日の本会議において付託されました事件の審査を9月21日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第78号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第79号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第80号 北杜市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 8 3 号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 8 号 字の区域の変更について（明野町浅尾）

以上 7 件であります。

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第 7 8 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

「地区説明会の開催状況は。また各説明会において巨額の市債を抱えている下水道財政であるが、料金統一化の趣旨が市民にしっかり伝えられたのか」との質疑に対し、「説明会は 7 月 2 5 日から 8 月 8 日までの間、8 地区で開催し、合計 1 3 6 人の参加があった。また、大量使用者への説明会を 8 月 1 8 日に行い、対象者 9 7 件のうち 3 1 件が参加した。今回の料金統一は料金格差の解消を最優先としているものであり、下水道財政の健全化を考慮すると大きな料金負担となる。しかし健全化も考えなければならないため、当面は下水道への加入促進、収納率の向上や維持管理面の見直し等、歳出の抑制を図っていく。また、公営企業として独立採算が基本であるが、公営企業法に基づく運営は考えてはいない。下水道財政健全化に向けての料金改定は、料金の統一後となる旨の説明を行ってきた。また使用水量、月 3 0 立方メートルまでの使用者については、今回の料金統一は低廉に抑えている。ただし、これまで定額制や人員・世帯割制の地区については水量に対し賦課することになり、増額の幅が大きいという意見もあったが、使用水量月 2 5 0 立方メートル以上の大量使用者等については、減免措置要綱を設け、対応する旨を説明し理解を求めてきた。各地区の説明会において、反対的意向は見受けられなかった」との答弁がありました。

また「大量使用者への減免措置の内容は」との質疑に対し、「旧料金体系が定額制、人員割・世帯割制の地区で、月の使用量が 2 5 0 立方メートル以上の使用者については申告により初年度 5 0 %、2 年目 3 0 %、3 年目 1 0 %の割合で使用料金を減免するものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 7 9 号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 8 0 号 北杜市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「浄化槽市町村整備推進事業で設置された浄化槽の維持管理は誰が行うのか。また単独で設置された浄化槽の維持管理について、北杜市の水を守るという観点から特に水源涵養エリアにおいて、市はその管理状況の把握に努めるべきであるがいかが」との質疑に対し、「浄化槽市町村整備推進事業では、市が戸別に浄化槽を設置するもので、維持管理も市が使用料金を徴収して行う。なお、北杜市戸別浄化槽設置費補助金の交付を受けて、戸別に設置した浄化槽については適切な維持管理を怠った場合、補助金の返還を求める場合もあるということを要綱で定め、維持管理の徹底を図っている。また補助金の交付を受けずに設置した浄化槽の設置者には、法定検査が義務付けられているので、山梨県や法定検査を行っている県浄化槽協会との連携を図り、指導に努めていく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 8 1 号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について、

議案第 8 2 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第 8 3 号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 8 8 号 字の区域の変更について（明野町浅尾）の 4 件については質疑・討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第 6 9 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 6 9 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 7 0 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 7 0 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 0 号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 7 1 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 7 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第75号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第76号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第79号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第80号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第81号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第82号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 8 3 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 8 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 8 8 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 8 8 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 8 号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第 4 0 議案第 6 8 号 北杜市障害者総合支援センター条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

原福祉部長。

○福祉部長(原かつみ君)

議案第 6 8 号 北杜市障害者総合支援センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書ならびに議案をご覧ください。

この条例は障害者および障害児の自立した生活の推進をより一層、充実させることを目的に障害者自立支援法第 7 7 条で規定する地域活動支援事業および、相談支援事業の拠点となる北杜市障害者総合支援センターを開所するため、北杜市障害者総合支援センター条例を定めるものです。

条例は、第1条から第12条と附則により構成されています。

条例中、第1条、第2条、第3条では設置目的、名称、位置、事業内容。第4条から第11条では休館日、開館時間、利用者の範囲、利用の制限、使用料、損害賠償など施設の管理について定めています。

附則において、この条例の施行期日を本年10月3日と定め、また当該センターの建物について、処分、制限期間が経過したのちは長坂体力づくりセンター条例の廃止を平成24年1月1日に施行する旨を定めています。

以上、北杜市障害者総合支援センター条例について、内容の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第68号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を4時5分といたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時05分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

あらかじめ申し上げておきますが、会議時間を延長します。

日程第41 議案第84号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第84号 平成23年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)をご覧いただきたいと申します。

めくっていただいて1ページでありますけども、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,269万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ277億8,637万2千円とするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと申します。

第2表の繰越明許費であります。

まず2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業の1,785万円につきましては平成24年7月から外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用を受けることとなっていることから、それに対応するためのシステム改修を行うものであります。事業期間が年度をまたがるため、明許設定をするものでございます。

次に8款土木費、5項都市計画費、小淵沢駅舎改修駅前広場整備事業の4,494万円につきましては北杜市の観光振興、駅利用者の利便性の向上のため、新小淵沢駅舎・駅前広場整備のための基本設計委託に要する経費のうち、小淵沢駅舎にかかる基本設計の期間が年度をまたがるため、明許設定するものでございます。

5ページをご覧いただきたいと申します。第3表の地方債補正であります。

今補正で長坂統合小学校建設事業の敷地造成工事等の増額分に充当するため、合併特例事業債を3,310万円増額し、限度額を20億6,560万円とし、地方債の限度額を37億5,720万円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと申します。歳入であります。

10款地方交付税の1億3,106万6千円でありますけども、交付税の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金294万円の補正でありますけども、山地活性化総合対策事業における鳥獣の侵入防止策の設置に伴う江草のリンケージファームの受益者負担金の294万円でございます。

14款国庫支出金の2,101万4千円ありますけども、主なものといたしましては山地活性化総合対策事業による電気柵設置補助金の1,940万4千円。増富小学校の閉校に伴い、スクールワゴン車購入費の補助金として、148万円でございます。

15款県支出金の2,125万7千円ありますが、主なものといたしましては水田農業構造改革対策協議、県単の事業補助金として958万3千円。環境保全型農業推進補助金として120万円。山梨農業ルネサンス総合支援事業補助金として702万2千円。明野町の上神取地区の発掘調査費の県負担金として234万4千円等でございます。

18款繰入金の1億1,124万9千円の主なものといたしましては、小淵沢の駅舎改築・駅前広場整備事業の基本設計委託への公共施設整備基金の繰り入れ分として、4,974万9千円。むかわの湯、温泉設備の修繕への公共施設整備基金の繰り入れ分が3,150万円。浅川

巧顕彰事業の映画制作費助成の基金繰り入れ分として、3千万円でございます。

20款諸収入の206万8千円でございますが、コミュニティ助成事業として長坂下条区の自主防災組織への災害備品購入費150万円等でございます。

21款市債3,310万円でございます。長坂統合小学校の敷地造成工事増額分に合併特例事業債を充当するための金額でございます。合わせて3億2,269万4千円でございます。

7ページ、8ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費の4,380万9千円でございますが、主なものとしたしましては、武川総合支所解体工事の管理委託および解体工事費2,563万3千円でございます。住民基本法の改正に伴うシステム改修委託料1,785万円でございます。

3款民生費5,927万7千円の内訳でございますが、むかわの湯の温泉改修工事3,150万円。続いて、平成22年度の介護給付費の確定による繰出金が111万1千円。自立支援給付費の確定に伴う国庫負担金の償還金として、1,838万8千円。同じく生活保護費の国庫への返還金等が736万2千円になっております。

6款の農林水産業費の6,994万1千円でございますが、江草地区の鳥獣害の電気柵の設置工事、設計料が588万円。同じく、その工事費が2,940万円でございます。明野農産物加工機器の整備事業として638万7千円。大豆麦用の農業設備の整備費として515万1千円。農地・水保全管理支払い交付金として、1,393万5千円でございます。

8款の土木費7,221万3千円でございますが、内容としたしましては道路維持補修の経費として2,246万4千円。小淵沢の駅舎および駅前広場の基本設計業務委託として4,974万9千円でございます。

9款消防費の684万6千円でございますが、常備消防費として県の広域化推進協議会への負担金として115万4千円。非常用の電気機器の設置工事として、増富総合会館へ予定しておりますが、362万3千円でございます。それから、長坂下条区の自主防災会への補助金として150万円でございます。

10款教育費の7,610万8千円でございますが、内訳的には長坂統合小学校の建設工事の造成工事追加補正分として3,485万円。スクールバス用のワゴン車購入費が297万7千円。埋蔵文化財調査の重機借り上げ料として260万6千円。浅川巧映画「白磁の人」の制作補助費として3千万円の、合計3億2,269万4千円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第84号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第84号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第42 議案第85号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

議案第85号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,879万5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ38億7,461万5千円とするものであります。

今回の補正は前年度の介護給付費の確定に伴う精算による補正であります。支払い準備基金への積立金が主なものであります。

2ページ、3ページをお開きください。

まず2ページの歳入でありますけども、7款1項一般会計繰入金111万1千円は平成22年度介護給付費額確定に伴う繰入金でございます。

8款1項の繰越金であります。4,708万4千円ではありますが、これは平成22年度分の繰り越しでございます。

3ページの歳出であります。

6款1項基金積立金3,394万1千円は、平成22年度実績による繰越金を支払い準備基金として積み立てるものでございます。

8款1項償還金及び還付加算金1,425万4千円ではありますが、これは精算に伴う国、県および支払い基金への返還金でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第85号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第85号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第43 議案第86号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

議案第86号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算書(第1号)でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

予算の総額に歳入歳出それぞれ284万6千円を追加しまして、予算の総額を4億981万1千円とするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

5款2項基金繰入金でございますけれども、校舎建設基金より284万6千円を繰り入れるものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1款1項総務管理費284万6千円でございますけれども、甲陵高校の北校舎西側の耐震補強工事の改修設計に伴う設計業務の委託料でございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第86号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第86号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第44 議案第87号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

議案第87号 平成23年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、市立病院等の防災対策事業に対する補正でございます。

まず第2条であります。平成23年度北杜市病院事業特別会計予算、第4条に定めた資本的収入および支出の予定額を補正するものであります。

収入の第1款病院事業資本的収入、第3項補助金137万9千円の補正予定額および支出の第1款病院事業資本的支出、第2項建設改良費131万1千円の補正予定額についてであります。

事業の内容につきましては、衛星携帯電話ほかの外部アンテナ等の設備に対する補助金と工

事費であります。この事業につきましては、山梨県透析学会が県の地域医療再生基金事業を活用して、県内で人工透析を行っている32施設を対象に施設間の医療連携体制の確立のための衛星携帯電話を導入し、連携を図るものであります。本市では塩川病院、甲陽病院がこの事業の対象となっているものであります。

次に収入の第2款介護老人保健施設事業資本的収入、第2項補助金45万7千円の増額および支出の第3款介護老人保健施設事業資本的支出、第2項建設改良費155万円の増額であります。事業の内容としましては、しおかわ福寿の里の防災対策整備の補助金と備品購入費であります。これにつきましては、発電機を2台購入いたします。この事業につきましては介護施設等の自家用発電設備事業補助金の財源が付き、2分の1の助成であります。このほかに投光機、業務用ストーブを購入する予定であります。

なお、今回の補正による資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額109万5千円につきましては予算第4条、本文括弧書き中の内容で過年度分損益勘定留保資金を改めることにより補填するものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第87号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第87号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第45 議案第89号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第89号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明を申し上げます。

予算の総額に1,434万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ278億71万3千円とするものであります。

今月2日から4日にかけて、市内に大雨を降らせた台風12号により法面・路肩崩落等の被害を受けた市道等について早急に対応する必要があるため、市単独の災害復旧事業として、本日、追加提案させていただくところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に内容説明を、担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

議案第89号 平成23年度北杜市一般会計補正予算書（第6号）をご覧ください。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,434万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を278億71万3千円とするものでございます。

これは今月2日から4日にかけて市内に大雨を降らせた台風12号により、法面・路肩崩落や路面穿堀等の被害を受けた市道および法定外道路について、関係機関との協議をふまえながら北杜市単独の災害復旧事業として早急に対応するため、今回、補正予算の追加提案をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

歳入についての説明であります。第10款1項1目地方交付税につきましては1,434万1千円を増額し、補正後の額を114億5,971万2千円とするものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。歳出であります。

11款災害復旧費1,434万1千円でありますけれども、路肩崩落・法面崩落、それから砂利道の穿堀などを併せて市道24カ所の復旧費626万3千円と、法定外公共物の路面が降雨によりまして削られたことによって、生活道路としての支障を来していることから復旧するための経費として807万8千円の計1,434万1千円を新たに追加し、災害復旧費の合計を2,891万1千円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 89 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 89 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第 46 同意第 12 号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第 12 号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市教育委員会委員が辞職することに伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、北杜市大泉町谷戸 2101 番地 2、小宮山英人、昭和 26 年 1 月 14 日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第12号に対する採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第47 選挙第5号 牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布しましたとおり、2人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました2人を、牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第48 選挙第6号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布しましたとおりの6人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました6人を、奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第49 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、会議規則第150条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第50 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

9月6日に開会された本定例会は、決算特別委員会および常任委員会が開催され、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただきました。また議員各位には連日のご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成23年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時33分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	山内 一寿